

## 平成28年第4回粕屋町議会定例会会議録（目次）

### 第1号 12月2日（金）

・開 会	7
・会議録署名議員の指名	7
・会期の決定	7
・諸般の報告	8
・議案の上程（第70号～第76号）	8
・議案に対する質疑	10
・意見書案の上程（第3号～第4号）	12
・意見書案に対する質疑	13
・議案等の委員会付託	19

### 第2号 12月5日（月）

・一般質問	24
中野敏郎議員	24
1. 身近なことから取り組むことにより、身近なことではなくしたいこと	24
2. 身近なことについて	42
本田芳枝議員	43
1. ふれあいバスの今後の方向性を明確に	44
2. 歳入における繰越金の考えを問う	55
田川正治議員	64
1. 公共施設等総合管理計画にもとづく老朽化した保育所や町営住宅の建て替えについて	65
2. 新学校給食センター建設の予算にともなう建設状況と産業廃棄物による危険性の除去対策について	73
太田健策議員	84
1. 給食センターの廃棄物対策について	84
2. 平成27年度の粕屋町の入札結果について	99

### 第3号 12月6日（火）

・一般質問	104
木村優子議員	104
1. 食品ロス削減に向けての取り組みについて	104

安藤和寿議員	113
1. 公民館の新しい有効活用について	113
2. JR原町駅地下人道掲示板について	116
3. 小中学校のトイレについて	119
福永善之議員	122
1. 待機児童対策について	125
久我純治議員	144
1. 待機児童対策は	144
2. 水鳥橋跡は今後どうするか	155
3. 一灯点滅式信号機は出来ないのですか	158
<b>第4号 12月7日（水）</b>	
・一般質問	166
長 義晴議員	166
1. 粕屋町公共施設等総合管理計画について問う	166
2. 学校給食共同調理場建設に伴う遅延損害金について問う	174
川口 晃議員	182
1. 幼児教育問題	183
2. 学校教育問題	186
3. 各種の税の問題について	194
4. RDF問題について	200
小池弘基議員	202
1. 町長の選挙公約にありました九州大学原町農場の跡地利用について	203
2. バリアフリーの充実について	210
山脇秀隆議員	214
1. 健康寿命を延ばす取り組みについて	214
2. 平成29年度の枠組み予算編成について	226
<b>第5号 12月16日（金）</b>	
・議案等の上程（決議案第1号）	238
・議案等に対する質疑	238
・各委員長の審査結果報告・質疑・討論・採決	239
議案第70号 粕屋町税条例等の一部を改正する条例について	239
議案第71号 粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条	

	例について……………	240
議案第72号	粕屋町学校給食調理場設置条例の全部を改正する条例について……………	242
議案第73号	粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定について……………	243
議案第74号	粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について……………	246
議案第75号	平成28年度粕屋町一般会計補正予算について……………	247
・	議案等の上程（第77号）……………	268
議案第76号	北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について……………	270
議案第77号	遅延損害金等の額の暫定合意について……………	272
決議案第1号	特別支援学校を粕屋町に誘致することを要望する決議について……………	273
意見書案第3号	地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）……………	274
意見書案第4号	RDF発電事業の終結に当たっての意見書（案）……………	274
・	閉会……………	277

平成28年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（開 会 日）

平成28年12月2日（金）

## 平成28年第4回粕屋町議会定例会会議録（第1号）

平成28年12月2日（金）

午前9時30分開会

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 会議録署名議員の指名
- 第2. 会期の決定
- 第3. 諸般の報告
- 第4. 議案の上程
- 第5. 議案に対する質疑
- 第6. 意見書案の上程
- 第7. 意見書案に対する質疑
- 第8. 議案等の委員会付託

### 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング 高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美                      副町長 吉武信一

教 育 長	西 村 久 朝	総 務 部 長	安河内 強 士
住民福祉部長	安 川 喜代昭	都市政策部長	因 光 臣
教育委員会事務局次長	大 石 進	総 務 課 長	山 本 浩
経営政策課長	今 泉 真 次	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	社会教育課長	新 宅 信 久
収 納 課 主 幹	大内田 亜 紀	健康づくり課長	中小原 浩 臣
給食センター準備室長	石 山 裕	総合窓口課長	藤 川 真 美
給食センター所長	神 近 秀 敏	介護福祉課長	八 尋 哲 男
地域振興課課長補佐	山 田 淳	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開会 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

早いもので、もう今年最後の月となりました。今年は福岡市出身の東京工業大学名誉教授、大隅良典先生がノーベル医学・生理学賞を受賞されるなど特筆すべき慶事もありましたが、一方では神奈川県相模原市の障害者施設での元職員による殺傷事件や家族間での家庭内事件、少年がかつての仲間を殺める事件など戦慄さえ覚える事件も多く発生しました。来年は、酉の年であります。鶏にちなんで鶏鳴という言葉があります。鶏が鳴くと書きますが、鶏が鳴くのは朝を迎える合図。その朝が皆様方にとって、また粕屋町にとっても国にとっても、また全国民にとっても光輝く朝、つまり一年であることを願ってやみません。

さて、先月11月9日、第60回全国町村議会議長全国大会が東京で開催されましたので、私出席させていただきました。「地方創生の実現をめざして」という統一テーマのもと、皆さんのお手元にお配りさせていただいていますような宣言と決議を採択しました。これをもちに、全国の町村議会ともども鋭意努力していかなければと考えるところであります。

以上、開会に当たってのご挨拶とさせていただきます。

本日、理事者側におかれましては、本多地域振興課長及び石川収納課長は公務等のため欠席届が提出されております。代わりに山田課長補佐及び大内田主幹が出席されておられます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から平成28年第4回粕屋町議会定例会を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

今期定例会の会議録署名議員には、会議規則第127条の規定により、議長において11番久我純治議員及び13番山脇秀隆議員を指名いたします。

◎議長（進藤啓一君）

日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日から12月16日までの15日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、会期は本日から12月16日までの15日間と決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

日程第3、諸般の報告を求めます。

因辰美町長。

（町長 因 辰美君 登壇）

◎町長（因 辰美君）

おはようございます。

本日、平成28年第4回粕屋町議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては何かとご多忙の中、全員のご出席を賜りまして心から感謝を申し上げます。

それでは、諸般の報告をいたします。

今回、一部事務組合等の平成27年度の歳入歳出決算額に関する報告2件でございます。決算内容につきましては、配付いたしております資料のとおりでございますので、ご覧いただきたいと存じます。

以上で諸般の報告を終わります。

（町長 因 辰美君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

日程第4、議案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に町から提示されました議案は7件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

（町長 因 辰美君 登壇）

◎町長（因 辰美君）

それでは、議案の上程を行います。

平成28年第4回粕屋町議会の定例会に提案いたします案件といたしましては、条例の改正及び制定が5件、平成28年度補正予算が1件、一部事務組合の規約の改正等が1件、以上7件でございます。

それでは、議案第70号から順にご説明を申し上げます。

議案第70号は、粕屋町税条例等の一部を改正する条例についてでございます。

地方税法等の一部を改正する法律の規定に基づき、本年6月議会定例会において専決処分のご承認をいただきました事項以外の税条例の一部を改正する必要が生じ



ましたので、所要の規定を整備するものでございます。改正の主な概要の1つ目は、修正申告等により更正された一部分の延滞金が計算期間から控除されるもの、2つ目は二重課税の回避と脱税の防止のため、特例適用利子、配当・譲渡・一時・雑所得を分離課税するもの、3つ目は軽自動車税の環境性能割導入の延期に伴う規定の整備でございます。

議案第71号は、粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてでございます。

育児休業、介護休業等、育児または家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、当町の介護休業等の制度を定めた本条例の改正を行うものでございます。改正の主な概要といたしましては、既存の介護休暇の分割取得を可能とし、新たに介護時間を設けるものでございます。

議案第72号は、粕屋町学校給食調理場設置条例の全部を改正する条例についてでございます。

平成29年4月より供用開始いたします新しい給食センターは、PFI事業で整備しており、今後15年間町が行う業務とSPC特別目的会社である株式会社粕屋町学校給食サービスが行う業務を連携することにより、学校給食の調理等を効果的にかつ能率的に進めていくものとなりますので、今回の全部の改正において町が行う業務内容と町職員定数の明文化を図るものでございます。

次に、議案第73号は粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてでございます。

平成27年の農業委員会等に関する法律の改正に伴い、平成29年7月に任期満了を迎える農業委員会の委員及び新たに定められた農地利用最適化推進委員の定数を定める必要があるため、新規に条例を制定するものでございます。現在の農業委員会の委員は、改正前の農業委員会等に関する法律により選挙による委員及び議会の推薦等により組織されておりましたが、今回の改正により市町村長が議会の同意を得て任命することになったことにより、その定数を提案するものでございます。

次に、議案第74号は粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてでございます。

所得税法等の一部改正により、住民税の課税の特例として特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、粕屋町国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については、従来どおり特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得金額に含めた所要の整備を行うものでございます。

次に、議案第75号は平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてでございます。

今回は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,435万4,000円を減額

し、歳入歳出予算の総額を142億9,778万円とするものでございます。

歳入の主なものといたしましては、国庫支出金を3億7,904万8,000円、県支出金を614万4,000円を増額し、繰入金を2億7,776万9,000円、諸収入を9,752万円、町債を3,390万円減額するものでございます。

一方、歳出の主なものといたしましては、臨時福祉給付金給付事務費を1億1,124万6,000円、消防団等運営事務費を212万9,000円増額し、公共施設整備基金費を9,222万円、小学校施設整備事業費を3,768万6,000円減額するものでございます。

次に、議案第76号は北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議についてでございます。

平成29年4月1日から新宮町相島地区を新たに処理区域とすることに伴い、組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものがあります。

以上で提案理由の説明を終わります。何とぞよろしくご審議賜りますようお願いいたします。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

議案第73号の農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてっていうところで質問をいたします。

まず、農地利用最適化推進委員とはどういう方なのか。本来、農業委員会の中でそのようなことも、多分私の推測では話し合いをされていたのではなかったのかと思っていたんですが、今回このような流れはどういう背景があってどういうことのためにこういう議案が出たのか、その説明をお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

この件につきましては、農業委員会の改正に伴いまして、今までは町長が先ほど申しましたように通常であれば選挙関係において農家の方が出ていただいたと。今回の改正につきましては、一般の学識経験者も出ていただいて、幅広くある農業関

係を進めろと。そしてもう一つ、今回これが新たに農地利用最適推進委員の新設ということが明示されまして、主に農業委員会とは別に担当区域における農地等の適正利用の最適化の推進のために現場活動を行う農地利用適正化委員会を新設されたということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ということは、農業委員会の中で一緒に活動をするとかじゃなくて、別に委員会を設けてその3人の方が最適化に対して話し合いをし、それをまた後で農業委員会の方たちと一緒にするという流れですか。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

基本的にはこれ農業委員会と一緒に行動していただくことになろうかと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今回までいいですよ。

農業委員会の中でのいろんな機能が問題になっていると思うんですけど、この14対3という割合が私には気になるんですね。やっぱり従来の考え方、やり方で、またそういう推薦を受けてこられた方の勢力が多いので、新たにその最適化推進委員の方が提案されてもその辺の可能性は非常に少ないんじゃないかと。一步改革ではあると思うんですけど、だから最適化推進委員は今おっしゃったように町長が推薦をするということになるんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

町長が任命をして、そして議会のほうの同意を求めるということでなっておるかと思えますけれども。

それと、この定数につきましては、この新たな法律の中において何ヘクター以上であれば何人とか、この最適推進委員さんについてもそういうような条項の中で

お決まりされているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、意見書案の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、今期定例会に提出されました意見書案は2件であります。

事務局長が意見書案を読み上げます。

◎議会事務局長（古賀 博文君）

読み上げます。

受理番号3番、受理年月日、平成28年11月24日。件名、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案。意見書の要旨、意見書写し添付につき省略。意見書提出者の氏名、粕屋町議会山脇秀隆議員、長義晴議員、久我純治議員。

続きまして、受理番号4番、受理年月日、平成28年11月24日。件名、RDF発電事業の終結に当たっての意見書案。意見書の要旨、意見書写し添付につき省略。意見書提出者の氏名、粕屋町議会川口晃議員、田川正治議員。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまからそれぞれの提出者に趣旨説明を求めます。

意見書案第3号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書案を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者を代表しまして、山脇秀隆議員、お願いします。

（総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎13番（山脇秀隆君）

それでは、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書の提案理由説明を、3常任委員会委員長を代表しまして申し上げます。

全国町村議長会におきまして、地方議員の厚生年金加入を可能にする法整備を国に要望することが決定されたことから、地方自治法第112条及び粕屋町議会会議規則第14条の規定により、地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書を提

出するものであります。

以下、提案理由の概略です。

現在、全国の町村議会が抱えている問題の一つとして地方議会の重要性が論じられている中、町村議会では議員のなり手が不足していることが深刻化しております。昨年行われました統一地方選挙においては、全国928ある町村のうちおよそ4割に当たる373町村において議員選挙が行われ、うち2割以上に当たる89町村では無投票となり、中でも4町村では定数割れという状況でありました。また、議員を退職した後の生活の保障も基礎年金しかなく、今後の議会を担う若い世代の方の立候補を期待しても、サラリーマンの方々については加入していた厚生年金も議員の在職期間は通算されず、老後に受け取る年金も低くなってしまふなど、難しいままであります。住民の代表として議会がこれまで以上にまちづくりにしっかりとかわっていくには、幅広い年代層から議員になろうと思うような環境づくりが必要であります。そのためには、地方議会議員の年金制度を時代にふさわしいものにする事で議員を志す新たな人材確保につながっていくと思われまふ。この意見書への皆様方のご賛同をお願いし、提案理由の説明を終わります。

以上です。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第3号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今、意見書の提案趣旨述べられましたけど、議員年金制度が廃止されてから私たちの議員の年金がなくなるということで、新しい年金制度などを含めた必要性はあると思います。

しかし、この内容が、議員の厚生年金の支払いについてどのようになるのか、国民年金と同じように全額議員が支払うのか、また労使折半というような厚生年金の形での支払いになるのかということなど、一つ例えれば問題もあります。また、今、非正規の雇用の若者が増えております。厚生年金加入できない人や国民年金を払えない人も増えてきております。こういうことなどを考えれば、年金財源が枯渇する、減少するという事なども言われております。これらのことなどの検討課題が多々あるかと考えますが、そのことについて質問いたします。

◎議長（進藤啓一君）

分かりますか。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

田川議員の質問にお答えいたします。

まず、今回の厚生年金加入につきましては、一般の厚生年金と同じように労使折半で行われるとのことですので、例えばもうあと一年で勇退するという方にしても、今までの通算として今まで入っていた国民年金や厚生年金に合算されて上乘せで支給されるということですので、一般サラリーマンが入るような厚生年金の仕組みと同等というふうに考えております。

それともう一点ありましたね、財源。今回200億円の、平成23年6月に廃止になったわけですが、そのときは合併等市町村における年金財源がないということで廃止になったわけですが、今回は政府管掌の厚生年金に加入すると。ですから、私たちも職員と同じような組合という形で今回加入するという事なんで、そこの原資を使って行われるということですので、また計算基準が一般とはちょっと違いまして若干減ったような形の支給対象になるので、加入すれば70歳まで加入しなければならないという形態にもなっておりますので、その辺で調整をされていくものだというふうに感じております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

この意見書は、福岡県の自治会館の中に福岡県町村議会事務局があります。この事務局のほうから、会長さんでございますけども、那珂川町の議長です。全県下これを出してくださいというようなことで全県下出されております。粕屋町におかれましては、通常今まで3常任委員長さん名で出されておりましたので、今回もこの3名の委員長さんをお願いいたしております。そういうことが経過であります。

内容に対して質疑はありませんか。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

一般の議員は、例えば役場の職員の方たちと給与体系が違うように思っています。それはそれなりの流れがあると思っておりますので、共済組合として今までいろんなことがなされてきたのはそれでいいと思うけど、今回厚生年金のほうへということだったら、確かに若い方が議員になり手はないと思うんですけど、私自身はその議員の活動、あるいは議員活動の考え方が半分ボランティアですよ。そういうところの考え方が縮小されるような流れに行くのではないかとちょっと懸念しているんですが、その辺は、今分かる範囲で教えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

若い人がなりたくても、今までは議員年金というのが今までありましたけれども、それは合算されなかったんですね。全く別物でありましたし、町村議会の皆さんから集めたお金だけで運営をしていたという経緯がありました。それが財源不足ということで廃止されましたが、今回の厚生年金加入につきましては一般と同じように全国共済組合、一元化されましたよね、職員の。それと一緒に同じような形で第3号被保険者としてそこに加入をするというふうになっておりますので、今まで勤めてあったとか今まで働いていた年金に合算されて支給ができるということになりますので。また、今回はほかで収入を得て生活をしている場合は加入しなくてもいいですよという選択肢がありますので、若い人がもし別で働いて収入がある場合は無理にこの厚生年金に入らなくてもいいということにもなっておりますので、いろんな選択肢があるので、若い人がこれからどんどん出てくるときにはこういうのを活用しながら選択してやっていける。だから、これからの地方議会の改正は、地方議会議員に議会が重点的に国と同じように権限を持たせようと今している段階なんですね。そういった中では幅広い人材がやっぱり必要でありますので、こういった年金制度を与えることによってそういった人たちが議員になる要望が出てくるのではないかという期待のある制度だというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

先ほど質問に対して回答があったのが、今回の厚生年金の保険料の支払いの関係、労使折半ということでありましたけど、全国的には税金の無駄遣い、政務調査費の不正な問題とかいろいろ、国民が今議員、私たちに対する、またこの税金の使い方ということについては非常に厳しい状況でもあるんですね。そういう点では私は時期尚早、もっともっと検討するという含めて考えることも必要じゃないかということがあるわけですけど、富山市議会で13人の人が不正で政務活動費で問題が起きましたよね。結局6月に60万円から70万円へ10万円引き上げたんです、議員歳費をですね。ということで、これが問題になって、それも含めて今回10万円引き下げて元に戻すと。10会派のうち8会派の人がそういうふうに賛同した。費用弁償も4,000円を廃止するというさきも出てきてるんですね。こういう状況のもとですので、時期については検討して据え置くということも思うんですが、そのことについて。

◎議長（進藤啓一君）

質疑でございますから、討論めいたものは最終日に行いますので、質疑に限ってのお答えを。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

これはサラリーマンでもそうですし、報酬に対してその比率で負担をする。ですから、折半になるというのは社会的通念で皆さんが行っている年金制度でございますので、当然議会も厚生年金も同じように報酬月額に対しての負担率で計算されて折半という、当然社会通念上社会が行っていることを自治体も行ってくださいっていう発想なんで、私はセクト化したものでもなくて批判を浴びるものでもなくて、これから本当に若い世代が出てくる上では非常にいい制度に今回なるのだなというふうに確信を持って言いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

意見書、請願、陳情等については、既にご存じのように、今日は質疑です。採決は一番最終日に賛成討論、反対討論をお受けいたしまして採決するようになっておりますので、今日は質疑のみでございますので、先に言いますように討論めいたものはご遠慮賜りたいと思います。

質疑のみ、ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、次に意見書案第4号RDF発電事業の終結に当たっての意見書案を議題といたします。

趣旨説明を求めます。

提出者を代表いたしまして、川口晃議員。

（4番 川口 晃君 登壇）

◎4番（川口 晃君）

初めてここに立ちますので、緊張しております。文章を書いてきておりますので、それを読み上げて提案したいと思います。

RDF発電事業の終結に当たっての意見書案の趣旨説明。

10月22日の西日本新聞に突然、「RDF発電、県が撤退」という記事が出ました。内容は、理想の広域ごみ処理システムとして福岡県が推進してきたごみ固形化燃料、RDF発電事業について、事業を主導してきた福岡県と電源開発が平成34年度末で事業から撤退する意向を、参加する5つの清掃施設組合に通知してきたと述



べています。その理由として、そこに書いてあります以下の3点が上げてあります。要するに、事業の目的を達したという趣旨だというふうに思います。

本事業は、もともとダイオキシン類規制強化で対応が困難な小規模市町村の支援と大牟田地域の振興策として福岡県のリーダーシップのもとで推進してきたものであるというふうに思います。それで、その終結に当たっても県のイニシアチブが発揮されるのが当然であろうというふうに思います。そこで、終結に当たっては、福岡県が推進してきたごみ行政の責任を果たす上で、下記の要望事項の実現を強く求めるのがこの意見書案の趣旨です。

1つは、本施設の撤去費用については福岡県が負担すること。2番目は、株式会社、福岡県と電源開発が大株主ですが、その出資金については各施設組合に清算を課すのではなく、出資者がそれぞれの責任で処理すること。3番目は、今後継続をする期間内で黒字が生じた場合は、単年度ごとにごみ処理委託料の値下げに努めること。そういうことの要望です。

2項について、私ちょっと調べたんですが、この電源開発の資本金は2億円で、そのうち各団体が出資金として出しているのは福岡県が7,000万円、電源開発が7,000万円、大牟田市が1,500万円、参加の市町村が各1,500万円ずつ出資しております。一部には出資金不足があるかもしれないというような話も聞いておりますけども、それは資料がないので定かではありません。出資金というのは全て全額払ってからのことだというふうに思いますので、そういうことはないかと思いますが、いろいろな事情があって何かあるかもしれませんので、出資金不足の団体が責任を持って処理することということを入れております。

以上、趣旨を説明して提案といたします。

以上です。

(4番 川口 晃君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第4号に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

ちょっと質問があります。

粕屋町はRDFの事務組合があると思いますけども、その組合で今回出されたのではなくて、個人の所属していない議員の方が今回意見書を出されておりますので、この辺との関連、関係、その辺の意見調整というのはどのように進んであるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

今山協議員がおっしゃられましたが、事務組合からの一切の説明は今あっておりません。それで、これは私たち個人として私と田川議員の2人の連名で出したわけです。

以上です。それでいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

川口議員、それから田川議員にお願いしたいんですが、皆さん方もご承知のように……。

◎議長（進藤啓一君）

質疑でしょうか。質疑を兼ねてお願いということでしょうか。

◎10番（長 義晴君）

いや。それで、大牟田リサイクル発電所は皆さんご承知と思いますし、特に川口議員は今お尋ねの須恵町外二ヶ町清掃施設組合の委員でもありますが、大牟田リサイクル発電所は平成14年12月から稼働を始めまして平成30年3月31日までの契約となっておりますが、それにあわせまして、それへの前段として25年3月から稼働延長協議が地元の篠栗町、尾仲、若杉、それから乙犬3区の関係者、いわゆる区長さんとか農事組合長さんとか水利組合長さんと、クリーンパーク稼働延長事業継続についての協議会が持たれまして、平成27年10月まで14回にわたり協議を重ねられまして、27年10月19日に協定案が承認され、平成40年3月31日まで施設を稼働することで今年4月16日に調印式が行われ、10年間の稼働延長が締結され、平成30年以降の事業が当面継続されることになっております。

◎議長（進藤啓一君）

申し訳ありませんが……。

◎10番（長 義晴君）

そういうふうなことで、意見書提出については新聞報道はされておりますが、この組合議会としての会議は一切まだ行われておりません。そういうふうな中で意見書提出は私は時期尚早ではないかというふうなことで、同じ意見書提出をするに当たっては各町が意見書を集約され要望書がまとめられた後に各町歩調を合わせましてから意見書提出が一番いいんじゃないかと思っておりますので、川口議員、特にそういうふうなことで県に対する要望に対しましてもそういった過程を踏んだ中での意見

書であれば重みが増すんじゃないかなと思います。そこいらご理解賜りたいというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

提出についての時期の問題の質疑、質問でございます。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私の意見を述べさせていただきます。機を見て敏は言うというふうに言いますので、私たちは一切この件について報告も聞いていないし、薄々とはRDFが終結していくんじゃないかというのは察知していました。しかし、突然10月22日に西日本新聞のトップ記事でこうして出たわけです。だから、やはりそういう説明があっただけでこうなったんだしたら私も控えたというふうに思います。しかし、そういうのがなくて出ましたから、やはりそれに対峙して私たちが出すのも当然な権利だというふうに思います。しかし、中身は全然分かりません。私も一般質問で今度やるようにしてるんですけど、ほとんど中身は分かっておりませんので、それはいろいろ考えながら質問はしたいと思います。しかし今、長義晴議員が言われました、そういう意味でこういう要求は、例えば今頑張ってる三浦町長さんに失礼になるんじゃないかとか、それとかクリーンパークの議会に対して失礼になるんでないかというような考えかもしれませんが、一切迷惑はかからないというふうに思っております。そういう意味で、時期尚早でないかということではなくて、志免町も同じに出してますし、そのことは心配されないでいいんじゃないかというふうに思います。本来なら進藤議長とか長議員さんにもいろいろ相談しながらやっていきたかった、実際ならここに入れていただきたかったんですけど、議長さんは議長をしてあるし、長義晴議員は組合議会の議長をしてありますので、それはもう無理だなということで私たち単独で出しました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

今、時期の問題もございますけども、既に提出されておられるわけでございますから、その提出されてあられます内容についての質疑を求めたいと思いますが、質疑はありませんか。

ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、意見書案第4号の質疑を終結いたします。

議案等の委員会付託についてお諮りいたします。

本日上程されました70号議案から74号議案と76号議案につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。

次に、75号議案の平成28年度粕屋町一般会計補正予算については、地方自治法第109条第1項及び粕屋町議会委員会条例第5条の規定により、議員全員で構成する予算特別委員会を設置し、予算特別委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました議案等につきましては、付託表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託することに決定いたしました。

なお、予算特別委員会の正副委員長は、委員長に久我純治議員、副委員長に山脇秀隆議員と長義晴議員であります。

お諮りいたします。

本会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第45条の規定により、議長に一任していただきたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、誤読などによる字句、数字等の整理訂正は議長に一任していただくことに決定いたしました。

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

(散会 午前10時13分)

平成28年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成28年12月5日（月）

## 平成28年第4回粕屋町議会定例会会議録（第2号）

平成28年12月5日（月）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

#### 第1. 一般質問

1番 議席番号	2番 中野敏郎 議員
2番 議席番号	12番 本田芳枝 議員
3番 議席番号	9番 田川正治 議員
4番 議席番号	6番 太田健策 議員

### 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美	副町長 吉武信一
教育長 西村久朝	総務部長 安河内強士
住民福祉部長 安川喜代昭	都市政策部長 因光臣
教育委員会事務局長 大石進	総務課長 山本浩

経営政策課長	今 泉 真 次	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	社会教育課長	新 宅 信 久
収 納 課 主 幹	大内田 亜 紀	健康づくり課長	中小原 浩 臣
給食センター準備室長	石 山 裕	総合窓口課長	藤 川 真 美
給食センター所長	神 近 秀 敏	地域振興課長	本 多 一 夫
介護福祉課長	八 尋 哲 男	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

本日、理事者側の石川収納課長から欠席届が提出されており、代わりに大内田主幹が出席されておられます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただいまから一般質問を行います。

発言に関しましては、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告の趣旨にのっとり簡単明瞭に、答弁者の発言に関しましては質問にそれることなく的確に、しかも簡潔にされますことを議事進行上、強く強くお願いする次第であります。

なお、答弁側におかれましては、答弁者が誰か明確となるよう声に出して挙手されますようあわせてお願いをいたします。

それでは、通告順に従い質問を許します。

2番中野敏郎議員。

(2番 中野敏郎君 登壇)

◎2番（中野敏郎君）

2番中野敏郎、一般質問を始めさせていただきます。

お手持ちの質問通告書ですが、ちょっとお断りをさせていただきます。私のほう、身近なことについてというタイトルと、それから身近なことから取り組むことにより身近なことではなくしたいことですね。もう身近であってはこんなこと困るなというふうなこと、どちらが大切なことか、どちらも大切なんです、2番目の後半のほうから入らせていただきます。これをやっておりましたら、これだけでもう手いっぱいかなというふうな形になりました。ぜひ皆さん、こちらのほうでよろしく願いいたします。

最初にですが、私ちょうどこれが1回まわって2回目の一般質問、第5回目の一般質問というふうな形になるんですが、この1年いろんなことを勉強させていただきました。一言で申せば、議員になってよかったなど。議員というものは、例えば来賓というふうな形でいろんな会合あるいは総会あるいは学校、いろんな所に参加できます。そういった中でいろいろ学ばせていただきました。もちろん視察、近くでの視察もありました。古賀特別支援学校なんて最高に行ってよかったななんて思っております。そういうことを含めて、今回一般質問の中に取り入れていきたいと



思っております。

実は、学校ネタと言ったら失礼なんですけど、そういうことが多いんです。去年もここで大川小学校の学習発表の中であった和食についてというふうな話をしました。今年も大川小学校の4年生がコスモスの取り組みについて話しておりました。それをまた題材とさせていただきたいと思います。

先月は、粕屋中学で研究発表大会がありまして、そこに私も参加させていただきまして、昔の同僚となんか久しぶりに会いました。彼はずっと授業をそうやってから三十何年やってて、退職後もまたやっている。ああ、いいな、老練な形でうまいぐあいに授業をやってる。ああいう形で落ちついて授業ができたらいいななんていうふうなこと、私にはできなかつたんで、そう思ったりしました。

本日の一般質問の最初の項目というのは、実は9月10日、学校公開日に私は粕屋東中学校のほうに行きました。そこで1年2組、秦先生の授業を1時間みんな見ました。タイトルからすぐに選んだんですね。何というタイトルだったか。ハチドリのひとつづく。あっ、ピンと私のほうに来ました。教育長からまた怒られるかもしれませんが、今度の場合はこの間のカワセミとは違います。ちょっと違うのは、同じ特色があります。くちばしが長いといふところなんですけど、このハチドリのほうがよっぽどもっと長いんですよ。この鳥っていうのは中南米にいっぱい住んでるそうです。わずか2グラムとか20グラムとか、そんな軽い鳥みたいなんですけど、ホバークラフトしながらっていうんですか、花の中にこのくちばしを突っ込んで蜜をとる。花のほうもこんなに長い花びらをしてる。お互いが共生するっていうんですか、あるいは共進化っていうんですかね、お互いが成長するという中で彼らっていうのは生きていってるわけですが、そのハチドリを扱った題材でした。これ「ハチドリのひとつづく」という本でございます。ちょっとこの本、前編読んでいきたいと思います。

ハチドリのひとつづく。森が燃えていました。

説明を忘れておりました、これ実は秦先生が授業で使われたそのものでございます。こうやって森が燃えているというふうな風景を、マグネットあって黒板にぽんと張られているものです。

森が燃えていました。森の生き物たちは我先にと逃げていきました。でも、クリキンディという名のハチドリだけは行ったり来たりです。くちばしで水の滴を1滴ずつ運んでは、火の上に落としていきます。動物たちがそれを見て、そんなことをして一体何になるんだと言って笑います。クリキンディはこう答えました。私は私にできることをしているだけ。最後、もう一回言いたいと思います。私は私にできることをしているだけ。これで終わりです。

辻信一という人がこれは監修してつくった本です。後でも出てきます、キーワードになるような人物でございます。

そういうふうなハチドリの話をしてっていうんですか、先生は授業を構成されていきます。その次に出てきた内容というのはちょうど、すみません、これは2005年という年に出版されていますが、これは2006年の年です、次の年ですね。皆さんもご存じだと思います。アル・ゴアという副大統領が不都合な真実というふうな形で、この地球がだんだん温暖化していったいろんな氷が溶けているとかシロクマが大変であるとか、そういうふうなことを本に出したり、あるいは映画が放映されたりして、世界に一つの危機というものを生んだ。もう10年になってしまってるんですけど、そういうふうな話を先生はされました。有名な話であります、皆さんのところからよく見えるかちょっと分かりませんが、2つの海があるわけじゃないです。同じ海です。アラル海という中央アジアにある海なんです、片一方は1989年、もう一方は2003年。わずか14年ぐらいですかね、この期間でこんなふう海面が減っていたというふうな写真ですね。もう一つ、2009年になりましたら、もういよいよもって海面というのがなくなってしまいます。そこで働いていた人、もちろんそれだけの大きな海ですから船もあって漁師の人たちもいたわけですが、こういうふうな状態になったという授業展開をされていきました。

2006年という年がそういう年で、私も頭の中にすごくそのことがひっかかっておりました。2007年、この間もお話したかもしれませんが、たまたま新聞で見た内モンゴルへのポプラの植栽というのが、田主丸隊が編集するから募集しているというふうなことを聞きまして、私は即申し込みました。そのメンバーの中に西日本新聞関係されている販売店の方がおられたわけなんです、その方と懇意になりました。その1年後、私は彼にハチドリのひとしずくという本を紹介していたんですね。そしたらどういうことが起こったか。2007年から西日本新聞の販売店が主催しながらハチドリ隊というのを組織して、毎年これは中国のほうにポプラを植えに行っているというふうなことが起こりました。ああ、そういうふうな流れでっていうんですか、世の中っていうか、この動きを止めていこうというふうなことが起こっていたわけですよ。

2008年がそれでしたが、次ですね、今日の主題になることなんです、デヴィッド・スズキという人が、「いのちの中にある地球」という本を出しております。これはもうちょっと遅くなりまして2010年です。この方は日系の何世かで、あちらのほうの大学、ブリティッシュコロンビア大学ですかの教授もされていて、大会の記念にずっと書物を出したんですが、これを訳した人は実は先ほどの「ハチドリのひとしずく」という本を監修しました辻信一という方なんです。この方がこれを編

集しております。

皆さんにどうか、質問というふうな形で一つのテーマを与えたんですが、世の中というのは、安倍首相やいろんな人たちが経済を成長していこう、あるいは物価を2%上げようというふうか、そういうふうな話というのがずっと出てくるわけですが、私たちも昔、相当5%やら10%までにはいかないような形で世の中の経済というか物価が上がっていきましてよね。だけど、よく考えていきましたら、例えば1%ずつ成長していくと、例えば100のものは70年近くたつと200になってしまふ。2%になると35年でもう倍になってしまうんですね。これだけ100あるものが200ある、あるいは100買えるものが200買えるとか、そういうふうになっていく世の中というのは私も考えものだなというふうなところを思っているわけですが。

さて、今日の1つ目の本題に入っていきます、質問ですね。この方がこういうふうな例えをされました。たまたまここにコップがありますから、すみません、ちょっと。これ試験管というふうなことでその文書、通告書に書いてあると思います。まあ試験管と思ってもらってもいいんですが、彼が言うことというのは、この中にバクテリアを1匹入れると。そしたら、そのバクテリアは1分後には2匹になる。2分後にはそれがまた倍加して4匹になる。3分後には8匹にずっと増えていくというふうなことになる。この中には、まあ半分たまたま水がありますが、十分なバクテリアの栄養があるとしますね。そしてもう一つ例えていけば、ちょうど1時間たったらこれがバクテリアが満杯になるというふうな想定でいきます。もう満杯になってしまったんですね。バクテリアを何に例えるかというのが1つの問題になってくるわけですが、そうしたときに私たちが今考えなきゃいけないのは何かといたら、今現在というか、それが何分後というふうなところの問いになってくるわけですね。彼は言います。59分後というのを想像してください、皆さん。59分後というのはどんな形になってるか。もう単純な話ですね、1から2、4、8とかと行ってたらちょっと混乱しますが……。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員、私が冒頭に申しました、質問者は会議規則を遵守し、さらに文書通告趣旨にのっとり簡単明瞭にと。なるべく分かりやすいように、簡単明瞭になさってください。

◎2番（中野敏郎君）

はい、分かりました。大いに流れをつかみとってもらいたいと思ひまして、長くなっております。

半分ですね、なっているんですけど、いいですか、59分というのは実はちょうどこの水みたいに半分なんですよね。だってそうですよね。60分になったらその倍に

なるんですから59分というのはこの半分。ということは58分というのはどんな状態か。まだ4分の1ということなんですよ。これを例えを何にするかというふうなことでいろいろ皆さんに考えていただきたいんですが、これ一般的にいう指数関数的な増加というんですか、こんなふうにぶわっと増加していくというところですが、こんなものというのは私たちの身の回りにいっぱいありますよね。丸つけているところですかね、丸々って書いているところに、実は皆さんから答えていただきましたかったんですが、先に答え言っていきますが、例えばの話、車でも結構ですよ。車もこんなふうに伸びていってます。携帯電話でもいいです。水の使用量、エネルギーの使用量、いろんなものがこうなっていっているという中で、皆さんにここは全員の方、前におられる全員の方に手を挙げていただきたいんですが、今現在私たちの地球というの、そこに例えば人類っていう言葉が入って、そういうふうな形で地球に暮らしているとしたら、今何分後だと想定されますかっていうことですね。私が言う数字のところでも簡単に手を挙げていただければ結構です。一番最後の話から行きましょう。59分という方、すみませんが簡単に手を挙げていただいていいですか。はい、ありがとうございます。58分という方。はい、ありがとうございます。57分。まあ、もうそれ以上いいですね、59分の方もありましたしですね。そういうところでの危機感というのは分かってあるかと思いますが、この本の中に書いてあることも、スズキさんも言っております、実は私は59分とと思っていると。私の仲間もみんな59分と結構思ってるんだと。私もこんな話を自分の所でいろいろしましたけど、結構59分とってるんだと。こんなことっていうのをやっぱり自分たちの身近なことにして書いていかなきゃいけないというのが今日の趣旨でございます。

いろんなそういう思いを持っておりまして、自分の時系列の中でもっていうんですか、自分の人生60年の中でもいろんなそういうふうな出来事というのが起こります。1957年に私は生まれましたけど、それから10年後ぐらいというのはテレビやらが反映されていって、大きいことはいいことだみたいな形のチョコレートのCMとありましたよね。それが1973年ですかね、こんな本が出てきます。「スモール・イズ・ビューティフル」という。大きいことに対するこれちっちゃいほうですね。この本爆発的に売れたんですよ。だけど、残念なことに私たちまだその当時高校生ぐらいですから、ほとんど触れてないと思います。この本に書いてあることというのはこんなことです。有限の資源で無限の経済成長などあり得ないと。有限の資源で無限の成長などあり得ないというのが根本の考えです。そういうふうな形で考えていったときに、私たちの未来というのはどうなっていくか。1973年というのはもう一つ大きな出来事が起こりました。今でこそ第1次オイルショックとい

うふうに言われてますが、オイルショックというのが起こりました。私の同年代の人は高校1、2年ぐらいですね。そのときどんなことだったかというのは皆さんも覚えているかと思います。私は寮に住んでおりましたからトイレットペーパーは関係なかったけど、洗剤がないとか、もちろんガソリン高騰するとか、そういうふうなことが起こっていきます。そういうふうなたった60年間の中でもこんな変化が起こっていくんですが、そんな中、1992年、この間話しました、セヴァン・スズキという女性がリオの国際的な会議、地球サミットという中でたった12歳の女の子が、先ほど何人かの方には原稿渡しましたが、もちろん読んでおられるかと思いますが、見ておられるかと思いますが、ユーチューブでもですね。前回話したときに、次の日に安川部長は私のほうにすぐに、いやあ、中野議員、これを見ましたよというふうな嬉しい返事をいただきました。安川部長にお答え願いたいと思うんですが、このセヴァン・スズキの話を聞いたときに、スピーチ聞いたときにどういうふうには思われたか、一言お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安川部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

職員のほうにも、せっかく9月議会で紹介がありましたので見てくださいということで案内をしました。多分見ている職員もいるだろうと思います。

まず思ったのは、12歳。私が12歳のときにここまで地球規模でのことを考えたかどうか。まず明日何するかなと。みんなと楽しゅう遊ぼうなど、まあそれぐらいで、そういうふうな大きなことは考えてなかったかなと思います。ただ、感銘したのは、やっぱりこの地球が、限りある地球が少しずつ大変な状態になっているんだということが分かりました。

それから、この12歳の女の子がどうしてこういうふうな世界規模、地球規模のことを考えたんだろうかと。それはやっぱり父親という、お父さんの存在が大きかったのかなというふうには思いました。この人が私たち大人に問いかけていることに対して、素直に未来をあなたたちに約束しますと言えるかということ、なかなか、はいと素直に言えるような状況でないのかなと。でも、個人としては努めていきたいなというふうには思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

何か、本当にすばらしい返事いただきまして、ありがとうございました。やっぱ

り親の教えっていうのがすごく影響あるというか、彼女が言った最後っていうんですかね、やっぱり自分はただ言うだけじゃない、行動するんだと、もうそれをまさにやっていくというふうなことなんです。

第2問ですが、まあ第4問ですかね、それを例えば今度1月に子ども議会というのが行われるわけなんです、例えば今の中学1年生、2年生、あるいは小学生がこんなセヴァン・スズキみたいな形でこの議場に立って皆さんに質問されたらどう思うかというふうなところ。そのとき、この間話したときに安川部長はそうやって見られたということでしたが、横におられた大石次長のほうはまだ見てないと言われました。まあ、その後見られたんじゃないかと思いますので、もし教育関係のほうの中でそういうふうな話がスピーチが出たらどんなふうな、仮設の話でありますか、どうお答えになりますか。教育次長、よろしくをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

なるべく直接町政に関係するような質問をなさってください。

大石次長、何かありますか。

◎教育委員会次長（大石 進君）

申し訳ないんですけど、私読んでおりませんので、すみません。申し訳ありません。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

私の感覚で言えば、ちょっと怠慢じゃないかなというふうな気はします。実際にはそう言って質問するんじゃないかなと、あるかもしれないわけですよ。ぜひ教育長、フォローしてください。

◎議長（進藤啓一君）

教育長。

◎教育長（西村久朝君）

この資料につきましては、私も目を通しております。今中野議員がずっと説明される中で私ちょっと感じたんですけど、環境問題を言ってあるのか政治的な問題を言ってあるのか国際情勢で言ってあるのかというのが今随分ごちゃ混ぜになっているような気がいたしますので、私のほうはこのセヴァン・スズキの内容でお話ししますと、環境を崩しているんじゃないかと、自分たちの利益のためにしてるんじゃないかということで国際会議の場で演説をされておる。しかし、私がこの資料をまず1回目読んで感じたのは、こういう場を与えきる大人がいるということ。こういう国際会議の場でわざわざカナダから来ていただいた12歳の子どもにこういう機会

を与えるという。やはりこういうふうにならば世界が僕は成熟しているんじゃないかなという気がいたします。

先ほどからずっとバクテリアの話もありましたけど、もう一つの視点でいきますと、やっぱり核兵器とか国の問題、またはＩＳの関係等、今世紀末の時計は57分を示しているという、一方にはそういう指針もございます。やっぱりそういったふうを考えていくと、このセヴァン・スズキも一つだし、ちょっと名字忘れましたがマラさんの平和的なああいったものもやはり子どもたちが今発言をしてくれている。

長くなっておりますので、最後言いますが、私たちが今中学校、小学校で目指しているのは対話教育もしくは自己表現をできるような力をつけていくということが2020年からの新学習指導要領で強く叫ばれております。なので、今学校のほうでは子どもたちがアクティブラーニングといいまして自分の主張をしながら、相手の考えも聞きながら、そして咀嚼しながらさらにいい方向へという、そういった教育が今進められておりますので、どんどんこういった題材については道徳教育もしくはふだんの授業でもやっていきたいなと思いますし、今粕屋町もそういうふうな職員の意識は付きつつあると思いますので、中野議員、今後とも長い目で見ていただければなというふうに思います。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

いろんな反省点、私の反省点もありがとうございます。確かに余りにもこれが広過ぎるような話ではあるんでしょうけど、逆に申せば世界で環境問題どうのこうの、COP21そして22っていうふうな形で流れている。それから、日本の国内でもTPPであるとか、それを批准するとかというのを、TPPを優先してしないとか、そういうふうなことがあったり、あるいは県レベルとかいろんなことがあるんでしょうが、最終的に資料をお持ちしましたのでそれをお見せしますが、やっぱり私はこの地域とか人とか町ですね、そういう単位というのがこういう動きをしなきゃ絶対動かないとか、動いていかないと。そういう一人の人物、スズキさんですね。そういう人から動いていくし、そういう観点で町のほうに戻してももちろんいきますので、ぜひ長い目で見てもらったら嬉しいかと思います。こういうことがさっと変わることはないかと思います。

これも学校教育の中で、道徳教育の中で取り上げられている教材です。だから私もこうやって堂々と使えるんですよ。ハチドリのひとしずくという短歌というのがあるんですよ。

じゃ、続けてまいります。

今4問まで行ったわけなんですけど、実は私もこの1か月とか1年の単位の中でそういうことをずっと考えてきておりました。私のライフワークというのは一つにはこんなことにもあるんじゃないかなと自分の中で思ったりしてるんですが、通販生活という中にすてきな言葉があります。簡単に紹介しておきますが、余り時間がなくなるんですが。倉本聰という人がっていうんですか、彼はすばらしい発言をいつもするんですが、自分たちが暮らす地球そして自然は子孫から借りているものだから、もっと豊かにして子どもやら孫に渡さなければいけない。その自然が今年与えられた、与えてくれたですね、ほんの利子、その一部を僕たちは食べさせてもらおう、そんな生活を基本とすべきだというふうなことを言ってるんですよ。これは誰が言ってることかといったら、ハイダ族という中南米のもともと現住民の方なんですけど、実を申しましたらセヴァン・スズキの旦那さんというか夫はハイダ族の人でもございます。

そういうつながりというのがいろんなところに出てくるわけですが、たまたま入院しておりましたときに嬉しいニュースがありました。これはまたミクロの世界になってくるんですが、この間の議長の最初の挨拶の中にも出てきましたが、大隅良典さん、福岡高校出身というふうなことでまたこちらのほうでも話題になりましたが、この話があったとき、私は相当に嬉しくありました。何でかっていったら、おいおいおいおいって、細胞もオートファジーっていうような形で、自食っていうんですが、自分で食べてそれをリサイクルしているんですよ。人間の中のほんのちっぽけなそんな細胞だってちゃんとリサイクルやって生きていっている。おいおい、人間は、人間の周りとはいう、そういう自分たちを見返す大きなきっかけに私にはなったものです。

まだまだいろんな刺激というものを私は受けてきました。たまたま入院していたときにブックリサイクルという素敵な制度があって、それで本をただでもらえるということで。だけど、入院してたもんでそのタイミングを逃したんですが、行ったらもう玄関のところに箱に何冊しかなかったんですね。だけど、この本がずらっと残ってた。ああ、これおもしろそうだな、生存のために地球市民は提言する、これは2008年の出版ですね。こちらは食と農とか、ああ、こうやって随分前から警鐘してるやない、だけど全然動かないな、そういうふうなことで。まあ、ブックリサイクルというのは素敵な制度で、こうやって読める人が読めたらまたいいのかなというふうには私は思っておるんですが。

そんなふうな形でまた見ていくとき、はしよりながらいきます。実は島村先生という人が、地球に起こっている地震というのは人間がもう誘発しているんだなんて



いうふうなことを言い出しんしゃったんですよね。アメリカの中でいろんなところで地震が起こっている。それは何でかと、オイルシェールなんかを掘るために穴掘ったりしてるから、すごい刺激を与えてから、今までアメリカのある部分では全然地震がなかったのに地震が起こっているなんていうふうなことが実際あっていると。私でも、何か地球を人間に例えたときに思いますよね。いつも何かこの辺で起こる地震というのは春というか春先が多いんですけど、おいおい、目覚めのころに何かそういうのがあるんだらうかと。博多湾のところにはいっぱい土埋めるから重たくなつたな、おいおいと。人間でもたつちつちやなとげが残ってたなら、それだけでも気になりますよね。地球というのもそんなもんじゃないのかなと。でちょっと暴れてしまうと。そんなふうなことを感じておりますが。

日経新聞、この経済的な新聞も書きました。一言だけ読みます。自然は人間のことなど一切気にしていない。だが、我々は自然を気に配る必要があるんだと。そうですね、僕らが楽しみにしている遠足、運動会、そんなものをおじゃんにする台風いつ来るなんてわかんないんだけど、そんなものも私たちはすごい劇的なものに今変えていこうとしてしまっているというふうなところを私は感じております。

つい最近ディカプリオという人が主演した映画がただで見れました。この映画の中でオバマ大統領とホワイトハウスで会話するというのがあったんですよね。どんな会話してるか。表で2人で芝生を歩きながら地球温暖化、気候変動、だんだんだんだん海面上昇していきます、オバマ大統領どうしますか。オバマ大統領何と答えるかと。これはもうそういうふうなレベル、国家安全の問題なんですよと。分かりますよね、イメージでいう。何て答えなくても分かります。もうそんなことになってくるんだというふうなところですね。こうやって今大きな話ばかりしていったんですが、自分の足元というんですか、そういうふうなものを今から見ていきたいと思っております。

せっかく調べてもらってるかと思いますが、松本課長ですね、水2万リットルを3年間で家庭で平均的に使うとしたら、この価格というのは幾らぐらいになるかということをお答え願えたら嬉しいなと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

松本水道課長。

◎上下水道課長（松本義隆君）

質問にお答えいたします。

3年間平均して使用した場合ですが、1か月当たりの使用水量は0.55立方メートルとなり、家庭用の口径13ミリの料金体系で計算いたしますと1か月の使用水量が5立方メートル未満ですので基本料金の月額1,350円となります。3年間使用しま

すと1,350円掛け36月で4万8,600円となります。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ありがとうございます。お金のことを取り上げようというふうな形じゃないんですが、一つの価値基準としてっていうんですか、この水2万リットルというのが何を意味しているかと。この本に書いてあったことなんですけど、実はこの2万リットルというのは牛1キログラムを生産するのに使う水だそうです。水2万リットルを使ってたったあの牛肉1キロなんですよね。ということは、牛肉というのはいくらぐらいか。私もよう分かります。大体4,000円ぐらいなるんでしょうか、キロのですね。なるとしたら、その10倍ぐらいですか、その価格かかるわけですが、もちろんその水というのは水道水じゃありません。ただ、頭の中にそれぐらいの水があるというふうなことを換算していただきたい。そして実は、簡単な話で言えば、牛1キロの肉を食べるということは、外国からその水2万リットルを輸入してるようなものにも例えられるという考え方もできるわけですね。そういうふうな形で水の無い国というふうな所というのはどうなっているかというふうなことも起こってくるんじゃないか。一説によると水道水とかというものは世界の中で飲める国というのは13か国ぐらいしかないというふうなことも言われてます。この日本というのはあり余るような水が、最近はあり余り過ぎるぐらいに大量に一時期に降るというふうなことも起こっておりますが、どうにか生かしていかなきゃいけないというのが一つの本音でございます。

第5番目の質問に入らせていきたいと思います。

やはり持続可能な地球というものをつくるために、この江辻で行われているコスモスであるとか菜の花のことというのは、私にとっては貴重なものだと思いますが、このあたりのお金のことでまたこれも質問してるんですが、担当の方、お答え願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

中野議員の質問にお答えをさせていただきます。

江辻区内のコスモス、菜の花畑につきましては、協働のまちづくり課所管のまちづくり団体助成金、こちらの交付を受けた団体が取り組まれております。その平成27年度の実績報告に基づいてお答えをさせていただきます。

コスモスについては、江辻コスモス会で取り組んでいただいております。種子購入代金が15リッターの6万3,225円という形で報告をいただいております。それから、菜の花については江辻菜の花会のほうで取り組んでいただいております。こちらのほうは前年に種を収穫をいたしておりまして、直接の種子代の出費というのはありません。しかしながら、種子の収穫の際のコンバインの使用料、こちらのほうが8万4,200円かかっているということで報告を受けております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

ありがとうございます。最初からこうやって失礼な話ですけど、金銭に関係ないというふうなところなんですけど、これっていうのは江辻で行われている、あるいはその菜の花であるとかコスモスというのはお金に変えられないようなすごい相互作用というか、いろんな意味を私たちに与えていっている。もう大川小学校学習発表とかそういうのというのはもう10年近くなんでしょうかね、毎年そのコスモスの話を取り上げてっていうんですか、私たちも活動します。何をやっているかと。ごみを拾います。ああ、やっぱりそういうきれいな風景をつくりたいという根本で子どもたちがごみを拾っていく活動をする。それから、私の大好きなところと彼女ら、彼らが一緒になってこのコスモスの種をとったり、あるいはまいたりしている。農的な生活に触れている、こういうことが後々までもずっと繋がっていくんじゃないかなというふうなところを思っておるんですね。

今ここにも中心になってやっている人があるわけなんですけど、実はそういうふうなことというのは目に見えないところでいっぱいあるんですね。ただ私たちはぼんやりしていて気づかないと。例えば春に小学校の運動会がございましたが、町長を含め副町長、それから教育長、3人一緒に回られましたっけね。いろんな小学校回られて、町長は大川小学にも来られて、一言何かちょっとつぶやかれたんですよ。素敵なお言葉だったんですね、私には。だから覚えているんですが、町長覚えておられますか。町長、お願いします。いや、覚えてないなら覚えてないでいいです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

あまり自分は記憶にないとですが、どんなことやったですかね、すみません。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

それを感じるか感じないかはっていうか、それぞれの違いだと思いますが、町長は素敵なことを言われたんですね。ぐるっといろんな小学校を回られてっていうんですか、そして大川小学校を見た。そしたら後ろに背景に大きな木があって、覚えてるでしょう、ああ、緑が豊かで素敵だっていうふうな形で、そういうふうなことをおっしゃったんですね。私もそれがぴんとききました。ああ、いいよねって。この森っていうのを誰がつくったかと言ったら答えようがないですよ、私もよう分からんけど、先人がああやって植えてある。途中ちょっと何本も傷んだりはしたんですけど、だけどやっぱりきれいになっている。最近はやキも何本か植えて、それも結構大木になって、いい緑になって。やっぱり大川小学校であるいろんな会合のとき、あそこの下で弁当を食べている。そういう姿が見れるんですね。30年前ぐらい粕屋中学校へ赴任していたころ、あのできたての粕中にはやキがちっちゃかったんですけど、数年前あそこで私が体育部長をしたとき、テントを持って会場に行ったら、ちょうどやキの下だったんですね。そしたら何か、おい、もうここテントいらないやん。このやキの木の下の方がいいやないと言って、シートを張っただけで済ませた。そうですね、そうやって先人が植えられたものが、今私たちがすごい形で利用させてもらっている。最近堰ができるっていうふうなことであの辺数本切られましたけど、もちろんあれも元通りになるものと思っておりますし、そういうふうな形で私たちはバトンをずっとつないでいく。将来を見据えてやっていかなきゃいけないというふうなところを、だんだんだんだん町の中でやっていけることというのが目に見えてきたでしょう。そういうことがまだまだ私の中にはいっぱいあると思うんですね。

私の尊敬する人の中に結城登美雄という先生がおらっしゃって、この方、ガーデニングの世界じゃないんだけど、その雑誌に投稿されてて、それが素敵だったんですね。もうそれで覚えてるんですが、仙台が杜の都なんていうふうな言い方をされますけど、何で杜の都かと。私も単純に見たらやキ並木があって、そんなんで杜の都かなって思ってたんですけど、そうじゃないんですね。そこには暮らしがあるっていうことなんですよ。何かといたら大名、そしてそのもとにおる有力な武士の人たちの屋敷があって、その中で彼らも生活しているんですよ。当然いっぱい木がいるんですね。何でなら、彼らは米はもらうかもしれないけど、いろんなおかずというふうなものはないんですから。まあ少々商業は発展してきているかもしれませんが、そういうものを米と交換するかもしれませんが、大部分のものは自分で自給自足。何するか。梅の木を植える。そしてその梅の木で梅干しをつ

くると。そういう形でいっぱい木を植えていったから、それがだんだんだんだん大きくなって素敵な杜になっていったというふうなことをこの結城登美雄先生というのがおっしゃったんですよ。

この方は、議長もひょっとしたら覚えてあるんかもしれませんが、数年前の全国議長会のときに講演をされたみたいなんですよね。この方いつも最後に、講演の最後に同じようなことを言いんしゃるんですよ。ついこの間も熊本震災があったときに彼が来て、NHKの番組で皆さん集めて話をするんですけど、素敵なことを言いんしゃるんですよ。何と言いんしゃるか。柳田國男、これは著名な人なんですけど、柳田國男がこう言ってましたというふうなことで、実際にはそうは言ってないんですけど、そのようなことを言っているんですけど、柳田國男の言葉を借りて素敵なことをおっしゃるんですよ。美しい村など初めからあったわけではない。美しく生きようとする村人がいて、村は美しくなったのである。もう一回言います。美しい村など最初からあったんじゃないんですよ。美しく生きようとした、そんな村人がいたからそうになっていったんだ。私は江辻のあの方にこれを、あの方と言ったら失礼なんですけど、その方にお見せしました。ああ、私たち2人の中にも何か共通項生まれましたね。ああ、こんなことをやろうとする人という思いというのが通じてきました。こんな人たちが増えていけば、きっときれいになっていうんですか、美しい町っていうか、それがまさに生徒たちが言った授業に戻りますが、最初の授業の骨組みはそうやってハチドリのひとしずく、それから不都合な真実の話をされたんですけど、生徒たちが出した結論というのは、ごみを減らそうというふうなことになっていくんですよ。ごみを減らしていこうっていうか。やっぱり大川小学校の子どもたちもコスモスをいろいろ栽培する手伝いするというとき、やっぱりその担当の方、向こうの方から、おばちゃんから言われるわけですね。やっぱりごみというのがいっぱいあるんよと。それをじゃあ集め出していく、で看板もつくったりするんですよ、ごみをここに散らかすなというふうな形で動いていくんですよ。そういう動きというのが続いていく。じゃあごみっていうふうな形になってくるわけですが、私もこのところであっていうんですかね、質問していているんですけど。世の中というのはやっぱり循環していこう、循環していこうと、先ほどのファジーのことじゃないんですけど、やっぱりみんな循環をうまくさせていかなきゃどうなるんだろうというふうな思いを持っております。今町の中でっていうんですかね、実際上こういうふうな循環型社会形成推進基本法というのがあるそうなんですけど、こういうふうな形で運営されているなほうがこの町の中にあるのかどうか、私もこんなふうな形で知らなかったんで教えていただきたいと思ひまして、どなたか所管の方、これを調べられたかと思ひます。よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

循環型社会形成推進基本方針のまず概要を述べさせていただきます。循環型社会、それは廃棄物の発生の抑制、そして循環資源の循環的利用、そして適正な処分が確保されることによりまして天然資源の消費を抑制し環境への負荷をできる限り低減させる社会となっております。

粕屋町の取り組みでございます。粕屋町といたしましては、資源有効利用促進法につきまして、1つ目、古紙の資源回収販売、そして古紙類等の回収奨励金によりましてごみのリサイクルをやっております。また、福岡県下におきましても3Rの広域的推進といたしましてマイバッグ運動、そしてまたごみの減量に対するこの生ごみ容器の発酵処理容器及び生ごみ処理機械の購入補助、そしてまた草、樹木等の資源化の業務を行いまして、それを堆肥なり燃料ということで推進いたしているところでございます。また、建設関係につきましては建設リサイクルによりますところの再生骨材、再生アスファルトの利用促進の事業を実施しているところでございます。

簡単ではございますけれども、答弁にかえさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

多方面にありまして、また精査してから、また次回でもこういうふうなものがいっぱい増えたらいいかなというふうなところで思っておりますが、私も建設常任委員会におりまして、例えば生ごみの処理機というふうな案内を受けて、これに補助をするというふうなことを、一応私も手を挙げてオーケー出したんですけど、ある勉強会に行きました。これは表のほうですが、小さな家畜フォーラムということでこれ豊前市が行った、豊前市長が自らやろうということでやった小さな家畜フォーラム、まあ私のことをご存じかとは思いますが、ヤギ飼ったり、まあこれも剪定くずをヤギが食べてくれるというふうな一つの循環だと思っておるんですけど、鶏飼ったりしてるんですけど、そのときに基調講演された鹿児島大学の先生が素敵なおことをおっしゃったんですね。ある展示会に行くと、生ごみの機械がずらっと並べて置いてあったと。どれがいいだろう、どのメーカーがいいだろうと。これはあるメーカーですけど、いろんなのがあって、笑い事のような形で一番最後に竹かごがあったと。竹かごの中に1羽の鶏が入っていた。これが一番最高の生ごみ処理機なんですって、そこに書いてあったということです。ああ、確かにそうですよ

ね、私も何かそれを聞いたときに、そうだよねと。そういうふうな形でごみをうまく処理していた。汚い話でいったらあれですが、私の家というのはちょうど幼稚園の横に昔ありまして、子どものときですね。うちのおやじが何を思いついたか、豚を買おうというふうなことをやったんですね。何で豚になったか、その発想は、毎日その幼稚園から出る食材、生ごみが出るわけですね。缶バケツいっぱいですね、それをもらって与えればすごい餌になるじゃないかということで、あのころ苦しい生活だったか、いろんな多角経営やったんです。そうやってやっておりました。そういうことが私の頭の中にもあります。やっぱりうまく循環させていくっていうふうなことですよね。

先ほど部長も答えられた話の中にも、外に困った問題というのが起こりましたよね、最近ですね。何かといったら、RDFというふうな形で私たちのこの町のごみっていうのをそこに持っていくというふうな形をやっているわけですが、私も以前からこのことに関してというか、詳しく調べてるわけじゃないんで余り情報としても知らないんですが、いろんな話をしていると、ごみが減ったら採算が合わないとか、そういう言葉が飛び交うわけですよ。ええって。これっておかしくないんだらうかなと。ごみが減るからもっと何かよくなるような社会を中学生は思ったかもしれないんだけど、どうなんだろうかといろいろ考えていったときに、先ほど私が歴史を言ったときに、ある人が私にぽこっと言われたことがずっと私の中に残ってるんですよ。今も残ってる。日本はアメリカの真似したんだけど、根本的に真似できないことがあるんだと。何かと。大量消費はいっぱいできて、残念なことにごみ捨てるところが日本はないんだと。アメリカを想像してください。自動車いっぱい使った、買った、もう使わなくなった、砂漠に置いてどうなります。何ちゃ弊害はないんじゃないかなという気もするんですよ。大きな長い目で見ても結構ですね。だけど、日本の場合はそういうわけにはいかないというか。まあ、それが先人がやってた日本の循環型の社会だったわけですよ。

こんなふうなことというのが私たちの根本の中にあって、やっぱりまちづくりをこうやっていかなきゃいけないんじゃないかというふうなことを私は思っておるんですが、給食センターのこと、これは直接関係ないんですが、そういうふうなことというのはすごい町の行政にとって大きなことと思うんです。ただ給食だけでなく食育もあります。そしてそれに関連する地域振興もあります。食材を出すとかですね。もう一つ、私はもう次の新たな大きな課題ができたと思うんですね。RDFがどう動いていくのか。そのあたりについてやっぱりここはしっかりと町長が一つの指針を持ってもらって何かやっていかなきゃ、もうどう変わるかわからないというふうなところで、そういうふうなところで、ほかの議員の方は何名かこの質

問をされておりますので、簡単で結構ですが、町長が今思っている私の話を聞いてからのというふうなことで結構ですので、思いを述べられてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

中野議員の一般質問の仕方ちゅうのは、しっかりと持論を訴えられて皆さまに共感していただくという、非常に今までにないスタイルでございますので、なかなか回答というのは難しゅうございます。そういった中で、今まで言われていたように地球規模で考えられているような気はいたしますけども、物すごく大きな問題であるように感じますが、実は自分たちの足元の問題であるという、そういった気持ちで聞いておりました。そういった中で、やはり一人でも多くの方がこういったことを感銘しながら、やはりいつも言われております自然を大切にすることとか食の大切さ、それから環境を大切にするという、そういったまず人間として基本となることをしっかりと考えていかなければならないのかなという思いで聞いておりました。

今質問をされておりますRDFにつきましては、これは3町で行っております。そういった中で、先ほど分別すれば分別するほど悪かったという、私も時にはびっくりしたこともあります。これは火力が足りないということで、もっとプラスチックを混ぜてくださいといったことも聞いたことがありますから、じゃあどこまで分別したほうがいいのかという、そういったこともありました。しかしながら、今大牟田リサイクルのほうにつきましてはそういった要望がっておりますので、その対応をやっているのではないかなと思ってます。

私はまだ1年でございますので、そういった流れとしてはあまり、3町で行っておりますので、まだはっきりと分かっておりませんから、これは答えるべきではないと思っておりますので答えませんが、今後のごみ処理といたしましては、やはり議員おっしゃいますようにサイクルで考えられなければならないと私は思っております。ですから、最終的に生残さいとか、そういったものにつきましてはしっかりと、今お手元に持っておられます堆肥製造するやつですね、そういったことが今後は大きな中で全体がそういったことに、各家族じゃないでも行政が収集するものをそういったことに運用していく、そして農家の土に戻していくというような、そういったことも今後は必要ではないかなと考えておりますので、これについては将来的にはこれはやはり3町でしっかりと議論していくものでございますので、答えにはなりませんけど、私としての考えはそういった形で思っております。

以上です。



◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

3町が同じ席に着きましたときにはスタートライン一緒になるのではなくて、ぜひ粕屋町がそういうふうなことをリーダーとしてやっていかれてっていうんですか、そういう循環型の社会というものをぜひ目指してもらいたいと思います。

図書館にあった本です。ゼロごみですね。ごみをゼロにしようという取組なんかをやってる町ありますね。インターネットで環境循環型社会とか市とか調べると出てくるのは、この近所で大木町ですね。私も随分前、10年まで経ちませんが、その環境課長さんをお呼びしてみんなで仲間で勉強会したことがあります。大木町の場合もう一つ言えばそれも政治的な町長選とかそういうのも絡んで立候補してっていくというふうな動きがあるわけですが、大木町すごいことをやっていますよね。今は何をやってるか、もうゼロまでごみを減らそうというふうな動きをやっております。こんなことをやってるところというのは日本にもういくつかしかないんですね。上勝町であるとかここであるとか、まだあといくつか出てきているというふうなところですが、そういうふうな素敵なおところっていうんですか、未来あるところをしっかりと私たち見て研修してっていうんですか、そういうものをぜひ生かしていかなきゃいけない。

私も今回チラシをいろんなところに配っていった中で、視察しましたよというふうな報告をしてたんですが、大いなるケチがつかれました。何であなたたちが視察しているのが私たちにどう反映しているのかと。やっぱり私たちはそういうふうな視察というものをしっかりと決めてっていうんですか、こうやって答弁していくと。いろんなところで関わりがないかなというふうな形で勉強したことを生かしていかなきゃいけないんじゃないかなというふうなことを思っております。

建設のほうでこの間はタキイ種苗さんに行って、わあ、コスモスというのは、実はうちの山の土地にもコスモス植えて、あれが背が高くなると緑肥っていうんですかね、すき込むとかというのも結構大変っていうんですかね、余り肥料にならない。じゃあタキイ種苗さんどんなん、そんな素敵なお花が咲いて、そういうふうなもので肥料にもなってっていうのはないですかというふうなことを聞いたんですけど、たまたま担当がそういう方じゃなかったんで後から報告しますというふうなことを言ってたんですけど、まだ連絡がありません。ただもう一つ言えば、だんだんだんだん田んぼを使わない。何年も休耕するような所、トラクターですきんしゃるかもしれないけど、何もしなかったらあそこというのは相当な木が生えてくるんですね。残念ながら福島の間人が入らないところには5年たったらもういっぱい木

が生えてしまって、例えば除染作業するのに今まで1でよかったのが10かかるというふうなことなんかも起こっております。いつかは食料が足りなくなる、どうのこうのっていうふうなこともあると思うんですね。そういう緑肥とかをうまく投入してっていうんですか、私たちの未来ある、絶対食料であるとかいろんなことというのは欠けてくるものだと思いますね。そのモデルになるような、そして町にいろんな方たちが視察に来られるような、そうしたらまたその頭脳が私たちの町に集まって、また新しい循環型の町をつくれるんですよね。そういうふうな世界になっていくというふうなことを私は夢見て、2番目のっていうんですか、大きな項目の質問を終わらせていただきたいと思います。

そしたら、すみません、身近なことについてっていうふうな1番ですが、この全てというものを、1番から4番までというのを全てクリアはできませんので、結構私の周りっていうんですか、この質問があるんですね。4番です。

町カフェというのを、実は山本課長よくお分かりかと思いますが、26年12月6日にありました最後の会合のときに、前副町長である箱田氏がその場の雰囲気の中で次回もやりますよというふうな形で発言されたんですよね。その後何もないような気もするんですが、そのあたりどうなっているのかというふうなところをご答弁願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

中野議員の質問でございますが、平成26年12月6日に開催されたシンポジウムで、それに参加されてあると思うんですけど、その後に平成27年度に総合計画の基本計画及び総合戦略を進める、策定を進める中で、平成27年9月27日にサンレイクかすやの多目的ホールにおいて、町民主体の粕屋のまちづくりを促進するために参加者から提案された17テーマの自由会議という形で町民の新しい出会いと交流の場として開催しております。多分それには参加されてないかと思います。

それから、平成26年度から27年度にかけての第5次総合計画策定においては、町民参画を重視して粕屋町に関わるさまざまな人々の語り合いの中に町の未来をつくるアイデアがあると考え、まちづくりワークショップを実施してまいっております。ワールド・カフェは参加される方がリラックスした雰囲気の中で活発に意見を出し合うことができ有意義であったと思っております。このような大きなシンポジウムは毎年実施できるものではありませんが、町民の皆さまが世代を超えてまちづくりについて考える機会づくりは大切であるというふうに考えております。また、社会教育ですね、そちらのほうでもワールド・カフェに似たような感じで会議

等も行っておりますので、これからもそういうことは考えていきたいと思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

残念ながら、その会私も確かに出席してないんだろうなと思っております。ワールド・カフェとかいろんな形式というのがありますが、本当これというのは人材の登用というか、町の中に埋もれてる有能な人たちというのが本当出てきやすいというか、あるんですよ。だから、いろんな形でいろんなフォーメーションでというんですか、ちょこちょこで結構じゃないかなと思うんですよ。まあそう気にしないで、そうしたらやっぱり例えば先ほど上げたようなコスモスの話であるとかいろんなことというのとつながっていく。協働のまちづくり課はそういうふうなことをよく思いますよね。そういうふうなことというのがやっぱりだんだん発展して行って、この町に弱いのは、NPOというふうな形で組織をしていく、そういうふうな部分というのも弱いかなと思うんですよ。そういうふうな集まりがそういうことにもつながっていくっていうのがもう目に見えているんで、ぜひともいろんなところが楽しみながらやるというふうなところでいい人材が発掘されて、そして町長の施政方針にもあるように有能な人材というものを生かせると。本当、私はあのときずっと参加した、一番大きな模造紙に書いているあの文字というのはなくしたくない。あの中に本当、みんな町の思いっていうのがあるんですね。まちづくりというのはやっぱりそこに住んでる人たちの思いから出発しなきゃいけないんだから、そういうのが一番聞けるのはそういうところだと私は思っております。ぜひまた、ちょこちょこで結構ですので開いていただけるというふうなことを思って私の一般質問、1分30秒残りでしたが終わらせていただきます。ありがとうございました。

（2番 中野敏郎君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

中野議員に参考までに申しておきます。一般質問ですから、あなたの自説、考えですか、述べられることに否定はしませんけれども、時間が足りませんでしたですね。こういうことが冒頭に申しました簡単明瞭につながっていくんだろうと思います。時間を有効に使えるように配慮されたらと思います。

次に行きます。

12番本田芳枝議員。

（12番 本田芳枝君 登壇）

◎ 12番（本田芳枝君）

12番本田芳枝と申します。通告書に従って質問をさせていただきます。

通告書については、2つの質問を用意しております。1つはふれあいバスの今後の方向性を明確に、それから2番目は歳入歳出における繰出金の考えを問う、この2問について質問をし、お答えを求めます。

粕屋町における福祉バスを、いまだに福祉センターを利用する人々のもの、高齢者や障がい者専用バスだと捉えている粕屋町の行政の職員がいます。福祉バスは福祉センターに付随するものとして福祉協議会に委託しているので、そこで何とか業務をこなしてくれたらいい、最低限の委託費は用意するからという考えで、どちらかといえばお任せ、丸投げできていました。いくら私が訴えても変わらない。半ば諦めのところがありました。

ところが、今年はなぜか様相が違います。やっと捉え方が変わってきたのかなど期待感を持っていろいろ調べているのですが、でも結局は担当者のたらい回し。いまだに町全体のものとして捉えられていない、迷走中というふうに受け止めています。いや違う、そんなことはないよと、きちんとした方針を述べてもらいたくて、また懲りずに一般質問に取り上げました。

質問内容は、ふれあいバスの今後の方向性を明確にというものです。ふれあいという従来の福祉バスとして福祉センターを利用する福祉センター中心のバスなのか、ただの町内巡回バスなのか、新たに地域公共交通を担う、つまり住民の生活支援、地域活動のための移動手段なのかを問います。

バス運行協議会の答申や子ども議会での一般質問の通告内容なども含めて、現在のふれあいバスの運行は今までは不備があり不十分だということが明確になっています。現在は都市政策部として住民のニーズを反映させていくという因都市政策部の部長の答弁を9月議会でいただきました。今回の質問内容は1から4までございますが、1、その後の9月より11月までの動き。2、近隣の予算、利用者数などで参考になる点は。3、交通弱者とは、地域公共交通とは。4、交通弱者と地域公共交通の空白地域をなくす方策を絡めた粕屋町の特性を生かしたまちづくりを。これはほぼ9月議会で質問した内容で、重複するところもございますが、確認をした上で次の質問に進めたい、次のステップに上がりたいので一応これを用意しました。それで、この1から4の流れの中で、簡単に因部長に報告、答弁をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

1から4をまとめてということですね。

◎ 12番（本田芳枝君）

はい、そうです。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

今の質問4項目について、まとめてというとなかなか難しいかと思えますけれども、その中でその後9月から11月までの動きについて、まず1つお答えをさせていただきます。

前回の一般質問をお受けいたしまして、福祉バスから地域公共交通への検証を進めるべく課題、それは福祉バス巡回の限界といわれる要因は何なのか、そして2つ目に今後の事務処理の要点は何なのかということに関係課と協議を行う、その中の課題の今は洗い出しを行っているところでございます。

1つ目の福祉巡回バスの限界といわれる要因については、事業費は増大、そして運転手の高齢化、委託先の問題、運行路線数の問題の4点が上げられるのではなかろうかと。また2つ目、今後の事務処理の要点につきましては、アンケートをとって、そして現況調査をし、調査計画に対する委託費の計上、そして運行事業費の算出等々を今後検討していったら、その中でどれが一番この粕屋町の足としていいのかということを検証するべく課題の洗い出しということで今現在行っているところでございます。

続きまして、近隣の利用者の予算及び数についてということでございます。平成27年度におきまして糟屋中南部6町、粕屋町、篠栗町、志免町、宇美町、須恵町、久山町の運行状況についてお答えをさせていただきます。福祉バスの運行につきましては、自治体といたしまして粕屋町、篠栗町、志免町、宇美町の4町がこの福祉バス、そして久山、須恵がコミュニティバスを運行している状況でございます、その内容につきましては、予算関係、粕屋町につきましては27年度で990万円、篠栗町が2,230万円、志免町が1,500万円、宇美町が2,890万円、須恵町が1,910万円、久山町が2,900万円とお伺いしているところでございます。その他、利用者数もお答えいたしますかね。

◎12番（本田芳枝君）

はい、お願いします。

◎都市政策部長（因 光臣君）

粕屋町につきましては概ね3万人、年間3万人ということで、篠栗が5万8,500、志免町が8万6,600、宇美町が9万4,600、須恵町が概ね5万人、久山町も概ね1万人ということで調査の結果が出ているところでございます。

続きまして、3番目のほうの項目でよろございますでしょうか。

◎ 12番（本田芳枝君）

はい。

◎都市政策部長（因 光臣君）

交通弱者とは、地域公共交通とはについてお答えをさせていただきます。

交通弱者といたしましては、2通りの表現があるかと思います。1つ目が移動制約者としての交通弱者、これにつきましては運転免許や自家用車を持たない方、また高齢者、子ども様、それと障がい者、低所得者様の不便性、そして2つ目が交通事故の観点からの交通弱者といたしまして交通事故防止の観点から用いられた子どもや高齢者、そして歩行者として交通事故に遭いやすい人たちのことだそうでございます。

この地域公共交通、これにつきましては地域住民の日常生活もしくは社会生活における移動、観光、旅行、その他当該地域を来訪される方々の移動のための交通手段として、これは法律で定義されているところでございます。

4番もですかね、いいですかね。

◎ 12番（本田芳枝君）

はい。

◎都市政策部長（因 光臣君）

4番の質問でございますけれども、公共交通空白地とは、国土交通省の資料によりますと、我が国における公共交通空白地拡大が深刻な状況であるということで、定義といたしましてはバス停まで500メートル、鉄道駅までの1キロのサークルが該当いたします。これ以外のところであるのが空白地帯ということで定義づけられているのかと私は思っております。

そして、粕屋町におきましては公共交通の要でありますJRの駅が6つ、また路線バスに関しましては都市高速経由や幹線路線などにおきまして充実が図られております。その点から見ますと、公共交通空白地域につきましては粕屋町はほぼ99%が空白地帯ではないということになるということで、それだけ充実が図られてるような状況ということで捉えているところでございます。

大体そういうふうな回答でございますでしょうか。今この4項目につきましての回答として答弁させていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎ 12番（本田芳枝君）

今までいろんな質問でお答えをお願いしているんですけれども、因都市政策部長

はきちんと答弁を用意されて、その内容も本当に簡単明瞭に、しかもポイントを押さえた答弁をしていただいているなど前回から思っ、このバス行政が都市政策のほうに移るといい兆しがあるなどというふうに感じておりました。

今の答弁も余分なことは一切なく、きちんと答えていただいたのをありがたく思いますが、がです。すみません。ここからは私の立場で言いますと、最後に国が決めた空白地域は粕屋町には該当しないというふうにおっしゃったと思います。多くの行政の職員の方、あるいはこの町を動かしている方たちは、うちの町に福祉バスは必要だけれど巡回バスはなくてもいいんじゃないかという考えを今までお持ちでした。それがどうやっても変えられないというむなしさというか悔しさが私の中にありましてね。それでもう仕方がないことなのかなと。今の範囲、できる範囲でバス運行協議会が努力をして、介護福祉課の皆さんも、それから福祉協議会の皆さんも本当によく、バス停を10個増やすとか、それからコースを変えるとか、運転者を1人増やして4人にするとか、いろんなことをやっておられます。で、もうこれでいいのかなという半ば諦めの気持ちがございまして、これなりにと。委託費も安いけど利用者も近隣では低いと、でもそれを換算するとまあまあではないかと。事業評価としてはそんなに悪くないという感じで多分皆さんも私も思っていました、今年ちょっと違うんですね。

それはですね、この粕屋町地域福祉計画、粕屋町地域福祉活動計画を今年度4月からしています。それと総合計画、それからもう一つ、粕屋町まち・ひと・しごと創生総合戦略、それから言いましたかね、総合計画、こういったものが今年から始まっています。昨年、それからその前からそれを策定するためにいろんなアンケートをとられたりいろんな動きがあったと思います。それで、その中で地域活動、地域福祉という、そういう考え方が非常に重要になってきました。

それで、町長に質問いたします。福祉と地域福祉とはどのように違うか、もしお考えがあったら述べていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

地域福祉とは、地域がみんなで一緒になって弱者の方を支えていくというような感じで思っております。福祉は、全体的な厚労省関係の関係でやっていくというものでございますから、そういった観点から若干その地域が関わるということで違うのではないかなと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

そのとおりでございます。福祉とは、例えば公共の福祉とかいろんな形で福祉とありますが、それは皆さんの概念の中で今までどおりと思いますが、今後その福祉だけでは町全体、国全体が非常に支えるのに予算もお金も人も必要なんですね。それで、みんなで盛り上げようと、みんなで考えてお互いに助け合ってこの国をこの町を支えていこうというのが新しい流れだろうと私は考えています。

私もいずれ福祉の恩恵にあずかるような立場になります。それは明日かもしれません。あるいは10年後かもしれない。人によって違うんですね。この災害の多さ、これも今後予測が付きません。そういった中でお互いがしっかりと絆を結び合って生きていく、そういった中で町の行政もある。それが私は地域福祉活動計画だろうと考えています。

そうした中で、この福祉バスを考えると非常に足りないものがあると私は思うんですけど、その観点から因都市政策部長、いかがでしょうか。そういうふうに見た上で、さっきの答弁と同じであればそれでいいんですけど、どういうふう考えられますか、このバスについて。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

今のご質問について、やはり私どもは地方公共団体で最小の事業費において最大の効果を上げたいと。その中においてどういうふうな状況の問題を克服しながら住民の方々がどういうふうな要望を持ってあるのか、そういうものをきちっと踏まえた状況の中で、やはり皆さんの意見をお伺いしながら今後進めていくのが一番大事なことではなかろうかと。今現在粕屋町におきましても、大変誠に申し訳ないんですけども財政的には極めて厳しい状況もございます。その中において直ちにこうしたい、ああしたいという皆さまのご要望について応えるというのがなかなか困難でございますので、そのものについては誠に恐縮でございますけれどもご理解を賜りたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

分かりました。同じような質問を安川住民福祉部の部長にお願いします。

◎議長（進藤啓一君）



安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

現在の福祉バスですね、ふれあいバスですが、所管をしております介護福祉課の部長という形で答えさせていただきますが、全ての町民の方々のご希望に沿うように大きなお金をつぎ込んでやるというのも1つのやり方かもしれませんが、現状においては多くの高齢者の方々に利用していただいで大変喜んでいただいでると。運行協議会、それから社会福祉協議会等々のお力添えによりまして、今4コースで運行させていただいてるという状況であります。アンケート等々からは、空のバスがよく通っておるがもったいないのではないかとかというご意見もあります。しかし、今後の高齢化社会、それからまちづくりというものにおいて、粕屋町にとってどういうふうなこの運行をしていけばいいのかというのは考える余地はあるのではなかろうかというふうには考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それでは、続けて質問いたしますが、昨年この地域福祉計画を活動計画を策定されるときにアンケート調査がありました。その内容はご存じですか。特に住民の意見を書いてあるところは。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

今ちょっと記憶にはございませんが、大変申し訳ございません、今は記憶にございません。いろんなアンケートの中でお答えが出ていたのではなかろうかと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

30ほど書き込みがありまして、その中の1点は確かに空バスが走ってるんじゃないかという1点ですけど、ほかにはたくさん参考になる、もっとこうしたらいいとかこういうふうに思ってるとかという内容があります。本当はそれを言ってほしかったけど、肝心なことは言っただけなかったなと思ったので確認いたしました。

それでは、因都市政策部の部長、そのアンケートご存じでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

残念ながらちょっと勉強不足で、アンケートの内容ということは承知いたしておりません。申し訳ございません。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

この粕屋地域福祉計画、それから粕屋地域福祉活動計画というのは、介護福祉課の方とそれから福祉協議会が中心になって内容をまとめたものですよね。介護福祉課長の課長に質問いたします。この策定の仕方はどういうふうにされましたか。いいですか、介護福祉課の課長にお尋ねします。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

策定の委員さん募集して、回数を重ねて協議をしていっておりますが、今言われるようにアンケート調査等々、そこを基礎として策定していったような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

因都市政策部長にお尋ねしたのは、今からアンケートをとって、皆さんの、もうその必要ないんです。ある程度、2,000人された中でパーセンテージがちょっと低いので、バスだけに特化したものではないから何とも言えないんですけど、こういうものを参考にして住民福祉部でやった今までの流れを、今度はそれを受けて都市政策部できちんと事業化していく、その流れをちょっと今のお答えの中から聞きたかったんです。ところがそうじゃなくて、与えられた仕事をこなす中で、今の範囲の中でこういうふうにする、こうしたいという内容だったのでもったいない気もいたしますし、こちらには本当に財産があります。長いこと、20年以上、私が前の小池町長に運行協議会をつくってくださいというふうに言って、まあそのことだけじゃないと思うけど、平成19年から20年の間にできました。それで、その運行協議会で毎年されておられまして、その都度答申を出しておられます。今年も出されました。それは因町長、ご存じでしょうね。お聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

運行協議会につきましては、答申はあっておると思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

その内容はこういったものだったのでしょうか。介護福祉課の課長さんにお尋ねすれば一番いいですか、それとも部長、どちらでいいですかね。内容についておっしゃってください。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

それでは、粕屋町福祉巡回バス運行協議会の答申、提言ということで、まず1つはバス路線の変更についてということがあるんですが、これにつきましては区長会より路線変更、それぞれの停留所の増設とか停留所の安全対策の要望が出されております。こういうふうな種々要望については声を聴きながら可能な限り対応を願います、してくださいというふうな提言でございます。

もう一点は、町の方向性についてでございます。議員が言われるように、運行協議会におきましても現在の福祉バスの運行形態ではもう難しいと、皆さんが望まれる運行形態ではないというふうなことがありますので、町として将来的にどういうふうにするのか考える時期に来ているのではないですかというご提言がなされております。当面はこの運行を、この運行協議会の中でも意見を出し合いながら支えていきたいと思いますというふうな形での提言がなされております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

1つの財産なんですね。バス運行協議会を開くに当たっても予算がいります。そこで調べた蓄積があります。資料もあります。それを私は例えば部長会とかという形でお互いに意見を交換しながら、じゃあこれをこうしてこうしようかと、今まで福祉協議会に頼んでたけどこういう形でコミュニティバスにするとかこういうふうにしようかという、そういう両者が一緒になって話し合う機会があるのかなというふうに思っていましたら、今のところそれが無い。それで、私は形式的にそれが普通の役場の仕事の中で難しいと思ったので、バス運行協議会かコミュニティバス検

討協議会を設置してくださいと6月、9月に申し上げたはずですが。3月にも言いました。でも、今その動きがないんですね。その辺は町長、どういうふうにお考えですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

前回の答弁では早速立ち上げさせていただきたいという回答はいたしておりますけれども、これはまだ実現はしていないようでございます。議員今までおっしゃっておりますバスの関係からでは、やはり今粕屋町が粕屋町の施設を回るための福祉バスといった形でございますが、長年言われております経過から考えますと、このバスをJRに継続させたり病院のほうに持っていたりとか、そういった買い物のあるところに組み込むというような、そういったことは考えられませんかというような、そういった私は流れだと思いますから、こういったことにつきましては今後周りの交通会社といいますか、タクシーあたりのことも私は関連してくると思いますから、そういったことも考えながら、早速、今回は検討会議をぜひしてほしいということでしたが、ぜひ方向性を決めたいと思ひまして答弁しておりますから、これから早速決めたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今、周りの交通事業者にいろいろ聞きたいとか言われましたけれども、それは例えば因政策部長に頼んですぐできることなんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは今から調査します。やはりどれぐらいの、交通網が変わってきますよね。特に近くに交通網がない場合は身近なJRの駅につなぐとか、そういった。基本的にはやはり役場施設につなぐことが基本でございますので、そういった中で途中立ち寄るとかといった形の方角になるかと思ひますけれども、それがどれだけの会社のほうに影響があるかというのは早速調べさせます。3月議会までには何とかその方向性を示したいと思ひますので、若干しばらくお待ちしていただきたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

調べるに当たって、ただ調べますじゃだめだと思っんです。粕屋町はどういうことを望んでどういうふうにしたいと、それから料金も有料か無料か、あるいはその委託の金額、それもあらかじめ示しておかないと業者は動きません。そういったのをすぐ政策部の、担当は都市計画課だろうと思っんですけど、すぐできるのかどうか。できるんだったらもう早急にやってほしいと思っんです。なぜなら、それを公の会議でするとまた1年かかります。延びます。待ってられませぬ。ということで、もうちょうど今予算査定の時期でもあるし、枠配分の予算も今言っておられるので、すぐに仕様書をつくって、私はプロポーザル方式みたいな形でいくつかの業者にこれだけの内容と金額としたいがということで。それから、粕屋町でできることですね、例えば福祉バスにするのかコミュニティバスにするのか。近隣でコミュニティバスにしたところが福祉バスのとくと全然変わらないんですね、乗る人の割合が。でも、非常に成功している例もある。もう近隣でもいろいろなんです。だからその辺を見て、先ほどいろいろ因部長がおっしゃってくださいましたけれども、委託費も違う、利用者も違う、状況もいろいろ違います。

そういった中で粕屋町にとってふさわしい、その中で先ほど因町長がおっしゃった、実は私は前から思ってたんです、病院とか駅。うちの町の駅は6つあります。それがうちのアピールするいい材料になると思っんですけれど、実際因部長に調べていただいたらJRを利用する人が平成27年度に2万1,850人いらっしゃいます。自転車で来たり車で来て駐車場借りたり、あるいは徒歩で。そういう方たちに乗っていただけるような、あまり朝早い、遅いような時間は無理と思っんですが、買い物に行ける。この間、図書館の駐車場が結局金額上がりましたよね。あの方たちが対象の方たちが巡回バス、まあ何のバスになるか、そういうのに乗って長者原から博多駅に行く。そういう流れをつくられるととてもいいと思っるので、それから病院も、それから商業施設、なのみの里、そういったところを含めて、つまりそれは生活支援交通なんです。生活の支援を福祉にプラスする、しかもそれが住民の皆さんの動きが活発になるということで、うちの町の活性化。うちの町が住みやすい、誇らしい町になります。そういったことを踏まえて、早急に幾つかの業者にこちらの意見を、きちんと考えを、住民福祉部の今までの資源を取り入れてやってください。それをぜひしていただきたいと思っんです。

先ほど町長が3月までには形にするというふうにおっしゃいましたが、それこそスピード感を持ってしていただきたいと思っんですけど、何かおっしゃりたいことがありそうなのでお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

会議は早急に進めたいと思いますけども、実現になるかというのはある程度の形にはしなくてはならないと思っております。それとまた特に今回は枠配分をやっておりますので、費用対効果等も十分考えなければならない。それとこの辺の交通の関係の会社とも十分議論していかないかんという。しっかりとこの交通網が整備されれば物すごく多くの方が利用されるんじゃないかなと私は思っておりますので、その中でまたそういったタクシー会社とかそういった西鉄とか、そういったものに支障があるようであればやはり少し問題がある可能性もありますから、その辺も十分協議させていただきながら作成していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

もういいと思ったけど、町長に質問します。近隣の自治体がどのような状況であるかは、町長、ご存じなんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほど部長のほうから答えましたけども、久山と須恵だけがコミュニティバスといった形でやっておると思っております。ですから、そういった中で、やはり後の取り組みは福祉バスといったことで先ほど答えたと思っておりますから、福祉バスについては余り大きくは変わらないと思っておりますけども、コミュニティバスにつきましてはやはり有料化されて利便性もよくなっているのではないかなと思っております。内容につきましては、そこまでその町長と語ったことはございませんので、内容的にはあまり知っておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

これは4月の状況なので、まあ今と変わらないんですけど、私が調べていただいたのは新宮が抜けてますね、今コミュニティバス。新宮は、年間の利用者が19万6,625人なんです。それから、志免が特化というか非常に注目しているところですが、経費は1,500万円なんだけれども利用者数は10万人。こういったことを参考に

しながらいろんなことを早急にしてほしいというふうに思っていますので、よろしくをお願いします。

次に行きます。

ちょっと時間がかかります。実は、次の問題は質問項目は2つあるんですけど、繰越金っていうのが質問項目なんですね。多分これは初めて粕屋町では質問されることだろうと思うし、私自身も初めて。で、数字が非常に大きいんですね。だからずっと調べているんですけど、ひょっとしたら間違いがあるかもしれません。今回だけで終わろうと思っと思っています。また来年3月にもう一度したいと思っっていますので、もし私の認識に誤りがあつたら許してください。

ということで、2番目の質問を始めます。

粕屋町の27年度の決算の認定、28年度の9月の補正予算に対して反対をいたしました。それは、繰越金に対する町の姿勢が甘いと考えたからです。来年の3月の29年度の予算案、28年度の最終補正予算案をよりよいものにするために、執行部の考え方を問います。

それではまず、繰越金とはということで、この説明を、あるいは粕屋町の現状をおっしゃってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も各議会で返金していく手法ですね、余り好ましくないと思っっています。議員おっしゃいますように予算の組み方に甘さがあると思っっていましたので、今回から枠配分を行い、予算編成の精度を高めることを目標にいたしてあります。以前は残さず予算を使っっていましたけども、今は職員も無駄なお金を使わなくなりました。しかしながらその反面、スケールが少し小さくなったかなという気もいたします。

先ほど中野議員のときも答弁する予定でございましたけども、今回は部長が中心となりまして各課事業の調整を図るように指示してありますので、部長のリーダーシップに期待をいたしてあります。内容につきましては所管のほうから報告をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

繰越金とはというご質問にお答えいたします。

繰越金は、各会計年度におきまして決算上の剰余金が生じたときに、次の会計年

度に持ち込める金額でございます。粕屋町の平成27年度決算におきましては約9億3,000万円の繰越金となっております。これにつきましては決算見込みの精査が少し甘かったと認識いたしております。

それから、現在の繰越金の状況ということでございますが、平成25年度の繰越金は6億2,900万円、26年度は7億4,600万円、27年度は8億5,100万円、先ほど申しました27年度は9億3,000万円ということで年々増加しておる状況は否めません。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

議員必携に繰越金についての記述がございます。それは、地方公共団体は各会計年度において歳入歳出の決算上剰余金を生じた場合においては、当該剰余金のうちの2分の1を下らない金額は、これを剰余金を生じた翌々年度までに積み立て、または償還金を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てなければならないというふうな決まりがございます。うちの町の場合これを今年度だけだと、翌々年度ですからどうしようもないんですけど、25年、26年、27年にわたってどういう状況であったか、分かる範囲でおっしゃっていただけますか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今おっしゃいました地方財政法第7条におきましては、決算剰余金の2分の1以上の額を翌々年度までに積み立て、または地方債の繰上償還財源に充てることということでございますが、現在までの決算剰余金の取り扱いにつきましては、当初予算におきまして財源不足等のために基金繰り入れを行い、年度中に財源が確保できました時点で補正予算により基金からの繰り入れの解消を行い、残高を基金に積み立てております。基金からの繰り入れの解消と基金積立金を合算しますと、決算剰余金の2分の1以上の額を翌々年度までに積み立てたことになっております。実質的な積立金額だけでございますと、この規定の2分の1には達していない状況でございます。

しかしながら、この基金積立とこの基金の繰り入れの解消ということについては、同じ年度内に基金積立金をするのと積立金から取り崩すのを両方やりますと、こちらのほうで入れながらこちらのほうで出すというような形になって、この地方財政法第7条どおりにするにつきましては予算枠が大幅に膨らむだけで、実質的にはその決算剰余金というのは翌年度に使う事業のために置いておるわけございま



すので、現在その地方財政法の解釈についてはいろいろあろうかと思いますが、粕屋町におきましてはそういう状況で決算剰余金を翌年に繰り越して使っておるという状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今の総務部長の発言では、粕屋町はやることはちゃんとやっていると、問題はないと。ただ少し甘いところがあるかなというお話ですが、実は私その内容がよく分からないので福岡県全体の中で繰越金の状況はどういう状況なのか、粕屋町と比べてどうなのかを調べてみました。そしたら、今繰越金は9億3,000万円でしたかね、でも一応普通会計もあって、その中で言われているのは10億4,923万円が表の数字です。それがうちの町の歳入の7%です。

それ以上の自治体はどうなのか調べてみました。昨年うちは6.3%だったんですね。それで、昨年とは違いますがこういう自治体の分は、例えば今年度の27年度の方は来年の5月にしか公にされていないので、26年度の方を見てみました。そしたら、10自治体ありました。その自治体の主なところは、人口が少ない、過疎地、それが主です。そういったところがパーセンテージが7%より高いです。ただ一つだけ特別に那珂川町が昨年8.3%ありました。それはまあ合併に関するいろんな事情があるのかなと、ちょっと聞いてみないと分からないんですけど、それ以外は例えば糸田町、東峰村、川崎町、まあ八女市はちょっと例外で合併したからあれなんですけど、筑後市、大刀洗町、みやこ町、福智町、そして築上町。こういったところが繰越金が多い。住民1人当たりうちは2万円ぐらいですけれども、何万円にもなっています。それとうちの町と比べてどうなのか。いいのかっていうところをぜひお尋ねしたいと思うんですけど。

もう一つの視点は、うちの町は公債費が減っています。以前は実質公債費比率が18.8%ぐらいで福岡県の中でも要注意の自治体だったと思いますが、今年は11億7,700万円。私の資料で24年度からしていますので、24年度は16億6,000万円ございました。その差額は4億円近いんですよ。24年度から27年度まで見ると、その24年度を16億円としますと、そのまま返したのと今のように減っているのでは15億円違うんです、差が。その15億円は一体どこに行ったんでしょうね。返さなくてよくなったお金が15億円あるんですよ。その分民生費とか増えたよということもあるかもしれません。

それからもう一つ、滞納収納額、これが4億円ございます。これは予算に入れられませんよね、最初の収入に、当初予算の。そういったお金がどこに消えたんだろ

うって。じゃあ財政調整基金に行ったのかな、公共施設の基金に行ったのかな。行ってない。大きなものは、一番大きなのは土地開発公社への返済金、これが8億9,000万円あります。そして財政調整基金は4億円、公共施設に対する基金は3億円。だから、土地開発公社は職員の皆さんとうちの議会の失敗策ですよ、あれは。失敗を穴埋めするためにまず使われたと私は考えています。それも一応終わった。じゃあ次何をするか。で、私は今ここでこの質問をしているんです。私の感覚ではダブついています、お金が。先ほどからバスのことにしてもお金がないお金がない、ほかのことでもお金がないお金がないって言われます。何か住民の方が行くともう予算がないって言われるのよね、削られるのよねって。削ることは大切なんです。いつまでも今の予算があるとは思わないでもらいたいと私も思うんですよ。税金を納める金額は年々減っています。国のいろんな財政の事情も悪くなっています。だから、今の金額が続くとは限らないんです。だけど、うちの町においてはダブついていると私はにらんでいます。だから、この財政の運営をもう少し精査してもらいたい。

それともう一つは、私はこれが気になるのが、3月補正で上げられた町税の金額が、その後5月で出納閉鎖がありますよね、そして決算に行くでしょう。そしてその3月補正と決算の間にいくらぐらい差があると思いますか、町長、町税は。分からない。じゃ、税務課の課長、いくらありますか。いいですか、突然聞いて。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

3月補正と……。

◎12番（本田芳枝君）

決算。

◎税務課長（関 博夫君）

滞納の収納額の話でしょうか。

◎12番（本田芳枝君）

いいですか、町税の決算の数字ですけど、3月補正で上がっている数字がありますよね。分かります。それは一般歳入の数字ですよ、それと決算の、その半年後の決算の数字。町税の差はいくらあるか、お分かりですか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

資料がございませんので、ちょっとこの場ではお答えできません。

◎12番（本田芳枝君）

いいです。ごめんね、突然聞いたので。何か答えてくれそうです。

◎議長（進藤啓一君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

予算と決算上の差でございますが、2億2,600万円ほどになっております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

そうです、2億2,600万円が27年度。26年度が2億6,000万円、25年度が2億9,500万円というふうになっています。当初予算と決算の差額を比べると、平成27年は5億円あるんですよ。5億円。5億円も多いんです。見込みが低いのか、それとも予算の立て方が慎重過ぎるのか。その結果、お金が余っている。じゃあ、余ったお金はどうしているのか。先に繰り越している。先送りです、と私は今この12月の時点でここ1週間ほど毎日これを見ながら考えております。多分、間違っていると思います。間違っていたらいいなという願望もあります。

それで、その辺を十分町の運営の仕方、財政の運営の仕方を見極めながら、うちの町の今後のありよう。これは町長枠配分とおっしゃいますが、それ外なんです。枠配分は事業をどういうふうにするかということでその事業費の予算の中でしか考えませんが、このいろんな今話した全体の運営は経営政策課がするのか、副町長がするのか、その辺は分かりません。だから、その審議を深めて、今うちの町は曲がり角です。24年度から24、25、26、27、大きく変わっています。財政のありようが。だけど、予算の組み方は昔のまんま。ここを、私の今の考え、見方ですよ、間違ってるかもしれないですよ、こんな大きな数字だから。いつも見たことがないような数字を、実際、経営政策課の課長と下の職員と話したら数字が違うんですよ。違うんじゃないと言ったら、1桁違うんですね。それはパソコンが今7から10に変えて、その7がうまく動かないので、そういったこともあって何か本当に大きな数字は困ります。

だから、間違っている可能性もあるんですけども、例えば私は家計簿をつけています。家計簿をつける視点から物を見る。家計簿は今のこと、来年のこと、5年後のことを考えます。そのために今貯金をどうしたらいいかっていうのを考えます。だから、そういう視点で職員の皆さんが自分のところの事業費だけではなくって全体の流れ、それから将来合併しようとか、そういう話もありますよね。それも大事ですけど、うちの町の収入、で議員の皆さんも皆さんもとにかく増や

すことが大切だと言って新しく開発するとか企業誘致をすとかおっしゃいますけど、もっとこの帳簿を見ると、棚からぼた餅じゃないけど出てくるお金はあるんです。それが生かされていない。もったいない。

それで、今枠配分て言われましたけれども、例えばバスの件にしても都市計画課が絶対これは必要だと思ってくれたら多分予算に上がるでしょう。そしたら可能性ががあります。何億円もかかるものじゃない、多くても2,000万円です、私の計算では。今1,000万円だから。倍ぐらいしてください。そうすると今3万3,000人です。今年ね、27年度の集計は。6万にはなります。6万の町民が利用できます。その6万の町民の……。

(許可を受けていない発言あり)

いいですか、何か言ってくださる。私はあくまでも仮定なので、時間もないし。じゃあ、何かいい提案とか考え方とか、間違ってるかもしれないのよね。おっしゃってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今本田議員のほうからる質問されましたけども、やはり部長のほうからも収入が少なく見積もっていた可能性もある。で歳出を多く見積もっていたときもあるというふうな答弁もございましたと思います。そういった中で、今回はそういったことを全部含めながら、今度は経営政策課のほうでしっかりと各所管と全部すり合わせながらどれぐらいの基金を残すのかとか、そういったことを。ダブついているというのは私は思っておりませんけども、やはりダブついたらもっと事業ができると思いますけども、やはり今は本当にゼロベースで一生懸命皆さんが精査しながら今事業を組んでいただいております。そういった中で、これは収入の範囲内で私は組んでくださいと。今までは全部基金を取り崩しながらちょっと余裕を持って予算を組んでおりましたけども、普通はもう議員おっしゃるように家庭の財政から考えたらそういった収入以上に予算を組むということはありませんので、そういったことを指示しております。そういった内容につきましては経営政策課のほうの課長から報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、いいですか。

◎12番（本田芳枝君）

いいですよ。どんどん出してもらいたい。多分ないだろうと思って、ごめん。間違っていると仮定してるので。

◎議長（進藤啓一君）

今泉政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

平成29年3月の補正予算につきましては、原課において決算見込みをシビアに算出し、補正予算に反映させ、できる限り予算上の剰余金を生み出した上で基金に積み立てたり、あるいは繰越金の減少に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

それだけですかって言いたい。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

お金がダブついているというようなお話でございますけども、27年度の単年度収支でいきますと黒字が8,000万円ほどでございます。ですから、実質的にはその程度の差でぎりぎりのところで予算と執行が、歳入と歳出がいつているわけでございます。しかしながら、議員ご指摘のとおり毎年度のその繰越金ですね、この額は当初予算が毎年3億円でありながら9億円、10億円というような膨らみかたをしておりますので、それからまた郡内他町と比べましても粕屋町の繰越金多うございますので、この辺につきましては来年の3月予算の補正できちっと精査したいと思えますし、来年度分につきましては枠配分ということでございますので当初予算段階からきちんとその辺も精査して、高額な繰り越しが出ないような予算をきちんと立てていきたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

今の総務部長にお尋ねします。高額な繰越金と言われましたけれど、繰越金はずっと少しずつ少しずつ貯めて、そのまま上に上がってるだけです、私の捉え方では。だから、まず繰越金を使わなきゃ。公共施設建設基金に回さなきゃと私は思っています。なぜ回せないのか考えました。3月補正で町税を当たり前に予算化する。そして、諸支出金を増やす。歳入が増えないと歳出は増やせれないんです。だから、歳出の諸支出金を増やして貯蓄に回すには、この歳入を増やさないといけない。ところが、うちの町は歳入は増えてない。町税が何億円も増える可能性がある

のに、いじってない。だから、その3月の歳入歳出の予算決算の金額と決算時の予算決算の金額はかなり差があるんです。だから、経営政策課が今考えておっしゃったように、あるいは町長が言われたように、一生懸命精査するのはあくまでも小さなこと。各事業です。うちの町はそれはとてもよくしてあると思います、行政評価をきちんとしてるから。もっと仕方が足りないって謙虚におっしゃるときもあるんですけど、私はよく分からないけど、かなりきちんと精査されているので、そのお金が余ってきます。余ってくると剰余金に回る。それが少しずつ少しずつ繰越金の額が増えている。だから、どこかできちんと繰越金をほかの、諸支出金として出せるような形でまず繰越金を減らさないといけないんです。それは操作です。各行政の担当者が事業費を云々云々してするのではなくて、全体の運営です。それを私はちょっと申し上げたいんですけど、分かった、分かったと言われますけど、分かります。町長がどの程度分かっておられるか私には分からないから、言ってください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほどから答えてますとおり、収入の見積もりが甘いと。でしょうが。さっきからそれ言いようやないですか。だから、収入が上がらないということは収入を下げて見積もってますから少なくなってる。逆に支出のほうはより多く基金まで取り崩してやってるから繰越金が多くなってる。だから、そこの精査が難しくなってるから、やはりそういったものは現実と違いますから、収入は収入としてきちんと精査しながら上げるべき。支出につきましてはしっかりと見て行って、やっぱりいるものといらないものをしっかりと精査しながら、多めに基金を取り崩してやらないで、今収入の範囲内で組むといった形での精査を今回からやっておりますので、その分については反省はいたしておりますということで先ほどから申していると思います。ですから、収入が下がっているということはやはり収入の結局予想が余り正確ではないということでございますので、今後は精査しながら精度を上げていくといった形で答弁いたしておりますので、それでご理解願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

精査が足りないとおっしゃいましたが、例えば税務課とか収納課は把握はできてはるはずなんです。確認はまだしてないんですけれど。もう大体課税のときからいくぐらいの見込みがあるというのは分かっているんです。だから、3月補正、翌年

の3月にはもう2月には大体あらかた分かってますし請求もしてあるでしょう。うちなんかも固定資産税かな、2月ですもんね。だから、2月の終わりにはある程度納めます、もう振り込みだから。だから、大方はそこで分かるはずなんですよ。ところが、町税の収入の予算は変わらない。それは当課が考えてするんじゃないで町が全体のことを考えてしないと、当課は、原課はこれはこうですか、こうとは言えないと私は今の時点で思います。言えるかもしれませんね。だから、もっと全体をそういうふうに見る視点を、鳥の目ですよ、虫の目ではなくて。そういう作業が必要と思うので、ぜひ3月にはそれを期待しています。それでちょうど今いいかなと。

ごめんなさい、ひょっとしたら間違っているところも仮定としてある可能性は大いにあるんです。まだつけ焼き刃の数字なので。だけど、今ここで申し上げていたほうがいいのかと思って。

それで、財政調整基金がやっぱり少ない。近隣の町の中でも少ない。そして、先ほどの那珂川町は特定目的財源なんですけど、それを合わせると98億円ございます。うちは26億円ぐらいでしょう。いや、もうちょっと多いか、38か、全部入れるとね。で財調が14億円でしょう。新宮でさえ31億円あります。

◎議長（進藤啓一君）

本田議員、時間がありません。間違ってるかも分かりませんちゅう発言もありました。もし町でそれは違うんじゃないかということがあれば、町のほうでお答えになってください。本人がそうおっしゃってるわけですから。

◎12番（本田芳枝君）

それで、そういったことも含めて今後公共施設建設をどうするかということも考えながら回してほしいというのが私の要望で視点なので、それに対して町長はちゃんと答えてくださったから、3月を期待します。

それで、2点申し上げます。

これは最近いただいた「かすや」です。あの福祉バスの原点は、福祉センターが建設されてからです。平成5年から走っています。これは平成4年7月に福祉センターが完成しています。形としてはこの時期と24年たった今は変わっていないんです。でも、世の中は大きく変わりました。そこを考えていただきたい。

それからもう一つは、何かにつけて皆さんお金がないと言われますが、私は保育所のことを考えています、建て替えをね。お金がないから民営化するという考えですが、今からお金を生み出したいと思うし、私たちの60周年の、ちょうど町政になって10年ぐらいは教育施設を自前で建てておられると思います。なぜなら保育所なんかは建てているところと建てていないところ、たくさん差がありますからね。そ

この考え方でうちの町はそういう幼稚園、保育所をきちんと自前で建てる。給食センターもなかったのに、うちの町は当初から。だから、そういう教育施設、教育資源にダブっていると私が思っているお金を充てれるのではないかと。これは提案というか、申し上げたいということです。

以上です。

(12番 本田芳枝君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

(休憩 午前11時33分)

(再開 午後0時45分)

◎議長（進藤啓一君）

それでは、午後の部を再開いたしますけれども、小池議員から、本人がどうしても立ち会わなければならない事案ができたということで、午後の部の欠席届が出ておりますことを皆さんに報告いたしておきます。

では、再開いたします。

9番田川正治議員。

(9番 田川正治君 登壇)

◎9番（田川正治君）

議席番号9番、日本共産党、田川正治です。通告書に基づき質問いたします。

マスコミでも12月1日、陸上自衛隊11部隊が首都ジュバに到着したことが報道されました。政府は南スーダンに派兵されている自衛隊に駆けつけ警護、宿营地共同防護などの新任務の付与を閣議決定したことにより、自衛隊の海外での武力行使で殺し殺される最初のケースになりかねません。国会では、29日、衆議院本会議で物価が上がっても賃金が下がれば年金を減額する国民年金法等改定案、年金カット法案が安倍政権の与党のもとで十分な審議を行わず、国会の会期を延長して強行可決されております。年金は、若いときから保険料を払い続け、退職後は老後の収入の柱になる、人生設計にも関わる大問題です。若者世代の非正規化や低賃金の雇用形態、このような状況が続く中で将来年金の受給がまともに保障されなくなる。このようなことでマスコミの世論調査でも6割が反対を示しております。これから年金改悪と一体に医療や介護の負担増と給付減、困窮者を支えるべき生活保護費の削減、19年から消費税10%の引き上げも計画されます。このような国の社会保障の改悪に対して、地方自治体の本旨である社会福祉の向上のために町の予算を使うべきときだと考えます。

以上を述べまして、質問に入ります。



まず最初に、公共施設等総合管理計画に基づく老朽化した保育所や町営住宅の建て替えについて質問いたします。

本年3月議会において、公共施設等総合管理計画について質問をいたしました。総務部長は、9月議会ごろまでに計画を立てたいと、このように答弁されました。町長は、今年度中に計画を立てたいという答弁でした。いよいよこの公共施設等総合管理計画が、町民に必要なこれからの福祉や関連する問題についても必要になってきます。老朽化した公共施設整備計画、予算や基金など必要になりますが、どのような計画を立て、進捗状況になっているのか、町長の見解と計画の説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

田川議員の質問にお答えします。

進捗状況につきましては、あくまでも総合管理計画でありますから、内容といたしましては9月議会等で説明したとおりでございます。詳細につきましては所管のほうから説明をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

公共施設等総合管理計画につきましては、先に行われました粕屋町議会9月定例会の全員協議会において内容の説明を行わせていただいておりますが、広く町民の意見を取り入れる必要があるという意見を反映いたしまして、10月19日から11月17日までの期間、パブリックコメントを実施しております。町民の方々からの意見は特にごさいませんでしたので、現行の内容で全体計画を作成し、今議会の全員協議会の中でその成果品を議員の皆さまにお渡しして報告する予定でございます。今後は、本計画の実現に向けまして計画内で定めております推進体制及び推進スケジュールに基づく取り組みを進めてまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今議会での説明ということですので、どのような方向、計画を立てていくかということについても私も意見を述べながら行きたいというふうに思います。ただ、今までこの計画立てるにおいて、前町長も現町長も含めて、老朽化した中央保育園、仲原保育園は建て替えが必要だということを述べてられました。昨年12月

の私の質問に対して因町長は、現在策定しております公共施設等総合管理計画や町の財政的な負担などを総合的に判断しながら適切な老朽園の対策を保育事業の受け皿の整備のために取り組んでいきます。このように述べられ、また中央保育園や仲原保育園など老朽化している保育園が地震で潰れたら行政の責任だということも述べられております。前町長は、老朽化した保育所の建て替えは優先度が高いと、このようにも答弁されております。

このようなことから、今度の計画の中に対して町長がこの老朽化した保育所に対してどのような立場で計画の中に盛り込もうとしておられるのかについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

内容につきましては、前回も言っておりますが、私も議員時代から地震とか発生いたしておりますので、早急な建て替え策をお願いしたいという形も要望しておりましたので、今回は私が今度は行政のほうに入っておりますから、それは早急に取り組んでまいりたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今度の議会の中で、この保育所の老朽化したのをどうするかということなども、当然町長の今の答弁なども含めて実現できるようにぜひ取り組んでもらいたいというふうに思います。

1つは財源問題があると思います。今、粕屋町の財源として財政調整基金やら公共施設整備基金などがこの保育所の建て替えなどについても必要ということになってくるかと思えます。給食センターの関係でこの財政調整基金を1億8,500万円、給食センター建設に関する国の交付金の申請漏れの関係で使うこととか、工事を中断したときに起きた遅延損害金1億8,000万円を使うというようなことなど含め、約4億円に上るこの基金を使って処理していくということが言われておりました。これはこれから、今日の説明の中でも後から給食センターの関係は質問をいたしますけど、このような使う予定にしている、また自由に使える財政調整基金なども含めて保育所の財源に充てるべきだというふうに思いますけど、財源のことについて町長の答弁を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この件につきましても前回お話ししておると思いますけども、やはり補助金がつくのであればぜひ補助金の活用をしていきたいと思っております。今のところ、粕屋町で建てるということは考えておりません。その補助事業の余ったお金でまたほかのことをしっかりと、施設の充実をさせていただきたいと思っておりますので、最低限の補助金が出る以外の分についてはうちのほうの一般財源で補填しなければなりませんので、その辺についてはしっかりと支払いながら建て替えに向けて頑張っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

老朽化した保育所の建て替えと関連して待機児童解消をするというのも当然一体のものとして進めていくことになっていかなければ、今の待機児童、今年は4月1日時点で57人待機児童がいました。今は昨年でも100人ぐらいになった、9月時点ではですね。ということからいけば、今年もそういう人たちの待機児童が生まれるというふうに思います。

それと、もう一つは隠れ待機児童ということで育児休暇とか求職中、仕事を探している人たちなどを含めて、また希望する園に入れない人たちなどを除いた待機児童というようなことなどが国が集約しているということが言われてますけど、いずれにしてもそういう人たちも含めれば200人ぐらい待機児童をどう解消していくかということが必要になってくると思います。そういう点で、私は町立の保育所を建て替え維持していくことと併せて新たに認可保育所、まあ民間の保育所なども含めて誘致していかないと、現在のこの待機児童解消、またこれから10年子どもたちが増えていくということから見ても、責任を自治体として果たすことができないということになってくるのではないかというふうに思います。そういう点では町立保育所が果たしている役割ということも含めて、町長はどういうふうに今粕屋町に3つあります町立保育所が果たしているのかということについてどのような評価をされてるのか、町長の見解を伺います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

保育所の関係ですが、全く全部を民営化しようとは考えておりません。やはり1

園ぐらいは町のほうでしっかり経営していかなければならないと考えております。

それから、今現在の老朽化している2園の保育所を建て替えたり認可保育所の新設したりということになりますと、今からは人口が減ってくる中で、そんなに整備をしてもそこまで幼児が集まるかということも少しは経営者として考えなければならぬと思います。そういった中で、私は老朽化した2園を、120人ぐらいの規模の今保育園ですから180名ぐらいの保育園にいたしまして、そういった中で待機児童の解消を図ろうと考えておりますので、そういった形につきましてはご理解願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町立保育所の果たしている役割について私は今聞いたんですね。私は、町立保育所は粕屋町にある民間保育所や小規模保育所、こういう保育所も含めて国のこの児童福祉法に基づいた保育の環境、そして働く保育士の条件、こういうことも含めて町立保育所が民間等そのほかのところから比べても、いろんな条件でその町立保育所に見習って引き上げていこうというようなことなどが生まれてる。そういう貴重な役割を果たしていると思いますね。そういう点では、この保育所を民間にしてしまうということじゃなくて、今度の給食センターの問題もそうでしたけど、結局は働いてる調理師も含めて今までの雇用関係が失われていくというようなことなどで町の職員が減らされていくという状況が生まれてくるわけですね。そういう点では地域の雇用の創出とされていくということにもなりますし、町の関係の公共施設で働く人たちの雇用を増やしていくということが町内の経済の高揚も含めてなっていくことに繋がっていくと思いますね。そういうことも含め、地域の人たちと一緒に、そして認可保育所として障がい者の人たちも含めて本当に受け入れていける、そういう保育所が町立保育所としてあるわけですね。

そういう点で、民間にしてしまうということじゃなくて、待機児童を解消するためには民間の保育所、認可保育所を増やしていくように今までもやってきたように、そういうことも含めて一つの解決方向っていうんですか、解消していく方向として求めていくということは必要だと思いますけど。町立保育所のこの建物を建て直して町立へ残すという方向こそ今決断するべきじゃないかと思います。そういう点で町長の見解を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほども言いましたが、補助金がつく部分についてはしっかりと補助金を活用しながらやっていくという基本でございます。そして、議員もご存じかと思えますけれども、非常に粕屋町の民間の保育所は質が高うございます。そういった中でしっかりとした保育というものを担っていただいておりますので、そういった部分については私たちはいい福祉団体を連れてきて、そういった中で運営していただくというのが基本と私は思っておりますので、財源を、そういった補助金を活用しながらもっとほかの部分についての財源を利用していくというような、そういった方法を考えておりますのでご理解を願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

9月議会でも東京の杉並区の幼保連携こども園のことについて、私たち厚生委員会で視察したところの話を知りました。そのときには区長が始め、区が待機児童解消のための推進プランを策定して、そして待機児童を解消していくという方向を取り組んでいるわけですね。そういう点ではこの幼保連携の保育所のあり方というものもあるかと思えます。

そういうことなどを含めた形で町立の保育所、幼稚園を残していきながら解消していくと、待機児童をという方向を私はもっと進めていくべきじゃないかと。

そういう点で、町長はこの問題についても今までボトムアップと、各課の計画などを出してもらって、その内容に基づいて検討していきたいということをおっしゃっていましたが、その内容についての検討はされたのかどうか、各課に取り組んだこの子育て支援の待機児童解消のための保育所の建設ということについて検討されたのかどうかについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その関係については、私が言うよりも所管のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

田川議員さんのこの保育所の建て替えというふうな分ですが、今課題の整理とか、そこら辺を掌握しております。町長のほうにはまだ全体的なスケジュール的な

ものはお示しをしておりません。所管のほうで今粕屋町として町長が言ってあるように老朽化園の対策という形で所管のほうで今計画を課題なり、それからいつくらいにはどうしたい、そうするためにはいつくらい前にはこれをクリアしていかないかんよねというふうな形で今全体計画的なものを策定中でございます。町長のほうにはまだお示ししておりませんので、町長のほうに言うておりませんということをお伝えしておきます。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

では、先ほど言いました、町立保育所を建て替えし残していくということも含めて、担当課のほうもそういう点で保育士の人たち、園長を含め保育関係者の人たちの意見などを集約して、その方向性をぜひ示して行ってほしいというふうに思いますが、その点について、安川部長。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

幼稚園もそうですが、保育園の現状等と先生方との懇談会というか、話し合いは持たせてもらっております。その中でやっぱり大変だということはよく理解をしておりますので、先生方のご意見も賜りながら、粕屋町としてどういうふうな形であるべきか、そこら辺はしっかりと受けとめながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

じゃあ、よろしく願いしときます。

次に、老朽化した町営住宅の建て替えと入居者の総数を増やす対策について質問いたします。

朝日区の町営住宅、耐用年数がきており老朽化が非常にひどくなっております。特に夏は2階の部屋は屋根からの照り返しで2階には住めない、階段が急でお年寄りも上りおりできない、このような状況であります。町営住宅の空きができて、この朝日団地には募集者がいないと、今年はいなかったということがあります。こういうことから見ても、この老朽化した町営住宅の改修だけじゃなくて、公共施設等総合管理計画の中でこの建て替えなどを検討をすべきだというふうに思うんです。

今、粕屋町に新しく引っ越してきた人たちが、町営住宅に入れないかということをよく私たちも相談を受けます。窓口でもそういう話が来ていると思います。それは仕事がない、また仕事があっても給料が安い、アパートを借りても家賃が払えない、こういうような状況に陥っている人たちが非常に増えてきております。そういう点ではこの町営住宅の募集戸数が5戸、6戸、7戸というような募集の数であります。応募数は25年が3.5倍、26年が5倍になって、新しい宮町団地は13倍だったということです。こういうことから見ても、新しく建てた町営住宅には募集も増える。古くなったところは募集しても実際には応募がない。このような状況です。私も知り合いの相談があった方に、休み中に行ってもらいました。しかし、やっぱり若い夫婦でしたが、応募しないということで断念されましたけど、そういうことも含め、今この粕屋町としての町営住宅のあり方も含めて検討すべきと思いますが、町長の見解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

朝日の1団地が31年、2団地が34年、3団地が35年と非常に古くなっております。これにつきましては公共の施設のことに関連してしっかりと協議してまいりたいと思っております。いつからやるのかということがありますので、それは担当のほうから報告させたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町営住宅の関係ですが、まずこの町営住宅の総合的な管理につきましては、こちらですが平成25年3月に策定をいたしました粕屋町営住宅長寿命化計画にのっとりまして進めております。これは平成25年から30年の10年間の計画でありまして、上大隈団地が平成25年、そして内橋団地が26年、甲仲原団地につきましては平成27年に屋根とか外壁とかの大規模改修をしております。残る宮町団地につきましても平成29年度に改修を現在今予定をしているところでございます。

それからまた、建て替え等々につきましては、この計画書の中でも基本的な考えを掲載して、まずは自分たちでつくりましたこの計画にのっとりながらやっていきたいというふうに考えております。よろしいですかね。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎ 9 番（田川正治君）

私もその町営住宅長寿命化計画、見させてもらいました。改めて質問するのにあたって読みましたけど、この中でも対象の町営住宅の中でも簡易耐火構造住宅が朝日第1、第2、第3、78戸あるんですね。結局建物としては一番古い形式の建物ということもあることから、地震とか来て問題なければいいんですが、そういうことはらむような建物の構造ということになるかと思います。

そういう点で、この長寿命化計画の中で建て替えを望む人の割合について一覧表が載ってました、アンケートを集約したのがですね。朝日第1は52.9%、朝日第2は42.4%、朝日第3、42.1%になってます。そして、建て替えた場合、新しく建てたところに入居を希望するかということに対して69.9%の人が望むということでありました。そういう点では、現在の住宅に住んでる人たちは、新しくなってそこに住み続けたいという希望が強いということでもあります。

もう一つは、糟屋地区内の県営住宅と町営住宅の建物の数を見てみました。粕屋町は人口比からは低くなっております。これは町営住宅だけしかないというのが一つの理由かと思います。ただ、県営住宅がある志免は732戸、宇美町は167、県営が290、須恵町は県営が462戸ということなんですね。で、粕屋町が183戸ですから人口から見てもこの町営の住宅が求められてるということかと思いますね。そういう点で、こういう指標から見ても町として早急に手を打つことも含めた方向性をつくるべきだというふうに思うわけですが、改めて町長の答弁を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほども答えましたが、朝日団地につきましては非常に古くなっておりまして、こういった建て替えていくことにつきましては、建て替えあるいは改装につきましては早急に対応していかなければならないと思っております。それは今からも優先順位というものがありますので、早速検討させていただきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎ 9 番（田川正治君）

建設するに当たって、今お年寄りが非常に多いということで2階に上がったりすることだけでも大変という人たちも多々おられます。そういう点ではエレベーターのついた5階建てのアパートということなども考えられるというふうには思うんですね。そういう点ではいずれにしても町営住宅を増やすことも含めて、入居できる人たちを増やすということも含めて今後の検討にしていくべきだというふうに思い



ますが、この件についてもう一度町長に。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

入居数を増やす、増やさないということにつきましても一緒に検討してまいりたいと思っております。これは今増やしますとか増やしませんとかじゃなくて、やはり今後人口も減っていくというところもありますし、今自体が、朝日が老朽化してるから入らないのかも分かりませんが、そういった中で需要があるのかないのかということもしっかりと検討してまいって戸数あたりを考えてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

では、次に進みます。

新学校給食センター建設の予算に伴う建設状況と産業廃棄物による危険性の除去対策について質問いたします。

来年4月から給食センター供用開始ということで、いよいよ建設工事も最終盤になっております。私は、新しくなった給食センターで子どもたちに安全・安心な給食を提供できる、そのようなことを町として責任を持ってやらなければならないというふうに思います。

以下、解決しておかなければならない問題多々ありますが、3点にわたって質問をいたします。

総工費68億円の予算執行の状況についてであります。PFI方式で民営化することで、町立の給食センターを新給食センターに会社が受け持つということになって、15年が契約で4億円以上、総額68億円もの税金をつぎ込むということになりますが、来年4月から民間の給食会社が学校の給食をつくり子どもたちに提供することになる中で、この間建設の工事内容、産業廃棄物処理などにかかわる問題で、当初予定していた契約金を変更することなどが今後生まれてくるのではないかと懸念もあります。総工費68億円で今後の事業運営を行っていく上で、これ以上の税金が抛出するという事はすべきじゃないというふうに思うんですが、この点について町長の見解を。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうからお答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

田川議員のご質問にお答えします。

総事業費68億円の予算執行の状況についてでございます。昨年27年1月21日臨時議会におきまして議決をいただいております当初の事業契約の金額67億2,300万円余り、議員さんは68億円って言われましたが、やはり7,700万円余り違いますので、正確を期すために言っております。67億2,300万円余りの内訳と期間につきましては、設計監理及び施設整備の業務、開業準備業務、維持管理及び運營業務を一括した金額で、契約効力発生の翌日、つまり昨年1月22日から平成43年8月31日までの事業契約、約15年間の契約となっております。

予算の執行状況でございますが、契約金額67億2,300万円余りのうち施設整備業務に係る金額は消費税相当額8%及び割賦利息を含めると約25億8,700万円程度でございます。平成28年度で支出しましたのは、先月11月7日に出来形に対する部分払い1億8,000万円を支払っております。本年6月議会定例会におきまして、工事の一時中断に伴い、地中廃棄物の除去費用と業務費相当分や工期変更に伴う増加費用相当分を追加した事業契約の変更契約を締結し、契約金額は最大約69億7,600万円程度となっております。当初契約の67億2,300万円余りに入ってはおりませんが、当初計画と変更契約消費税差額の2%相当分で対応しております変更契約で追加したのものとして、給食停止を回避するため現給食センター改修工事費2,200万円余りを12月に支払う予定としております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

PFI事業というのは、非常にこの給食の事業運営していく上において余分なお金が増えていくということがよく言われております。そういう点では契約に基づいてこの支払いの問題については議会にも説明をし、そしてこれ以上増えないようにするための努力も求めていきたいというふうに思います。

そもそもこの給食センターを建設するということについて、私は町で建設して町で運営する直営の給食センターを望んでおりました。それは、町で予算化し、そして事業を運営していくということで一番身近に自分たちの子どもたちに給食を提供

するということから責任を持って直接に行っていくことが求められるからであります。そういうことが安全・安心な給食をつくっていくということに大きく影響していくということになるからであります。

今後、この問題について心配になっとなるのが、これは産業廃棄物の後のガスの処理の問題などもあります。しかし、今問題になっているのは国からの交付金はどうなのかということについてがあります。国からの交付金が当初1億8,500万円の予定であったのが、申請漏れというようなことなどでどれだけの交付金が回ってくるのかということなどがはっきりしない状況で推移してまいりました。今度の補正予算の中にこの金額なども盛り込まれるということになっておりますけど、私たち議会にはこの説明も、事前に給食センター特別委員会の中であったわけでもなく推移してきております。この交付金が出るようになった金額なども含め、そして国への申請を怠った職員への処分というようなことなども当初言われておりましたが、この2点について説明を求めます。町長に説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

補助金については存じておりますけども、所管のほうから詳細に説明させたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

処分の関係は町長だと思いますから、前段。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

国の交付金についてご説明申し上げます。

国からの交付金、正式には文部科学省所管の学校施設環境改善交付金といいます。平成28年度の当初予算に係る交付金につきましては、議会や特別委員会で再三申し上げておりますように、町の当初予算ベースで1億8,500万円については対象外、つまり交付金はゼロという結果になっておったわけでございます。平成29年度の6月調査分が例年どおり本年5月に提出依頼がありましたが、本来であれば交付金対象となる新給食センターの施設は平成28年度中に完成し引き渡しをするので対象外ではありますが、国において平成28年度第2次補正予算の話が出ておりましたので、いちろの望みをかけ平成28年度の前倒し分の事業計画として提出いたしました。その結果、本年10月19日に福岡県教育庁施設課から電子メールにより内定額の通知があり、施設整備計画書や交付申請書を提出いたしました。その後、正式に11月25日付で交付決定通知が届きまして、要望しておりました2億1,530万2,000円全額と事務費215万3,000円が加算されまして、合わせて2億1,745万5,000円が交付

されることになりました。この事務費については、今後の手続によりまして工事費のほうに流用し執行するものとします。

また、交付金は国の補助金であるため、補助対象費から交付金を除いた額、つまり補助裏は起債措置が講じられることになります。起債額の元利償還分の50%は後年度の交付税措置に算入されることになります。これは、後年度となる供用開始後、平成30年度から交付税措置が図られます。金額としましては、通常分と補正予算債という2種類があります。今のところはどちらの起債になるか分かりませんが、通常分であれば2,870万円、また補正予算債であれば1億9,175万円の試算となります。この交付金、国の交付金と交付税措置分を合算しますと、最少で2億4,615万5,000円から最大で4億920万5,000円の幅で財源がこの事業に対して確保できたということになります。

いずれにしましても、交付金がついたことで基金からの取り崩しをする必要がなくなりました。今回の2億1,745万5,000円と当初1億8,500万円との差額約3,200万円が増額になっておりますので、その分についてはSPC特別目的会社に支払うこととなります。契約金額の元金がこの分少なくなりますので、償還額も減額となります。このことは来年手続をしたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

もう一つ質問がありましたね。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

なかなかこういった処分については言いにくいんですが、やはりこの件につきましては申請をしてなかったということはもう明らかになっておりますので、先ほど担当が言いましたように該当はゼロだったということですね。そういった中で、それも相当の問題でございしますが、今回再度担当がかわって、今室長が言いましたが、同じ問題で申請したらまた3,200万円が違ったということですね。そういった中で2億1,700万円というものがついております。そういった問題等も、ほかにも給食センターの準備室につきましてはいろいろと問題ございますので、これは先日うちの職員のほうで聞き取り調査をいたしております。そういった中で最終的には分限委員会で審議していただいて粛々と整理していきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

私は、この学校施設環境改善交付金についてですけど、交付要綱を読んでもたらこの給食センターが建設をするまでに申請をしたら交付金が出るというように受けとめたんですが、石山室長、この件についてはこの交付金の要項の関係について私が言ったようなことで可能であったということであれば6月、1年遅れて手続をしてもこの分が出るというこの流れがあったということになると思うんですが、それは大塚教育長はそういう趣旨のことを3月議会ですかね、言われたんですよ。これはだめになったわけじゃないと、引き続きまだこれやればこの道はあるんだっていうような言い方をされてたんですよ。その点についてちょっと正確にしたいので、説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

交付金の手続につきましては、本来27年1月に契約をしておりますので、本来であれば平成27年度当初に上げるべきであったと思います。それで、2か年継続して交付の計画を出しておればこういうこともなかったのではないかと考えております。28年度の当初の6月に出していないがために、新規に11月に出している分については対象外ということで国のほうからはねられております。これはもうはっきりした明確な内容でございます。

従いまして、もともとは27年中に契約をしておれば27年度から28年度にかけての交付金の対象というふうになります。だから、いきなり28年度の当初に上げるということは、ちょっとそのときでも厳しかったのではなかろうかと私は思っております。ちょっと分かりづらいと思いますが、どちらにしても6月に提出すべきものが出されていないというのは、そこで交付金が対象外、不採択ではないで対象外となっていることが事実でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

ということは、さっき言いました建設工事が終わって終了期間までの間にこの交付金を申請するということは、先ほどの説明では今回は適用できないものだと。本来はできると思うんですよ、本来はそういうふうに事業契約やる中で建設する前に交付金の手続ならいいというのが交付要綱に載っておりましたからね。それはいいけど今回はだめだということでの認識でいいですか。はい、分かりました。

では次に、工事中断による遅延金の支払いについて説明を求めます。

昨年町長選挙後に、因町長のもとで産業廃棄物の処分費用問題や産業廃棄物の土地調査問題と建設場所に地下から吹き出すガス事故対策の調査などで工事を中断したことにより1億8,500万円の遅延損害金が生じました。この支払いについて、特別目的会社から請求された遅延金について、3月議会で私の質問に対して町長は、弁護士を立てても裁判してでも戦うということで、この遅延損害金を支払う意思がないという立場のことを述べられました。しかし、町長がそういうことを答弁したのですが、実際は契約、事業契約とかしてもこの町が一方的に工事中止したということについては責任が問われるわけであります。そういう点で言えば、この遅延金についてどういうふうに関後対応をしていこうというふうにしてあるのかについて町長に問います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ちょうど昨年の今ごろだったと思いますが、11月20日時点で担当が替わり、8,000万円の当初予算、予算組みの中でこの廃棄物の処理費というものが出てまいりました。そういった中で、これは全く議会にも知らされてなかったと思いますが、ですから私は12月議会の始まる前、ちょうど議運のときに、ぜひ総務委員会を開いていただいて全員協議会を開いていただきたいといった形で、皆さまに8,000万円今からかかるようになっておりますがどうしましょうかということで聞いたと思います。そういった中で、田川議員もそのときは、大体そもそもがこの給食センターの建設につきましては反対派でございましたから、PFIをやめて再提案してくださいといった形での回答をいただいております。私は、議会の意見も聞きますと、そして住民の意見も聞きます。そして最終的にはそういった廃棄物に詳しい方の意見も聞いて最終的に判断していきたいといった形で回答したと思いますけども、そういった中で皆さんがそのときに、福永議員が言われてますが工事を中止して問題を解決すべきと、12月議会中に特別委員会を設置してはと、この場で議員のそれぞれの意見を聞いたかどうかということで発言していただいておりますので、これ全部の皆さんの意見があります。こういった中でほとんどの方が一旦中止して結論を出すようにといった形がほとんどでございまして、1名だけが今のPFI事業を継続すべきだという、その意見でございました。これは、この8,000万円をどうなったのかというものをちゃんと明確にしろと、そして精査しろといった形で皆さんはおっしゃってるわけですね。ですから、私は議会はそういった気持ちであると思っておりましたから、私は、後はマスコミのほうから急遽、新聞社

のほうから大体こういった焼却場の跡地に給食センターを建てていいのかという問題がございましたので、これもやはり住民に聞かな分らんということで、これは19日、20日で校区単位の説明会をさせていただいております。何で19、20になったのかというと、よく考えると今と同じで、ちょうど今議会中なわけですね。で議会が終わってすぐ対応したわけでございますが、ここでも非常に多くの方が何でそういったところに建てるのかと言われたら、やはりどうしても場所の変更というものを考えざるを得ませんでした。そういった中で、そのときの現状はまだ基礎段階で、基礎の6,000万円だけを使っただけでございます。そういった中で、そのときに多くの住民が場所を変えれということになれば、そこはやっぱり考慮しなくてはならないのではないかなと思っておりました。ですから、これからもう建屋に入ってきて鉄骨の組み立てが始まるというところでございますけれども、それは後にもしそういった状況になれば後で使えますから、そういったものを一時ちょっと中断させていただいて住民の方にも聞かせていただけませんかっていうことで、そういった中で校區別の説明会を開かせてもらいました。そういった中で保護者の方からそういったところで作るべきではないと言われるかと思っておりましたが、やはりちょっと弁当のほうが、弁当をつくりたくないという中で半々でございましたので、そこまで反対がなかったかなという思いでございましたので、そして後は専門家の意見を聞いて、ちゃんとした対策をとればそのままでいいですよということを知りましたから、じゃあすみませんがすぐにでも取りかかっただけませんかということ、まあ議員の皆さんちゃんと精査せられていくことになっておりましたので、そういったことを確認しながらやっておりますので、何ら、そして対策を今回は4つのガス対策から17のガス対策をしておりますので、何ら問題はなかったと思いますので、その辺については私は対応についてはおかしくないと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

町長は、私が3月議会で質問したときも同じ答弁でした。議会が了承したがごとく言われました。今言われたように全員協議会でのそれぞれの意見はあったと思います。で町長から説明がありました。しかし、これで全員協議会っちゃうのは議決する場所でもないし、決めたわけではありません。だから、私も意見がありましたし、そのことについて何ら議会が了承したからということについては根拠はありません。それは、町長自身が去年の12月の初議会の冒頭に、議会に廃棄物の処理や予

算の執行など説明せずに事業を進め、しかも竣工前から分かっていたとなると工事を一時中断させなければならない、このように政治判断をいたしました。12月冒頭にですよ。もうこれを決めたごとく、議会での審議とか論議も何もなくということがこの状況なんです。

そしてもう一つは、太田議員が質問したのに対して、当初は超過金とか遅延金は請求されないかと思ってたと、答弁されておるんですね。そういう点では事業契約の内容とか一方的な中止が町のほうにはかかるんだということは当然なことで分かることなのに、それが無視して止めること自体を先行してしまうというやり方をとられたと思うんです。そういう点では、この遅延損害金について町民の皆さんの声は、私もこの前の3月議会のときにも言いました。これは町の税金を使うのは無駄遣いやないかという話、当然出てます。

それともう一つは、先ほど保護者の人たちに説明会されたと言いましたが、私もこれも3月議会でする説明しました。この報告書の中身の内容について準備室長からもらった結果報告を受けましてずっと書きましたけど、それには今の場所は危ないならやめろ、2、3億円かかっても別のところにせれ、こういう話がかかなり強い言葉としてこの文面にも載っただけですね。だから、そういう点では何か一応保護者説明会をした、そして議会には説明したからそれで工事中止をするのは当然じゃないかということと、損害金についても何らそれについてのいわば謝罪的なこともないという点については問題だと思いますね。もう一度、その点について。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

当初、意見は聞くと言いましたよね。だから、全員協議会で意見は聞いております。そして、皆さんは、後は町長が政治判断だといった形で言われましたよ。ですから、先ほど言いましたように今の時点では基礎部分でありますから6,000万円しか使ってない。今後また今から住民に説明したときに、その鉄鋼の材料費がもったいないから若干そこで止めさせていただいていいですかというような中で私は言ったと思います。ですから、何も議員から了解を得たんじゃないで、議会は自分たちの意見を言うが判断は町長でしょうといった形であのとき言われましたよ。ですから、議員の意見も聞かせていただくし、住民の意見も聞かせていただくしといったような、そういったフレーズで私は答えたと思いますので、私は何らおかしいとは思っておりません。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。



◎9番（田川正治君）

議会は議決はしていませんということだけははっきり言えます。これについては、どこかで議事録でも議決した委員会なりそれなり、本会議でどっかそういうことが何か残ってますか。私はそういうのは見てないです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今申しましたように、議会に説明して、それは皆さんがそれは町長の判断をしなくちゃいけないんでしょっていった形で皆さん言われましたと言うたでしょう。ですから、皆さんの意見を聞かせてください、どんなふうに思われてますか、ほとんどの方がちゃんと一回止めて説明をしなさいということが多かったから、私は議員はそういった気持ちでおられると。あとは住民の方がどんなふうに思われてるか分からんから、その中でやはり議会中なのでちょっと若干時間がかかる、その中に建屋をしたらそれだけまたマイナスになりますから、ですから一時ちょっと中断させていただいて、住民の意見も聞かせてもらっていいですかと。その中でもやはりそんなに、まあ半々はございましたけども、そんなに反対はなかった、思うほどですね。そういった中で専門家に聞きますと、ちゃんとした適正なルールであると、ちゃんとこの土地は使えますよといった形で聞きましたから、私はここで続行を示したわけですね。

そういった中で、3週間ではございましたけども、その遅延損害金が請求されたわけですね。ここでちょっと言わんのかと思うとりましたけども、これは職員が逆に遅延損害金を請求してくださいと言うわけですよ、とめた中でですね。私たちは全然そのことは知っておりませんでした。ですから、これはSPCから聞きまして、いや実は職員の方が出してくださいと言われたとですよ。どうせ削られますから多めに請求してくださいという、そういったことが陰であつたわけですね。そういった中で私たちが遅延損害金なんて知るわけがない、私はそういった中で最終的にはSPCとちゃんと協議すれば分かっていただけだと思っておりますけども、最終的に話せば、いや実はおたくの職員が請求しなさいと言われたんですよと、必ずそこへ行くわけですね。ですから、そこも今までの本当に交渉の難しいところがありますので、やはりそれはうちの職員がやったことでございますので真摯に受けとめながら今後の対策にしていきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎ 9 番（田川正治君）

私はその町長の説明では納得ができません。

それともう一つ、この損害金についてですが、今度補正で5,868万9,000円出しているんですね。これは当初1億8,500万円だったんですが、これがどういうことでこの金額になったのか。そして、今後この1億8,000万円の分が5,800万円だけで終わるのかについて説明を求めます。

◎ 議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎ 給食センター準備室長（石山 裕君）

ただいまのご質問でございますが、今のところ顧問弁護士であるところに委託をしております。そこで暫定の合意書を取り交わそうという話で今進んでおります。約5,900万円につきましては大体2か月分、最初の3週間とその後の再開に要した1か月、約2か月分を5,900万円まず仮払いとして払いたいと。その残る、大体4,800万円ぐらいあるんですけども、それについてはまたSPCと町が協議しながら誠意を持って進めていくというような内容の合意書を取り交わそうとしております。

以上です。

◎ 議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎ 9 番（田川正治君）

ということは5,868万円と4,800万円、まあ1億1,000万円あるわけですね。これが3月なりにもう一度この損害遅延金の分が、遅延損害金が補正として出てくるということになるわけですか。

◎ 議長（進藤啓一君）

石山次長。

◎ 給食センター準備室長（石山 裕君）

お見込みのとおりでございます。

◎ 議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎ 9 番（田川正治君）

こういうやり方についても何ら私たち説明があったわけではありません。今初めてこの金額についてその残りの分をどうするかについては説明を受けて分かったわけですね。まさに1億8,000万円の分が1億円になって、その分が支払いが補正でどうなって、今度12月で終わるのか、そうじゃない、3月もあるというようなこと

などを含めて議会に説明もなく進めていくというやり方がこの損害金の問題については生まれてきているというふうに思うんですね。そういう点では非常に納得できない問題として、補正予算案の問題のときにも意見を述べていきたいと思います。

次に、最後になりますが、ちょっと時間ありませんけど、ガス抜き対策の問題についてですが、これは先ほどの工事の中で一番大事な、このガスが出たことによって爆発するというようなことなどが生まれるということで14か所のガス抜き管をつくっておるということでしたが、この問題は終了したのか。今後また新たに継続して出てくるという内容のものなのか、その2つについて説明を求めます。

◎議長（進藤啓一君）

石山次長、簡潔に。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

ガス抜き管については、今施行中と、今から駐車場の分を施行する予定でございます。それから、モニタリングにつきましてもずっと引き続き継続して行っていく所存でございます。それに対する答申については今ホームページ、また1月号広報かすやに載せる予定にしております。

以上です。

◎9番（田川正治君）

金額は新たに生まれるということはないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

前回の議会のほうで361万8,000円議決を受けております。

◎9番（田川正治君）

その分だけ。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

はい。

◎9番（田川正治君）

以上で終わります。

（9番 田川正治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

皆さん、どうですか。休憩しますか。

では、傍聴の方もおられますけれども、55分の再開といたします。

（休憩 午後1時46分）

（再開 午後1時55分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

6番太田議員。

（6番 太田健策君 登壇）

◎6番（太田健策君）

議席番号6番太田健策です。通告書によりまして一般質問を始めたと思います。

その前に、粕屋町内外では給食センターの問題で大変、東京の豊洲市場と同じような問題が起きているということで評判になっております。東京の小池知事は、豊洲の問題についてはしかと対処してあります。我が町の因町長におかれましても、この問題につきましましては町民が納得できるような形で解決を図っていただきたいと思って質問に入りたいと思います。

1番目に、給食センターの廃棄物対策についてですが、町長は昨年給食センターの工事を一時ストップされて専門家に調査を依頼されましたが、そのときの対策についてどのように考えてされたのか。その中で、松藤教授に依頼された理由とその費用、なぜ契約者である東洋食品グループに契約をしておきながら調査をさせなかったのか。それと、松藤教授専門家に依頼されたときに廃棄物の問題、種類、ボーリング調査の結果等を尋ねられたらいろんな問題は起きてきてないっちゃんないかなと思いますが、その件について町長の見解をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

松藤教授の件でございますが、この松藤教授につきましましては福岡市がいろんなところでこの焼却場の跡地を利用されて、小学校とか中学とかいろいろ学校を、あるいは施設をつくっておられます。そういった中で、再利用を前提にされておりますし、今のところ福岡方式って言われた形って言われておりましたけども、これがもう福岡市では40年ぐらいは全くしっかりとした対策をすれば問題はありませんよといった形でお聞きいたしましたので、それでちょっとうちの粕屋町の方からお聞きして、そういったものを訪ねまして、松藤教授のほうにたどり着きました。

そういった中で、うちの場所も見ていただきました。そして、この松藤教授というのは明石市のプールがオープン前の1週間前に爆発したということで、そこで廃棄物が爆発した場所という、これは皆さんにはお知らせしたと思いますけども、こういった中で調査委員長をやられておりまして、そういった中でうちの廃棄物も見ただけであればどのような対策をしたらいいかということが分かるかと思いましたので、松藤教授にお願いをしたわけでございます。内容につきましては、金額等に

つきましては担当のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

費用につきましては、特別職の費用弁償相当分、大体1回2万円程度だったと思います。

それと、なぜ教授にされたというのは町長のほうから申しましたので、以上のとおりでございます。

それから、東洋食品になぜさせなかったかということですが、これにつきましては土壌調査の報告を町のほうが発注して結果を出しております。その結果に基づいて東洋食品のほうが提案をされておりますので、あえて廃棄物についての町からの発注ということはありませんでした。

その結果を教授のほうになぜ言わなかったということもですかね。一応その報告書につきましては、教授とあと4名の方がいらっしゃるんですけども、その方に結果報告を申し上げております。それと、現地の調査もしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それだけの調査をされて、問題はその廃棄物がころころ変わったでしょう、ボーリング調査の結果と違うような結果が出たですね。何でそのとき松藤教授に現地を見てもらうて、どういう状況が出てたのかちゅうことは、私やったら相談しとると思うんですけど、そういう、ただガスを抜くだけの調査やったらそんな難しいことやないでしょうから、東洋食品にも毎回調査し直せというような方向でも私はよかったっちゃんないかなと。いらん金をかけて、やはり契約者である東洋食品グループにある程度は責任を負わせないと、何もかんも違うことは町の責任やという形で押しつけられて、そしてそれをした結果お金のほうはこちらが払ったというようなことに結果的にはなっておるわけですね。だから、その後でもよかったから、本当に廃棄物がボーリング調査の結果と全く違うわけですよ。その辺をもうちょっと詳しく教授に、町長は指示して調査してもらえという問題を出せば、廃棄物の数量の違いとか、そういう問題は起きてこなかったっちゃんないかなと私は判断しておりますが、どんなふうですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

廃棄物出ておりましたのは、もう町長選挙の前でございますから、そのときにボーリングしてあらゆるところからも掘って、そういった中でじわじわと議会にも何も報告もせずにはやっぱり3,000万円とか5,000万円とかに膨れ上がったものでございます。ですから、最終的には当初予算で8,000万円の予算を組まれたということで、それはまだ教授に話しておりませんでした。私になって、そういったところを一応西松建設にも聞きましたけども、どうやってガス対策をされてるんですかっていうことも聞いておりますけども、あまり答えられませんでした。で、4か所ぐらいはやっていますよといった形で言われてましたけども、たまたまそういった廃棄物に詳しい方がおられましたから、教授に聞きましたところ、やはり逆にアスファルトは5センチにしてから敷き詰めるとか、そういった工法は全く逆発想だといったことで、また4つぐらいのガス抜きではとても危なくて仕方ないといった形の、そういった経験もございますから、じゃあぜひ見ていただけませんかといった形で見ていただいたのが年明けでございます。ですから、モニタリングとかいろいろな各層の調査というのは、そのときは既にもう終わっておりましたので、松藤教授には若干その状況を見ていただいたという。それとガス対策をしっかりやっていただいたというだけでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

しかし、当初のガス対策は東洋食品グループがやったんでしょう。それに対してそれに不備があったからということでしょう、結果的には専門家が見て。ということは、その設計等がミスであったということにはつながるのですね、これは。私はそれを相手にミスであるから押しつけてこれはするべきやということをしらせるべきやなかったかなとは思いますが、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これもちょっと話したとこでございますけども、やはりこういったPFI事業につきましては総合的にきちっと設計から管理までを全部一括して粕屋町が了承しておりますから、それ以上のことについては該当しないのではないかなという思いでございました。ですから、後でそういった、これ私も思っていました。ガス対策がはっきりきちっとやっていないのに何でせんとですかということも言いましたけど

も、それでオーケーととったと思いますから、私はそれ以上のことは言わないで、もしそういったことが、ガス爆発でも起こしたら大変ですから、そして最終的にはこれが完成後爆発を起こしてもやはり行政の責任ということになっておりましたので、しっかりとした対応をさせていただきたいという思いからそういったガス対策をさせていただきました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

町長はそう答えられますから、それでしょうがないと思いますけど、この2番目に遅延損害金について、PFIの中でどういう、結局契約書の中ではどんなふうになってあったんですかね。私も契約書をちらっと確認したところによると、何か問題があったときにはストップすると、できるということがたしか一文入ったことを契約書の中で確認しておったと思うんですよ。だから、町がそういう安全性の確認ができなかったちゅうことでストップしたちゅうことは、遅延損害金を請求するに当たるとやないかなと私は思いますけど、どういうふうに、どうしても払わないかんような契約書になっとったか、ちょっと説明をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も議員のおっしゃるとおりであると思っております。内容につきましては、文書については石山のほうから答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

今の太田議員さんが言われましたように、一時中止についての条項は第42条にございます。それは、一時中止と再開についての定義でございますが、遅延損害金の根拠としましては第50条にございまして、引き渡しの遅延等による費用等の負担というところでございますが、ちょっと1項から3項までありまして、その長い文章であります。これについては大体、町の責めに帰すべきものは合理的に判断して町が負担しなければならないという、簡単に言えばそういう内容でございます。したがって、今回は廃棄物という町の原因において発生したものであるから、その遅延金、損害金増加費用については町がリスク分担により負担しなさいという内容になっているところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

分かりました。その遅延損害金についての契約の内容は分かりましたが、そしてら当初給食センターの開業は9月やったんですか。9月ですね。それが3月になったわけでしょう、3月に。ということは6か月ずれたわけですね。そしてら、遅延損害金っちゅうのは両方に発生するんじゃないですか。業者だけじゃなくして町のほうも損害被るわけでしょう。それに対しての遅延損害金っちゅうのは請求できるべきやないかなと思いますけど、何で一方通行だけで業者だけの遅延損害だけを要求されるのか、その辺をちょっと説明してください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

9月から、うちの粕屋町のほうもオープンすべきであれば一番そういった問題については発生しなかったと思いますけども、この3週間で止めたことによって工事がどうしても遅れた。そして、その関係で今の現給食センターとの、ちょうどそこがブッキングといいますか、当たってるところがありますから、その間夏休みに工事をしてやらなければならなかったという、そういったところが問題になりまして、そこがそこまで仕事が進捗ができなかったということ。どうしてもそれから先は遅れたということで、最初は1月からオープンしようかなと思っておりましてけども、どうしても最終的にはしっかりとした準備をしてまいらなくてはいけないと思っておりますので、どうせするとならもう4月からきちんとした形でオープンしようといった形をお願いして4月にしております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

ということは、遅れたのは事実でしょうから、その辺は町としても業者に対して最終的にほんならどういう理由でどういうふう遅れるのかっちゅう要件を出させて、そこ辺の損害金の計算を一ぺん弁護士とか何か挟んでするべきやなかったんですかね。簡単に口だけで、なら何月にしようというような簡単なことで、その間も結局町に費用がかかったんでしょ、当然遅らかすということはね。だけん、その辺は強く言うて交渉するべきやないかなと私は思っておりますけど、まだ向こうからの遅延損害金が残っておるような話が、その辺は強く出て交渉して、少しでもやっ



ぱり減らすような形を持っていったかんと町民は納得しませんよ、それでは  
ですね。どうですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

うちのほうも顧問弁護士のほうを立てて、そういったどういう方向に進むのかと  
いうことを検討いたしております。内容につきましては担当のほうから説明させま  
す。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

今町長が申しましたように、顧問弁護士に代理人として交渉していただいております。  
内容につきましては、大体1億8,000万円程度税込みでございましたが、今  
はそれが1億1,000万円ぐらいですか税込み、になっておるところでございます  
が、その内容につきましてはその妥当性とか適正性、その金額の根拠とかというの  
を全て洗い出しをしていただいております。

（傍聴人から発言あり）

◎議長（進藤啓一君）

傍聴人に申し上げます。地方自治法の規定により、傍聴者の発言は禁止されてお  
りますので、よろしく申し上げます。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

それで、弁護士のただ今の状況としては、その暫定的なもので進めたいというこ  
とで今のところは終わっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それでは、4番目の、平成27年度の廃棄物処理についてお尋ねしたいと思いま  
す。

これも何回も今までに質問いたしました、質問をするたびに業者側の不備が見  
えてきまして、今回も新しく不備が見つかりましたので質問いたしますが、これは  
平成27年8月23日の学校給食共同調理場設備運営事業施設整備協議会ちゅう議事  
録がありまして、その中で初めて、結局529万円という、最初工事で発生する廃棄  
物まじり土数量及び処分費算出ということで出たんですね。出たんですが、これの

中では125.1立米、数量がですね、この建物自体32メートルの60メートルですね。2,700平米っちゅうようなんですね。そしたら、10センチで270立米、そうでしょう。そういうところが250立米っちゅうことは125っちゅうたら半分やから、5センチしか出てないっちゅう計算なんです、これ。これを出されて、そしてこれが8,000万円もなったっちゅうのは、これの当初の室長さんにお尋ねしてもいいんですが、これの根拠っちゅうのはどういう部分で聞かれたんですかね、これ。125って、1立米っていうのは。そして、結局結果的には後からこれは1立米単位1.84トンですって言われた。その後に九電工のほうだけ1.1トン、変わりましたね。西松のほうは何も変わってない、話は聞いてないんですね。そしたら、この529万円を出してきたわけでしょう、これね。これで最初は契約か何かされとるんですか、ごみの問題については。契約書か何か交わされとうですか。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

ただ今の質問に回答を申し上げます。

この125.1立米、約529万円の根拠でございますが、これは西松建設が福岡県に対しまして土壌汚染対策法に基づく調査の結果、試算をされた数字でございます。この数字が粕屋町に直接来ているわけではございません。福岡県に出されたもののコピーを私どもが今入手しているわけでございます。

それから、このご質問の27年度の廃棄物処理について工事の種類等、1立米当たりのトン数と廃棄物の種類と深さも一緒にいいですか。

西松建設については、工事の種類は土工事、根切りの部分でございます。1立米当たりのトン数は、予定では先ほど言われましたように1.84で試算はされております。しかしながら、ここは電子マネーで管理をされておまして、それについては私のほうが重量換算係数というのがございまして、1.1に置きかえて算定をうちのほうがしております。廃棄物の種類は廃棄物混ざり土で廃プラスチック類、ガラス類や陶磁器のくず、木くず、瓦れき類等となっております。廃棄物の深さは場所によって変動しておりますけども、建物の基礎部分となる地上面から50センチ以下より2メートル程度の深さとなっております。

一方、九電工においては工事の種類として導水管盛り替え工事と仮設配水管設置となっております。1立米当たりのトン数については、同じ敷地内でありますので西松建設と同じ1.1トンとしております。廃棄物の種類は西松建設と同じように主にビニール片、陶器片、ガラス片、プラスチック片、木片、金属片、クレイ炭化物片と、廃棄物の深さは既設建屋の南側、排水層があるんですけども、そこで40セン

チ程度の場所から廃棄物が見られたとの報告があっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そしたら、最初県に報告されたこの125.1立米は県に報告されただけですか、これ。しかし、これはちゃんと打ち合わせをされて、8月28日にこれは関次長、稲永主幹、神近所長、で東洋食品、西松も九電工も皆さん入って打ち合わせされた書類ですよ。県からただもろうただけでは済まんやろう。数値が一旦こうやって529万円出てきたら、529万円が誰でもが信用するでしょう、これを。最初から疑う者はおらんでしょうが、素人ばかりやったら。それが8,000万円になったなんていうのは、どこにどうやって通すんですか、これ、町民に説明して。余りにもいいかげん過ぎんですか、これ対応者が。先ほど町長も言われよりでしたが、この大変な問題を。よく考えたら建物が2,700平米ぐらいになると、たった5センチしか出ることになってないんですよ。これ誰が、素人が出してもこんな数字は出てきませんよ。当初からこれがこの仕事については副町長も一生懸命、前の箱田副町長が一生懸命これの入っておられましたよ、説明に。しかし、この頃はもう副町長もなあも、担当者だけ。こんな問題は専門家やったらすぐ分かるんですよ。私はもうこのことは、まさかこういうことはあるもんやなかろうと思うて疑いを持たんやっただって、このものをようと計算しよったらこういう計算書が出てきたなんていう。これを県で出しとんですよ。それでいいんですか。ここに産業廃棄物については、これは産業廃棄物は管理型処分であるということをうたってあるんでしょう、これ。西松は出しましたよ、管理型に。九電工は出してないでしょう。そうでしょう。九電工は出してないでしょう。それがないでしょう、中間処理しか。それについては金額が請求しませんとかという問題で言うてきておりますが、九電工がそのお金を請求せんだけで、町としては済ませるんですか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今太田議員と同様なことを私は（当時の）担当者の関と稲永に聞きました。又聞きよりも直接聞かれたらいいと思いますので、ここには関がいますから、関のほうで答えさせていただきたいと思います。

（議員席より許可のない発言あり）

◎議長（進藤啓一君）

トップがそれを認めれば、答えられるようになってますから。  
関税務課長、元給食センター準備室長。

◎税務課長（関 博夫君）

8月末に太田議員が言われています、5百20数万円かかりますというようなことは会議の中で西松建設のほうからご報告がありました。で、管理方、処分場で処分するように県のほうから指導があっておりますということも8月末にそのときに同時に私はお聞きしております。それで、西松建設さんが試算されて県に提出された書類ですので、数量に関しましては私はもうその数量だろうということで私は信用をしておりました。よろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

先ほど町長が言われたように、自分とこの職員が請求しなさいとって、先ほど言いましたね、遅延損害金のことについてはうちの職員が言うておりますよということやったですね。うちの職員は529万円で承諾しましたよってというようなことを今言われましたね。このごみの問題としては町としては529万円しか払いませんよと。ねえ町長、業者が言うべきやない。そういうことをネタに持ってくるなら、逆としてうちの担当者はごみは529万円でということになっておりますよという報告を受けようけん、それでしか思うてなかったということにならんですかね。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

若干私のときの答弁とは違いますので、もう一回再度聞かれて、正式に聞かれたらいいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

また同じなんでしょう、どうぞ。

◎税務課長（関 博夫君）

すみません、8月末の当初の西松建設のほうから聞いたのは、そういうことでお聞きしましたということで今答弁させていただきました。その後、会議が9月16日ですか、次の会議が、そこで3,000万円になりましたという報告がございました。これは資料を提出して、きちんと説明できるように資料を出してくれということで私は伝えております。そして、次の会議で5,000万円を超える額が出てきました。私もごみの量の試算につきましては全く素人ですので分かりませんが、そんなに変わるわけがないというようなことで、何でこんなに数量が変わってるんだという

ことで資料を再三提出を求めました。で、11月の頭に何か8,000万円ということをお聞きをしました。それでも説明ができないから資料を提出するよにということでは私はそのとき申し上げて、そして異動したわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

前の室長が今言われたとおりです。やはりこれは向こうが出してきた資料を全く信用しとったと。そんなに増えるわけがないと本人も言われておりますので、その辺はしかと交渉に当たられる、町長が当たられるのか副町長が当たられるのか知りませんが、しかと向こうと交渉して、おかしいと、これで通すと、議会もこれでは承認しないよとかというようなことで通していただきたいと思いますね。

それと、このときに、この資料によりますと529万円は西松だけで、九電工は何も廃棄物が出るっちゅう報告は一切上がってないんですよ、一切。どっこもない、次の打ち合わせ時期、これにも全然出てきてないんですよ、これ、九電工は。だから、九電工は8月10日から九電工かかったんですよ。これが出たのは8月28日ですよ。その時点ではどの深さから出るっちゅうのは西松も分かっとなら九電工も分かるとるんですよ、ごみの。違いますか。これをつくった時点ではもう掘っとるんですから。この九電工がいつまでですか、これは8月の何日かまでで、何日でおしえておりますか、これ。8月の20日まででこれ27年度の一応一ぺん出ましたよね、計算書が。その時点ではもう分かるとるんですよ、これ、ごみの深さも。大体どこから量がどのくらい出るという、今さっき室長が言われる分、数量出してきて言うたばってん出てきてないわけでしょう。そういう業者があやふやな仕事しようって、それで契約はどうなるとんのですか。契約しとるんのですか、これ、ごみは。別途契約でしょう。一緒じゃないでしょう、本工事と。契約書なからないかんでしょう。仮に529万円になったとしても、529万円で契約書交わさなでしよう、本体。契約はしてないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その件についても聞きました。最終的に契約書は交わしてないけども、全体のSPCの中でうちに請求する、きちっとすればそこで支払うというような答弁を、返事をしておりました。ですから、向こう側が書類も全部揃えて、そうした中で粕屋町に請求して、それが通るようであれば払いますと。後は全部SPCの責任ですと。いった形では私には答えておりましたけど、もう一回確認されたら、どうぞ、お願

いします。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

今町長がそんなふうに言われておりますが、前の室長は、今の町長の答弁のとおりですかね、ちょっと答えてください。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

S P C事業、P F I事業である場合は、P F Iの契約書、要求水準書、その前の質問による回答書、あと入札説明書ですね、そこがずっとさかのぼって契約に反映するとなっておりますので、質問による回答の中で業者のほうからその処分費と工事費、処分するその諸費用ですね、これは試算するべきかというような質問がございましたので、廃棄物の処理費だけは試算する必要がない、粕屋町が処理費に関しては払います。その他は例えば申請の手続とか事務費とか、そういうのはS P Cのほうでその費用を持ってくれというふうな回答をしております。処分費だけが町で払うと。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

だから、その処分費は契約せないでしょう、町の仕事として契約せんで仕事させよう分もあるんですか。部長。契約せんで仕事させよう分があると。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

基本的には契約結んで業務に当たっていただくようになっております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

そうでしょう、契約しないとね、例えば金払うときに検査は誰がするとですか。やっぱ検査せなでしよう。現地を見て検査して払うとか、写真を見て間違いはないというマニフェストを見て確認してお金を払うとか、そういうのが町の仕事じゃないですか。それをただ口頭だけで担当者が後で計算して払いますとか、そげなあんな安易な話し方はないでしょう。あなたの金やったらそれはいいかもしれん、ポケッ

トマネーで私が払いますけん後で計算してくださいと言やあいいかもしれん。これはあなた、町民の税金ですよ。そんな簡単に、それも少しじゃないでしょう、10倍も20倍もなったお金で。それは何とも思わなかったんですか。前の町長の指示やったんですか。どうやったんですか。

◎議長（進藤啓一君）

関前室長。

◎税務課長（関 博夫君）

処分費に関しては、前の町長、副町長、教育長あたりと相談して、処分費はそれは町が支払うべきだろうというふうなことで相談をして、そして質問に答えております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それはよかばってん、そやけど契約はどげんするとやったとですかって尋ねようわけでしょ。契約も何もせんずく、そんな変なふうに疑われますよ。契約せんずく幾ら幾らって金が決まれば。変なふうに思われるんですよ、分かります。例えば業者から握らされとっちゃないとか、そういうふうに邪念をするんですよ、第三者は。だからぴしゃっと契約があるんじゃないですか。だけん、契約したら金払う前に検査をして、この分については間違いなから支払いをするんでしょう、役場は。それが何もなくてね、PFIといえ何でもねえ、ちゃんとした筋書きはなからんといかんでしょう。そうじゃないんですか。石山準備室長、どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

石山準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

契約は当然の手续と考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

でも契約書がなくて、その業者もお金を払わんと困とうでしょうから、8,000万円というても2,000万円ほどは安くなりましたね。それで、今のところ書類的にも十分揃ってないんですが、27年度については何とかして少しでも払うてやらないかんぢやないですか、準備室長。

◎議長（進藤啓一君）

石山室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

その後の手続については、町とSPCと西松または九電工、今の工事を含めて3者契約ということで進めております。どうしても排出事業者が西松建設とか九電工になりますので、直接SPCと契約するわけにはいきませんので、支払い先としては各業者になるというような契約を現在進めております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

しかし、前の関室長は、当然SPCと契約になるということでSPCと話を進めよったということ、この一般質問の、何月の時期やったか知りませんが、返答されましたね。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

指名をしてのあれですから、はい、どうぞ。

◎税務課長（関 博夫君）

廃棄物の処分費に関しても、きちんと内容を把握してSPCと契約をする予定ではございました。ただ、数量がはっきりしなくて報告書が提出されてませんでしたので、もうその報告書を早く提出してくれというようなことでお願いしてございましたけど、その後SPCときちんと契約をする予定ではございました。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

それで、これは私が質問した中で、西松建設の廃棄物ですね、石山室長、西松建設の廃棄物の本体工事から500万円ほど差引くということをおっしゃいましたですね。この本体工事とごみの処理工事を一緒にして本体から差引くなんていう、そういう井勘定みたいな方法はできるんですか。ごみはごみの契約でしょう。本体工事は本体工事でしょう。本体工事が減額になったら、減額して契約し直さないかんじゃないですか、本体、本当なら。違います。一緒 tantaku りあなたそうおっしゃいましたね。

◎議長（進藤啓一君）

石山室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

一緒 tantaku りということではございません。結局、本工事の費の中に埋め戻し分



が入っております、1,900立米ぐらいだと思いますが、そっちの分を、その分が廃棄物ですので、廃棄物の処分費用からその分を引きますよというふうに申し上げております。そのときの資料では大体500万円って言うておりますが、その後337万円ぐらいに精査したところとなっております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

だから、何べんも言いますけどね、その計算の仕方はどこから出されるんですか。ごみが大体どの高さから出たっちゅうのははっきりまだしてないんですよ、今現況で。ごみが。ごみの高さが何ぼの深さから出たっちゅうのは全然分からんですよ。ボーリング調査の結果でそれは違いましたということになっとるわけでしょう。そしたら、何ぼの高さから出たっちゅうことをはっきりしないとごみの量は出てこないんですよ。深さがはっきりしないと金額も出てこんでしょう、そうしたら。先さい先さい向こうから言い分だけをとって。ごみの深さの、ボーリングの調査と結果が違うとったら、ならそれに変わった工事写真とかなんとかありますか。1枚もないですよ、そんなもんは。それによって九電工が今まで掘ってきて、28年度も出しますけどね、廃棄物は出らないんですよ、その高さからしたら。そこをはっきりしないとこの金額っちゅうのは出らんのですよ。何回も私言いますけど。だけん、正確にどの高さから、現場を見たでしょ。ごみはそんな浅いところから出てないやないですか。

◎議長（進藤啓一君）

石山室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

その深さというよりも、電子マニフェストでその数量が出ておりますので、そちらのほうを使わせていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

じゃあ、電子マニフェストが見方がわからんけんですね、見たくないばってん、電子マニフェストに量は出てないんですよ、ごみの量は。

（傍聴人席から発言あり）

◎6番（太田健策君）

だから私が参考人質問のとき言いましたね、西松に。マニフェストを出しなさ

い、捨て場のマニフェストを出しなさいと。マニフェストは7枚いるんですよ、7枚。最終的な1枚、7枚目が回り回って最終的に排出業者に行って、排出業者が出しましたって確認とって、それで済むんですよ。九電工は何もしてないんですよ。180日ですよ、日にちは、期限は。180日以内に出しなさいとなってるんですよ。これは1,000万円以下の・・・の懲役ですよ。決まってるんですよ。そういう対処も何もされてないでしょう、町長。そういう対処、勉強せないかんで、少しは。相手にとって、相手から振り回されるばかりじゃなくして。大体議員がそこまで一生懸命調べてきてこうやって報告せないかんとや、間違いですよ。あなたたちの仕事ですよ、本当は。あなたたちは専門職やないけん余り責め切らんばってが。だから、町長にも専門職を置いてくださいと、そういうことを調べてわかる人を。そうしないと、この払う金の金額決まりませんよ、いつまでたっても。180日以内に最終的な伝票が確認されないと、不法投棄ですよ、これ。あなたがさっき何遍も言うた、建設汚泥になつとる、西松は。九電工は一般廃棄物。同じごみが何でそう違うんですか。そこら辺も調べたんですか、専門的にぴしっと。そうでしょう。最初から言いようじゃないですか私、そこ辺がおかしいと。九電工何て言いました、あの参考人のとき。環境省からの指示で中間処理場に持って行きましたと。環境省に聞きました。そこまでやってんですか、なら。相手がそれ、何もそんなことありませんよ。県がこうやって指示した文書は何になるんですか。県が決めたことが。県に任せとるんですよ、処理は。もうちょっとそこら辺真剣に取り組んで、相手が不法な請求をしたことに対しては、そこはやっぱり町長が勝負して言うたごと、勝負せなでしょう、しっかりと勉強して。やから、弁護士さんに相談したっちゃ、弁護士さんはそんなこと分かんとはですよ。専門分野の弁護士さんやないと。弁護士さんと名前がつきゃあ誰でもよかかと思うとりゃばってん、そんなもんじゃないですよ。そこら辺頑張って、今からでも遅くないから勉強して、これが幾ら出るのか、ごみが。しかと出さないかんですよ、出さな、最終的な金額出ませんよ。そうじゃなかったら業者に早く内金も幾らかでここへ契約しとったけん500万円だけとりあえず払いましょうとかしてやらんと困るでしょう、これ業者も。そして、あなたが、もう時間がなくなりようばってん、28年度出してきとんしゃあ、ごみんとでも、これマニフェストとこれと全く違うんですよ、これ。九電工の分。それと、西松は何で途中から坂本工業になったんですか、あれ。坂本工業に。中間処理の坂本工業になつとる、処理が。最初から県からの指示で最終処分場となつとうでしょう。そうじゃなかったら県に了解とって契約し直すとかしないとおかしいんじゃないですか。金額も違うてくるんですよ、中間処理と最終処理っちゅうのは。その辺をしっかりとやりようつもりでしょうけど、我々から見たらこれ町民説得できません

よ。もうちょっと勉強していただかんと。町長もそこ辺を、先ほども言いましたとおり、やっぱり町民が納得できる形でやっていただきたいと思います。

次の質問に入らせていただきます。

平成27年度の粕屋町の入札結果について。

1番、平成28年8月30日の西日本新聞の記事によると、福岡県鞍手町から入手した5年間の資料によると493件土木建築などの事業でいずれも指名競争入札で落札率95%を超えており、このうち115件は99%台であった。一般的に落札が90%を超えると競争の原理が働いていない可能性があると言われ、談合の競争を疑われても仕方がないと市民オンブズマン福岡が指摘している。粕屋町の落札結果について報告してください。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

平成27年度中に粕屋町が発注いたしました工事等の落札率は、平均93.96%となっております。内訳といたしましては、工事が70件、委託が11件、全体81件で、平均の落札率が93.96%。内訳、工事のほうは94.36%、委託につきましては83.76%というのが昨年度の実績でございます。

◎議長（進藤啓一君）

太田議員。

◎6番（太田健策君）

政府のほうは、2011年8月、予定価格の事前公表について談合が容易に行われる可能性があるとして、弊害が生じた場合は速やかにやめるよう求めているということを発表しておりますが、町の対応はこれに対してどう対応されているのか。特にこれ教育委員会から言われました、27年度の物件によりますと、これは粕屋西小空調工事95.05%、粕屋中学校非常放送設備94.64%、粕屋西小学校増築工事99.28%、大川小学校耐震工事対策98.5%、仲原小学校、粕屋西小学校97.02%、粕屋中央小学校96.00%で、全部こここうたわっているような落札率を上回っている。高いんですね、教育長。これでは談合か、漏れてるか、明細が。どちらかなんですよ。やはりこれを続けられたら、そのために因町長に厳しく対応されるようにということで町長替わられたんですから、ぜひともその辺はもう一つ、指名業者を広く考えたりしていただいて、正当な入札が、何も業者をいじめるやらなくして、正当な入札ができるように。誰から見ても、特に建築部なんていうのはひど過ぎますね。こども館なんか99.8でしょう。でたらめ過ぎますよ、これね。やはりそこ辺はもうちょっと、業者も損するなっちゃん言わんでしょうけど、やはり良心的な入札

価格で入札するように指導していただきたいと思いますし、また入札業者に対して偏った業者の選定をしとるっちゃないかということも考えられますね。やはり粕屋町で税金払いよう人、会社がなかっても固定資産税払いようとかですね。やっぱり事務所を置いてあって指名入りよらんとここには何か声かけていただいて、少しでも皆さん方に仕事を与えて、粕屋町に住んでよかったと、一部の人だけ喜ばせてもかえって疑われて変なふうに疑われて損する羽目になりますから、ぜひとも今後とも町長替わられて新年度初めてでしょうから、ぜひとも多くの業者に門戸を開いていただいて、伐採等もされよりますね、今。ほとんど町内でも小まい造園屋さんいっぱいおられるんですよ。どっこもしてないですよ。よそから来た人ばかりが伐採、草刈りですか。そういう仕事も小さい業者を太らせるためにも、面倒でしょうけどね、分けるのは。少しでも町内の業者に仕事を与えてやるというようなことで、今後とも。仕事を小さくするとそれだけ手間かかりますね。それは分かりません。しかし、やっぱり日の当たらん人に日を当ててやるということも大事じゃないかと思っておりますので。

ちょっと時間は余りましたけど、よろしくお願ひしたいと思います。

これで終わります。

(6番 太田健策君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

傍聴の皆さまにお知らせとお願ひをいたします。

今定例会の一般質問通告者は12名でありますので、3日間にわたって行います。よって、これにて本日の一般質問を終結いたします。あす6日火曜日、あさって7日水曜日にも4名ずつの一般質問を実施予定です。時間の都合がつかますれば、あす、あさっても引き続きお越しいただきますようご案内とお願ひを申し上げます。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

(散会 午後2時53分)

平成28年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成28年12月6日（火）

# 平成28年第4回粕屋町議会定例会会議録（第3号）

平成28年12月6日（火）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

5番 議席番号 3番 木村優子 議員  
6番 議席番号 1番 安藤和寿 議員  
7番 議席番号 7番 福永善之 議員  
8番 議席番号 11番 久我純治 議員

## 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美	副町長 吉武信一
教育長 西村久朝	総務部長 安河内強士
住民福祉部長 安川喜代昭	都市政策部長 因光臣
教育委員会事務局次長 大石進	総務課長 山本浩
経営政策課長 今泉真次	協働のまちづくり課長 杉野公彦

税務課長	関	博	夫	収納課長	石	川	和	久
社会教育課長	新	宅	信	久	健康づくり課長	中	小	原
給食センター準備室長	石	山	裕	総合窓口課長	藤	川	真	美
給食センター所長	神	近	秀	敏	地域振興課長	本	多	一
介護福祉課長	八	尋	哲	男	子ども未来課長	堺	哲	弘
道路環境整備課長	安	松	茂	久	都市計画課長	山	野	勝
上下水道課長	松	本	義	隆				

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、通告順に従い一般質問を行います。

3番木村優子議員。

(3番 木村優子君 登壇)

◎3番（木村優子君）

おはようございます。

議席番号3番、木村優子です。通告書に従って質問をいたします。

今回、私は食品ロス削減に向けての質問をしてみたいと思っております。

まず、食品ロスとは、本来まだ食べられるのに捨てられる食品のことを指します。この食品ロスは、家庭やスーパー、ホテルやレストランなど、あらゆるところで見受けられます。農林水産省によると、日本では年間2,797万トンの食品廃棄物—これは食料消費全体の3割に当たります—が発生しており、このうち632万トンが食品ロスと推計をされております。一方、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食料援助量は、平成26年度で年間320万トンといますから、これを2倍近くも上回る量であることを認知すべきです。

この食品ロスを日本人1人あたりに換算すると、毎日お茶わん1杯分、約136グラムの御飯の量を捨てていることとなります。日本の食料自給率は平成27年度で39%、大半を輸入に頼ってる一方で、食べられる食料を大量に捨てているという現実があるのです。国連は、2030年までに世界全体1人あたり食品廃棄物を半減させる目標を採択しております。既に先進的な自治体では、さまざまな食品ロス対策が行われてきております。

今回は、我が町の取り組み及び今後の対策について、以下順に質問をいたします。

それでは、1番目の質問に入ります。

学校や幼稚園、保育所など、教育施設における学校給食や食育、環境教育などを通して食品ロス削減のための啓発を進めるべきと考えておりますが、食品ロスの現状や教育の状況などをあわせてお聞かせをください。

◎議長（進藤啓一君）



大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

木村議員のご質問にお答えいたします。

平成28年3月に作成された第3次食育推進基本計画でも食品ロス削減を目指した国民運動の展開が施策として取り組まれております。学校給食現場におきましても残食を減らしていくことが食品ロス削減につながると考えております。

具体的に大きな取り組みとしましては、1つ目に毎月開催しております献立委員会で保護者、学校関係者の方々から献立等に関する意見をいただき、よりよい献立づくりに努めております。2つ目としましては、各学校でも残菜ゼロキャンペーンと題しまして、給食の食べ残しを減らす取り組みを行っております。また、3つ目としましては、栄養教師が各学校を計画的に訪問し、給食時間に食に関する指導を行っており、給食の先生、先生と呼ばれて親しまれております。今後も残食ゼロを目指し、学校と協力しながら給食の提供に努め、皆さまのご理解とご協力を賜りますようよろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

今学校についての質問に対してのお答えをいただきましたが、幼稚園、保育所などではどのような対策をとられているのか、ちょっとお聞きいたします。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

保育所、幼稚園、幼稚園のほうは給食ございません、お弁当になっております。保育所のほう、給食の提供をしております、どうしてもやはり子どもさん、ちっちゃい子どもさんということで、例えば味つけ、健康に気を使った薄味あるいは和食風の材料、料理というもので、なかなか人気があるもの、ないものがございます。日によって食品ロスがかなり多いときも確かにございます。栄養士、また調理師、工夫を凝らしながら子どもさんにしっかり食べていただけるおいしいものでありながら、やはり健康にいいものということで日々努力をして残食を減らすように、またおいしく食べていただけるように努力を積み重ねておるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、学校のほうで出た残食の量とかを多分はかっているのではないかと思うんですけど、そのような状況とかは分かりますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

お答えいたします。

過去4年間ほど平均しまして、平成24年度から4.07%、25年度が3.98%、26年度で3.07%、27年度で2.86%、28年度で2.48%。すみません、報告遅れました。よろしくお願ひします。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

だんだん減ってきているということで、ちょっと大変うれしく思います。学校においても、先生方も給食を子どもたちが残さないようにということで、米飯なんかはおにぎりにしたりして、そうすると子どもたちが物すごく喜んで食べたりというような状況があるようです。そういった工夫を先生方もしてくださっているというのは重々承知した上で、お聞きをさせていただきました。

学校給食用調理施設は、食品廃棄物を継続的に発生させている主体の一つであり、食育、環境教育の一層の推進を図る観点からも、学校給食から発生する食品ロスの削減、食品リサイクルの促進等を図ることが必要であるという思いからも聞かせていただきましたが、削減に向けて頑張っていらっしゃるということがよく分かりました。

また、後にも触れますが、子どもたちには日本特有のもったいないというすばらしい精神を教育の現場で今後も積極的に指導をしていただきたいという思いで、今日はちょっと1つ絵本を持ってきたんですけども、ご存じの方もいらっしゃるでしょうか。「もったいないばあさん」という絵本がございます。この絵本は、息子さんにもったいないってどういう意味かと問われたのをきっかけに、その意味を伝えたいという思いからこの絵本がつけられたようであります。この国には食べ物も物も豊富にあって、子どもたちがもったいないの意味を実感することは容易ではありません。この絵本を読んだ子どもたちが具体的な知恵とアイデアが日々の生活の中で答えを見つける手がかりとなるように、そして物を大切にすゝる気持ち、愛と思いやりの心、もったいないの心を楽しく学ばきかけとなるように願われてきた絵本であります。10月30日に粕屋フォーラムにおいてこの絵本作家、真珠まり

こ先生をお呼びして「もったいないばあさん」のお話会がありました。私も大変行きたかったのですが、ちょっと時間の都合が合わずに行けなくて、非常に残念でございました。これも一つの食品ロスの削減の取り組みにもなろうかと思って、嬉しく思っておりました。今後もいろんなところで町も積極的に推進をしていただきたいというふうに思っております。

2問目の質問に移る前に、食品ロスの発生要因は何かということで、食品ロスは、冒頭でも申しましたが、食品メーカーや卸、小売店、飲食店、家庭など、食にかかわるさまざまな段階で発生しています。家庭における食品ロスの発生要因としては、過剰除去、野菜や果物の皮を厚くむき過ぎるなど、食べられる部分まで除去して廃棄すること。そして食べ残し、手つかずのまま捨てられる食品が上げられます。実際に家庭から出される生ごみの中には手つかずの食品が2割もあり、さらにその4分の1は賞味期限前にもかかわらず、捨てられているという調査結果もあります。また、食品関連事業者においては、業界における商慣習等に起因して流通、調理、販売の過程で発生する過剰在庫や破損品、売れ残りなどが食品ロスとなっております。レストランなどの飲食店においても、客が残した料理、特に野菜や穀類が食品ロスとなっております。特に宴会、結婚披露宴、宿泊施設で提供した料理の食べ残し割合が約10から15%となっており、一般の食堂、レストランの約3%程度よりも大きくなっております。食品ロスに関する消費者の認知度についてですが、2014年1月に消費者庁が実施した消費者意識基本調査では、食品ロス問題について知ってる方の割合が64.5%、知らない方の割合が35.3%となっております。食品ロスの約半分は家庭から発生していることから、実際に食品を購入して食べている消費者を抜きにして食品ロスの削減は望めません。

ここで2番目の質問に入ります。

町民、事業者が一体となった食品ロス削減に向けた取り組みを進めることが重要と考えるのですが、町が行っている啓発運動などを含めてお聞かせをください。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

ただ今木村議員さんのご質問にお答えをさせていただきます。

今現在食品ロス、これは日本の米の生産量の大体73%が廃棄されているという結果となっております。やはり、生産者の方が一生懸命汗を流し、そして加工される方が一生懸命おいしいものをつくろうということで食品として物ができるというのが最終的には廃棄物になるということですね。現在におきましては、議員さんの説明のとおりと同じことを言うと思います。それは、食品ロスの発生する要因とい

たしましては、消費者側では過度の鮮度の嗜好などが上げられますし、事業者側では賞味期限までの期間を製造業、販売業、消費者が3分の1ずつに分け合うという3分の1のルールによりますところの返品習慣づけが行われていると。今現在、それに対しましてどういうふうなものを改善するか。この3分の1ルールを今農林水産省のほうでは2分の1ルールのほうに移行していこうということはお伺いしているところでございますし、一番大事なのは食品ロスを減らすためにできること、それは全ての人が食べ物の感謝の気持ちを大切に持って、先ほど申しましたように、皆さまがつくられたものを全ておいしく食べていただくと。そのためには、買い入れるときにもできるだけその家庭において消費できるようなものを仕入れていただくということが一番大事なことではなかろうかと思えます。そして、食品事業者につきましては、食品廃棄物を計量し、発生抑制の努力目標を設定してから食品ロスの実態や削減目標を明確にさせる。そして、食品ロスの削減に向けて社内意識を向上させることにおきましてこの食品ロスを産業廃棄物として持っていくことなく、より有効な食品関係をいただくということで努力していただきたいと考えているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

食品関連業者における食品ロスの背景として、消費者が小売店に品切れを起こさないよう求める傾向があることや、消費者の過度な鮮度や、先ほど部長もおっしゃられました過剰な鮮度や品質に対する意識が指摘されることもあり、消費者が食品ロス削減に対する認識を深められるような普及啓発が必要であります。家庭での食品ロスを削減できれば食べ物の廃棄量を減らすという環境面だけではなく、家計面にとってもメリットがあります。このため、消費者庁では2012年より消費者向けの普及啓発として、食べ物の無駄をなくそうプロジェクトというウェブサイトを開設したほか、啓発パンフレットの作成や啓発動画の配信等を行っているようであります。削減の工夫はたくさんあると思うのですが、その一例として賞味期限と消費期限の違いの理解を進めるよう広報をしたりと、町もさらなる推進をこれからもお願いをしたいと思います。

続きまして、3番目の質問に入ります。

6月議会の中で防災に関する質問をいたしました。我が町及び自主防災組織を立ち上げて行政の災害備蓄食品の状況と取り決めなどを再度詳しくお聞かせをお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

粕屋町におきましては、現在災害備蓄食品の計画的購入を進めておりますが、まだ使用期限を迎えるものはなく、今のところ特に取り決めに定めておりません。しかしながら、各行政区での防災訓練あるいは防災講座、さらには民間団体等が実施しておられますイベント等におきまして、備蓄食品を使用期限に近いものから先に試供品として来場者に配布するなどの活用を行っております。また、今年4月の熊本地震の際には、保有しておりました飲料水2リットル6本入り28ケースを、これは28年、本年11月消費期限のものですが、これを被災地支援として益城町に送らせていただいております。今後、備蓄品につきましては有効な活用方法を検討してまいりたいと考えております。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

期限が間近の食品や規格外の有効活用として、フードバンク活動をされているボランティアに無償提供するというのも1つ考えなのではないかというふうに思います。フードバンクは1960年にアメリカで始まった活動で、日本では平成14年からNPO法人が本格的に活動を開始し、今では全国各地に組織が広がっております。いかがでしょうか、こういった取り組みもなさってはと思うのですが、お考えを。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今後、十分に検討させていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

それでは、最後の質問に入っていきたいと思います。

今後の食品ロス削減の国民運動の展開に向けてであります。

日本は、先ほどもお話をいたしました、もったいないという言葉の発祥地であります。国内の食品ロスの発生状況を見ると、非常にもったいない状況が生じております。食品ロスの削減は事業者任せにするのではなく、消費者と事業者が問題意識を共有し、それぞれが主体的に取り組む国民運動として進めていくことが不可欠です。福岡県も呼びかけている30・10運動についてでございます。

飲食店から排出される食品ロスの約6割が、お客さんの食べ残しと言われております。福岡県では、懇談会や懇親会時に乾杯後30分と終了前10分を離席せずに食べ残しを減らす「食べ残しをなくそう30・10運動」に取り組み、環境に優しい宴会の協力を呼びかけております。

まず、30・10運動とは、1、食べられる量を注文する。食べられないものは先に伝える。2、乾杯後、30分間は席についてお料理を楽しむ。3、宴会終了10分前は席に戻って、もう一度お料理を楽しむです。この運動を町でも積極的に進めてはと思うのですが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、いかがですか。

◎町長（因 辰美君）

木村議員の意見でございますけども、30・10運動、今回も互助会の忘年会のときも当番長が、今因政策部長でございますが、その旨をきちんと伝えながら、30・10で頑張りましょうといった形で食品ロスをなくす、そして食のありがたさをしっかりと見きわめるといった形で説明をいたしておりました。私たちも非常に多くの宴会等に参加するわけでございますけども、やはり多くの方が宴会が始まったすぐから回られて、最後万歳するまで回るという、博多にはそういった儀礼的なものがあるのかなと思っておりますから、そういった中で非常に食べ残しが多いということも事実でございます。そういった中で、やっぱりしっかりと、まずは職員から、そしてまた、議員の皆さんからも、今度は16日にありますから、しっかりと30・10を実践しながら対応してまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

ただ今粕屋町の取り組みということでお答えをさせていただきます。

この30・10運動、私も木村議員さんからのご質問を受けるまで承知いたしておりませんでした。その中においてこういうふうな質問を受けていろいろ調査をし、福岡県のほうにおいてパンフレットをいただく、そしてまたポスターをいただいで、まず1つ目は区長会のほうに言うて公民館のほうに貼って、やっぱり町民の方、区民の方のほうの周知をお願いしたいと。2つ目はホームページ、そちらのほうに掲載をいたしております。そして3つ目、これにつきましては粕屋町役場のほうの受付なり、掲示板もございます。ないところでは、窓際のほうにちょっと大きく拡大しながら掲示しているところでございます。今後、こういうふうな状況のも

のを機会あるごとに訴えていきながら、食品ロス削減に向けて取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

木村議員。

◎3番（木村優子君）

町長から大変嬉しいお言葉をいただいたのかなと思っておりますが、私は県が出している、今部長もおっしゃられましたが、このパンフレットですね。食品ロスを減らして笑顔を増やそうという、こういったパンフレットを町内のスーパーで手に入れました。福岡県では、食品ロス削減について県民に知ってもらうため、このようなパンフレットの啓発資材を作成をされております。我が町でも早速啓発運動が広まってきているのだなというふう感じた次第ではあります。今日も、下から上ってくる時にもポスターが早速貼ってありまして、この質問をするに当たってもうすぐに取り組んでいただいたのだなというふうに思いまして、大変感謝いたします。今部長も申してくださいましたように、どんどんまた公民館等も貼っていただけるといいのかなというふうに私も感じているところであります。

それでは、さて先ほども申しましたもったいないという言葉でございます。もったいないというこの言葉は、外国語に訳せない日本語だけの単語だということをご存じでしょうか。無駄とか惜しいとかもったいないの一部の意味を翻訳することはできても、もったいないに含まれる大きな意味を一語に変換することはできないのだそうです。アフリカ、ケニアの農家で生まれ、アフリカの女性として初めて環境分野でノーベル平和賞を受賞したワンガリ・マータイ博士をご存じでしょうか。マータイ博士は、2005年、日本を訪れた際にもったいないという日本語に出会い、感銘を受けられました。そして、この美しい日本語を環境を守る世界共通語として広めることを提唱しています。

もったいないという単語には、リデュース、ごみ削減、リユース、再利用、リサイクル、再資源化、そしてリスペクト、尊敬、こういった意味が込められているのだそうです。私も、子どもの頃からあらゆるものに対して感謝の気持ちを持つように教えられてきました。気負いなく始められるもったいない、日本人が昔から持っていたこの気持ちを意識するだけでエコなライフスタイルが送れると思えます。また、子どもたちにも継承をしていきたいと思っております。先ほど町長もおっしゃいましたが、年末年始、宴会が多くなってくる時期であります。大切なのは、食に対してもったいないという気持ちを持つことではないでしょうか。まず、ここにいる皆さんが少し意識することで食品ロス削減につながっていきますので、一緒に取

り組んでいきませんか。

最後に、ワンガリ・マータイ博士の言葉から、考えるのではなく、感じることから始めよう。暮らしの中でできることから少しずつ、みんなのもったいないがやがて大きな輪になるように。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

まだ35分残っておりますから、総体的な意見といたしますか、まず一番初めに給食センターの残菜のことで聞かれましたから、その点につきましては、私以前、答えたかと思えますけども、子ども未来会議というものがありません。20年前ぐらいになるかと思えますけども、そのときもこの残菜についてということ、当時は粕屋中学の生徒会長から質問がありました。そして、やはり答弁につきましては今うちの担当が答えたとおりに、そういった答弁をいたしておりました。しかしながら、中学生の議員は、おいしくないものは食べられませんと、それから昼からの空腹はもう本当にたまりませんと、ですからおいしく作っていただけませんかという、そういったことを再度質問をいたしました。やはり、行政のほうは、いや、栄養と食べてくださいという形になっておりましたが、私はちょうど時の町長、小池町長でございましたけども、そのときは私ちょうどSUN2かすや新風会という中でこの子ども未来会議というものを開催いたしております。そういった中で、議員でございますから、町長のほうにこの件についてはどう処理されますか、どう検討されますかというので聞きましたら、分かりましたということで、私は伝えたかと思えますけども、町長が給食センターの栄養士の方にちゃんと食べやすいとか、好まれる味つけをしていただけませんかということで伝えられました。そして、伝えられたら、いや、そういったことは栄養が中心でございますのでといった形で答えられましたから、時の小池町長は栄養士を替えられました。そして、きちっと味つけをして、栄養も同じ食材で味つけをきちっとやって食べれるようにといった形で、次のそういった管理者につきましては雇われたところ、残菜がゼロになりました。そこで私も、ちょうど企画課長でございました渡辺課長と2人で給食時間に行きましたら、もう大変な大喝采でおいしいですと、もう食事が取り合いになって足りませんというぐらいに残菜がなくなったそうです。ですから、こういったことも、やはり私は職員のほうもしっかり考えていかないと、それと給食センターも考えていかないとという中で、ただ栄養だから食べてくださいではなくて、やはり残菜がなくなるような調理方法というものを今後考えていかなければならな



いのではないかなと思っておりますので、今後は粕屋町の給食センターもそのような形でお願いをしながら運営してまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いたします。

◎3番（木村優子君）

ありがとうございました。

食品の残さゼロに向けてまた取り組みをどうぞよろしくお願いたします。ありがとうございました。

（3番 木村優子君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

1番安藤和寿議員。

（1番 安藤和寿君 登壇）

◎1番（安藤和寿君）

議席番号1番、安藤和寿です。通告書に従いまして一般質問をさせていただきます。

今月の3月議会より、一般質問を始めて4回目となりますが、まだまだ不慣れであります。よろしくお願いたします。

今回は、まず初めに、因町長が目指す福岡県で1番、5つのまちづくりを目指しての思いと一步一步近づいていっていただきたいという願いから、提案を含んだ3事項を質問したいと思います。

町長の趣意書と申しますか、いつも自分はかばんの中に入っております。というのが、仕事等で上京した県外の方とお会いしたときに粕屋町を語るというものに対して、非常に分かりやすいと。やっぱり、びっくりされます、アクセスであったりだとか。そういった中で、粕屋町、非常にいいところですねということと言われる方がやっぱり10人が10人言われます。東京の23区でもないですし、大阪、愛知等でも新幹線に10分圏内で乗れるとか、飛行機で航空機に福岡空港まで、10分足らずで空港まで行ける、そういった場所はないということで、粕屋町、非常に魅力的な町ですねということでは、非常に嬉しく思う次第であります。

そういった中で、1問目の質問であるんですが、趣意書の中で1番目に因町長の目指すまちづくりの1番目ですね。各公民館での充実を図ることの中に、各公民館での親子サロンの開設と充実を図りますということではうたっております。そういった中で、当てはまるかどうかは分かりませんが、提案をちょっと1つということで、公民館の新しい有効活用について質問したいと思います。

近年、社会情勢の移り変わりとともに、公民館の果たす役割も変化が生じてきております。今後、さらなる有効的な発展に向けた地域内活性化に新たな役割が期待

されていると思います。公民館をより一層有効に活用する方策について、町長、どのようにお考えでしょうか。お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから回答を求めましたところ、町民の方々が公民館に集い、町民相互の交流や学習利用する場所として公民館活動を促進していくことは議員同様、大変大事であることと考えております。ご指摘をいただいております熱中症対策とか公民館の開設、開放をということでございますが、公民館は行政区が主体となって自治運営されているものでございますので、夏休み期間中も含め、決められた年間行事もあり、個々の公民館の状況にもよりますが、費用負担等の問題もございまして、そのためだけに開放することは極めて難しいのではないかと考えておりますという答弁をいただいておりますけども、私的には若干違っておりますので、私がここで述べたいと思います。

私の将来構想につきましては、議員と全く同じ考えを持っております。高齢者の方々につきましては、今電気代がもったいないということで、非常に高温の中で家でクーラーもつけずに頑張っておられると。で、もう夕方にはぐったりとされておるといところも私も見ておりますので、そういった中ではやっぱり高齢者が公民館に集まって、そういった暑さ対策をやるということも重要ではないかなという思いもしております。そういった中で、やはり今後は公民館に事務員を置くという私は構想を持っております。そういった中であらゆる方、高齢者の方あるいは親御さんといいますか、子育てされてる方、そういった方も自由に公民館が使われて利用できたらなと私は思っております。そういった中で、今後は粕屋町が自らが施設をつくって運営するのではなくて、今ある公民館で住民の身近な活動をしていければという思いから、こういった問題につきましては事務局の雇用費、人件費等を今後は考えていかなければならないのではないかなと。そして、各区にお願いして、うちもやってくださいということになればそこに支援していくというようなやり方を、全部強制的ではないと思います。今現在、柚須区あたりでも事務局をきちっと置いて運営されておりますが、利用人数が2万人を超す。上大隈の公民館では6,500人を超すというような状況でございまして、非常に多くの住民の方が、やはり地域では利用できないので、柚須とか上大隈に行っておられる可能性が高いと思います。そういった中で、各地域の公民館が利用できればと思っておりますので、それが一番やはり住民サービスになるのではないかなと思っておりますので、そのような構想は私は持っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

そういった中で1番の提案なんですけども、2016年、今年の夏です。気温は38度を超える記録的な猛暑となりましたが、熱中症対策として期間を設け、公民館を開放すると。町民にとって居場所、交流、情報発信の場としてラウンジサロンとして活用はできませんかということで提案したいと思います。

補足として、昨年の2015年は福岡において猛暑日が4日、これ猛暑日というのは35度以上を示します。真夏日が42日、これは30度以上ですね。ちなみに、今年の2016年には猛暑日が22日、真夏日が75日といったデータでございました。来年の2017年も懸念されるところであります、そのあたり熱中症対策、暑さというところに対して何かお考えはありますでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほども申しましたが、やはりそういった運営をやるには事務局というもので、公民館を開けていただく、管理をしていただくというものが需要でございますので、そういった形で対応しなくてはならないのかなと思っております。

それと、もう少し定年された方のお力をお借りしながら、やはり今は粕屋町に放課後児童の問題とかもあっておりますので、やはりこれ以上に放課後児童クラブをつくるということはなかなか難しいという、このごろ全学校をつくったばかりなのに、また足りない、また造れということはなかなか難しいと思っておりますので、根本的な対策といたしましては、やはり地域の子どもたちは地域の公民館に帰れないかなということも思っております。そういった中で、公民館で勉強なり運動なり、やはり子どもたちの上下の意思の疎通あたりを図っていけば地域もよくなるし、そういった中で全体的な無駄も、無駄って言うたら悪いですけど、やっぱりお金の削減ということも関連いたしますので、そういった公民館が中心にあらゆるものをお借りできれば、あらゆる役場の問題も片づくのではないかなと思っておりますので、まずは各地域の公民館に事務員を置くという目標を掲げておりますので、これは可能か可能じゃないかというのは分かりませんが、今後そういった構想を持ってやっていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

町長、どうもありがとうございます。

そういった中ですね、いろんな課題等があるかと思えますけども、やっぱり公民館の充実ということの部分、あとは例えば安全な対策だとか、そういったこともあるかと思えますので、前向きにちょっとご検討を願っていただきたいと思っております。

次の質問にいきます。

J R原町駅地下人道の掲示板について質問させていただきたいと思えます。

まず、原町駅の地下の人道、南北に通る人道があります。現地のちょっと写真を撮ってきましたので確認したいと思うんですが、原町駅ふれあいの道ということで、こういった形の人道があります。

その中で、掲示板及び施設の管理についてお尋ねしたいと思えます。管理責任はJ Rなのか、例えば町なのかということで、そのあたりをちょっとご質問したいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

安藤議員さんの質問にお答えをさせていただきます。

この原町駅ふれあいの道、この地下歩道、これにつきましては平成5年、6年の2か年度におきまして補助事業をいただいて、私担当させていただいてつくらせていただきました。この物件につきましては、道路認定もかけておりますし、管理につきましてはまず町であるということで答弁をさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

その中で掲示物のスパンなんですけども、こういった形で掲示物が左右設置されてあります。その中で掲示物の定義だとか、この掲示物に対してのサポーターの仕組みだとかが分かりましたらお願いしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

まず、1点目の美化関係について、これにつきましては町内道路の清掃業務委託、これにつきましては年に2回、洗浄の作業を委託いたしているところでございます。回数的にちょっとなかなか、もっとしたいところでございますけども、今現在は2回ということでマイルなり何なりというのを洗浄いたしているところでございます。

掲示広告につきまして、ちょっと述べさせていただきます。

広告物の掲示につきましては、地方公共団体、公社、公益法人、公共団体、結局商工会とか農協さん、また学校等の掲示板等を使用申請によりまして実施いたしているところでございます。3番目の掲示板の定義もいいですかね。

◎1番（安藤和寿君）

はい。

◎都市政策部長（因 光臣君）

定義につきましては、イベント広告とか絵画等で営利活動以外の掲示物を張っていただくように考えているところでございます。このサポーターにつきましては、今現在掲示者によって管理していただいておりますけども、今から先、こういうふうな状況の中で福岡県、この道路関係の清掃というとも、ボランティア活動をもって管理しているところもございますので、今後そういうものにつきましてもこの地下歩道の管理関係については検討課題かなということを考えてるところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

そういった中で現地をちょっと確認しましたところ、こういった空白なところがあります。部分的には、バラ祭りのこういった児童の方が描いたポスター等が貼ってありますけども、非常にちょっと何か寂しいなというところがありまして、例えばジュニアスポーツの部員の募集だったり、保育士さんの求人募集だったり、また町内の民間企業の企業広告、求人広告であったりとか、そういった企業に関しては広告収入としていただければ、そういった清掃費だとかにも充てられますし、そういった中で原町駅の1日当たりの利用者数は大体1,000名ということでした。ここで参考ですが、JR九州さんの一般駅張りポスターという広告料のところはインターネットでありましたので、調べましたところ、篠栗線の駅に関しては7日間でB0サイズが1万5,400円、B1サイズ7,700円、B2サイズが5,000円という形の部

分で広告料を取られております。そういった中で、1週間で5,000円ということでもありますので、何かその掲示物利用できないだろうかなと思った次第ですので、今後例えば広告収入が上がれば、先ほど言ったように清掃だとか、そういった形で利が余ってくると思いますので、ぜひそのあたりよろしくお願ひしたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

確かに、議員さんのご指摘のように、この掲示板というとはかなり古くなっております。この掲示板の設置の経緯につきましては、当初コンクリート仕上げでございましたけれども、それであれば落書きをされると、そういうことに対して、やっぱり皆さまに愛していただける地下歩道をどうしたらいいかということで、小学生の方なりのポスターを飾るものが一番いいのではなかろうかということのご意見をいただいたところでございます。そうしたところで、今20数年経過いたしております、私どもはちょっと現場へ行って、若干汚れてますので、それをやっぱり洗剤を持って洗ってはみましたけれども、なかなかとれないと。そういうところで、やっぱりここ20年経過した状況の中のもののある程度の費用をかけてきれいにし、そうした状況の中で有料できる施設なりというものをつくったところからの検討課題になっていくかと思ひますので、まずそちらのほうを検討していきたいと考えてる所存でございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

すみません、ご答弁ありがとうございます。

そういった中で、今まで管理が悪かったんじゃないですかという形の部分を言っているわけではありません。今後、やはりこういった掲示物、施設ありますんでですね、有効に活用していただいて、利益が出れば何かできるということの願ひでありますので、ぜひ今後ともよろしくお願ひいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議員ご指摘のとおり、清掃料はシルバーのほうにかかっております。そういった中でも捻出できるように、やはり今写真を見せていただいて、閑散とした掲示物だ

など思っておりますので、やはり住民にきちっと広報ができる、そしてやはり今後は商工会等もお願いしながら、そういった有料の広告物といったのも考えていかなければならないと思っておりますので、早急な対応をしながら、そういった掲示板を有効利用したいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

最後の質問なんです、それでは最後の質問です。

3月に質問しました再質問となりますが、小・中学校のトイレについてお尋ねしたいと思います。

人口増加に伴い、小・中学校の校舎増設工事並びに改修が行われておりますが、災害時に避難する高齢者や障がい者の方が使いやすいように屋内外、トイレのバリアフリー化だとか洋式化、今後の男子のトイレについてお尋ねしたいと思います。お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

安藤議員のご質問にお答えいたします。

学校のトイレは、通常は児童・生徒、教職員、保護者など、災害時としましては一般の方と不特定多数の方が利用されます。このような方が利用しやすいように、老朽化した施設の改修と校舎の増築工事に合わせて、現在計画的にトイレの改修と増設を進めております。屋内トイレのバリアフリー化につきましては、校舎に多目的トイレを設置しており、今年度の仲原小学校の増築工事が完了しますと、全ての小・中学校に多目的トイレが設置されるようになります。屋外に多目的トイレを設置することは、ちょっと管理上問題が発生することが考えられますので、現在では見合わせております。

洋式化につきましては、平成25年度に改修しました。年度別に今から列記しますが、25年度の改修の大川小学校で改修前が31.1%、改修後が倍の62.7%。続きまして、26、27年度に粕屋中学校を改修いたしました。改修前が洋式が12.5%、改修後、洋式が42.9%となっております。これからも老朽化対策とあわせて、洋式トイレの増設と改修を進めてまいります。

今後の男子トイレにつきましては、改修工事の際には学校現場の意向と生活環境

の、議員が質問されているように環境が変化しておりますので、随時考慮しながらトイレの調整、整備を進めていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

そういった中で、前回3月議会において、現在和式と洋式が50%ずつですよという答弁がありました。その後、一般質問でトイレのことをちょっと取り上げたものですから、児童の方であったりとか、ご意見をいただきました。その中で、女子のトイレなんですけども、和式トイレですね。和式トイレが使いづらいですと、洋式トイレに列をつくってるということで児童の方からご意見いただきました。

考えてみますと、やはり今の子どもたち、生まれてから家庭においてはほぼ洋式を使用して、小学校入学時において初めて和式での使用を練習するといったことも珍しくはないと思います。このようなことから、4月から西村教育長に替わられましたので、そのあたり、ちょっとお考えを言っていただければと思っておりますが、いかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村 久朝君）

大変貴重な、しかも毎日のこれはトイレですので、使うところでございますので、貴重な質問じゃないかと思っ、嬉しく思っております。

まず学校は、先ほど次長が申しましたように、子ども、教員、そして来客された保護者等々が使います。と同時に、やはり緊急避難場所になっておりますので、地域の方がお困りの中で来られる、そういったときにもトイレがきちんと使えるように整備をするというのは非常に大事なことだろうと思っております。

今回、いろんな児童・生徒の増加に伴いまして校舎の増改築を行ってるところでございますが、できるだけ楽な姿勢でトイレができるよということ、洋式のほうを、やはり私たちもできるだけ設置をしたいと。ただ、今安藤議員がちょっとおっしゃったのは、列ができてるのは、小学生の話ですよ。これも、ちょっともう一つ、一方の見方としては、中学生になりますと、人が座った後に座りにくいというのがちょっとあって、逆に言うと和式のほうがいいという子どももおります。全てではございません、私も全員の子どもにアンケートをとったわけじゃございませんので。やはり、トイレっちゅうのも微妙なところで、私はこっちがいい、私はこっ



ちがいいというのがありますので、そこは半々というような形、または必要に応じて子どもたちにアンケートをとって、その時々合ったトイレの設置の仕方、それは校舎の増改築のときに合わせてしかできませんけども、そういった形では取り組んでいきたいなというふうに思っております。

今、トイレのほうは水を流して掃除をするということはほぼございません。もうモップを使ってやるというふうな形になっておりますし、一時期はやりました便器を雑巾で拭くという、これ非常に全国的にいいように言われたんですが、逆に言うと菌がつくから、もうそれはいかんということで、この取組も今だんだん縮小化されてきているという流れがございますので、その時々に応じたトイレの一番いい活用の仕方というのを私たちも勉強してまいりますので、今回いい示唆をいただいたのかなと思っております。

答えになったかどうか分かりませんが、以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

ありがとうございます。

最後にトイレに関しての提案なんですけども、こういった機械があります。ちょっと鳴らしてみますので。これは有擬音装置といいまして、先ほど質問の中でトイレに列をつくってます。やはり、その中でトイレのときに女子、女性の方が音を聞かれないということから、音消しのために数年前からこういった装置が売っております。値段的には500円ぐらいから1万円するぐらい、オートで鳴る装置もあるんですけども、ちなみに音消しということで水を流して音を消すとということで、タンク式のトイレの場合は、大体13リットルから20リットルの水が流れ出すということから、企業、商業施設で取り入れられております。近郊ではルクルさんとか東サティさんとか、私現地に行って女子トイレに入って確認というわけにはいきませんが、ありますよということで伺っております。

そういった中で、この装置を取りつけて、排せつするとき、女性の方、排せつするとき、節水ですね。上下水道の通増性料金の削減に効果があるということで各メーカーが出しとるんですけども、例えば小・中学校の児童、5年生から中学3年生。昨年の決算報告の中での児童数なんですけども、5年生からの3年生の人数をちょっと出してみました。小学校が1,916名ですね。中学校1,281、3,197名ということのいわゆる高学年、5年生からの生徒さんがいらっしゃいます。そういった中で男女ということで、単純にアバウトですけど1,500名の女性の児童さんが1日3回と仮定したとき4,500回に相当します、音消しのために水を流した場合ですね。そうい

った中で、2リッターのペットボトルに換算しますと大体9,000本、1日ですね。そういった9,000本の水が音消しのために流れていってるといふ形の推理ができるわけですが、水の大切さと節約の教育に向けた動きの一つだと思いますので、ぜひ、これを売り込んでいくわけではありませんけれども、検討していただけたら、ちょっと節水ができるんじゃないかなというふうに思いましたので、ご提案したいと思います。そのあたり、ちょっといかがでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

非常にいい観点からついていただきまして、非常に参考になったと思います。この件は、役場にもついておりますが、やはり学校にも必要ではないかと思っておりますので、前向きに検討させていただきたいと思っております。

それから、今回は非常にいい提案をしていただきました。先ほどの答弁の中で、原町駅の地下通路の管理がシルバー人材センターと言っておりましたが、環境開発ということでございますので、訂正させていただきます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

安藤議員。

◎1番（安藤和寿君）

では、どうも町長、ありがとうございました。

今後、やっぱり町長が目指すまちづくり、一步一步進めていきたいと、自分もそういうふうに願っておりますので、今後ともよろしく願いいたします。

では、一般質問を終わりたいと思っております。どうもご清聴ありがとうございました。

（1番 安藤和寿君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたしたいと思います。

（休憩 午前10時28分）

（再開 午前10時40分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

7番福永善之議員。

（7番 福永善之君 登壇）

◎7番（福永善之君）

議席番号7番、福永善之です。ただ今より一般質問を始めます。

まず初めに、因町長は1年たったということですね。まず、お伺いしたいのは、選挙で訴えられた公約に関してどのように思われておられるのか、またそれを町民に対してどう説明していくのか、それをお伺いさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

その件につきましては、通告書はありませんが、答えます。

議員1年間、一緒に行動させていただきまして、議会を見ていただいたとおりで分かると思いますけども、就任早々から給食センターの問題が出てまいりました。そういった中で、やはりそれに全部時間を費やされました。そういった中で、一切自分の公約というものはやられておりません。これは何でかという、この給食センターの問題が非常に大きかったからと思います。ですから、ここに対応を間違えると相当な損害が出てきますので、そういった形でしっかりと対応して運営につなげていかないかという中で対応いたしておりますので、今までは全く自分の公約には、残念ながら行動されておられませんので、来年からしっかりとこの公約につきましては、実行させていただきたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

町長は、町長になられたときは、行政経験というのは全くのど素人ではないんですよね。議会議員として3期、約12年間、議員として粕屋町政の在り方、中身というのを見てこられたと。だから、全くの町長になられたからといってど素人ではないと。その中で、行政をある程度分かってる人間が町のトップに立って、自分の訴えたことがある事案によって全くできなかつたということは、ある意味では因町長の行政手腕、評価、これはやはりかなりマイナスではないかなと私は思っております。いかなる事案があっても、何のために部下がいるのかと。部下に任せることができないのかと、そういうことは思われなかつたんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今回のやはり給食センター問題につきましては、私も議員のときから、ずっとこの案件は非常に問題視されておりました。そういった中で、この給食センターを焼

却場の跡地に建てていいのかっていう、そういったものをずっと私は訴えてまいりました。そういった中で、そういった廃棄物等の問題が出てきたり、補助金を申請していなかったり、そういったことが、やはり考えてみますと緊急性があると思いますね。そういった中で、じゃあほかの職員が分かっていたかといったら、これは縦割り社会で全くほかの職員は分かってなかったと思います。ですから、これを把握をしていたというのは、給食センターの準備室だけです。ですから、それよりも私の議員活動をやった経験のほうが、はるかに私のほうが詳しくあったという中で、あれだけの問題が起こった中で議論をしていくということは、やはり緊急性の観点から私はその問題をまず解決しなければならないと思っておりましたから、私の公約は今すぐにやらなくても支障はありませんので、今後粛々とすれば間に合うと思っておりますので、後回しにして、まずは目の前の問題を解決するように対応いたしました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員、なるべく質問事項につなげてください。

◎7番（福永善之君）

では、私の質問と絡めながら町長の公約を質問していきたいと思います。

先ほど、安藤議員の質疑の中で公民館の話がありましたね。その中で、今の公民館のあり方に関して、所管の職員のほうはこうしたい、こうあるべきだという感じであると。一方では、町長は、いや、所管はこう思っとるけど、自分としては将来構想としてはこうこうしていきたいんだということを言われてました。私は、町のトップに就くまでは、そういう希望、自分の目標を掲げてもいいと思うんですよ。ただ、実際にその地位についたとき、ポストについたときにそういうことを言っていると、果たして、えっ、この人本当に実行力あるのという感じでとられると思うんですよ。やはり、町のトップとなったからには、自分の考え、自分の方針というのを自分の下に部下がいますから、部下にちゃんと説明して、今はこうこうだけど、もうこうやっていこうぞと、そういう説得をした上での発言をしていかないと、所管はこう思ってるけど俺はこうだというのは、これはトップになった暁にそういうことを発言したらかなりマイナスだと私は思います。いかがですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

この件については、まだ議論はいたしておりません。先ほどから言っておりますように、私は公約については全くいまだにやっておりますので、そういったこと

については議論をいたしておりません。しかしながら、全部がトップダウンでいいのかっていうような、予算の関係からとも言いましたように、やはり職員の意見も聴くってということもしっかり考えとかないかん。そういった中で、どこに点を落としていくのか、そして総合的にどれだけ強くなるかということが私はトップであると思っておりますので、強引に自分の意見を通し通してやるというようなことは思っておりませんので、いかに役場がどれだけ実力を持って住民の対応ができるかということを考えておりますので、そういった中で今後はそういった対応をしてまいりたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

一般質問は通告制になっておりますので、通告書に基づいてお願いしたいと思います。

どうぞ。

◎7番（福永善之君）

では、町長の公約である子育て支援に関して質問させていただきます。

子育て支援に関して、町長は選挙前の公約で、私はちょっと定かではないんですけど、確か福岡県で一番子育てしやすいまちづくりという感じで訴えられたと思いますが、それは間違いないですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やはり、目標というものは、福岡県でもうちは子育て世代が多うございます。そういった中で、やはり福岡県一を目指すということはやぶさかではないと思っておりますので、私はそういった公約をさせていただきました。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、今保育所関係で待機児童が発生してますね。その待機児童の解消策というのはお持ちですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先日の田川議員のときも説明いたしましたが、やはり福永議員も厚生常任委員会

で一緒でございましたので、私が説明、話していたことはよくご存じかと思えますけれども、まずは老朽化した保育園を建て替えるのが先決だと。そして、この地震があっている中で、そこで園が潰れることによってやはり人災になるので、早急に建て替えていただきたいということは、厚生常任委員会でもずっと話していたと思いますから、あなたも十分ご存じだと思います。

そういった中で、やはり今までうちが新しく建てたものにつきましては、今現在が120名ぐらいの定員だと思いますから、それが180名ぐらいの定員になっておりますので、そういった中での待機児童対策になるのではないかと考えておりますので、そういった中での解消方法と考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

先ほどの給食センター、就任1年目から給食センターにかかり切りでほかの自分が訴えた公約に関しては先送りだと、それほど今やらなくても、先送りでもいいという感じで言われてましたけど、待機児童というのは現に発生してますよね。これは先送りでよろしいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先送りでいいとは思っておりませんよ。優先順位がそっちのほうがはるかに高かったということでもありますから、したかったことは、やはり私は待機児童対策もしたいと思います。しかしながら、私の待機児童対策というものは、先ほど今申しましたように老朽園の建て替えによる待機児童の対策と考えておりますので、私はそこでやりたいと考えておりますので、その方向については今から指示をさせていただきます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

今からですよ。ということは、今現にいらっしゃる待機中の方、どう思われますかね。分かってて、例えば粕屋町に移住してこられた方、分かってて待機児童解消は、この数年間はできませんよという告知のもとで分かってて移住してこられた方、それはよろしいでしょう。ただ、告知もなしに、仕事はしないといけない、仕

事を見つけないといけない、ただ自分のお子さんが預ける先がない。そういう現状で町長が言われた福岡県で一番子育てしやすい町と言えるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は、将来展望を持ちながらやりたいと考えておりますし、やはり財政というものもしっかりと考えていかなければならない。そういった中で、そこそこに飛びついて対応するべきものではないと思っておりますので、しっかりとまずは建て替えから考えていきたいと思っております。

反対に、ちょっとあなたは議論したいということでございますので、あなたはどのような方策がありますか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

そこまで言われるんだったら、では先の9月議会、町民の方から陳情書が出ましたね、小規模保育の設置に関する陳情書。議会としては、議決をしました。議決をしましたね。議決をして、これは粕屋町議会として町執行部のほうに議決しましたという文書で送られてきたと思います。どうしますか、それは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

陳情の関係につきましては、所管のほうからお答えさせていただきたいと思えますから、詳細なことは担当者のほうから答えさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

先の議会で町内の園のほうから陳情が出されました。それを議会のほうでは採択をされたということで、その重みについては十二分に認識をいたしております。しかしながら、小規模保育連携への問題等々あります。そこら辺も含めまして考えるべきであろうと。受け入れる体制が整っておれば、そこら辺についてもいち早く考えるべきであろうと。それから、ほかにもまだ認定外の園もありますので、そこら辺のご意見も聴きながら進めていくべきではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

現に待機児童発生してますね。今いらっしゃる皆さんが保育園に入園しないといけないというお子さんをお持ちであれば、恐らく気持ちが分かると思います。どれだけ入園させてほっとするのかっていうのをですね。分かりますか。自分たちは、今そういう子育ての、その第1段階といいますか、そういう保育園、第1段階の苦しみから今解放されてますから、その当事者たちの苦しみというのは分からない。今現に待機児童が発生してますよね。発生してますよね。

（許可のない発言あり）

◎7番（福永善之君）

いいですよ、じゃあ、はい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

あなたの発言は、いつも断定されるわけですね。うちもちゃんと孫おりますよ。認可外保育所にやってますよ。そういった対応でみんなが頑張りようわけですよ。必ず認可保育所にやらないかんと、そういったことではないわけですよ。そういった中でも、やはり認可に入れなかったことについては、うちは9園認可外保育所があるでしょう、ご存じでしょう。福永議員、ご存じでしょう。そこでしっかり対応してるじゃないですか。それをうちが全部認可保育所をつくって、全部つくるのであれば、そういった保育所は潰れますよ。そういったところまで考えてますか。

◎議長（進藤啓一君）

傍聴人の方にお知らせします。

これは一問一答方式で町側には反問権がありますので、それに基づいておっしゃってるんだろうと思います。

福永議員。

◎7番（福永善之君）

認可外を選択される方と認可外以外、粕屋町でいうと届出保育所を選択される方もそれはいらっしゃると思いますよ。もちろんです。ただ、認可を選択される方のほとんどは、やはり今の経済状況ですよ。収入がかなり抑えられている、そういうところがあるんですよ。分かりますか。認可だと、何ですか、収入の多さによって保険料を払う負担というのがやっぱり変わってくるんですよ。ただ、届出保育所に関しましては一定ですよ、保護者が払う料金というのは。分かりますか。分かっている



でしょう。じゃあ、どうして小規模保育が議会の中で採択されて、現に待機児童も発生してる、そういう状況で何も動かない。今の町立保育園を120人から180人規模にしたいと。その規模はいいですよ。ただ、それがいつ実現できるのかっていうのが全く見えない。分かります。分かってるんだったら、どうしてそれが動かないんですか。職員に指示しないといけないでしょう。ボトムアップじゃなくて、そういうのは、大きい案件に関しては、方針はこうしていくよということでやっていかないと動けないでしょう。これは行政だけの組織だけじゃないですよ。普通の民間の組織でもそういうやり方していかないと動かないですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今まで全く動いてないわけではございません。早々に動きなさいといった形で指示はいたしております。その内容につきましては、所管のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

まず、陳情の出ました方からの運営しております今の届出保育施設、こちらが小規模に上がります、移行しますということについては、なかなか連携施設が見つからないということで難しいということで今までお答えをしておったところがございます。それと別に、もう一つは別の届出保育施設が3月末で閉じられると、これまた直接私聞いております話ではございませんので、又聞きの話なんですけれども、そちらの場所空きますところを利用して、別の法人が入られて小規模をしたいという話が今来ております。まだ正式に届出等が来ておりませんので、厚生常任委員会等でも書類等をお出しして正式にご報告をさせていただいてるわけではないですけれども、かなり本格的に動かれているということを申し上げとっていいかなと思います。恐らく来年、夏か秋ぐらいから運営を開始される小規模が出てくるんじゃないだろうかというふうに見込んでいるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町長のほうから、所管のほうに早々にこの問題は解決するようにと、どういうふうな課題があるのか、そこら辺を整理しながら全体計画を早めに立案しなさいという指示は受けております。昨日の田川議員のご質問にも、所管のほうではある程度の腹案、この時期に開設をしていきたい、そうすれば前段階としてどういうふうな

課題をクリアしなければならないのかというところにつきまして、今整理をしているところでございます。町長のほうには、まだお答えをする、提案をしていく時期ではありませんでしたので、いましばらくお待ちして、ある程度固まりましたら町長のほうに私どもの考えを伝え、ご指示を仰いでいこうかなというふうにも思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

だからですよ。今からでしょう、動くのは、今から。最短でどのくらいで、今優先的に保育所2園の老朽化の建て替えて言われましたね。それは私も否定しませんよ。私もずっと言ってきたわけやからですね。ただ、それがいつ実現するのかという、まず計画案もない状況ですよ。その計画案のない状況下の中で、待機児童というのは毎年毎年発生してきますよね。じゃあ、いつ解消できるんですかっていう話になりますよね。そう思いませんか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは、住民の説明会も開かないかんし、職員の説明会も開かないかん。そういった中で、やはりまず内部の説明をしっかりとやっていかなければならない。それから、補助事業に乗せなければなりませんので、補助事業の申請もせないかん。そういった中で、初めて建設が始まるわけですが、最速であれば2年間でできるんじゃないかなと思ってますし、それがもしずれてくれば3年目になるかも分からん。そういった中で、早々に実現するようにやっていただきたいという指示は出しておりますので、その部分についてのまだ回答はいただいておりません。しかしながら、こういった、今12分の1といつも言っておりますけども、12分の1の補助金があるうちに早急に対応していただきたいということで私は指示出しておりますので、それは早々と進めていただけるものと信じております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

最短で2年間、最短ですよ。2年間という、思われておることですね。じゃあその最短の2年間にお子さんを預けたいけど預けられない。収入がやっぱり、

かなり今そこまで上がりませんからね、給料ですね。給料がやっぱり、低い方と言ったらちょっと失礼かもしれないけど、そこまで豊かではない方たちが認可保育所の門戸がないというのが最短でも2年間続くということですよ。ということは、やっぱり行政として何らかの手を打つべきだという感じでは考えませんか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先ほども申しましたが、無認可あたりの協力も得ながら、私はそういった対応ができるのではないかと考えております。金額は定額でございますけども、もう2歳児ぐらいになれば認可と同じレベルの金額でございますので、その点については今の無認可でも対応できるのではないかと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

届出が認可と同じレベルの保育料ということですか。それは……。

（許可のない発言あり）

◎7番（福永善之君）

それは、子ども未来課長、そのような認識でよろしいですか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

所得層にもよりますし、年齢にもよると思います。届出のほう、園によっても保育料違いますので、押しなべて考えると、それぐらいのレベルの方が多いという意味であらうかなというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

所得で変わるということですよ、違いますか。でしょう。所得の高い人は、そこぐらいのレベルに行くかもしれないけど、所得が低い方に関しては、そこまで行かないということですよ。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

すみません、届出のほうは、園によっても金額が違いますので、ちょっと一概に比較がしにくいところがございます。平均値という形でお考えいただいてよろしいんじゃないかなというふうには考えます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

では、届出で対応したいということであれば、今現にいらっしゃる待機児童の方たちがどうして届出のほうに入っていないのかということのヒアリングはされましたか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

そのヒアリングについては、所管のほうから、私は存じておりませんので、答えさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

届出に行かれてる方、または行こうと考えられてる方あるいは待機児童の方、この方にヒアリングということをしたことはございません。ただ、お申し込み、保育所、認可保育所での申し込みに必ず窓口なり園のほうに来られます。この際に、待機がいらっしゃる旨はご説明をしておりますし、すぐに入れる見込みの立たない方につきましては、認可保育所のほうをご案内するようなこともございます。そういう形で認可外、届出のほうに行かれる方もいらっしゃいますし、あるいは自分から望んで認可外に行かれる方もいらっしゃるかと思いますけれども、そのような形でのご案内ということになっております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

ヒアリングはしてないということですかね。ヒアリングしないと、でも分からないでしょう、その方たちのニーズが。認可保育所には定員として今はもう入れませんよと。今の町長のお話だと、届出保育所あるよねと、届け出保育所に入ればいいじゃないかという、そういう認識ですよ。ヒアリングしてなければ分からないじゃないですか、その人がどのようなニーズを持って、ちゃんと町として認可には受け入れできませんよと。しかしながら、届出にこうやって保護者負担もこれぐら

いでというか、そういうヒアリングしていかないと分からないじゃないですか。一般的に、認可園というのは保護者の負担がちょっと低いよと、低く抑えられるよと。ただ、届出に関しましては、行政の支援というのがないからそこは高いよという、そういう認識があると思うんですよね。そういう認識のもとで、行政のほうでそういうヒアリングしてなかったら分からないじゃないですか。届出園に入ればいいじゃないかと、そういう論法を言ってもですね。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

ヒアリングについてですね。

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

申しわけございません。ヒアリングという形で行っておるわけではないんですけども、当然申し込み来られた際に、どこの園がご希望かというお話はかなり細かく聴かせていただきます。特定の少数の園しかご希望ではない方には、ほかの園もたくさんできるだけお申し込みをいただいたほうがご案内をしやすいということもご説明差し上げて、複数の園をお申し込みいただくようなこともしております。届出につきましては、町から直接入園調整をするわけではございませんので、どこの園に行きたいとかという形までのご希望は聞いておりませんが、届出保育所があること、またそこそこの園の保育料とか状況、こういうものを分かる範囲でご説明差し上げてご案内をするような対応をさせていただいたるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

そこまでの説明をして、どうして待機児童が発生してるのかっていうところは考えられましたか。何が不足してるのか、考えられましたか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

この待機児の発生につきましては、需要と供給のバランス、どちらが多いのか少ないのかというのはちょっと議論として難しいところはございますけれども、ニーズに対して受け皿が不足をしているというところに尽きるかなというふうを考えております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

それは誰でも分かることじゃないですか。需要が多いから、供給量よりもですね。需要が多いから待機児童が発生してると。だから、そういう事実を分かった上で行動を起こしましたかと、何か行動を起こしましたかと。その行動を起こさなかったから、さきの9月に陳情書という形で小規模保育を設置して待機児童の解消に努めてくださいっていう議会に対する要望が来たんでしょ。違うんですか。待機児童が解消できないから、そういう要望が来たんでしょ。町に何回も言っても動かない。だから、議会のほうに来たんでしょ。違うんですか。現に発生してる待機児童を町のほうとしては、最短でも2年後というふうに言ってるわけであって、じゃあその2年間のうちにその待機児と認定される方たちはどこに行けばいいんだと、そういうアナウンスも全く、してるかもしれないけど、そういうところがない。じゃあ、町として何かしないとイケないでしょう。違いますか。今現にいらっしゃる待機児童の方たちにヒアリングするなりですね。

例えば、先ほど私に反問されましたからね、あなただったらどうするかって。じゃあ、私が提案しますよ。今届出保育所ありますね。やはり、私の考えとしては、保護者負担ですよ、保護者負担。低ければ低いほどいいと、私もそれは思います。私が受益者の立場であればですね。先ほど私が言ったように、一般の子育て世代の保護者の方たちは、それは行政が認めている認可園のほうが保育料としては安いよと、認可がついてないところは高いよと、それはもう一般的にそう認識されますよ。今粕屋町として何人待機児童いますかと、受け入れできません、また方策も今はちょっと待ってくれと、ない。そういう状況であれば、じゃあその待機児となってる方たちに関しては、町の認可の基準に照らし合わせて、保護者負担は届出に行っても同じだよと、そういうことを言ってくれば、それは変わってくると思いますよ。あっ、じゃあ届出に認可の枠があくまで入れようと、私だったらそうします。そのかわり、行政の負担は多くなりますよ。国と県の補助金は来ませんから。だから、その分はやっぱり行政で見ないとイケませんよ。何年間ですか、見るのは。自分たちで方策がなければ、そのくらいのことはやっぱりやっぴいかなと。それが私の提案なんですよ。どう思いますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私は全く、先ほど言っていましたように、最短で2年後、もし問題があれば3年後になるかと思いますが、そういった方向性というのは示しております。そういった中で、やっぱり総枠の中でこの問題については考えなければならないと思いま

すので、随時問題が起こってきたから、そこそこでどうしますか、どうしますか、どうしますかといっても、なかなかそれが全部対応ができるかというのは難しいような気がいたしますから、私はそれまではやはりしっかりと持ちこたえていきたい。いろいろな皆さんの無認可あたりの協力も得ながらやっていただければと思っています。ですから、粕屋町が全くしないというわけではございませんので、私は最終的にはそういった方策で老朽化した園と、それから待機児童対策をやるといった形の方向性を示しておりますので、そういった中での、全くしてなかったらそういったことは言われても構いませんが、そういった方向でやるということでございますので、ご理解願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

いやいや、今私が反問されましたから、私が私だったらこうしていくよと、行政の負担は多くなるけどですね。だから、私だったらこうするよと言ったじゃないですか。それに対する因町長の答えというのは、自分はこの2、3年はもうせんよと、老朽化2園の対策が先だよということでよろしいんですね。よろしいですね。あっ、そうですか。

では、国がなぜ少子化対策にここまで力を入れてるのかっていうのはご存じですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

理解はいたしておりますが、これはやはり人口が非常に削減、縮小されているところ、そういったものについては、やはりこういった子育て支援というのはしっかり考えていかなければならないし、そういった対策を持って人口の維持というものを考えていかなければならないと思っています。そういった中で、この粕屋町っていうのは、非常に子育て世代が増えておりますから、やっぱりその辺につきましては、増えたからといってどんどんどんやるということは、全く異次元の、よその地域との違いが異次元でございますので、あくまでも国が言っておるとおりになかなかできかねないと考えておりますので、できるだけ近づけたいとは思っておりますが、ご負担のないように頑張っていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

町長は、議員時代に今の町立2園の老朽化に関して、地下断層が通つとるんですかね、粕屋町の。この老朽化対策をやらないことは人災だと言われましたね。前町長に対する、人災。今の国がどうして少子化対策をしてるかというのは、これは粕屋町だけのことではないんですよ。いやいや、笑ってられるけど、粕屋町はしないよ、せんでも自分ところは余り関係ないよってという話をされましたね。そういうことで私は聞きましたからね。

だから、粕屋町に来られる方からすると、人災ですよ。今の因町長が町長であるがために、国の施策が粕屋町ではちょっと先送りされてるといふ、人災ですよ、これは。粕屋町がここまで裕福だから、福岡市に隣接してて、何もしなくても人が集まってくるという、そういう立地条件、税収も来ます。そういう裕福なところだから、何も考えなくてもまあいいと。人災ですよ、これは。これから少ない子どもで今からご高齢の方たちを見ていかないといけないという、そういうのがもう目の当たりになってるんでしょう。だから、子どもの数をやっぱり増やさんといかんと国の方策でしてるでしょう、そこを。そのためにやっぱり、子育てしやすいようなまちづくりというか、そういう施策をしていかないといけないでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

いいですか。

◎7番（福永善之君）

はい、いいですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

そういった子育て支援をしっかりとってるから粕屋町に住みに来てるんじゃないですか。うちの出生率も2.03ということで、日本で19位なんですね。ここで生活しやすいからここに住んでるわけでしょう。そういったものについては、粕屋町の努力があるからここに生活してるわけでしょう。ちょっとあなたが言うことは違うんじゃないですか。しかしながら、やはりそういった中でも少しでも改善していきたいという思いがあるから、できるだけことはやりたい。しかしながら、大きな方向性としては、老朽化した園を建て替えて、そういった待機児童対策にしたい。ですから、粕屋町はどんだん自然増加率でも高くなってますよ。しかしながら、なぜうちに来るのかちゅうのは、そういったちゃんとした行政のサービスがあるからじゃないですか。だから、あなたは全くしてないような言い方されます



が、してるから、しかしながらそういった希望を持たれてきてますが、そういったことをまた希望に応えながら頑張っていきたいと思えますから、若干時間をいただきたいという思いで何が悪いわけですか。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

それは、でも町長の考えでしょう。今待機児童となってる方たちはどう思えますかね。それは、今の町長のお考えでしょう。待機児童と今なってる方たちはどう思われますか、分かりますか、気持ちは。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

冒頭から、議員につきましては大きなことを考えて、部下がおるからちゃんとそういったことを指示しなさいと。そういったことは皆さんやってますよ。そういった中で、じゃあ今の待機児童って皆さん、転居してきてから今の待機児童どうするんかっていうのと同じですよ。将来的に粕屋町がどの方向に進むのかということをしかり精査しながらやっていかないかんということは、やはりそこが首長の仕事なんです。どこに点を打つのかと、じゃあ目の前に待機児童がどんだんだんだんあつたら、それでいいのかではなくて、そういったものも考えながら、やはり対応していきたいと思っておりますけども、最終的には私が言った2園の建て替えというものを大きな方向性として掲げておるわけです。じゃあ、今の待機児童はどうするんですかと言われても、目の前がちょこちょここと言われても、その個人たちが聞かれたら非常に腹立たしいところもあるかとも思いますが、やはりそういった方も随時うちの所管のほうがよく理由を聞いて対処すべき問題と思っておりますので、今後はそういった対応をしていきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

町長は、確かに執行権ありますからね。ただ、我々議会議員というのは、あくまでも町民の方からのお声の代弁ですよ。こうやって待機児童いますよと、どうにかしてくださいと。ただ、町執行部は、もう町長はこうだから、この2、3年はもうできませんよと。そこをやっぱり落とすどころをつかんでいかんといかんでしよう、話し合ってますね。だから、落とすどころでしょう。

(許可のない発言あり)

◎7番(福永善之君)

どのサービスですか。

◎議長(進藤啓一君)

お互いに手を挙げておっしゃってください。

◎7番(福永善之君)

いやいやいや、笑い事じゃないですよ。私たちがなぜここにいるかっていうのは、今町長みたいな、いや、自分はこうこう考えとると、それはいいですよ。考えっっちゃうのはさっき私冒頭申しましたよね。町長、町のトップが指針を示してこうしていくぞと、それはいいんですよ。ただ、その指針に問題があるから言っとるんですよ。早急に取り組んでも2年ですよ。じゃあ、その2年間どうしますかと。じゃあ、私たち町民の声を代弁しとる人間たちが、じゃあ2年間はおめんけど、2年間我慢してと。そういうことが通りますか。落としどころ見つけんといかんでしょう。どうにかやり方を考えてですね。そのやり方ですよ。私先ほど提案しましたよね。町のほうで認可と同じ基準、認可に入れなから、空きがないから。ただ、出費は多くなりますよ、町の出費は。そこをやれば、今待機児は解消できますねと。落としどころはやっぱり見つけんといかんでしょう。やらんってなったらどうなりますか。我々の立場ありますか、それは。

◎議長(進藤啓一君)

困町長。

◎町長(因 辰美君)

やっぱり、そういった理想の考え方につきましては、軽々に発言されやすいと思いますけども、じゃあ財源というものはどのようにされますか。もしそういった施策をして、うちにそういった待機児童の方が殺到したときにどんなふうな対処をしますか。

◎議長(進藤啓一君)

福永議員。

◎7番(福永善之君)

財源でしょう。私望むところですよ。私は、財源はやっぱり考えんといかんという立場で議会議員としてずっと発言してますからね。財源は、それはどっかやっぱり削らんといかん。私はいろいろ言ってるでしょう、提案してるでしょう。例えば温泉券とかですね、やめなさいとか。やめ切らんでしょう。やめ切らんでしょう、そういうの。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やめきいかやめきらんかはちょっと分かりませんが、私は今回皆さんご存じのとおり、枠配分させてますよ。そういった中で、非常に今までの財源よりも低く、低い中で予算を組ませていただきます。そういった中で、何をやはり優先的にやっていくのかというのは、部長を中心にしっかりと精査されていると思います。そういった中で、これはまだ私は削減されているかどうかちょっと分かりませんが、私もそういった温泉券等は余り必要ではないんじゃないかなとは思っておりますが、これは所管の職員が必要ではないと思えば、私は削ってくると思いますから、それは削れないでしようと言われる前に、まだ予算組むまで分かんやから。そこいらを軽々にと言われるよりも、やはりよく聴かれたほうがいいんじゃないかなと思います。ですから、今回は無駄なもの、ゼロベースできちっとやってしっかりと予算組んでくださいという、今まではなかったような予算組みをやっておりますので、どれまで無駄なものを省けるかというのは分かりませんが、これは今から3月議会に向けてしっかりと予算組みをやっていきますので、そこは私も楽しみにしておりますので、議員ご指摘のとおり、いつも無駄遣いじゃないかと、これは要らないんじゃないかというようなことを言っておられますので、そういったことが削られるということを期待しておりますので、私も同感でございますので、そういったものについてはその3月議会を楽しみにしとるということでお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

財源の話でちょっとずれましたが、待機児童にちょっと戻りますけど、お互いやっぱり意地の突っ張り合いじゃいかんと思うとですよ。やはり、どこかで解消策च्छゅうのは見つけないといけないと思うんですよね。財源というのはすごく分かりますよ。先ほど私が言った提案に対する、確かに町の出費は増えますから、財源はやっぱりどっかから削って持ってくるしかない、それは私も認めます。財源なしに、私もそういう提案はしませんからね。ここを削りなさいとかというのは、それは言われれば言います。

ただ、やはり待機児童解消というのは、これは国の施策でも、もう正直我々にかかってきますからね、最終的には。我々の子ども、将来世代がやはり年金の負担、これがもう本当に苦しくなってくるというのが明らかに見えてますので、これは粕屋町だけではなくて、やはり全国の地方自治体、粕屋町は裕福だから今そういう考

えをされてると思いますけど、やはり待機児童が発生しているということであれば、何らか行政としては動かないといけないと。2年後、3年後の計画プランではなくて、現に、プランはプランでいいですよ。ただ、その発生している期間の人たちに対するやっぱり手当というのはしていかなとかなと。そういうところをやっぱり意地の突っ張り合いでなくて考えていきましょうやということを私は述べてるんですよ。違いますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

いや、今そのような答えをしたと思いますけども、やはりうちも、自然増と社会増とありますね、人口がですね。やはり、子育てをしやすいから今若い方が非常に多く住まれております。平均年齢も39歳ということで、福岡県で一番若い行政区であります。そういった中で、やはりこのサービスがいいから集まってる。この場所がいいといいますか、利便性も物すごくいいから住んでということがやはり、若い方が集まるという原因ではないかと思っております。そういった中で、やはりあらゆる方の最後まで全部というのはしていかなとかなという、それはもう私も議会議員しておりましたから、そういった意見も聴いてまいりましたし、そういったこともありますけど、やはり議員といたしましては、それをごり押しするのではなくて、行政の考えも持ちながら、もう少し待ってくださいとか、やはりこういったこともありますよとか、そういった、ただ言われたから行政に言うだけの問題はないんじゃないかなと、私は長年の議員の中でもそのように思っております。ですから、あなたも提案するとしたら、やはり行政の立場も考えて、ちょうど中立の立場の中で住民も言うてきかせる、そして議会も言うてきかせるというような、そういった判断でやらないと、やはりあなたが言われるように平行線になるかと思いますから、ぜひその辺は肝に銘じて発言していただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

発言は、私も勇み足を踏む場合もありますけど。

では、小規模保育、これ一番今待機児解消に向けて恐らく有効的じゃないかなと私は今考えておりますので、これについて質問を投げていきますね。

内閣府が出してる、内閣府のホームページには掲載されてるんですけど、QアンドA形式ですね。その中の小規模保育に関するQアンドAは認識をされてますか。

◎議長（進藤啓一君）

具体的なことですか。

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

非常にたくさんFAQ、大量なページがございますので、全部すみません、暗記まではしていませんけど、認識はしております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

その中で、先ほど保育受益者の需要と供給の話がありましたね。各自治体において需要量が供給量を上回る場合は、地方自治体としてどういう判断ができますかという認識はお持ちですか。

◎議長（進藤啓一君）

立って質問されたらどうですか。

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

すみません、需要が供給を上回る場合ですか。

◎7番（福永善之君）

ああ、反対、反対。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

反対ですよ。その場合は、確か小規模の開設をお断りできるようなFAQだったと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

いや、お断りできるっちゅうことではないでしょう。私ちょっと読みますよ。

新制度施行後5年間の経過措置ですね。これ31年までですね。保育の供給量が需要を上回っている等の法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携して設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可を受けることができるとありますね。どのような意味をなしますか、それは。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

すみません、つまり供給、受け皿のほうが多い場合ということですね。

申しわけございません、もう一回よろしゅうございましょうか。申しわけござい

ません。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

簡略で言いますよ。施行後5年間は、需要量が供給よりも多い場合は、法律で定められた要件に該当する場合を除き、連携施設設定の要件以外の認可基準を満たしている限りは認可を受けることができる。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

大変申しわけございません。了解いたしました。

これは、結局5年間の猶予措置、経過措置のお話だと思っております。連携施設が本来認可の保育所、幼稚園、認定こども園ということで決まっておるんですけども、それ以外、例えば届出であったりあるいは認可施設そのものがない場合であっても5年間、要するに31年度末ですか、までに本来の要件に合うようにするという条件を緩和がされるというようなルールであったかと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

だから、先ほど言われましたね、2年間から、最短で3年間。町長が考えとる待機児解消が120人から180人規模の保育園にすると。この小規模保育というのは、国の正式な補助事業になりますから、その期間中は、今基準を満たしてなくてもこういう要件があれば、需要量が供給を上回ってる場合とかであれば、5年間の経過措置というのがありますから、何らかの自治体として認めることができるよと。自治体が認めるのであれば、国としても補助をつけますよと、そういう文言なんですよ。どうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

小規模というのはゼロ、2歳ですかね。そういった中で、3歳児からが預かりが難しいといった形で、その3歳児からが受け入れがなかなか見つからないという中で報告は受けております。そういった中で、やはり小さい面積の中で小規模保育というのができますから、そういった厚労省からの補助金っちゃうのは非常に高いレベルがあります。しかしながら、3歳から5歳というのについては、やはり広い園

が必要になって、そういった収益性にも低いというものも出てくるかと私自身、考えております。そういった中で、やはり小規模だけを預かって、次3歳からはほかの園でお願いしますよということは、なかなかそこが対応できないというところからうちの行政は断ってるが、もうちょっと検討させていただきたいということを思っております。先ほど議員が申しましたとおり、自治体がオーケーであればやっていいですよという意味ということで言われましたので、自治体は今の状況では難しいと。ちゃんと3歳から5歳までの保育が、きちっとその対応ができれば、私はやぶさかではないと思っておりますので、その辺の確約ができれば、私は担当所管のほうは許可を出すと思っておりますので、そのように考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

福永議員。

◎7番（福永善之君）

先ほどの内閣府のQアンドAの中には、全国の小さいというか、小規模というか、資金的に多角経営してない小規模保育所っていうのは一番ネックになってるのは、連携園を見つけるところが難しいと。そこは声が上がってるらしいです。だから、その中にちゃんとできるような仕組みを書いとるんですよ、内閣府のQアンドAの中に。読みますよ。それ子ども未来課長、ご存じですか。ご存じですね。じゃあ、ちょっと読んでみますね。

小規模保育事業者が基本的に設定することが基本ですね、小規模、連携先を、基本。しかしながら、その調整が難航し、連携施設の設定が困難である場合は小規模事業者からの求めに応じて地方自治体が調整を行うこととしている。地方自治体が調整を行うこととしている。だから、地方自治体がやっぱりやっていくというのが基本ベースだというふうにここに書いてるんですよ。

時間来ましたので、私の一般質問は終わらせていただきます。

（7番 福永善之君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

皆さんにお諮りいたします。

残る一般質問者は1名です。どうしましょうか。続けていいですか。久我議員はどうですか。

じゃあ、これで休憩をいたします。

（休憩 午前11時41分）

（再開 午後0時45分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

11番久我純治議員。

(11番 久我純治君 登壇)

◎11番(久我純治君)

議席番号11番、久我純治。通告書に従いまして質問します。

3問します。1問目、待機児童対策は。2問目、水鳥橋の今後はどうするのか。  
3問目、1灯点滅式信号機はできないかについて質問します。

第1問目、この待機児童対策は、今まで2人がよく質問してありますので、重複することが多いと思いますが、9月議会では、公共施設等総合管理計画の中で優先順位は待機児童対策ではなく、町立保育所2園の建物の老朽化で建て替えるのが先で、人の命を預かっていると町長は回答されております。

しかし、我が町は待機児童がどんどん増えております。具体的な建て替える計画、そのためにはいろいろ聞いておりましたところ、現状ではまだそんな指示が出てないように思われます。仲原保育所と中央保育所は建て替えると西保育所はそのままの町営として残すような話でしたが、2園の民営化と受けとめておりますが、民営化はまた逆に言うと、町民の民意が必要になります。土地問題、業者の選択、また時間と大変労力が要ると思います。うまくいっても最短平成31年4月の開設となると思います。2年間の、先ほどにありましたような2年の空白です。待機児童対策になってないと思いますが、できれば私は定員180名ぐらいの認可保育所を先に造り、星の子保育所のようにすればいいと思います。その後、順次2園の民営化を進めていけるようにしなければ、時間的にも無理だと思います。

町長も先ほどからよく言われますけど、建物を建て替えると言われるけど、時間、場所、物すごくかかると思うんですね。だから、民営化は私は賛成なんですよ。それと、12分の1の町の負担で済むっちゃうこと。その中に先ほど小規模保育の話が出てきましたけど、町長は9月議会のときでは、大体民営化っちゃうより小規模は反対と私は受けとめたんですけど、いいですか。

◎議長(進藤啓一君)

因町長。

◎町長(因 辰美君)

どの分の回答……。

(許可のない発言あり)

◎町長(因 辰美君)

小規模、最後だけですか。

(許可のない発言あり)



◎町長（因 辰美君）

基本的には、できればやっても構わないと思っておりますが、今粕屋町の現状では、そういった3歳からの受け皿が難しいといった形で所管のほうから聞いておりますので、難しいのではないかなとは私は思っております。そういった小規模の受け入れるところがあれば、私も可能であると思っておりますので、それはされても構いませんと思っておりますね。ですから、先ほど所管がずっと答えますように、なかなかその辺は難しいのではないかなということでございます。

それと、もう一つは、星の子保育園みたいに先に認可保育所をつくって2園を建て替えるというのは、その案につきましては、私はちょっと若干違うのかなと思っております。私は、今の老朽化2園をつくるというところまでぐらいで終わっていいんじゃないかなと。それ以上な過剰な保育園をつくるということは、先ほど言いましたように、議員いつも心配されております無認可のところ、9園がほとんどなくなるような形なるかと思っておりますから、その辺についてはやはり新規じゃなくて、それはまず2園をきちっと建て替えて、その様子を見てからさらにまだ粕屋町の人口が増えてくる、そして保育園に入られる方が増えてくるのであれば、そのときに考えることであって、先にやはりそういったものを建てるっていうことは私は考えておりませんので、まずお答えしときます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そしたら、町長は、小規模保育はやってもいいっちゃうことですよ、今の返答では。町内のあれが許せば。要するに、連携保育所の問題だけなんですよ、これは。先ほど課長がおっしゃったように、あれは町外にあるんですよ、母体は。まだはっきりしてないけど、粕屋町に仮に小規模をつくったときに、母体がよそにあっても認めれば、粕屋町は保育所っちゃうより、小規模保育たくさんできると思うんですが。要するに、町の水準に合えば、認可1か所すると全部せないかんと思うんですが、どんなふうですか。

◎議長（進藤啓一君）

意味分かります。

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

おっしゃいますとおり、町内に連携施設があればより理想的だろうとは思っております。ただ、今回のお話は町外、本園がありますところが同じ法人内で連携施設

をつくりたいということで、今打ち合わせをさせていただいておる最中でございます。例えば、園バスを今の町内につくる小規模のところにもバスが寄りつけるような対策をとったりして、実際の利用に不便がないようにします。もしくは、利用者がまずそもそも小規模に入園をされる段階で、町外の連携施設になりますというような形でちゃんとご説明し、ご了解をいただくというようなことを条件に認めましょうということで、またその先方、町外になりますよその自治体、こちらからの問題ないですという意見書なんかも今後いただきたいというようなお話とかをさせていただきながら、実際に問題がないようにしていきたいというふうには考えております。

もし、ほかに同じようなところが出てきたらということは、1か所認めておれば確かに認めざるを得ないというところはあるかと思えます。もし複数お話をいただきまして、より理想的な町内の園、連携園とかというようなところがあれば、そちらのほうをとっていくというような形で対応させていただきたいというふうには考えております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今、町内のって言われたけど、町内がないからこそ町内でできないって言うてるんですよ。そうすると、都合がいいことないですか、その言い方は。できないからこそ母体が外にあると・・・、それを1回認めればずっとせないかんですよって私は危惧してるんですよ。そこだけなんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

現状、町内でできません、連携施設が設定できませんと申し上げておりますのは、例えば一つは町立の保育所、ここを連携施設、受け入れ先にするという事は、今は粕屋町自体がたくさん待機を抱えておりますので、小規模の連携先として2歳から枠を入れる、3歳児に受け入れますときには2歳児に枠を空けておかないといけませんので、その枠のあけるということができないという点が一つございます。もう一つ、私立の保育所等に連携先になっていただけないですかという形で町として調整をさせていただいたことがございます。この際も、するんであれば同じ法人内、自分のところでやるよという意見はたくさん出ておりました。なので、今町のほうで小規模してくださいとかという公募等をかけておるわけではございませんけども、もしかしたら自分の法人内、自分のところで小規模をやって連携施設も

しますということであれば、町内で私立等の園ができるという可能性はあるのかなというふうには考えております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そしたら、結局連携保育所さえ認めれば、今の既存の認可保育所がつくってもいいっちゃうことですか。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

連携施設、そのほかの基準も含めて、基準を全部満たしたところで園を設定されて申請をしてこられれば、もうこれ法律上審査をして、問題がなければ認めざるを得ませんので、小規模として実際設定をされていくのかなというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今の認可保育所の園長先生たちは、それができないということで諦めじゃないんですけど、しないって言うてあるんですよ。一旦これを認めると、それこそずっとできますよね。今幾つありますか、5つぐらいあるでしょう、結構ばらばらの法人が。結局、町長も危惧してあったように、自分たちの首を絞めるようなことになるといかに、認可保育所を認めないって最初言っていたんですよ、この前のときは。要するに、そんなのばかりできるとゼロ歳から2歳児が全部吸い取られてしまうて、肝心なときには自分たちの経営が成り立たんようなことを言われたんですよ、前は。私もそれはよく危惧してる、分かってるんですよ。

だから、私が思うには、連携保育所は町外はだめっちゃうことじゃなからんと、同じ町内でやると、今母体がある大きいところがしたら、ここに19床、22人の小規模をつくれますよっちゃうたら、ちゃんとした規定つくりましょ、それは。そしたら、全部認めたら切りがありませんよ、これ。そんなとも対処できます。要するに、今さっき言ったように、自分のとこでするって言うて、いいですよって言うたら、しますで許可おろしますかって、そこを言ってるんですよ。

今はみんな遠慮してあるんですよ、それを。私も全部回っているんですよ、今園を。課長はどんなふうに聞かっしかったか知らんけど、みんなそれは経営上でよそでされるから嫌やけど、できるもんならそげんてやったら自分でもしたいって言ござあけど、それは今んとこだめやろうからということ遠慮してあるんですよ。こ

れがよかって言わたりゃあ、自分たちで小規模保育つくられるでしょう、中に、町内に幾つも。そして、自分が連携保育所つくればいいっちゃから。それでいかんから、私も思えようですよ。要するに、お互いに首締め合わないかんことになるから。

だから、今度町外のあれを認めるようなことを言うと、1か所認めるとずっと認めないかんですよって言いよんですよ、私は。それこそよそに大きいとこ、法人がおって、粕屋町は人口規格どおりのをつくれれば、そこがしますよって言えば、それで結局連携保育成り立つから、認可せないかんことになりますよね、理屈からいうと。だから、そこを心配しとんです、私は。それで、逆に言うたら、町内から手挙げたとこは連携保育所がない、町のほうもしない、だからできない。片やそげ言うて頑張っているところもだめ。逆に言うと、大きいとこから入ってきたとこは、規格が合うて、連携保育所自分が持ってますよって言えば通る。そこがちょっと私も合点がいかんですよ。だから、もしそれをするんやったらですね、今の既存の認可保育所に言うて、小規模保育もつくっていいんですよっていったらざっとつくられますよ、必ず。それは、私もずっと回って聞いてますから。ただ、今んとこはつくったらいかんじゃろうちゅうことで、止めてあるんですよ。だから、そんなとこを私心配しよんですよ。初めてのところでよそから来た認可、あそこはこども園ですよ。そこが来て、あそこに廃園になるとこにつくって、規定どおりつくった。さあ連携保育所は外にある、町外にある。1か所認めれば、今後ずっとつくられたときに全部せないかんですよって言いよんですよ。それでやっぱり許可おろしますかっていうのが私の心配事なんです。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

小規模保育園につきましては、先ほど福永議員のご質問のときもちょっと答弁をさせていただきましたけれども、認定のおりにいる認可の保育所、幼稚園、それとこども園であるということがまず第一の基本でございます。その緩和要件はございますけれども、お話として町外がだめですというルールは今法律上も基準上もございません。内閣府の出しておるQアンドAにも、町外がだめですというお話は載っておらんとこでございます。そういう意味では、基準として町内でないとだめですというものはございませんので、申請を出してこられれば町外であっても基準を満たしておるといことになりますので、審査をして、問題がなければ認めざるを得ないというところがございます。ただ、その際に、実際にやはり利用者の利便性ということとは犠牲にはできませんので、事前に事業者と協議をさせていただく中で、

例えば実際の登園、園バス等の利用ができるのか、そのバスの寄りつきに支障がないのか、あるいはちゃんと事前にそういうことを説明してご了解をいただいているのか、受け入れ先の自治体のほうに了解をしてもらえているのか、そういったものを確認をしながら今お話を進めさせていただいてるところでございますので、実際の利用者の方の利便性は十分に配慮しながら認めてまいりたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そしたら、町内の今の認可保育所ありますよね。もし、その人たちがここの粕屋町で小規模をつくるというてちゃんと規定に合えば、連携保育所が認めたと思って、小規模保育として認めるわけですよね。それでいいんですよね。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

現行町内にあります法人さんである場合もそうですし、そうでない場合も条件としては変わりませんが、きちんと条件を満たした上で、保護者の、利用者の方の利便性も十分に確保していただいて園を設定していただけるのであれば、議会のほうでも今陳情で採択されて、小規模をつくるというお話は今進んでおりますし、小規模を認めていかざるを得ないだろうなど。町の実情としても待機をたくさん抱えておりますので、これで待機児童解消の対策として小規模保育の充実というのは、ある程度基準を満たしたところであれば、していかざるを得ないだろうというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

町長、今の答えで納得されますか。いいですか、あんなふうなやり方で。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今のが国が認めた問題であろうと思いますけども、ちょっと私先ほどから考えてですね、認可保育所はゼロ歳から5歳まで全部一貫してやっていますよね。そういった中で小規模保育をつくるということがあるとですかね。いやいやいや、久我議員に聞きようとはしますが、そんなとがあるとですかね。

どげなふうにあるとですかね。

◎11番（久我純治君）

要するに、場所さえ移して、そこに規定のつくって規格をつくったら、それは連携保育所、母体になるから、おりるんです。だから、それをしたら、町外からすると、粕屋町は認可保育所で足らんから、待機児童が多いから、大きい母体持つとって粕屋町に結局規格どおりのをつくったときに、町外が連携保育所になったときに、連携保育所が務まっとうから、認可せないかんことになっとなすよ、法律では。ところが、今言うように、町内の今ある認可保育所自体がここで別の場所で小規模保育をつくったときには、自分方が連携保育所になりますよね。だから、切りがありませんよと言うんですよ。それでいいですかという。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから聞きましたら、小規模保育やられて構いませんよと、しかしながら、3歳から以降の、今度就学前までの保育についてはきちっとやってくださいよねという中でやられていると私は考えておりますので、小規模が別の場所でされて、園の面積が足りないからそういった形になってるんだろうと思いますけども、大体園の中でそういった保育までもがアットるのなら、やはりわざわざ小規模保育といった形でしなくても、自分の園でゼロ歳児から扱おうとやから、そういった中で増やされて就学前まで、6歳、5歳ですかね。そこまでちゃんと保育やるといった形での今認可保育所の方向性であると思うんですから、その中でやはり足りない分、私、仲原保育園もそうじゃなかったかなと思う。ゼロ歳児の場所が足りなかったから近所のアパートを借りて、一旦ちょっとそちらのほうによけたというところもありますし、今はまたもとに戻ってやっておりますけども、やはりそういったところの面積が足りないときには、そういったことは、認可保育所はされていいっちゃんないかなと、これはもう個人的な意見ですので、全く内容は分かりませんが。ですから、それは最終的には就学前まできちっと自分の園で最後まで保育しますよというのであれば、私は大丈夫じゃないかなと自分が思っておりますので、詳細はまた間違とるかどうか、ちょっと担当者からもう一回聞いていただきたいと思ひます。

◎議長（進藤啓一君）

堺子ども未来課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

町長の答弁にありますとおりで、既に町内に大きな認可保育園を持たれてる法人

につきましては、1番はそこでゼロ歳から5歳まで受け入れていただくのが一番理想的だろうというふうには、これはもう利用者の目線からもそうではないかなというふうに考えます。仮に、小規模をされたいということであれば、先ほどから申ししておりますように、利用者の利便性また国が示してます基準、これを十分にクリアしたところで設定する分にはよろしいかと思えます。仮に、自分の法人内ですということであっても、例えば那珂川町ですとか、遠方の施設になりますとかということであれば、これはもうやっぱり幾ら園バスを通そうと、利用者の利便性が非常に悪くなりますので、こういったものについて認めることはできないかなというふうには考えますが、現実問題、支障のない範囲であれば認めざるを得ないのかなというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今町長に答えてもらったのは、粕屋町内の認可保育所が自分方の、今から数字言いますけど、仲原保育園だけですよ、95%、入所率。あとは全部、西保育園が112%、中央が112%、わかば保育園が、ここは保育士さんが足らんっちゃうことで99%、それとヴィラが、これが105%、大川が114%、それとはるまちが113%、星の子が103%、はこぶねは今度大きくなったばかりやから93%ですよ。だから、結局もうこれ以上受け入れられないんですよ、今の認可保育所は、自分方では。面積広げるのどうのこうのじゃないんです。もうそれで規格どおりに入ってるから、子どもも。だから、さっき堺課長も言うたように、できるものは自分方がしたいって言わっしゃったとおりにですよ。だから、それをつくれば認めるんですかって言いよんです、私。そこだけです。せやけん、町長がよかって言わっしゃたら、それでいいなら私言いますけど、それ私も尋ねられてるんですよ。つくっていいんですかっちゃうて。

◎議長（進藤啓一君）

質疑はかなりあったみたいですが、双方かみ合っておりませんか。

じゃあ、堺課長。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

すみません、ちょっと繰り返しの答弁になりましたら、大変申しわけないです。

国の示しております基準、これはもう定員であったり、面積であったりいろいろあるわけですがけれども、連携施設というのが一つ大きな問題であると。連携施設を含む基準をクリアしていただいて、保護者の利便性に問題ない範囲、これでもし今町内にあります認可の保育の法人さん、こちらがしたいということと言われれば、

これはもう基準上、申請を出されれば審査をせざるを得ませんし、基準に問題がなければ認めざるを得ないというふうには考えておるところでございます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

そうしたら、今の基準の、言わっしゃったように満たせれば、現在の認可保育所が連携保育所になって、小規模保育もできるっちゅうことですね。そこだけです、確認したかった。

ただし、私は待機児童対策っちゅうことで、先ほど言いましたように2年間の空白がありますよね。だから、小規模・・・に私ずっと言うんですけど、この2年間っていう期間っちゅうのが限定で最速なんですね、これが。今からさっき言ったように土地問題から移転問題、何もかんもしよったら、最低これは3年以上かかるんじゃないかと思うんですよ。そして、今子どもの出生は2.2%と、何かおっしゃったように。今最初は700何人というて、今600何人に減ってますけど、やっぱり10年たつと今待機児童が70人ぐらい出てますよね、今現在で、60何人。そしたら、あと2年ほったらかしたら大体どのぐらい出る計算になってますか。ちょっと悪いけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

なかなか推測ということで答えにくいと思いますが、待機児童の方というのがおられるのは、もう十分理解しております。そういった中で、やはり先ほども、私も福永議員の中で言うておりますが、やはり議員として全体的なものを考えて、粕屋町はきちっと2年後には新しい保育を変えて、そういった待機児童対策をやると言うておりますから、その辺は、やはり今のこととかどうのこうの、今こういうことが言われてますよじゃなくて、やはりそこいら、議員の方も財政のことを皆さん予算も全部議論していただいとるわけですから、そういった中でやれるかというところもありますから、その辺は議員として、やはりそういった方にうちとしては最大限の努力はしますけども、方向性としてはそういった建て替えでクリアしていくといった形のご説明をいただければと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）



言われるのは簡単ですけど、やっぱり2年間何もせんっちゃあないんですよ。時間かかり過ぎるんやないかなというんですよ、私は。だから、その間に何かの対策ないですかちゅうことで小規模保育を認めてくださいって言って、進めよっただけなんです。ただ、2年間の空白の間にどのくらいの子どもが、待機児童が出るかですよ。それは、もう推測やから分かんと言われてればそれで終わりですよ。だけど、今言わっしゃあように、2年後につくるって確約できればいいんですよ。それも推測でしょう。3年かかる、4年かかるか分かんやないですか。ただ、今粕屋町には子育て支援でどんどん子どもが増えてます。650人なら650人、毎年生まれてます。それが全部入るっちゃないけど、そんな町に住みやすいと思ってきた子どもが入れん、働かれん。だから、私たち厚生委員がこんなしてみんなでいっつも話しようから、同じごたあ質問になったんでしょうけど。やっぱり、何らかの対策を考えてほしいから、私たちは小規模でもいいっちゃないかないうことで進めてきたんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

小規模ちゅうのは、悪いと言ってないじゃないですか。この前の陳情者の方も、私はいいと思いますよ。しかしながら、受け入れ園までもきちっとやってくださいねといった形での条件だったと思うんですよ。だから、うちがまるっと反対してるわけじゃない。だから、今の認可保育所の方が自分の中でやれない、ゼロ、2歳児については別の場所で預かる、そして3歳からは自分の園で預かるということになれば、私はそれはいいっちゃないかなと個人的に思ってますから、そういったところが待機児童対策になればと思っておりますが、そういったことが私は緩和できれば、それでルールがよければいいと思いますし、ぜひこの前の陳情された方につきましては、自分のところで、今ほかの園に言うたら預からんって言わっしゃあわけでしょう。だから、自分がそういった小規模をやったときに、あとは3歳から就学前の方をきちんと預かるところをちゃんときちっと見つけてきてください、それならオーケーですよっていうて担当は言ってると思うんですよ。そこをクリアせんと、ただゼロ歳から2歳児だけをして、じゃあ3歳児から誰が預かると言ったときに、責任あいせんから、そういったところできちっと受け入れ先を見つけてきてくださいというような答弁をずっとやってると思うんですよ。ですから、小規模がされたら、私はされても構わんと。今の認可保育所がされても私は構わんと。しかしながら、その後就学前までをきちっと自分の園で保育していただけるということがちゃんと証明できれば、私は所管はオーケー出すと思いますから、それにつ

いては十分ご理解願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

それは分かってるんですよ。ただ、さっき言ったように、もう認可保育所がつくってよかと言われるなら、その返事を私もしてまいりますから、自分たちで小規模つくりたいなら、ちゃんとした規格どおりやれば認めますということになってますよということは伝えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

所管のほうから、本当にいいかどうかちゅうのは答えてください。

（許可のない発言あり）

◎議長（進藤啓一君）

久我議員、私伝えますとか、それは伝えるのは町でございますから、余り個人的なことはおっしゃらないでください。頼まれておっしゃってるんですけど、頼まれたことを公言されると余りよろしくない。

◎11番（久我純治君）

いやいや、頼まれたんじゃないですよ。それはおかしいでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

おかしくない。

◎11番（久我純治君）

私は、町がそれでいいですよって言うけん、いいですよって言うだけですよ。

◎議長（進藤啓一君）

だから、あなたがお答えになるとはいいですよ。ここでは余りそういうふうなことはおっしゃらないほうがいいと思いますよ。

どうぞ。

◎11番（久我純治君）

聞かれたことには、やっぱり答えたいからそげん言いようだけです。相手から聞かれたら言います。

◎議長（進藤啓一君）

質問をどうぞ。

◎11番（久我純治君）

いいですよ、それでいいんでしょう、課長。

◎議長（進藤啓一君）

どうぞ。

◎子ども未来課長（堺 哲弘君）

すみません、何べんも繰り返しになります。

基準を満たしていただいて、利用者の利便性に問題がなければ、町としては認めます。これ法律上認めざるを得ませんので、そのように法人さんなり事業者さんに伝えていただくことは何ら問題ないと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

指名をして、立ってください。

久我議員。

◎11番（久我純治君）

これで、もう待機児童についてはやめます。

2問目、水鳥橋の今後はどうするのか。

粕屋町のシンボルである駕与丁公園の残った橋桁、町内外の多くの人たちが橋の再建を求めています。平成26年12月5日、昨日のことですね。水鳥橋が崩落して2年になります。今では、無残に橋桁だけが残っております。我が町の一番、他町、またほかのところに行っても自慢できる駕与丁公園です。朝早くから町内外の人が歩いておられます。橋が崩落したのは、もう町長も知ってあるとおり、設計ミスに施工ミスということになっておりますが、これに加えて途中の行政のほうの監督責任じゃないけど、写真も少ないとかという報告でしたよね、途中の写真が。見逃したっちゃうようなことをやったですよ。だから、それはもう終わったことはいいんですけど、ただあの橋を使わん人は、あんな橋つくらんでよかってよく言われます。逆に言うと、あそこを使ってある人は年配の方が多いいですよ。それと、やっぱり球場から行くと一番バラ公園に近いし、だからみんな望んであるんですよ。

そして、設計自体が、私最初知らんやったんですけど、あそこは野球よくやりますよね。子どもたちが10人ぐらい入ったらぶあんどあんどしよっらしいんです、橋が。だから、おかしいと思ったら、もともとそんな設計やったらしいんですね、あの橋が。そして、水鳥橋って何でつけたかというたら、上から見たら鳥が羽ばたきような橋やったらしいですよ。それにやっぱりそんなふうで落ちたっちゃうことで、だから今後は、いつか架けんようなこと聞きよりましたけど、要するに基金から出す金がないと。給食センターのほうに回すからということやったけど、お金をかけんで、人間が通るだけの狭い橋でいいと思うんですよ、安全であって。そしたら、そんなに金かからんと思うんですよ。町長は、将来どんなふうを考えて

ありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今から公共施設の関係の補修等が始まってまいります。それから、老朽化したところというのも建て替えとか、いろいろ考えてます。そういった中で、今のところは水鳥橋の優先順位というのは、若干下がるかなという私的な個人的な意見では、そのように思うとります。最終的には、もう少し財政の余裕がありましたら、やはりそういったものを検討させていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

粕屋町は若い人が多いから、若い人私たちもわあわあというて言いますが、やっぱり年寄りの人の憩いの場所ですね、あそこも一つの。そして、4.4キロっちゅうのはきついんですね、年寄りの人は。うまくあれが3分の1ずつになってるんですよ。だから、足悪い人とか年配の人は、あそこでこう帰ってくるんですね。それは個人的に言うとは嫌やろうけど、やっぱり少しは年寄りのことを思って、ぜひ私は通られるだけで4メートルぐらいでいいんです、幅は。そして、落ちんどって手すりがついとけば、あんな理想的な橋は架けんでいいと思うんですよ。ぜひそんなふうで再建をお願いしたいんですが。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

水鳥橋、非常にきれいなというか、格好いい橋でございました。そういった中でも、やはりそういった格好いいものにはリスクがつきものではないかなと思っております。そういった中で、こういった再建をするにつきましては、やはり同じものはできかねるという気持ちもあります。そういった中で、やはりもし建設するのであれば、軽微なものといった形になるかと思えます。そういった中でも、やはり1億円近くにはなるんじゃないかなと思っておりますので……、まだかかる。まだかかるそうです。軽微なもので、そういったものになれば、そういったことになる可能性もありますから、こういったことにつきましては、財政とよく考えて、時期が来ましたらしっかりと対応してまいりたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

今、副町長がこうしょんしゃったけど、大体幾らぐらいかかるつもりにしてあるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

吉武副町長。

◎副町長（吉武信一君）

説明で、あそこの距離が160メートルありますよね。普通の橋の3倍なんですよね。普通の橋、川にかける橋の。それだけでも、結局普通の橋かけるのに安くて1億円かかるんですよ。それ3径間ですよ。今4メートルで言われましたけど、4メートル結局3億円ぐらいかかるんですよ。その3億円かかるとを、今財源ですぐできるかといったらできないから、ちょっと待っててくださいという話をしてるんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

金かかるとは分からんでもないんですけど、最初は給食センターせんやったら、大体今年の冬ごろ建て替えるという話やなかったですか、最初は。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

中野議員からモニュメントでもいいじゃないですかといった形で、こういったことを二度と起こさないようにそういったものを残しとってでもいいじゃないかという、そういった意見もございました。あらゆる角度の中で、やはり必要であるという方もおられますし、もうそういったお金を使うよりもっとほかのほうに使っていただきたいという方もおられますので、もし先ほどから申しますように、財政的に余裕ができましたら、やはり落ちたまんまということは悪いと思いますから、今後は財政が許すならば再建していきたいと思っておりますので、若干の時間を持っていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

とにかくお願いしときます。

3問目に移ります。

これは、町長の膝元で申し上げにくいんですが、あそこの一灯点滅式信号機にはできないのかというのは、町長のとこのちょっと手前側の東中の四つ角ですよ。あそこは、町長知ってあるように、よく事故が起こってますよね。そして、私たちもそうなんですが、門松からの抜け道なんですよ、あれちょうど。ちょうど角に家があるのと、そこにあそこは東中のグラウンドの走るのと魁誠高校のマラソンコースなんですよ。今のところは人身事故はなくて、車の事故ばかりなんですけどね。離れとらんから、あそこ大きい信号があるから、多分信号機はだめって言われると分かつとんですけどね。だから、点滅式ぐらいにできないのかと思って要望っちゃうか、地元の人が3年ぐらい前からずっと言われてたんですけど、いっちょん上げてくれんと言われて、今度初めて町長になられたから、もうよかたいと思って上げたんですけど。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

久我議員の前は、私がずっと言われておりました。そういった中で、いろいろと検討はさせていただきました。それと、魁誠高校のマラソンコースは、途中で曲がっております。宮町の住宅のほうから戻って、あの交差点は使っておりません。ですから、あそこ一番カーブのところにしましては、東中の野球部が今現在使っております。そういった中で、やはり危険性は高いと思います。あの交差点ではなくて、その歩道からぼんと飛び出すというところもありますから、そういったところで私は一回、以前も言うたことありますが、子ども同士が冗談でぼんと押したわけですね。後ろから車が来て、急ブレーキかけて助かったってところもありますから、ただ単にあの歩道がジョギングコースできちっと前向いて走ればいいですけども、子ども同士が冗談でぼんと押したときにはねられるかなという、そういったところも見ましたので、私も1回ぐらいは一般質問でそういったもので訴えております。

それから、この点滅信号でもいいか、それと横断歩道ができないかっていうものは、非常に私も大分区長さんとも協議してから議論いたしております。詳細につきましては、所管のほう为抓手と警察とも協議しながら対応策を考えておりますので、所管のほうから報告させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

ご質問の長者原江辻線と江辻大隈線の交差点につきましては、以前より地元要望もあり、警察と協議をしてまいりましたが、今年度粕屋警察署からの回答をいただいております。内容といたしましては、当該交差点は南北の路線、長者原江辻線でございますが、が優先道路となり、一灯式点滅信号機を設置しようとするれば、南北の路線が黄色点滅になります。しかし、現状は南北の路線上に東西方向にわたる横断歩道があるため、横断歩道を渡る歩行者の安全を第一に考えますと、南北の路線側が赤い色の点滅にならなければならないが、現状の路線の優先関係との間に矛盾が生じることになります。仮に、現状の路線の優先関係に従って点滅信号機を設置すると、横断歩道がある側が黄色点滅となり、横断歩道を渡る歩行者が危険になります。また、福岡県では、現在一灯式点滅信号機の新規設置は、よほどの事情がない限り行っておらないという状況であり、むしろ一時停止の交通規制、その他の対策により代替が可能な場合には信号機の撤去を検討している状況ということでございます。

これ以外に定周期信号機を設置するという方法がございますが、南北の路線は、定周期信号機設置基準の交通量を満たしておりますけれども、東西の路線につきましては交通量を満たしていないので設置はできないとのことでございます。町といたしましては、当該交差点の安全確保のために道路環境整備課におきまして、道路が交差する部分につきましては赤いカラー舗装を施しております。それから、主になります南北の道路にドット表示、それからカーブミラーの設置、それから注意喚起の看板を東西の道路につきましては各2枚ずつ、4枚の注意喚起看板を設置しております。それから、とまれを路面強調表示をいたしており、また、一時停止標識を夜間は点滅するようにいたしております。さらに、交差点中央に自発光式の表示を設置するなど、考えられる対策はほぼ行っております。現状、そういった形でできる限りの対策は危険回避のためにとっておるところでございますので、これをもってご理解賜りたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

私自身は、それはご理解なんですけどね。ただ、事故があるから言いようだけの話なんです。だから、もう知ってるんです、赤く塗ってあるとか一旦停止、表示あるんですけど、ただ事故が多過ぎるからということで、今度は大川側に信号機、きれいな信号つきましたよね。便利になりましたよね、物すごく。近いですよ、あれでも。あんなふうにいっそされればいっっちゃうらうばってん、できんと思うた

から私一灯点滅式って言ったんですけどね。ただ事故がなければいいんです、私は。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

地元から聞きますと、あそのタイムの理髪、床屋の前の信号機、車が何も通ってないのに赤でずっと待たされるという、それで苦情のほうが多いとですよ、どっちかというたら。それが非常に便利じゃなくて、じゃああそこに信号ができたかどうかというときに、ほとんど車は通らないんですね。それで、ずっと待つとかないかんという中で、やはりそういった苦情もありますから、その点については点滅が私もよかったのではないかなと、点滅ですね。それで、黄色でここに交差点ですよというところがあればいいじゃないかと、それを盛んに言っておりましたけども、今部長が申しましたように横断歩道がありますから、逆になるということがございますので、どうしてもその辺についてが点滅信号でクリアできなかったと。そして、警察のほうも点滅信号は今からは余りつけてないといった形での回答でございましたので、できるだけことはやっていただきたいということでお願いして、都市政策部のほうで下に赤の部分をつけていただいて、それで真ん中に点滅をして、先ほど本当にできる限りのことはやっております。一番最後の事故以降です。2台が（個人名）さんの家に飛び込んで、見に来いっていうて私は呼びつけられましたけどもですね。そういった中でも、ちゃんと見てから対応いたしておりますので、それからは事故がないようにと願っておりますが、今後はさらに何かできたら、また対応してまいりたいとますので、何とか事故の起こらないように努力してまいります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

質問は終わるんですけど、実はこれはもうこの質問外なんですけど、例の昔信号機の件で、ちょっと5秒間どうかならんと聞きましたよね。あんなのは1回で終わるんですか、警察に行くのは。ちょっと今警察の返事もありましたから聞きたいんですけど、要望としては1回で、もうそれでだめと言われたら帰ってくるんですか。ちょっとそこが聞きたいんです。

（許可のない発言あり）

◎11番（久我純治君）



いやいや、中央小学校と……。

◎議長（進藤啓一君）

すみません、議事録にとらないかんから、立ってマイクに向かって言ってください。

◎11番（久我純治君）

中央小学校のこの信号と原町の信号が、幹線はもうそのままいいんですよ。ただ、縦断するときの横断することが同じ時間なんですよね、歩行者と。だから、ちょうど扇橋が今度は右折できましたよね。あれは5秒間なんですよ、たった。それで渋滞が物すごい緩和されたんですよ。だから、あそこはできんのかなということで言うたらだめって言われたけど、それ以外の返事は聞いてないから、どんなですかってちょっと聞きたいんです。

◎議長（進藤啓一君）

杉野協働のまちづくり課長。

◎協働のまちづくり課長（杉野公彦君）

ただいまの中央小学校の横の信号機の件です。この件についても以前から、議員が言われる前からお話はいろいろあっております。右左折が非常にしにくいと、朝、特に歩行者が児童の方通られますんで、通れないというご意見をいただいております。警察のほうともずっと協議はしてきておりますが、あの信号機そのものがいわゆる中央管制、福岡市の市内のほうからの流れで門松までの一括の管制の区域に入っています。ということで信号時間はあそこだけを扱うということは、ちょっと問題的にできないということです。あと、歩行者用の時間をじゃあ調節をできないのかと申しました場合に、あの幅の横断歩道であれば、最低何秒以上は点灯しないといけないというのが、これもまた規則であるようです。そこを調整した場合にどれだけできるかという話になると、せいぜいできて1秒あるかないかだそうです。その時間しかちょっととれないということで、1秒という時間をするためにそこをまた調整をかけるというのも、警察としてもそれはちょっと難しいのではないかというご意見をいただいております。

以上、回答させていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

久我議員。

◎11番（久我純治君）

だけど、これだけやっぱり町民が困ってるんですよ。だから、管制を扱えと言っていないですよ。ただ、言うように5秒間なんです。そこをやっぱり警察を呼んで見てもらわんと、あそこは。やっぱり押してもらわんと、あれだけ渋滞して朝

動かんとですよ、あそこ車が。そこを言いたいです。

◎議長（進藤啓一君）

言いたいですか。

◎11番（久我純治君）

いやいや、いいです、もういいです。

◎議長（進藤啓一君）

質問は、警察に一つペンしか行かないのかということが主だったと思いますよ。  
それについて教えてください。

◎11番（久我純治君）

私の質問はこれで終わります。もういいです。

（11番 久我純治君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

傍聴の皆さまにお知らせとお願いをいたします。

今定例会の一般質問通告者は12名でありますことから、3日間にわたって4名ずつ行っていますので、本日の一般質問はこれで終了いたします。よって、あす7日水曜日も4名の一般質問を予定いたしておりますので、出席されますようにご案内と要望をいたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後1時32分）

平成28年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（一般質問）

平成28年12月7日（水）

# 平成28年第4回粕屋町議会定例会会議録（第4号）

平成28年12月7日（水）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

## 1. 議事日程

### 第1. 一般質問

9番	議席番号	10番	長	義晴	議員
10番	議席番号	4番	川口	晃	議員
11番	議席番号	8番	小池弘基	議員	
12番	議席番号	13番	山脇秀隆	議員	

## 2. 出席議員（16名）

1番	安藤和寿	9番	田川正治
2番	中野敏郎	10番	長義晴
3番	木村優子	11番	久我純治
4番	川口晃	12番	本田芳枝
5番	安河内勇臣	13番	山脇秀隆
6番	太田健策	14番	八尋源治
7番	福永善之	15番	伊藤正
8番	小池弘基	16番	進藤啓一

## 3. 欠席議員（0名）

## 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

## 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長	因辰美	副町長	吉武信一
教育長	西村久朝	総務部長	安河内強士
住民福祉部長	安川喜代昭	都市政策部長	因光臣
教育委員会事務局次長	大石進	総務課長	山本浩
経営政策課長	今泉真次	協働のまちづくり課長	杉野公彦

税務課長	関 博 夫	収納課長	石 川 和 久
社会教育課長	新 宅 信 久	健康づくり課長	中小原 浩 臣
給食センター準備室長	石 山 裕	総合窓口課長	藤 川 真 美
給食センター所長	神 近 秀 敏	地域振興課長	本 多 一 夫
介護福祉課長	八 尋 哲 男	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただいまの出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議長（進藤啓一君）

それでは、ただ今から一般質問を行います。

通告順に従い、質問を許します。

10番長義晴議員。

(10番 長 義晴君 登壇)

◎10番（長 義晴君）

皆さん、改めましておはようございます。議席番号10番長義晴でございます。一般質問を通告書に従いまして、12月定例会一般質問の初日に田川議員と太田議員が私と同じような質問内容であり、重複するかと思いますが、視点を変えて質問いたしますので、執行部の皆さん、答弁よろしくお願いいたしまして質問に入ります。

今日は2問の質問を行います。1問目は粕屋町公共施設等総合管理計画について、2問目は学校給食センター共同調理場建設に伴う遅延損害金について質問いたします。

まず、1問目の質問は、公共施設等総合管理計画については、今年3月議会定例会におきまして私も質問しましたが、前執行部から平成28年、今年の2月完了を目指して策定すると議会に約束されておりましたが、昨年因町長誕生と、その後の中で3月議会一般質問で検討協議が調っていないために9月議会まで猶予の答弁があり、あわせてマネジメント支援業務委託料は28年度に繰越明許として繰り越されました。9月定例会で総合管理計画の概要について議員に説明されましたが、執行部は想定どおりだったと思いますが、報告内容は多くの議員は期待外れの報告であったと感じられたと思います。なぜなら、昨日の一般質問でもありましたように、せめて今年度、まあ次年度ぐらいのそういった中に着手される施設等の優先順位、あるいは主な施設の着手についてぐらい報告がなされるものと期待しておりましたが、策定内容は今後40年間の公共施設等のマネジメントの期間と事業費を調査検討結果から年平均事業経費の概要が公共施設等で9.5億円、インフラ施設においては10億円との説明を受けましたが、公共施設等については適切な維持管理と長寿命化対策を行いながら長期的に施設を使用し、老朽化が近づけば更新が必要となります。財政難の中でも公共施設等総合管理計画を町民の理解と協力を得ながら取り組

み、来年29年4月には私ども町議会議員の改選となっていることもあり、次の質問の答弁を町長にお願いいたしたいと思います。

今後、公共施設で年平均9.5億円、インフラ施設、いわゆる道路、橋梁、上水道、下水道において10億円との計画であります。予算概要書に普通建設事業費の歳出として当初予算で記載してありますが、中身はどういうふうなものに使われるというふうなことは分かりません。それから、決算審査でも全体経費は分かりません。そういうふうな中で町のほうから出されている「わかりやすい予算書」、それから粕屋町勢要覧というふうな中には当初計画予算とそれから決算における歳出が報告はされていますが、中身が全然分かってないような状況でございます。

そういうふうな意味で執行部に確認したいのが、1つ、平成25年度以降の公共施設等総合管理費用は概ね、今後の計画では先ほど言いました10億円ぐらいというふうなことになっておるようですが、実際25年度以降どういうふうな形で決算が行われたのかお尋ねしたいと思います。よろしくお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ご質問の公共施設総合管理計画は、今回の全員協議会で資料を出させていただきたいと思います。議員おっしゃいますとおり、私も内容的なものが出てくると期待いたしておりましたが、議員から見るとそのように感じます。しかしながら、担当者からよく説明を聞きますと、あくまでも管理計画でありますから、9月議会で説明したとおりでございます。詳細につきましては、できるだけ分かる範囲で所管のほうから説明をさせます。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

お答えいたします。

予算上、公共施設等総合管理経費といった内容のものはございませんが、今回の公共施設等総合管理計画を策定していく中で、施設を所管する各部署に調査を行い、施設の維持管理費や工事費、保守点検費用等を集約した経緯がございます。調査期間は平成24年度から26年度までの内容となっております。

まず、平成24年度は約10億円、25年度は約13.7億円、26年度は約22.4億円となっており、単純にこれを平均いたしますと15.4億円、3か年でかかっております。一般的に施設関係経費として捉えるものでは、決算額における性質別経費の投資的経費、ほぼ普通建設事業費でございますが、これが該当すると考えられます。投資的

経費の額で言いますと、平成25年度は約10.4億円、26年度が約22億円、27年度が約20.1億円となり、平均しますと約17.5億円となっております。

なお、平成26年度は大川小学校、粕屋中学校の大規模改修工事や校舎の増築工事、及び小・中学校の非構造部材耐震化工事等が集中して行われており、平均値を大きく押し上げております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

今お答えのとおりだと思いますが、先ほどから言いますように、この町勢要覧には今報告のありましたように普通建設事業費というふうなことで、こういった形での施設に費用がかかったという報告だと。どこ探しても見当たらんとでしたが、一応そうすると年度のあれ見よったらそれに近い数字が出ておりました。

ただ、そこで疑問を持ったのは、こちらの「わかりやすい予算書の予算概要版」につきましては今答弁いただきましたようなことは数字的には載っておりますが、予算の中では24年、25年、26年につきましては5億円から8億円ぐらいの予算、これにはそういうふうな数字しか記載してないんですよ。記載してないというか、そういうふうな流用費に充てますということだったと思いますが、そこで今私が言ったようなことで皆さん方も感じられると思いますが、決算では21億円とか20億円とかというふうなことで当初計画とその決算がかなり違った形で、当然やろうとすることができんやったこととか、そういうふうなことはあろうかと思いますが、町長も議員のときの感覚と首長になられた立場で若干違うと思いますが、なかなかこれが具体的にそういった審議まで今までしたような記憶がなかったもんだから、今度40年間で400億円とか385億円とかという、そういうふうな費用が要るということで押しなべて9億円、10億円と合わせて20億円近いその新設含めて修理にかかっていくということで、私も意外な数字にびっくりしたんですが。

そういうふうなことで、そこいらの捉え方っていいですか、それが私が捉え方が間違っていればご指摘いただきたいと思いますが、考え方は予算書ではそういうふうになっとるし決算書もそういうふうになっておりますので、特に今申しますように、昨日も町長の答弁にありましたように、今から質問しますが、保育園等はいつ頃されるのかと。優先順位は1番にするようにちゅうか早急にするようには考えておるけど、当然っちゃあ当然やけど、補助金とかそういうふうなつけられる時期を待つということだから、これいつまでたっても、昨日も質問ありよったようにいつになるか分からんというようなこともありましてですね、そういうふうなことで



今後押しなべてやっぱり20億円近いそういうふうな経費が出てくると、投資していかないかんというふうなことで、そこいらで今までの予算は予算として具体的にベースとしてはやっぱり20億円近い費用は毎年考えながら長寿命化を含めて設備の手だてを考えていくというふうなこと、そこいらは町長、どんなふうなお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

詳しくは所管のほうから説明させます。

◎10番（長 義晴君）

いや、所管じゃなくて、私は町長がそういうふうな、計画はあれと思いますが、昨日もお尋ねありよったように、トップがやっぱりこういうふうな形で取り組んでいきますっちゃう姿勢を聞いて、私は所管の担当者の意見を聞きたいというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

町長の概略を考えられて、詳細については担当者を認めますが、まず町長の考えを述べてください。

◎町長（因 辰美君）

やはり28年までですね計画を調査したわけでございますけども、その中でそれ以後は行政のほうからやはり優先順位等とかそういった内容等を精査しなければならないと聞いておりますので、そういったものがまたはっきりしましたら皆さんにご報告するというに聞いておりますので、詳細については担当のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

まず、総合計画というものについての考え方なんですが、総合計画ということは全体の指針を示すものでありますので、ここの細かな計画を立てるものではありません。そういった意味で、9月の全員協議会の際にも説明させていただきましたように総合管理計画についてはこういった町として今後公共施設の維持管理を進めていく上でどういった方針で進めていくのかと、それと進めるに当たってはこういった体制で進めていくのかと、そういったものを定めるものでありますので、この順位等を定めるというようなことではありません。これは、これまでの議会等の説明の中で、町長も言いましたようにそのこの部分の取り違いがあっておるようす

ので、まずその点を申し述べさせていただきたいと思います。

それと、長議員が先ほど「わかりやすい予算書」のほうをちょっと言われたんですが、「わかりやすい予算書」のほうは細かなその抜粋というようなことで、普通建設費等は出てきておらないのではないかなと思っております。

それと、先ほど言われた「町勢要覧」につきましては、この中で普通会計については財政というような項目の中でお示しさせていただいております。説明の中でもありましたように、歳出決算額の性質別というような一覧表をつけておまして、この中の投資的経費、普通建設事業費、この欄が基本的には先ほど総務部長のほうで説明しました金額を示したものになっております。

公共施設を維持していくためには、この金額と、あと保守とか、あと人件費等も加わってきますので、先ほどの説明の中で公共施設等総合管理計画をつくるためにお示した調査の金額というのはその金額が入っておりますので、若干高くなって上乗せした金額というふうなことになるようになってきております。

先ほどから言われておりますように、これから40年間の計画というようなことで長期にわたってどのような対策をとっていくか、この対策をとることで今後かかるであろう経費を削減する必要がある、そういうふうなことを位置づけるために今回の総合管理計画というのはつくられております。ですので、ここの順位というのは今後所管しております部署等で実施計画等を策定する中で優先順位を決めていくと。その優先順位を決めるに当たっては、この前の9月の委員会でも言いましたように粕屋町公共施設等総合管理計画推進委員会、並びにこの下に設置する予定にしております推進会議、こういった庁舎内の会議母体の中でそういう議論をしていくという形をとっていきたいというふうを考えておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

総合計画と同じような考え方だと思うんですが、それは分かるんですが、この公共施設ちゅうのは自分の家に例えても分かるように扱わんでももてるところまでもたそうと、使っていこうと思えばできるわけですね。後は町の財政がいかんというふうなところまで投資できるかということだと思います。しかしながら、ベースは今の設備を評価したらそれだけのやっぱり修理と今後の建設費とかいろいろあるかと思いますが、考え方としては私は一番、もう毎年ある程度していかなと、こきたったてきたら今年は5億円ぐらいでおさめとったら、その分が年金じゃないけど後の職員ていうか、そういうふうなところで考えていかにやいかなから、それ

を議論しよったら何がベースになつとるかというのは見えてこんと思うとですよ。だから、それはできる、できんがありますから、一つのベースがこうなったということで、一応今後の取組としてはそのベースでこの公共施設の管理を財政を見ながらしていこうということはもう私も理解しておりますが、そこが何とも。まあ今後また議会でいろいろ協議があろうかと思いますが、私の疑問点としてはそういうふうなことで受けとめさせていただきたいと思います。

それに関連して、町長は今年から枠配分の予算計上というふうなことで、昨日もあなたの公約はいつから取り組まれるとですかというふうなことを再三再四ご指摘がありましたように、私も一応そういうふうなところはありますが、この枠配分、予算配分というふうなことは町長の念願だったと思いますので、これの取り分いかんで町長の姿勢が、ああ、やっぱりこういうふうなことのほうがよかったなということになるように頑張ってくださいたいと思います。

そこで質問したいのは、要するに枠配分ということできさきも言いましたように道路から橋梁から上下水いろいろ含めて、それから通常の公共施設も含めて予算組んでいかないかと思いますが、これの枠配分っちゃうのは、これは全く別枠で町長は考えて、いろんな事業計画の枠配分っちゃうのはこれは入れられるっちゃうか、そういった全体でされるのか、この公共施設等の関係の枠配分は別枠といいますかね。そこいらはどんなふうなお考えでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今回、枠配分をさせていただきました。そういった中でいろいろな方の議員の方にお答えしておりますけども、以前私も議員でおりましたが、やはり繰越金が非常に高かったということで、もう少し歳入なり歳出、あるいはそういったものをもう少し精査して現実に近づくような予算を組んでいただきたいという、ずっと私は小池町長の時代ぐらいから思っておりましたので、ようやく私になりましてそういったことを実現させていただきました。

そういった中で、今まではトップダウン方式でこれとこれとこれといった形でいつも最終的には町長が判断されて、その事業を決めておられたような気がいたします。それは最終的にあと6億円削らないかんとかあと8億円削らないかんとというような、そういったことをよく聞いておりました。そういった中で私になりましたら、町長、副町長でその予算を審査する、そして私たちの都合で全部、これは後でいい、これは先でいいというような、そういった方向がありますので、私はこういったことにつきましては各事業におきましてはトップダウンよりも各所管の担当が

しっかりとやられたほうがいいと思いますので、私は各部長を中心にしっかりとした予算を組んでいただきたいということを今指示をいたしております。

こういった公共施設、今後ずっと増えてくるとは思いますけども、そういったものを全体的なもので歳入の中でしっかりと予算を組んでいくという方針を掲げておりますので、これからは全体の中でこの公共管理につきましても含めるとは思います。そういった中で経営政策課のほうで分けて各部署で計画を立てるという方向性になると思いますので、そういったお答えをさせていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

町長の答弁はもう何度もそういうふうなことでしてありますから、さっきも私が言ったように、この枠配分を含めたそういうふうな取組がどういうふうな形で流れができていくかちゅうことで、それは今後の課題ちゅうより見させていただいているというふうなことになろうかと思えます。

もう一つは、先ほども言いましたようにこの公共施設の関係の予算書に、まあどこまで載せるかは別として、全然この枠的な事業費ちゅうのは、まとめて幾らちゅうのは後からこういうふうな形で、審議のときじゃなくて概要版とか予算書のほうはすぐ出よりもすけど、そういったことで予算書の中に何かこの費用的なもの、内容的なものを載せていただければ議員も割と分かりやすくいくんじゃないかなと思えますが、そこいらはどんなふうでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

山本総務課長。

◎総務課長（山本 浩君）

施設管理というのは所管しております各課で行っておりますので、どうしてもその所管課の予算の中に計上されておりますので、一まとめにしたような形では予算書上は計上されません。例えば大きな市とかということであって、施設管理課とかそういうことを設けるのであればその予算で一括した計上というのもあり得るかもしれませんが、粕屋町の場合は各所管のほうで施設管理というのを基本的には行っておりますので、その所管課の施設にかかっている費用を合計しないと総合的な全体を取りまとめたような金額というのは出てきません。そういったこともありますので、今回総合管理計画をつくるに当たっては各所管課に対して調査を行って経費を積み上げた形で、先ほど総務部長が言った金額等をお示したというところなんです。一般的にそういう費用がどういう形でかかっているかということを見ていた

だくためには、先ほど説明しましたように性質的経費で仕分けをしております普通建設費あたりがそれにほぼ該当する金額になってくるのではないかとということで説明させていただいております。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

私も全く素人でございますので、分からんことを幾らお願いしても難しいところがあるかと思えます。要するに、そういったことが次の事業、その次の予算に何か結びつくような、残していただければと、残すというか表示して報告していただければというふうなことで、この点については。

もう一点、先ほど町長も言われましたが、ここ1、2年ぐらいでこういったあれは取り組む計画ですっちゅうことも、まだ今予算の各課のあれが出てくるころだと思えますが、そういったあれはまだまとまってないんですか。町長の気持ちだけでもよろしいんですが、いろいろなこれから取り組んでいかないかん施設は、こういったことはぜひともという、あるいは報告ができればお願いしたいと思えます。ちなみに私も思うのは、福祉センターとか総合体育館とか庁舎もそろそろというふうなこと、いろいろな形の、保育所はもう何度も言ってありますが、そういうふうなことでお示しできるような範囲内で答弁ができればお願いしたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今後、所管のほうからそういった施設につきましては報告があると思えます。そういった中でしっかりと検討しながら優先順位をつけながら取り組んでまいりたいと思っておりますので、まだそういったものが出ておりませんので、今後検討させていただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

3問目の質問の、財源はどのように考えてありますかっちゅうのも今ご説明のあったような総合計画的なものということで、今まで報告のあった十何億円から20億円ぐらいはそれぞれ手だてをしていかないかんというふうなことで、まあ今までのベースだと思いますので、今後いろいろ協議が議会とあろうかと思えますが、その中でお示しいただきたいというふうに思えます。

では、次に移らせていただきます。

2問目の質問は、学校給食共同調理場建設に伴う遅延損害金についてであります。

新学校給食センターの建設地は、以前粕屋町の一般廃棄物処分場として使用していた土地でございます。安全・安心のまちづくりの観点から、児童・生徒の命にかかわる給食センターをこのような土地に建設していいのかという判断から、平成27年12月3日に事業者同席の上で工事の一時中止、中断を申し入れされ、町長は粕屋町民各位に対し12月9日付で住民説明会の回覧をし、昨年12月19日、20日の両日、小学校4会場で説明会を開催され、住民の建設に対する賛否は町の見解では半々で、安全対策を講じて現在地での工事再開を決断され、供用開始は半年遅れの平成29年4月となりましたが、結果的に工事中断による遅延損害金について協議されておりますが、その内容について質問いたします。

ただ、この私の一般質問の通告は11月24日でございます。そして、執行部がこの議案に提案されているのは12月2日というふうなことで、多少時期が同じような時期で、若干ここの捉え方が違うかも知れませんが、そういうふうな意味でもこれの遅延損害金の議案の提出をされておりますが、その前の段階のことで質問させていただきたいと思いますが、今現在の協議内容と金額はどのようになっているか、ご答弁願いたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ご質問の件でございますが、安全・安心なまちづくりの観点から児童・生徒の命にかかわる給食センターをこのような土地に建設していいのかという判断から、これは私は議員のときからずっと訴えておりました。しかしながら、この件につきましては、1月23日でしたか、こういった中で議会で議決をいたしております。そういった中で、それ以降は私は言うておりません。私も就任後は全く、そういったことが議決しておるんですから私はこれを変えようとか全く言うておりません。しかしながら、安全・安心なまちがこのような場所に建てていいのかって言われたのは、このときはマスコミですよ。マスコミが、西日本新聞が書いて、あとは朝日新聞、毎日、読売、それからNHKまで来ましたよね。そういった中で、こういった場所で建てていいのかと、おかしいんじゃないかということで、そういったことで町長室あるいはそういったところに皆さん来られましたから、それは少々お待ちください。私は住民に聞いて、その場所でもいいかどうかというのを確認させていただきたい。その旨、後で答弁させていただきたいということで言うておりますので、こ

のあらわし方というのは若干違うのではないかと考えております。

この今ご質問の協議内容と金額につきましては、担当のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

石山給食センター準備室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

現在までの協議内容と金額はどのようになっているかとの質問でございますが、この件につきましては先に特別委員会にて説明をすべきであるというご指摘を受けておりますので、後日特別委員会で説明をさせていただきたいと思っております。ご理解のほどをよろしくお願ひします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

それは議会向けであって、傍聴もおみえになっておりますから説明してください。どうぞ、質問ですから。概略。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

遅延損害金につきましては、現在妥当性及び合理性及び請求金額について顧問弁護士を代理人として交渉を進めております。顧問弁護士の業務は遅延損害金のみならずの交渉ではなく、SPCから請求されております工事中段から再開までの費用、工期延長、開業遅延費用、改修工事費用の合計額について精査をしていただいております。そのうちの改修工事費用、現給食センターの改修工事費用につきましては給食停止を回避するため町がお願いしておりましたので、この件については工事は既に完了して検査も終わっております。支払いについても今月中に支払いをする予定でございます。残る工事中断から再開までの費用と工期延長、開業遅延費用の金額でございますが、4月28日の現在の段階で税込み2億137万円程度でしたが、11月14日現在で税込み1億1,300万円程度となっております。8,800万円程度減額になっております。まあ改修工事も若干減っておりますので、減額としては約9,000万円ほどの交渉結果となっているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

先ほど町長がマスコミからそういうふうな指摘っていうか、あれを受けてというふうなことでございますが、言いかえれば町長もそういうふうなことで、やっぱりそこを建て替えたらいかんというふうなこともあって町民説明会をされたんだと思いますが、いずれにしてもここが問題だと思っております。要するに今の場所でもいいかど

うかつちゅうのは、私がさっき言ったように説明会に来られた方々の意見聞きよると、概ね賛成、反対が半々ぐらいというのは私もいろいろ会場行きましたからそれに近いものだと思いますが、いずれにしてもそういった中で再度今の場所でいいかどうか、別にないかとかというふうなことも今年の今頃から検討をされて、住民説明会の意向も受けて、最終的な結論として先ほど言いましたようなことで安全対策を再度する中でしたら、専門家の意見も踏まえてすれば問題ないということで、要するに事業は再開されたんですが、そこで次の質問に入りますが、遅延損害金がこういうふうな形で止めるというふうなことで発生するというか、この説明を業者立ち会いのもとしていうふうなことを言われましたけど、業者はどういうふうな方々、企業さんとSPCはもちろんだと思いますが、どういうふうな形でされたんでしょうか。そして、これについてうちの顧問弁護士含めて、止めることでいろんな想定が考えられるようなことも含めてその中断をされたのでしょうか。要するにあれが12月2日に、それから12月3日にもう中断を通告されておるようですが、そういう流れの中での今言いますようにどういうふうなあれでそういうふうになったのか、説明をお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ちょっと余り意味が分かりませんが、2番の項をご質問でしょうか。2番の項を質問させていただくなら回答させていただきます。

業者の立ち会いのもとしてことを言われましたけど、業者と立ち会いしたことはありません。

◎10番（長 義晴君）

はい。

◎議長（進藤啓一君）

はい。

◎10番（長 義晴君）

業者の立ち会いつちゅうのは、町長が説明会を回覧する中で、呼びかけ文書がそういうふうなことになっておると思います。それで間違いないと思いますが、ここに回覧ということで12月……。

◎議長（進藤啓一君）

それが分かったということなら、因町長。

◎町長（因 辰美君）

これは3日の日にこういった記者会見を開いて公表するといった形で、そういっ



た中でSPCの皆さんを呼んで、あすから一旦工事を中断させていただくということをお伝えしたということです。立ち会いのもとじゃなくて、そういったことを通達したという意味でございます。

ご質問の工事中断することは遅延損害金発生の可能性も予測されての判断でしたかっていうご質問でよろしいですか。

遅延損害金の請求につきましては、SPCとの交渉においてご理解をいただけたと思っております。しかしながら、担当職員が次のステップに移るという意味不明な形で遅延損害金を請求するようにとSPCのほうに指示を出しておりました。どうせ削られますから多めに請求してください、さらには工事の設計変更で管種の変更があり、その差額金284万円を人件費に上乗せして請求するようにと指示していたことをSPCから報告を受けております。事実かどうか本人に確認しましたところ、事実を認めております。このようなことから、遅延損害金の交渉についても、そもそもお宅の職員が請求してくださいと言われたのですよと言われてまして、交渉は難航しております。

今回の給食センターの問題は東京の豊洲市場と全く同じであり、前執行部と粕屋町議会の真相解明を行っているように感じています。過去の経緯を調べてみますと、SPCも被害者であり、当時の準備室担当者の対応が一番悪いと感じております。証拠が残らないようにでしょうか、ほとんどの契約や指示はその場その場で口頭で行っており、議員からの質問に毎回違うのは、何を約束したのか分かっていないからと思われまます。契約後の書類や議事録はほとんどないことから、証拠を残さないようにと担当者の隠蔽工作ではないかと感じております。

私は、このようなことが二度と起こらないように、しっかりと議会や町民に対しても正直に情報を開示したいと思っております。私は、そもそもこのような質問が出ること自体に疑問を持っていますので、少し長くなりますが説明と質問をさせていただきます。

今回の給食センター関連の問題は、私が1年前に町長に就任して、8,000万円の廃棄物処理費が議会に何の説明もなく当初予算で計上されておりましたので、議会に報告し、どのように処理してよいか協議をしていただいたことに始まります。既に予算もないのに業務を容認し、5,000万円以上が使われておりました。今回の問題はこのことが一番の問題であり、なぜこのことを議会は追及しないのかと理解できません。担当者は議会に何も説明もせずに、廃棄物の量がはっきりしないという理由からはっきりした時点で予算を上げるという手法が許されるのであれば、今後どんな事業であつてもはっきりした時点で説明してよいこととなります。このような行為を議会が許すのであれば、議会は必要ないということに繋がりがねません。

私は、隠蔽することなく自ら情報を開示しました。当初予算に8,000万円以上を計上され、廃棄物処理費が膨らんでいるがどのような処理をしたらよいのか議員の皆さんに私は相談したほうですよ。自分一人で工事中断の判断をしたわけではありません。議員と住民、保護者の意見を聴いて、廃棄物の学識経験者に意見を聴いて総合的に判断しますと、議会やマスコミ等にも回答いたしております。

11月30日、全員協議会での議員の意見ですが、ご紹介させていただきます。安河内議員は、今のPFI事業を継続する。田川議員は、PFIをやめて再提案をしていただきたい。川口議員は、PFIに問題がある。場所を含め再検討していただきたい。伊藤議員、今の状況を調査し判断していただきたい。

◎議長（進藤啓一君）

因町長、それをトータルでおっしゃっていただけませんか。長くなりますから、一人一人言わんでも。

◎町長（因 辰美君）

最後まで言います。八尋議員は、場所は問題ないのか。考え直すべきである。本田議員は、SPCに問題あり。これを機に考え直すべきである。久我議員、工事を中止し、今の給食センターを改修し、PFIをやめる。長議員、全てのリスクを精査して結論を出していただきたい。福永議員、工事を中止して原因を究明していただきたい。太田議員、再検討していただきたい。中野議員、出来高を度外視して再検討を行っていただきたい。安藤議員、方向性を早急に決めていただきたい。小池議員、場所は変えるがPFIは実施していただきたい。山脇議員、町長の意見を聞いて特別委員会を設置していただきたい。木村議員、アレルギー対応食を持っている人もいるが、問題が出てきた以上不安があるという意見であります。10名の方々が再検討や不安があると答えられております。

はっきり事業の継続と発言されたのは安河内議員1名でありました。ですから、工事中断を私一人で決めたわけではありません。私は議員の意見を聴いて、住民の意見を聴いて、専門家の判断を聴いて、粕屋町のために総合的に判断をしたと思っておりますので、責任の追及は少し違うのではないかと考えております。

平成25年3月議会、予算審議において当時は、今日ご覧になっております安川委員長でございました。その内容は、PFI事業は初めての取り組みであり、執行部と議会との認識の違いがあります。給食センターの建設予算は十分な検討を…

◎議長（進藤啓一君）

因町長、質問はそこまで求められましたか。

◎町長（因 辰美君）

いや、最後までこれは言わんと片づきませんので、言わせていただきます。長くなるというたでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

長くなるとは聞きましたけど、質問者にも時間を与えてください。

◎町長（因 辰美君）

まあ、止めんどってください。まあ、ちょっとこれははっきり言わないかん。

給食センターの予算は、十分な検討を重ね慎重な対応をすることや、内容判断が難しいので議員が納得できるように議会に十分な経過と結果の説明をすることを条件に、当初予算を可決すると述べられました。翌年、山脇委員長も議会への十分な説明をしないままに計画が進められていようとしていると。当初予算を可決した苦渋の決断を十分に理解され、説明責任を果たすように再度附帯決議をつけました。このような過程の中で、太田議員が再三、内容が理解できないので最後まで説明していただきたいと要望されていたのがつい昨日のように耳に残っております。

平成27年1月の臨時議会の会議録には、太田議員は反対討論をされ、もしこの事業が通ったならば住民監査請求を行い、町長ほか賛成した議員に損害賠償請求を求めるとまで言われております。

そこで、契約後の損害とは何でしょうか。補助金の申請を怠っていたこと、廃棄物処理が議会にも説明されず廃棄物処理費がかさんだこと、取り付け道路の建設が契約の中に含まれていなかったことなどが考えられます。

◎議長（進藤啓一君）

時間がそうそうありません。それは住民説明会でもして説明されたらどうでしょうかね。質問者の時間がないですよ。

◎町長（因 辰美君）

ちょっと、止めんでください。

議会が契約前に質問に思うことからしっかりと聞いておけば、損害発生には至らなかったと思います。担当は一貫して土壌には問題がない、県も了承している、掘り出した産業廃棄物も特定の廃棄物処理場で処理されれば法的にも全く問題ないと一貫して説明しておりましたが、実際は全く違っております。全員この言葉を信じて間違いが始まったと言っても過言ではありません。

私は、首長として、問題が発生すれば最善の解決策を考え処理することが責務であると思っております。私は、いつまでも個人的追求はしたくないので、私の責任問題を追及されておりますので、議員に反問をさせていただきます。

新たに発覚した給食センター建設契約後の損害は、交付金申請の怠りを初め、予算もないのに業務を容認し廃棄物処理費がかさんだこと、取り付け道路建設は契約

外であったこと、粕屋町がつくらなければならなかったことなどがあります。行政の説明を何ら疑うことなく、賛成、賛成と丸のみし議案を通してきた賛成議員はどのような責任があるのでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

傍聴の方にお知らせします。

この議会是一般質問は一問一答方式です。町側には反問権という権利もあります。それに基づいておっしゃってるんだろうと思いますけれども、長議員、何かありますか。

◎10番（長 義晴君）

今町長が言われたのは、確か27年11月30日の全員協議会の議員の意見を聞かれたんじゃないかなと思いますが、ご承知のように全員協議会は意見は述べても議決をするようなあれじゃありません。そういうふうなことで、確かにいろんな意見が出たかと思えます。しかしながら、私はそういうふうなことで冒頭言いますように結果的に止めたことでこの遅延損害金が業者から請求されておるといふふうに議会で質問をしたわけです。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

全員協議会の形式は十分存じております。私は、議案は提出しておりません。いいですか、議案は提出しておりませんから議決などはありません。しかしながら、この全員協議会というのは皆さんの意見を聞く場所でございますから、皆さんの意見を聞いた。そして一人一人が答えていただいて、ほとんどの方がちゃんと止めて真相を報告していただきたい。この場所ではおかしいんじゃないかというような問題がありましたから、私は議員のほとんどの方がそういった形で言われておりますので、私は自分一人でやったとは思っておりませんので、ここで私はそんなことを説明したわけでございます。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

今言われたように、町長もそういうふうな町民の意見を聴いて再度検討される中で、いろんな安全対策等々をすれば今の場所ということで工事再開をされたわけです。だから、その止めること自体を私は質問しようと思いつたのは、いろいろどういうふうな形で弁護士、それからSPCの方々と、これはそういうふうなことでとめる場合はSPCの弁護士等々と協議をしてそういった過程を経て止めるとい

うふうなあれに契約上はなつとるというふうなことも聞いておりますが、そういうふうなことで。まあ、これは押し問答だと思いますが、私はそういったことで今回の遅延金の発生についてはそういうふうな観点で町長に再質問した次第です。だから、具体的な内容についてはさっき石山室長のほうから言われましたように、また報告が具体的にあるかと思しますので、その中で聞かせていただきますが……。

(許可のない発言あり)

◎議長（進藤啓一君）

因町長、議事録とれませんからマイクを通して言ってください。

◎10番（長 義晴君）

そういうふうなことで、今回の5,868万9,000円の遅延損害金の予算につきましてはいろいろそういった過程の中で発生してるんじゃないかなということで、町民に対する要するに説明が私は必要じゃないかというふうなことで一般質問させていただいた次第です。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

何か、問題をすり替えられような気がいたします。私はこのこの関係で何で賛成した議員がこのままやれって言った議員が何の責任もせず、こういった人の足元を払うことばかり言われような気がするわけですね。だから、そもそも私が今言った、どうやって賛成した議員は何の責任があると、何か責任はあるのですかと聞いたから、その分について答えていただきたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

要するに、これは結果としてその遅延損害金があとづけで発生して請求されたわけでしょう。そういうふうなことで若干そこいらは町長の見解と違うんじゃないですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

損害金、今先ほど言いましたように補助金の申請を怠ったこと、それから廃棄物処理費が議会にも説明されずに廃棄物処理費がかさんだこと、そして取りつけ道路の建設が契約の中に入ってなかったこと、そういったことが損害だと思います。ですから、そのことについて何もその辺も追求もしなくて賛成、賛成と言われたとこ

ろの議員の責任はないのですかと聞いとるわけです。

◎議長（進藤啓一君）

長議員。

◎10番（長 義晴君）

こういった具体的な取り決めっちゃうのは、契約の中でいろいろ協議されることだと思いますので、私のほうで具体的にどこがどうっちゃうことまで指摘はできませんが、今後これについてはそういうふうなことで対応せざるを得んじゃないかなというふうに思います。

◎議長（進藤啓一君）

今、質問ですか。質問じゃなければ終わりますが。

◎10番（長 義晴君）

町長のほうから反論というふうなことになりましたけど、私は遅延損害金が工事を止めたことでの発生であるというふうな観点に立って質問させていただきました。

◎議長（進藤啓一君）

簡単をお願いします。

◎町長（因 辰美君）

最終的に申しておきますが、先ほど全員協議会で聴いた皆さんの意見から判断をして、そして工事を止めたということになりましたので、その点だけのご理解願いたいと思います。

以上です。

◎10番（長 義晴君）

以上をもちまして一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

（10番 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午前10時32分）

（再開 午前10時45分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

4番川口晃議員。

（4番 川口 晃君 登壇）

◎4番（川口 晃君）

こんにちは。議席番号4番、日本共産党の川口晃です。これより一般質問を始めてみます。

一昨日12月5日、安倍首相は今年暮れの12月26日から27日、ハワイで米国のオバマ大統領と会談し、太平洋戦争の開戦の日となった真珠湾で犠牲者を慰霊することとしました。天皇家は南洋の諸国への慰霊の旅をしてきたのだから、私は当然のことだろうというふうに思います。まさに、遅きに失したという感じはあります。ハワイには日本の奇襲により沈没させられた戦艦が何艘もあるのですが、有名な戦艦でアリゾナという戦艦があります。その戦艦は慰霊記念館となっておって、アリゾナ記念館と呼ばれています。そして、戦死したアメリカの軍人の名前が刻銘されています。私は一度、この記念館に行ったことがあります。今は定かではありませんが、記念館の入口にはこう書かれています。We shall not forget. 我々は絶対に忘れないぞという意味です。shallっていうのは意思のshallで強い気持ちを表現します。明日は太平洋戦争の開戦の日に当たります。戦争は絶対にしてはならないというふうに私は決意しています。

それでは、質問に入ります。

まず最初に、幼児教育の問題です。町立幼稚園に空調設備の設置をとということで進めてまいります。

この件については、小学校に空調設備が取り付けられた直後、西幼稚園の先生方の要望で一度質問したことがあります。そのときの大塚教育長の回答は、遊戯室が幼稚園児の主な教育の場所だから教室のほうは必要ではないということでした。その後も、保護者の方や先生方からも幾度も要望がありました。今年の夏は半端なものではありませんでした。昨日も安藤議員がその暑さを表現してありましたが、30度を超す真夏日が何日も続きましたし、大人の私たちにとってもそれは大変でした。確かに幼稚園は7月の下旬から8月のいっぱい夏休みになって、園児は家での生活になりますが、しかし今年7月の上、中旬も9月の残暑も非常に暑かったし、10月まで暑さは続きました。年端もいかない幼児たちにとってはとても暑い教室であったろうというふうに私は思います。年少、年長の園児が一度に遊戯室で授業できるわけではありませんから、幼稚園児の教室での授業もそれ相当時間あるんじゃないでしょうか。町立の4つの幼稚園の空調設備をつけるのは、教室の暑さを考えると、もう今は当たり前ではないでしょうか。西村教育長の回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長 ouchūことでしたから、西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

学校のほうは先日来からつけていただきまして、非常に快適な学校生活、授業のほうに集中できておりますが、幼稚園のほうは園長のほうからも私も再三そのお話はお聞きしております。要望もあっております。所管のほうの安川部長ともよくこの件について話すんですけど、なかなか現実に向けてのゴーサインが出にくいような状態もあるやに聞いておりますので、ちょっとその辺のところは部長のほうから答えてもらおうかと思っておりますが、ようございませぬかね。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

この幼稚園の空調設備の設置についてですが、今年の9月議会ですかね、私のほうでもちょっと言わせていただいたんですが、やっぱり先生から要望多いです。今年には特にひどかったと、子どもたちも熱中症にかかるのではなからうかと本当に心配しましたということで、幼稚園にも空調設備設置をさせていただきたいなということでちょっと答弁させていただいたんですが、現状からいいますと、今年度の学校施設環境改善交付金事業に今乗せるために学校教育課を通じまして県のほうに要望を出しております。今現在は、県からのこの内示の状態待ちということでございます。内示は2月の初旬ごろ出るということで聞いておりますので、要望どおり県から内示をいただければ3月補正をいたしまして、29年度実施に向けて進めていきたいということでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先日副町長と、ずっと幼稚園それから保育園等を巡回させていただきました。そういった中で、何か要望はないかということでいろいろなことを聴いてまいりました。そういった中で、やはり空調というものを伺ったわけでございますから、今年大型補正があつておりましたので追加補正はまだないかということで、まだできるのではないかとということで所管と話し合ひまして、もし補助金がつくのであれば申請してみらんねといった形で私は出しておりますので、これは今度の補正予算になるのか、それかまたは29年度でなるのかちゅうのは今定かではございませぬが、うちのほうからも前向きに取り組むということで対応いたしておりますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。



◎4番（川口 晃君）

いろいろ検討していただいておりますので、期待して待っております。

それでは、2番目に移ります。

因町長の公約であります、各幼稚園での2歳児からの時間預かりを考えていますという公約がありますね。それについてですが、私たち日本共産党の要求は、預かり保育年齢を3歳児まで引き下げ、午後3時までの預かり保育を午後4時まで延長することということで提出しておりました。これに対して今年の町側の回答、今年の正月明けに回答をいただいた内容ですが、それは実施するためには最低1園当たり2、3教室増設が必要でありますという意見であって、次にいろいろ書いてあったんですが、結論としては現状では3年保育は困難ですという回答でした。

現在の対象園児は4歳、5歳で、私たちは3歳児までの引き下げの要求ですが、預かり保育はどうなっているかといいますと、4歳、5歳を対象にして1時間300円で午後2時から3時まで1時間預かりということが今実施されていますね。因町長の公約は2歳児からの短時間預かりなんですけど、回答からするとなかなか難しいと思うんですね、私たちに対する回答から考えると。今からも何年もありますから、どういうふうなことを考えてありますか。具体的に答えてください、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

各幼稚園で2歳児からの短時間預かりを考えていますというその方向性はっていうことでお聞きでございますが、私はこども館の建設の代替案として各幼稚園を増設して3歳児を受け入れる、そして2歳児の短時間を預かるという、さらには公民館で親子サロンを実施したほうがはるかに子育て支援になるという思いから選挙ネットに記載しております。しかしながら、こども館が建設された以上、行政は継続でございますので、こども館を有効利用しなければなりません。子育てしやすいまちづくりの公約をいたしておりますので、予算の余裕ができましたら実現に向けて進みたいと思っております。現状については所管のほうから報告させます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

町長のほうから現状についてということでございますが、1月に回答させていただいております、施設名それから職員の確保等々におきまして3歳児から預かるという分につきましては困難ではなかろうかというふうに考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、続きまして学校教育問題についてに進みます。

今、小・中学校はいじめの問題、不登校の問題を抱えて大変苦勞してあるというふうに思います。先日私のほうにも不登校の問題で相談に来られましたし、今不登校の子どもが増えているそうだし、支援のいる子どもも増えているということで、これはどういうことなのかなというふうに考えて心配していることです。

まず最初に、小・中学校のトイレの改修問題について進めます。

小・中学校のトイレの改修問題については2年ほど前に一般質問したことがありますが、そのときから比較しますと一段ときれいになり、明るくなり、曲線のデザインを用いられて何か気分がゆったりとするような工夫がされております。非常に素晴らしいことだというふうに私は思っています。

さて、ここに今年の11月10日付の西日本新聞夕刊です。それによりますと、公立小・中学校のトイレに関して文部科学省が初めて実施した全国実態調査で、洋式便器の割合は43.3%にとどまり和式は56.7%に上ることが10日分かったという記事です。これは10日付の記事で夕刊に出たからですね、相当関心があって出したと私は思ってるところです。左下には九州関係の各県の小・中学校施設のトイレの状況の表があります。福岡県は6万2,929のトイレ数で洋式便器の率が48.9%です。昨日の安藤議員への回答では、洋便器率が小川小学校が62.7%、粕屋中は42.9%との回答でした。我が粕屋町の各小・中学校の洋式便器の割合は現状今どうなっておりますか、回答してください。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

川口議員のご質問にお答えいたします。

現在、粕屋町の小・中学校のトイレの状況、これ男性と女性全ての合計の比率です。洋式便器が34.4%で反対の和式が65.5%の比率になっており、昨日から言ってます平成22年度に実施した児童・生徒へのアンケートの和洋式に関するアンケート調査の結果からは、小学生男子、中学生男子いずれも洋式の比率が高くなっております。本年3月に議会で安藤議員の質問でもお答えしましたが、従来の学校はトイレは和式が主流でしたが、現在は実施いたしましたアンケート結果を受けて洋式も多く取り入れております。ただし、洋式トイレは肌が直接触れるなど、女性の

ほうが多いんですけど、和式のほうがよいという意見もあるのは事実でございます。そこで、バランスよく調整しながらトイレの整備をしております。具体的には、本年度仲原小学校の増築工事ですけど、洋式便器が18個に対し和式トイレが半分の9個ですね、洋式トイレのほうを2倍設置しております。さらに、学校のトイレの改修工事に関しましては、現在、先ほど安川部長言いました幼稚園の空調と同じですけど、国の平成28年度補正予算の交付金事業に西小学校と中央小学校のトイレ改修を申請しており、これもし交付金がつきましたら3月補正にて計上させていただいて、議会で承認いただけたら繰り越ししながら29年度実施したいと思っております。ただし、交付金事業ですのでお約束はできませんけど、交付金がついてのお話となります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。私も以前ですが、一般質問するに当たって幾つかの小・中学校を聞き取りにいきました。やはり事務局次長もおっしゃったように女子生徒の間で洋式はやっぱり不潔だと、何か逆に言ってる子どももおりました。しかしながら、今回の文部省の調査は、熊本地震に伴い学校に避難したお年寄りからトイレの洋式化を求める声が出たことが、それを踏まえて実施されたそうです。学校は、災害が発生したときの避難所の役割を担っている事実からだというふうに根拠を示している。さらに、この調査では学校を設置する自治体や学校組合など1,799団体に今後校舎を新築改修する場合のトイレについて質問してますね。その回答によりますと、1,533団体が洋式の割合を大体60%以上にしたいという回答です。

今、事務局次長の回答もそれに近いような回答が示されておるんですが、小・中学校の洋式便器への切り替えの問題で大体何%ぐらいが適当だろうというふうに考えてありますでしょうか、回答をお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

大石教育委員会次長。

◎教育委員会次長（大石 進君）

そのお答えは、その都度その都度増やしていきたいとは思ってます、洋式のほうですね。4割ぐらいかなとは思っておりますけど、まあ私個人的な意見ですけど。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

洋式便器を4割っていうのはちょっと低い、やっぱりせめて全国平均の6割ぐらい。逆ですね、はい。

それで、そういう回答を得ましたから、次に進んでいきます。

2番目は教員定数の問題です。ちょっと難しいですね、頭を西村教育長は痛められると思いますけど、素直に聞いていってください。

教員の定数枠の拡大の問題です。

先日、研究発表会紀要というのを中学校でいただきました。これの91ページ、ここに教員の一覧、氏名も含めた職名も含めた一覧表があるんですよ。これを見ると、数字とは違って非正規の先生が非常に多いということが目に映るんですね。リアルです。実感として分かります。校長以下町支援の教員を含めて教員数が47人中、町支援教員が2人いるんですが、そのうち非正規が14人プラス2人で合計16人。34%、3人に1人が非正規という現状です。

次に、6月議会で私がいただいた資料です。小・中学校の生徒数とか教員数を載せています。これ資料ですが、これによると実際生徒を相手にしてない養護、事務、栄養の3職種を除きますと、小学校では教員が159名中39名、24.5%が非正規です。中学校は75名中17名、22.7%が非正規です。

これは根本にはやっぱり国の政策の問題があります。私はこの実態は異常だと思いますが、西村教育長は現場を長くやってこられて教育長に就かれましたから、どのような認識でしょうか。その認識をちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

川口議員さんにおかれましては、6月の一般質問のときにもこの話をさせていただきまして、非常に興味を持っていただいていることに感謝を申し上げたいと思いますし、学校現場、本来でありましたら非正規職員が教壇に立つということはあってはいけないことだろうというふうに思っております。本来、定数が決まっておればもうその定数を配分していただく、それがやはり教育の原点であります機会均等、教育水準の維持向上という、日本全国どこにいても同じ教育を同じ水準で受けられるというのが日本の教育基本法の大原則でございますので、そこに定数が今おっしゃるように粕屋中学校におきましては約35%が講師であると。いわゆる行政でいいますと嘱託職員になるんですかね、非正規職員であるということに鑑みますと、その辺のところは、県教委と私も話す機会があるんですけど、なかなか難しいと。これ

は文科省のほうにもいろいろ要望しておりますし、文科省も文科省で財務省から切られるんですよ。やはり教育だけにお金をかけられんと、福祉の問題それから地震の問題等々あるからやっぱり総合的に考えてというような返事でしか文科省はもらってないというのが、私が聞いているところでございます。

ただ、見解をとということだったので見解を申し上げますと、教育の定数問題につきましては配置をしていただくのは当然なんですけど、弾力的運営というのがございます。この件についてもまた、もしあればお聞きください。ちょっとお話ししたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

ここに11月5日付の新聞記事がありますが、これは財務省が11月4日の財政制度審議会で今後10年間で教職員定数を4万9,000人削減するよう求めたという記事です。これに対して文科省が反論しています。現状が加味されていないと。2点を言ってます。1つは、日本の教員1人当たりの生徒数は他の主要先進国よりも多いと。2つ目は、教職員は10年間で2%しか増えていない。しかし、ある新聞によると0.02%ぐらいしか増えてないとかというのもあります。通常学級に通って特別の指導、通級指導を受ける生徒が2.3倍になった、日本語指導が必要な外国人生徒も1.5倍になったということが理由です。だから、将来を見通しての削減は1万5,000人ととどまるべきだと文科省は主張します。文科省の考えは、現状を考えて教員定数を増やせとの意向だろうと私は思いますが、西村教育長さんら日本教育界全体のこれは要求であろうというふうに考えています。財務省の主張を変えさせるためには、これは特別な取組が必要であると。その辺、西村教育長はどのようにすればいいか、具体的に考えがありましたら。やっぱり教育長ですからそういう構想は持つべきだと思います。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

構想の前にちょっと少しお話をさせていただきますが。

◎4番（川口 晃君）

質問が長くなるんですよ。構想です。

◎教育長（西村久朝君）

生徒数、小学校1年生だけが35人で1学級っていうカウント数になります、国のレベルはですね。それで、小学2年生から中学3年生までの義務教育においては

40人が1学級になります。これで生徒数と学級数に応じて教員を配置するというのが国のいう義務標準法の枠でございます。これに今足りてないというのが今おっしゃってある非正規職員が配置されてる、いわゆる定数欠という配分です。これについては、はっきり言いましてもう国が3分の1、県が3分の2の給与負担になっておりますので私のほうからどうこうはできないんですが、その分については加配教員を学級担任に充てるということを県のほうは弾力的に取り扱っていただいております。それから、粕屋町においては支援員を小学校5人、中学校1人ないし2人、特別支援のほうの支援員を雇ってるんですが、この辺のところも教育長会では少し授業を持てるようにできないだろうかと、同じ教員の免許を持ってるんだからってということで、そういったところでは対応は可能かというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私の日本共産党の県議団が今年3月付でパンフレットを発行しました。その中で正規教員が定数よりも3,000人も少ないままということで、福岡県の正規教員は定数より2,943人も少ないままですということで、定数があっても少ない採用しかしてないということです。

これを使えば2,934人の非正規の講師の先生の定員化は可能です。粕屋町にも何人かの割り振りが行われてくるでしょうから、全員ではありませんが確実に正規化は可能です。粕屋町の小・中学校教員の全体の教員定数っていうのが決まってるんでしょう、各小・中学校。それをちょっと報告していただませんか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教員定数は、先ほど申しましたようにクラス数に応じて教員定数の配置一覧表っていうのがございますので、これは決まっております。これは校長、教頭、それから保健室の養護教諭でございますが、事務職員も含めたところでようございませうか。

◎4番（川口 晃君）

はい。

◎教育長（西村久朝君）

定数は、小学校が、1校ずつでようございませうか。

◎4番（川口 晃君）

はい。

◎教育長（西村久朝君）

仲原小学校が42、大川小学校が43、粕屋西小が43で粕屋中央小が46でございます。中学校のほうは、粕屋中学校が44、粕屋東中が39、これが定数でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

大体これと一致するわけですか。これですか。

◎教育長（西村久朝君）

これが学級数に応じた定数でございます。これとほかに加配というのがございます。児童支援加配とか指導方法改善とかというですね、これは何かというと少人数で特別に配置をする、これ校長のほうの手を上げて要求をしていくというものでございます。この基準外というのは、またそれプラスになりますので。どっちの表がちょっと分からんとですけど。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

はい、分かりました。それでは、話を続けます。

そういう実態があります。福岡県は定数いっぱいの先生を正規化していませんので、県に対してこれは要求すべきじゃないかと私は思うんですが、要求できないですか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

その件につきましては、6月のときに教育長会でも県のほうに要望してますというところで答えておりましたが、回答が先月10月にまいっておりますので少し読ませていただきます。はしょって読ませていただきます。

正規教員の採用数については、今年度実施の採用試験でも小・中合わせて昨年600人から今年735人に拡大したところであります。今後も退職者見込数を勘案し、正規教員の計画的採用、配置に努めてまいりますというのが今回の回答でございました。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

県も努力していることが若干伺えました。さらに2,930、これを入れても恐らく

2,500人は定数満たしてないんですよ。こういう実態っていうのはひどい状態だと私は思います。

それから次に、教員の過労の問題について話を進めます。

新聞記事がここにちょっとあるんですが、これは石川県の野々市市の先生の話なんですが、こういうことが書かれています。この先生は平日午前7時半に自宅を出、午後7時から8時ごろ帰宅。午後10時ごろから答案の採点など、終わるのが大体午前1時過ぎる日もあるそうです。旦那さんも教員で、土日はどちらかが出勤。事業計画などの作業をしておるそうですが、この先生は1年生の担任の責任者であります。5クラスのうち2クラスの先生が産休に入られ、主任のこの先生に負担がかかり、こうして過労がたたリ、1月20日、校内で開かれた教員の研究会中に倒れられて、それが原因で亡くなられたそうですが。福岡県も同様な状態じゃないでしょうか。今フェイスブックなんかでも福岡県の小学、中学校教員定数割れが常態化とかとって流れております。大勢の人がその状態は知っております。私が聞いたところでは、小学校では6年生を卒業させたかと思えば、次の年にはまた5年生を持ってくれと、受け持ってくれといったことで、頼まれても自分は続かないということやむなく退職される先生も多く出ている、そういうふう聞いております。子どもたちに豊かな教育を与えようとしても、先生が健康でなければ学力の向上もないし豊かな情操も生まれてこないでしょう。私も若いときに粕中のPTA会長をしていました。たまたま先生は教務主任か、いらっしゃいました。先生たちの勤勉さはよく知っております。

ところで、教員の勤務時間というのは朝8時半から午後は5時までというふうには、大体勤務時間はどうなっておりますか。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

勤務時間につきましては学校長が決めるということで法律に定められておりますので、学校の実態に応じて8時20分からでしたら16時50分まで、粕屋町はスタートが7時間45分が勤務時間になりますので、7時間45分でございます。1日の勤務時間ですね。8時20分から、8時25分から、8時30分から、さまざまでございます、粕屋町。で終わりの時間が16時50、16時55、17時まで、これもさまざまでございます。7時間45分ですからずれてきますのでね。これが勤務時間です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）



初めてそういう実態を知りました。

続きまして、教員の超過勤務について話を進めます。

まず、超過勤務っちゅうのはあるんですか。それをお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

西村教育長。

◎教育長（西村久朝君）

教員は、教員特殊手当という名称で給与に毎月一律、ちょっとパーセントは忘れましたが、手当がついております、給与とは別にですね。これがいわゆる勤務時間外で、ほかで言う残業手当のようなものは一律給与の中にもう入っているというところでございます。4時間以上勤務すれば、これは通常の特別勤務手当というのがまたこれは別につきます。しかし、4時間ですので、例えば9時、10時まで生徒指導の対応をしたとか、そういったときには二千何ぼかだったと思いますが、ちょっと定かではございませんが、それは申請すればつきますという。あと土曜、日曜の部活動については、そのまた部活動手当というのはございますけど、ふだんの部活動手当はございません。平日の手当はございません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

そういう実態は初めて私知りました。なるほどですね。質問がこれ続きにくいですね。そうですか。

そういう手当で解消していくというシステムに、やはり過労が生まれてくる実態があるんですね。先生たちの過労をなくすためには、子どもたちに行き届いた教育を授けるためにも少人数学級、35人以下学級が必要です。長野県とか鳥取県では学級編制規模そのものを全学年35人以下学級にしています。また、段階的に拡充に取り組んでいる県が増えているそうです。

我が福岡県は、残念ですけども小学校2年生までの35人以下学級ということが決められておまして、非正規の先生を入れても定数ぎりぎり配置している。ゆえに、全国的に言えばその定数割合でいう先生の割合は42位ということになっております。ワースト1位の東京は、定数に対して106.7%の先生を採用しています。全国平均が101.5%ですからせめてここまでは、たとえ福岡県であるとも、雄県福岡というんだから増やさないといけないというふうに私は思います。

このような状況ですから、若い先生が産休などで休暇をとられると他の先生に負担がいき、先生たちの過労が発生してくることになります。一粕屋町の頑張りだけでは定数の問題も解決しませんし、先生たちの過労とかということは解決するわけ

じゃありませんけど、教育委員会の頑張りに期待しているところです。先生たちが福岡県の教育を担っているという感じで頑張っていたきたいなというように思います。

それでは、次に移っていきましようかね。

それでは、3番目の質問に移ります。税の問題です。税の問題を私初めて質問することになりますので、ちょっと質問の仕方に不明なところがあるかと思えますけど、よろしくお願いします。

これは、平成27年度の粕屋町歳入歳出決算書です。これの4ページに粕屋町が直接徴収する税が書かれておると思うんですが、町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税というふうになっています、これが町民税。地方譲与税も2つありますけども、粕屋町として、表現の仕方が悪いんですが、どういうふうに表現したらいいかわかりませんが、直接徴収するというのは町民税とこの地方譲与税になるんですかね。町長、どういうふうに考えたらいい。所管でもいい、分からなければ。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

町税につきましては、普通税と目的税というものがありますし、先ほど議員おっしゃいますように住民税、固定資産税等と軽自動車とたばこ税、あとは国民健康保険税というものがありますから、そういった中で5種類がございます。そういった詳細につきましては担当のほうから説明させます。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

ご質問にお答えいたします。

町税の種類ということですけど、法律では町税には普通税と目的税、この2種類がございます。普通税は用途を特定せずに一般財源に充てるために課税される税です。その法定普通税として町民税、固定資産税、軽自動車税、町たばこ税、鉱産税、特別土地保有税がございます。このほか手続を踏んで法定外の普通税を課税することができるようになっています。目的税、あと一つの目的税でございますが、特定の費用に充てるために課税される税で、法定目的税として入湯税、事業所税、都市計画税、水利地益税、共同施設税、宅地開発税、国民健康保険税がございます。この中でその手続を踏んで法定外目的税をまた課税することができるようになっております。

現在粕屋町が課税している税は、先ほど町長が申したとおり5種類でございます。このほか地方消費税というのがございますが、これは地方消費税交付金として交付金として粕屋町のほうに入ってきております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

よく分かりました。初めて聞く言葉ばかりですが、いい勉強になりました。

では、2番目に移ります。

法人会社の軽減税率についてです。法人会社といえば一般的に企業ですね。ここに北九州市の小倉タイムスという新聞があります。この小倉タイムスという小さな地方新聞社がありますが、主に北九州市の行政の動き、ちまたの小事件などを記載しております。私は非常に参考になるので愛読しています。この小倉タイムスの9月21日付のトップ記事に、JR筑豊本線駅無人化問題が取り上げられております。今日も朝NHKが報道してました、たしかこの件。JRは今、駅の無人化を進めていますが、我が町を走る香椎線も伊賀駅の無人化が今回なされたと思います。事件や事故が発生しないかどうか心配です。宇美町とか福岡市でも無人化が進められ行われましたね、これね。この記事の、ちょっと真ん中に戻りますが、見えなんでしょうけど、JRの固定資産税の軽減措置の件が記載されております。9月14日開催の北九州市決算特別委員会で、我が党の石田康高委員、たしか議員団長だと思っておりますが、この問題でただしています。国土交通省資料を示して2014年度のJR九州の軽減税額が約53億円、2015年度は65億円だそうです、JR九州ですね。この軽減措置はJRの発足当時からだそうで、理由としては鉄道路線のネットワーク維持ということだそうです。駅の無人化なんかを図っていくんだからネットワークって意味では目的から離れていきよるんじゃないかというふうに思います。北九州市での軽減額が約3億円と。粕屋町にはJR福北ゆたか線と香椎線がありますが、駅も7駅あります。このJRの固定資産税の税額と軽減措置の税額とかというのは分かります。答弁できますか。分かれば教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

JRの固定資産税の額でございますが、ちょっと個別的には今資料がございませんけど、特例といたしましてJRは国鉄からJR、民間に移行したわけですが、三島特例っていうのがございまして、九州では三つの島に入っておりますので、これ

が2分の1、承継されたものに関しては2分の1の軽減措置がございます。あともう一つ、承継特例というものがあまして、その国鉄からJRに承継された固定資産については5分の3の軽減措置がございます。これを合わせますと10分の3に軽減をされております。そういった特例がございます。よろしいでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

そしたら、粕屋町の場合は10分の3軽減されてるということになるんですね。そういうことでいいですか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

承継されたものに対しては10分の3、新たに購入された施設とかそういったものに対してはまた別な地方税法がございます、それに関してはJRでは、まあいろんな軽減措置があるようには規定はされてます、地方税法ですね。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

ずっと続きますので、一応こういう程度にしておいて、一応軽減税があるということですね。後でまた、どの程度軽減されているか教えてください。

粕屋町には高速道路とか、それにつながる都市高とか、また多数の企業などがありますが、企業でいうと大企業の事務事業所は流通センターの中にも多数ありますね。本社と言えるものは余りないと思いますけども、そうした中でも固定資産税で軽減措置をとっている、採用をされている法人企業とかというのはありますか、他に。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

地方税法ではもう一律に決まっております、34項目軽減措置がございます。これは大体公益性が高い固定資産に関して特例がございます。具体的には電気事業者により新たに建設された変電所や送電施設とか、鉄道事業者が新たに設置した構築物や立体交差化施設、ガス事業者が新設した製造及び供給の用に供する償却資産、農業協同組合や中小企業等協同組合が新たに取得した機械及び装置などがございません。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

それでは、具体的に軽減措置をとっている企業とかは。そんなのあるんですか。具体的な名称を上げることができますか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

これはもう法律で決まっておりますので、これは特例として課税標準を軽減しております。軽減できる項目が種類が決まっておりますので、それに対しては軽減するようになっておりますので、その分だけ公益性の高い分だけは軽減はしております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

私が聞いてるのは個別の企業の名称とかそういうことなんですが。それは多いですか、少ないですか。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

個別の企業は、この該当しなければもう軽減はできません。軽減することはできません。

◎議長（進藤啓一君）

名称でしょう。名称はちょっと無理やないかなと思いますが。関課長、軽減税率されとる会社の名前を教えてくださいとおっしゃってる。でしょう。

◎4番（川口 晃君）

そうです。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

かなり多いので、今この場所ではちょっと難しいです。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

多いということが分かればいいです。やはり税収の問題ですから、軽減措置をどのような理由でとっているのか、どのような理由で軽減措置をとっているのかについてを明確にこれは審査するとか、そういうことが必要になってくるんじゃないかと思います。この問題については、情報公開でも使用して聞いていこうかなという気持ちです。

次に、法人住民税の実態について話を進めます。

私は、十数年前からタックスヘイブンという耳なれない言葉に非常に関心がありました。マーシャル諸島に税逃れのためにペーパーカンパニーを設立して租税回避をしている大企業や大金持ちがいるということもうっすら知っていました。2年ほど前に、税金を払わない巨大企業というこの本が出されました。その手口は巧妙でびっくりします。国際的に税逃れをやります。主に所得隠しを中心とした租税回避が中心でしょうけど、こうした関心がありましたから法人住民税の実態を知りたいというふうに思ってるんです。

さて、住民税には個人住民税と法人住民税があります。法人住民税については、各会社に均等に課せられる均等割額と法人税額に応じて課せられる法人税割額などの合計であるというふうに解説されております。

それでは、具体的に話を進めます。

均等割についてです。均等割は、法人の資本金と従業者数によって税額が定まります、そういうことです。私がここに持っている資料、これはジェットロから取り出して、ジェットロといったら貿易関係の調査をする会社らしいですけども、調査機関らしいですけど、日本貿易振興機構っていうんですかね、そういう名称です。この一覧表によりますと資本金が50億円、従業員50人以上の場合は均等割額の税額は380万円、資本金が1,000万円から1億円で従業員が50人以下の場合は18万円というふうになっています。こうした一覧があるんですけど、これは日本中全体この税額なんですか。所管に聞いたほうがいいですね。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

均等割に関しましては地方税法の第 312条で決まっております、その全国一覧の表になっております、先ほど言われた1号法人から9号法人までの表でございます。一緒でございます、全国ですね。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

はい、分かりました。

それでは、法人税割について話を進めていきます。

これは法人、企業の所得に応じて課せられる税金です。租税回避が行われるとすれば、当然こちらのほうになります。課税所得がなければ当然法人割の税は0円になります。粕屋町には流通センターとか大手のスーパーが幾つもありますが、課税の方法はどのようになっているのでしょうか。1つは、本社が粕屋町にあれば法人住民税は粕屋町に支払われますね。これについては異議ありませんか。税務課長、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

法人税割に関しましては、粕屋町は制限税率の12.1%で課税をしております。事業所があればその決算期の以降2か月以内に申告納付するようになっております、法人のほうからですね。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

ここに一覧持つてるんですが、確かに12.1%になっております。これは26年10月1日に改正されてこうなってるんですね。間違いありませんね。それはきちんと、会社が粕屋町にあれば法人住民税は粕屋町に支払われることになりますね。間違いありませんね。

2番目は、本社が粕屋町以外の地に、例えば東京とか大阪とかそこにあって、事業所が粕屋町にある場合の措置はどうなりますか。大資本の場合は連結決算で本社に収益が移されたりしますね。地方のある、例えば悪いんですが、地方の事業所が幾つも各地にあるとすれば、住民税の所得割はどうなるんですかね。税額の少ないところに移動するということがありますよね、収益が。そういうことも考えられるんですが、そういう場合はどうなりますかね。2番目の項目です。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

本社が他市町にありまして支店がうち、粕屋町にある場合、その企業の収益、所得が上がってきます、トータルのですね。その分で粕屋町の分、その会社に対しての収益ということで法人のほうから上がってきます。その案分した分の収益として上がってきます。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

案分ということは大体わかりましたが、やっぱり事業所の所得額の割合で上がってくるということになるんですか。そこをちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

関税務課長。

◎税務課長（関 博夫君）

その会社トータルの、総合のその会社がどれだけ所得が出たかということで決算が行われます、その会社ですね。その決算が行われた額に対して均等割と法人税割が案分されてうちのほうに入ってきております。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

ここでやりとりしてもきちっと分かりませんから、また個別にそのこの仕組みについてお伺いに行きたいと思います。税金の問題は非常にややこしいことが重なってくると思いますから、一応これで納めたいと思います。

最後に、R D F問題について話を進めます。

10月22日の西日本新聞朝刊のトップ記事で、この問題が報道されました。私も進藤議長、長議員とともにクリーンパークの議員をしておりますので、うっすら撤退の問題について、方向性についてはお聞きしておりました。理想の広域ごみ処理システムとして福岡県が音頭をとって進めてきた事業ですから、それが人口減とカリサイクル意識の向上によってごみ減量化が進んだ。見込みどおりのR D Fを集めることはできなかった状況というふうにこの記事は説明しておりました。同じように西日本新聞の11月22日ですね、R D F発電終了合意ということで、22日に県が幹事会を招集して意見集約したところ、県による継続を希望する組合は一つもなかったというふうにして、大体撤退の方向が決まったようです。しかし、この件については私も須恵町外二ヶ町清掃施設組合の議員ですけれども、議会が開催されているわけでもないし報告も聞いていないので何も分かりませんが、これについて10月22日に西日本新聞に載って、県が意向を表明した。それ以前に須恵町外二ヶ町清掃施設組合に何らかの伝達があったのでしょうか。因町長はなっただばかりでちょっと気の毒だと思いますけど、あれば教えてください。なければもう仕方ありません。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。



◎町長（因 辰美君）

この件につきましては、須恵町外二ヶ町清掃施設組合のほうに問い合わせいたしております。その中で今月の27日に大牟田リサイクル発電運営協議会が予定されております。そういった中で、この会議にうちの組合長、今は篠栗町の町長でございますが、出席されて正式に決定されます。その後、うちの3町の組合議会で報告または協議の場を持たれて皆さまに報告ができるという方向になっておりますので、27日までにはなかなか内容については分からないということでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

ありがとうございました。

今後の問題ですけれども、粕屋町としてはどのような対応がふさわしいと考えているのでしょうか。町執行部でこの件に関して何か検討したとか何かということがありますか。あればちょっと教えてください。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今のところRDFで対応しておりますので、それに従ってその3町でやるという方向は変わっておりません。しかしながら、先ほども申しましたように27日に会長会がございます。それからその後、組合議会を開いてその後の結果の対応になるかと思えますから、それまでは内容はまだ協議いたしておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

最後の質問ですが、今後の見解ですけれども、先日5日のNHKの6時半ごろの報道では、みやま市ではバイオマス発電事業のほうを独自にやって、生ごみの関係をそちらに移して焼却していくということを報道してました。これは2年間で建設やってしまうということです。大木町ではもう相当前からこの事業はやっております。なかなかこれ難しいと思いますけど、今後の展開で因町長がこういう方向がいいんじゃないかと思われるような、何かありますか。あったら。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

私も農家でございますから、中野議員のときにもちょっと言いましたが、やはり自然はサイクルで考えなければならないとっておりますから、そういった残滓（さい）等があればまたもとの土に戻すという、そういった基本もなければならないのかなと思っておりますので。私のそれは個人的な意見でございますので。しかしながら、3町としてどのように進むのかというのは今後協議してまいりたいと思います。その中で意見を求められたら、私はそういった考えもあるということも発言するのかなと思っておりますので、そういった考えでよろしくご理解願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

どうもありがとうございました。

これで質問を終わります。

（4番 川口 晃君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ここで暫時休憩といたします。

（休憩 午前11時45分）

（再開 午後0時45分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

8番小池弘基議員。

（8番 小池弘基君 登壇）

◎8番（小池弘基君）

議席番号8番小池弘基です。通告書に従いまして一般質問を行います。

まず、一般質問も本日ももう3日目、最終でございます。お昼も終わりましたあと残すところ2人でございます。食事が終わりますとだんだん眠くなりますし、私は立って質問をしとる間は大丈夫と思いますけども、答弁のほうもよろしく願いいたします。

本日は2点でございます。前回時間の関係で全部質問ができませんでした九大農場の跡地利用についてをお尋ねする件と、もう一点は国のほうで新しくバリアフリーの新法関係のいろんな法案が出てきております。それに関してまた本町におきましてもどのようなことを考えてあるのか、そういったことをお尋ねしたいと思っ

おります。本来ですといろいろと質問する内容をペーパーで準備してくるんですけども、今回はもう長年ずっと勉強してきている九大農場跡地ということが中心になるかと思います。また、バリアフリーの関係もそうですけども、今日は全くそういったペーパーなしで町長にいろいろとお尋ねしていきたいと思います。

では、まず最初に、町長の選挙公約でありました九州大学原町農場の跡地利用についてを質問いたします。

昨日、安藤議員が町長の昨年のリーフを持ってきましたので、私もこの裏面に本当非常にいいことが書いてありまして、九州大学農場の跡地利用計画といったようなことをございます。また、新たな粕屋町の成長戦略といったようなテーマで辰美の発案ということでございます。この中には非常に分かりやすく、私もいろんなところで粕屋町の九州大学農学部23ヘクタールの跡地利用について、こういった時系列的に本当分かりやすいと思います。粕屋の明るい未来へ出発進行ということで1番から10番まで時系列的にいろいろと書いていただいておりますので、昨日の町長等の答弁なんかもそうですけれども、やはり就任して1年、本来であれば自分のマニフェストの公約にいろいろとやっていくという予定が、学校給食調理建設における様々な問題等で大半がそちらに時間を費やしたといったことで、町長自身も不本意な1年かなと。また逆に言えば大変だったかも分かりませんが、それなりに充実されたんではないかなと思っております。

では、早速ですけども、辰美町長は昨年10月に行われました町長選挙での公約に、企業誘致など跡地の有効利用を打ち出されました。現在、1,300年前の飛鳥時代の遺跡が出土したことによりまして、約3年間にわたり遺跡の範囲を調査するための試掘が行われます。今年3月にそれも終わりますので、これから粕屋中学校前の東環状線の延伸工事や遺跡の指定の範囲の決定、また企業誘致、そういったふうなことを、今後のスケジュールとをまずは町長の思い、考えを先にお聞きしたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議員ご質問のとおり、九大農場跡地利用につきましては町長選挙の一番の争点でございました。跡地利用についての考えは一切変わるものではありません。小池議員におかれましては全てのほうを認識されているとは思いますが、土地については九州大学、道路については県土事務所、文化財については文化財保護課が所管をしております。それぞれの担当でございますので、スケジュールは所管のほうから詳細にお答えしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

小池議員のご質問にお答えをさせていただきます。

この粕屋中学校前の東環状線の延伸工事の現状についてということでございますけれども、これにつきましては9月の議会のほうの一般質問につきましても答弁させていただきましたけれども、事業の計画の概要、整備に対する効果、用地取得状況、福岡東環状線促進協議会におきまして国土交通省整備局、そしてまた福岡県等に強く要望をさせていただいております。そして、できるだけ早くこの道路は完成を目指すということで町長もそれぞれの要望活動に邁進しているところでございます。

九大農場跡地につきましては、阿恵遺跡の保存の文化財と道路、文化財もございまして道路の整備、そういうことにつきまして福岡県土整備事務所と協議を行っているところでございますけれども、今現在におきまして遺跡の保存の形態と道路線形がまだ確実に決まっている状況でございませぬので、ここで報告できるものではございませぬ。また、九大跡地につきましてもそのような状況でございませぬから、お話を進めることができないような状況になっておりますので、誠に申しわけないと思っておりますけれども、その旨ご理解賜りたいと考えております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

それでは、遺跡の国指定の考え方についてご説明を申し上げたいと思います。

外部委員で構成しております阿恵調査指導委員会におきまして、国の指定となる史跡の価値を十分に備えているという認識をお示しいただいたことは、去る9月議会のほうでもお答えをさせていただきました。現在九州大学と県土整備事務所なども協議を続けているところですが、教育委員会といたしましては平成30年度に指定手続に入りたいというふうに考えております。早ければ国の文部科学省所管の審議会のほうで平成31年度に官報告示という形で指定になれば31年度からの史跡指定ということで、一応あくまで予定ですが、そういうことを目指したいというふうに考えております。

先ほど質問の中で、範囲の決定についてということで質問がございました。今お示しいただいてるのが対象面積が道路部分も含めて4万3,600平米ほど答申をいただいておりますけれども、最終的な面積の決定は町と文化庁で協議をして最終

的に面積範囲を決定するというような方向になるかと思えます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

ほかにありますか。

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ではまず、文化財の関係でちょっとお尋ねしたいと思えますけども、いろんな委員会のほうから史跡の保存の範囲の提案といえますか、それがなされていますけども、広さ的には約4ヘクタールほどだったと記憶しております。いろんな資料が過去たくさんありまして、こういった青い線で囲った範囲がそうなんです。この中に先ほど都市整備部長のほうから、あと政策部長からも言われたように東環状線が一部を横断するといったようなところで、範囲をやはり早く決めないといけない。今の答弁の中で平成30年に文化庁のほうからきちっとした範囲を一応決めますよというようなことで、それ以降31年ぐらいにはどこからどこをどういったふうな形の保存をしていくかといったことが決まるといったようなのがスケジュールの概略だということですので理解していいんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

新宅社会教育課長。

◎社会教育課長（新宅信久君）

先ほど町からの手続は平成30年度に手続に踏み切ろうかなというふうにご考えております。申請するときは、もうあらかじめ文化庁と協議をして指定範囲をある程度絞り込んだ中でこちらのほうから手続を行いますので、平成30年度にはきちっとした範囲が確定するという考えでおります。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

では、今度は都市政策部長にお尋ねしますが、今の新宅課長のほうからの話によると町として文化庁のほうに範囲の申請をします。当然それには保存の範囲がある程度絞り込まれた状態での話になるということですが、その以前に今の外環状線の計画の道路があるわけですが、これを現行どおりいくのか、それとも少し西側にずらすとか、いろんな案が検討されていたかと思うんですが、順番的には今の都市計画道路の決定が先に行われて、それを判断して史跡の範囲を平成30年度に国のほうに申請するといった、そういった流れになるかどうかをお聞きしたいんですが、お願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

史跡範囲につきましては、この指導委員会のほうにおきまして範囲が決まると。その中で今現在その中に道路が計画が入っておりますので、今現在において町のほうといたしましては、この平成28年6月に全員協議会におきまして私どもといたしましては現道の線形において盛り土を、これが一番安く上がりますし住民の皆さまに理解をいただけると。できるだけ早くこの事業、道路をつくってくれというご意見もございます。そうした中で、文化財のほうとしては保存の形態からその状況を何らかのことを考えられないかというご意見も賜っておりますので、その中で現道やなくして小学校のほうに少し振った西小回り橋梁案というようなご意見もございます。そういうふうなご意見もいただいた状況の中で、ただいま福岡県土整備事務所、そして私どもとそして社会教育関係、その3つが協議しながらどれが一番ベストなのかということをしり合わせしながら今後事業展開を図っているところでございます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

私も今、交通対策及び九州大学農場跡地利用の特別委員会の委員長をさせていただいております、箱崎キャンパスのほうの計画がいろいろと今現在進んでいるという中で、以前から九大のそういったふうな跡地利用を検討をする。やはり向こうのほうも移転推進課というものを九大のほうもつくってあります。そちらのほうと、これは昨年10月29日に交通対策及び九大農場跡地利用の特別委員会で視察に行っております。その中で先方の方々といろいろと、スケジュールの問題であるとかそういったことを話してるんですけども、あちらのほうは今のところURのほうを計画の中心としてまちづくり、そういったものやっているといた状況でございますし、以前六本松にも九大の施設がありまして、そちらのほうの開発もURがやっているといた経緯がある中で、先方の方と話しすると、箱崎もそうですけども、計画しているエリアの中にまずは生活道路といった道路を先に決めるというのが一番先ですといった話も聞いております。

今部長が答弁いただいたように、いろんな案も出てるのも事実かも分かりませんが、まずはやはり一番具体的でなおかつ計画性が高い、現行のラインを崩さずに盛り土をしていって、それで道路をつくっていくというところを、これをやはり

町が県土事務所に対してきちっとした方向性を示して、なおかつ遺跡の保存も考えながら最善の方法を早く方針を出していただく必要があるのかなと思っております。まあ非常に難しい判断ではあるとは思いますが、やはりそれをしないことには全てが全部後にずれてくるといったことも考えられますので、まずはその道路のほうの方向性を決めていただきたいという思いがありますけれども、予定で大体いつごろまでには決めたいとか決めるつもりであるとか、その辺のスケジュールが答弁できるようでしたらお答えをお願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

今年の7月に阿恵遺跡調査委員会ということでございまして、私どももそのほうに参画させていただきました。その中で町のほうといたしましては、現道の状況の中で盛り土でさせていただけんだらうかというご意見も言わせていただきました。遺跡のほうとしては、やはり少しでも遺跡を守りたいというのも一つご意見ございます。今現在におきましては、福岡県土整備事務所におきまして、例えば橋梁案であれば勾配関係とかございます。それとけたの厚みとかも発生したときにどれだけの圧迫感が発生する道路になるのかということも考えていかないかということもございますし、橋梁案にして、そのところ九大農場跡地の取りつけ道路が本当にできるのかということも、やっぱ今現在検討せないかと。そういうふうな状況の中でこういうふうな難題が発生するのにおいて、私どもとしては現道の盛り土案でぜひともお願いしたいということで事業を進めていきたいと思っておりますけれども、この12月22日にこの検討委員会とまだお話がございまして。その経過を見ながら報告をさせていただくような状況になるかと思っておりますので、ご了承願いたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

分かりました。そういったふうなことで検討委員会がこれからも随時行われると思っております。その結果によりましてタイムリーな報告なりをまたいただきたいと思っております。

それと、先ほど、私どものほうも九州大学と色々なふうな形での視察という中で勉強会をしてきております。その中で、先方の資料の中では九州大学の原町農場跡地の整備のイメージの例といったようなのが先方からの資料で提出されております。

す。これのもとになっているのが、粕屋町の総合計画のもう一つ下のランクになりますけども都市計画マスタープランがございます。粕屋町がつくっている現在の都市計画マスタープランを参考にしていますということで、粕屋町の都市計画マスタープランのページ82ページを参考に九大のほうがいろいろ作成している図面があります。だから、やはり九大としては粕屋町が考えているマスタープランの都市計画を尊重しますよと、で粕屋町が考えてるようなことをベースに九大跡地の利用計画も考えていきたいと思いますというような話も聞いております。

そこで町長にちょっと質問なんですけども、せっかく一筆広い23ヘクタールという土地、その中の4ヘクタールは遺跡という形での保存、ちょうど真ん中部分に当たるのは当たりますけども、そういったのが含まれてるということも事実ですけども、今現在西小学校が非常にJRの真横であったり須恵川のすぐ近くであったりということで、生徒数も増えてきており、増築、増築で運動場も狭くなったりいろいろしてきておりますし、中学校も粕屋中学、東中学2校ではなかなか教室を増築するだけでは抜本的な解決に至らないような状況になってるかとは私は考えております。

そこで、その西小学校を今度の九大跡地のほうに移転をして、小学校と中学校とといったような小中一貫校みたいなのを1つつくるみたいなこともあってもいいのかなと。西小学校の跡地を逆に民間に売却をして、その辺の財源に充てるということも選択肢の一つかなと思っております。そこで、町長にそういった考え方が、現実性があるのか、またいや全く違うことを考えているよといったことなのかを質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

小池議員のご質問でございますけども、西小学校の移転ということでございますが、小中一貫校ということも今後は、私はそれがいいのか悪いのかという、教育部局ではありませんので、これは今後教育委員会と話してまいりたいと思います。非常にいいアイデアとも思います。そういった中で今後は一つの案であると、そして西小学校のほうは売却して企業誘致やるといふ、それはどっちでも可能性がございますので、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）



ありがとうございます。この九州大学農場跡地というのは近隣の行政区の方、また粕屋町の将来の税収入にも深くかかわりがあると私は考えております。当然近くの行政区の方なんかはどういったふうな計画になるのかなといったのを非常に興味を持ってありますし、町で会ったりすると何か変わったことないと。何か企業誘致といっても、まあすぐそういったところへ来るのは難しいし、以前辰美町長は糟屋郡粕屋町だと企業誘致をしても一体どこにあるのかも分からない。利便性は本当にいい町だけでもそれがなかなか伝わらない。そのためにも東福岡市みたいなネーミングが必要だと言ったようなことも話をされておられたこともございます。跡地利用の話からその東福岡市にどう移すんだ、移っていくんだといった話まで今日は聞くつもりはありませんけども、やはり全体的な、先ほどこのリーフレットに書いてたような項目を一つ一つ達成していくためにも、およそ、今日もそうですけども九大農場のことで質問をするよという、やはり興味を持ってある方もおられますので、今後のアウトラインというか概略でもいいからこういった方向で考えてますという段階で結構ですのでお話をいただければと思いますので、町長、お願いいたします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

九大農場跡地の移転というものは31年ということで聞いておりましたが、聞くところによると32年にずれ込むかも分かりませんということで聞いております。そういった中でやはり移転する中で検討していかなければならないと思いますし、移転を前提にその場所を売却して、そういった金額をもとに移転するというものがございますから、そういったものにつきましてはやはり企業あるいは今言われましたURあたりと検討されているということでございますので、今後はそういった形でやはり方々と議論していかなければならないと思っております。最終的にはいい企業あたりを誘致しながら、粕屋町に少しでもいい企業が進出していただいて住民がそこで雇用が生まれるようなやり方च्छゅうのは、そういった目標は捨てておりませんので、そういった方向で私は考えております。それを実現できるような方向で進めてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

ありがとうございます。できるだけ早い時期にその思いを達成できるように、忙

しいかとは思いますが、やっていっていただきたいと思います。

関連性があるんですけども、次の2番目のバリアフリーの充実という質問に移りたいと思います。

これも粕屋町は非常に自然増、あと転入による増加といったところが非常に多いのも事実ですけども、意外と目立たないのが転出者も非常に多いんですね。私は、なぜ転出するのかといったところもやはりデータをとっていきべきではないかという考えを持っております。これはとり方いろいろです。総合窓口、例えば転入、転出とかっていう手続をするには役場に來られるわけですので、簡単な、ご主人の転勤によって出ていくという方もおられるし、子どもが大きくなって部屋が狭くなって、といってもなかなか3LDKみたいなマンションとかアパートが少ないといったようなところで近隣にかわれる方もおられるかも分からない。ぜひともそういったふうな、まず入ってくるのは大体利便性がいいとか子育てが非常に充実してるとかっていうのは想像はつくんですけども、そういったふうにして転入されてこられた方が3年、4年たって転出していくというのも事実です。じゃあ、いいと思って来て失望したから出ていくっていうなら、じゃあ何に失望したのかみたいなのも、その辺のアンケートでデータをとってみたいいただきたいというのが一つあります。

その中で、住みやすいまちをつくっていくという中で、今は国のほうもバリアフリーということについて真剣に考えてきております。これもホームページとかでいろいろちょっと調べてみたんですけど、物すごい量がありまして、窓口もいろいろあります。これよりも端的に言えば障がい者の方に対してもその観点からもバリアフリーを進めなさいといったようなことでございます。

通告書に書いてるのを読みますと、現在国の方針において高齢者や障がい者などあらゆる人たちが社会活動に参加し自己実現できるために、近年建築物や交通機関などにおいて着実にバリアフリー化が進められてきました。しかし、そこで高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律が制定されたことにより、従来対象となっていた建築物、公共交通機関、道路に加え路外駐車場、都市公園にもバリアフリー化基準、移動等円滑化基準への適合が求められるなどバリアフリー化が促進されています。また、駅を中心とした地区や高齢者、障がい者などが利用する施設が集中する地区において面的なバリアフリー化が進められる中、本町の現状と具体的な取り組みや対策について尋ねます。誰か担当の方、答えられる方がおられればお願いします。

◎議長（進藤啓一君）

因都市政策部長。

◎都市政策部長（因 光臣君）

このバリアフリー法につきましては、前回の川口議員さんのほうにもちょっとお答えさせていただきました。粕屋町の取組につきましては、小池議員さんが申されておりますのは原町駅の基本的にはエレベーターの設置だろうと思います。この原町駅の地区につきましては、昨日も安藤議員さんにお話ししましたように平成5年、6年で地下歩道を設けたと。そのときに障がい者の方、車椅子の方が利用できやすいようにということで車道を設けまして、できるだけ緩やかな勾配においてこの地下歩道を利用させていただくと。それにつきまして今度その次には両サイドに駐輪場を設け、この駅の利用者をとにかく多く皆さんに使っていただいて交通渋滞の緩和をしたいと。県道607からこの駅前、それと裏側のほうの道路につきましても幅広く拡張いたしまして歩道の設置等を行ったところでございます。今現在、そのときにエレベーターというものができればよかったですけども、なかなかその当時でもかなり事業費を使っております。そのときまた利用者もかなり少ない状況でもございました。今現在、私どもとしましてもバリアフリー法にのっとりまして住民の皆さまに利便性のいい施設を使っていたきたいということで考えておりますし、今現在柚須駅関係のほうにも事業を展開しておりますところでございます。今私どもも議員さんが申されますようにエレベーターというのは非常に重要なことだと認識しておりますけれども、なかなか今現在の経済状況等、そして今利用者の数においてなかなかエレベーターまで行けないというところで歯がゆい思いをしているところでございます。

今現在何について取り組んでおるのかということでご意見いただいたときに、私どももやっぱり歩道の設置という、今までずっと優先してマウンドアップ方式の安全な歩道という基準のもとに歩道をつくらせていただいたわけなんです。今現在粕屋町に44キロほどの歩道ございますし、その中での大半がマウンドアップ方式の歩道であると。今はこういう格好のマウンドアップについてなかなか使いづらいというご意見もございますし、それについて一度事業費関係を計算をいたしましたときに、やっぱり今あるものを壊してそしてまた新たにつくるということになると1.5倍なり2倍というふうな事業費がかかります。今できますのは、この新バリアフリー法の中で1.5メートル以上の歩道については2メートル歩道の一部の拡幅を設けて車椅子の方が通れる状況でということで提言も受けておりますので、そういうものにつきまして緊急箇所関係の優先順位をつけましてできればという思いでもございますし、ある程度起伏の激しい箇所については改善していきたいという思いは十分に持っております。ただ、財政的なものでなかなか進捗ができないということで歯がゆい思いをしておるということでご理解を賜りたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

全て財政というか、資金ていうものがベースになってることも十分理解をしております。粕屋町は出生率も高いし、転入も増えてるし、待機児童も増えてるし、町立の保育園も老朽化してるし、もう非常に他の自治体と全く違うような今の時期、小学校、中学校、生徒数、児童が縮小、減って統合する時代の中で、クラス、要は普通教室を増築しないといけないという自治体は非常にまれであるというのも理解をしております。それはそれとして、やはり今町長もそうです、子育てしやすいまちづくりも少しずつですけども前に一步一步進んできてると私も理解はしております。あと、高齢者の方も当然医療費関係も非常に高額になってることも分かります。といっても原町駅は30段の階段があることも事実なんです。高齢者の方も、もう大変ですと。また、子育てしてる方も乳母車を持っていったら乗れないんです。で、原町駅に行かれる方は一旦長者原駅に行って、あちらで乗り替えてるというのも駅員の方もそれを認めていただいているというのか。ただし、本来でいくとそれは違法なんですね。キセル行為みたいなことになるんです。長者原まで行って快速乗っていくなんていうようなことも中にはおられるようですけども、でもそれは正しいやり方ではないと思っております。乗降客も3,000人超えてくるとまた国の補助、いろんなもんがまた違うとは思いますが、やはりネックになってるのは、特に高齢者の方もそうですけど原町駅を今までは行って利用してたけども最近階段が大変だから博多駅まで10分で行けて利便性富んでますよ、便利ですよ、阪急デパート、東急ハンズでいろいろ買い物近いですよと。行くときは手ぶらでいいですけど、帰りは荷物を持って帰ってくると、ああ、疲れた、大変だということになるのも事実なんです。やはり住みやすいまちづくりという中には、子どもさんもそうですけども高齢者の方もそうです。だからそういった中、ましてやそういったベビーカーを押してこられるお母さん方、また高齢者の方が両方とも大変な思いをされてある原町駅の階段は、早急に何とかしてほしいと。

それと、事業計画も一つのプランの中に組み込んでこそ実現するように私は思えるんです。いずれしますよっていう漠然とした形のもの、いずれなんですよ。それを計画的に今やっとなら、この予算もそうですけど、基金の組み方もそうですけど、やはり公共の建物を計画的に事前に直して行って長寿命化を図りますよとかという計画をやっとならできるようにした時代なんです。だから、そういった面では計画性のある予算組みをして、せめてあと2年待ってくれとか3年待ってくれとかみたい

な計画の中に組み込んでもらえるかどうかということをお聞きしたいと思うんですけども、その辺の計画的な日程は組めそうですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今、補助金は活用できないかということでちょっと聞きましたけども、乗降客が3,000人超さなければそういった範囲に入らないといったことでございます。そういった中で単独事業の全部持ち出しということは若干難しいかと思っておりますので、そういった補助金が出るようになりましたら前向きに検討させていただきたいと思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

従来の乗降客云々についての補助金ということは、それはそれであるんですけども、こういった国がバリアフリー法といったものをつくって、特に障がい者の方をちゃんとしなさいよということを打ち出してるのであれば、そちらの方で。これ調べるといろんな部局といいますか、文科省であったり厚労省であったりっていろいろあるんで、どこか何か引っかけられないかといったようなことを探していただくのもまた一つでもあると思いますし、ちなみにエレベーター、要は最低2個要るんですけども、ちなみに1個当たり幾らぐらいかかるものか分かりますか。まあ、私が聞くと1基1,000万円ぐらいかな、1基1,000万円ですからセットですると2,000万円ぐらいかかるような話を聞いてはおります。ただ、普通の道路のエレベーター、香椎とか香椎税務署のところの、ああいったエレベーターは300万円ぐらいでできるみたいです。JRの場合は特に、定価じゃないんですけども、その設計価格みたいな単価が特に高いんで非常に高いというふうに聞いておりますけども、それはそれで一度どれぐらいかかるものかも調べていただいて。幾らかかるか分からないのに財政的に厳しい厳しいと言われても具体性に欠けますので、その辺は一度調査をしていただきたいと思いますと思っております。

これは私の提案というか、こういったもの、本当に道路の歩道もまだまだ不十分でございます。階段がちょっとあったり、それは柚須駅でもそうです。門松駅でもそうです。やっぱり階段が2、3段あったら障がい者の方はなかなか行けない。したらスロープが要る。だから単に原町駅だけのことでなくて、やはり歩道の整備であったり、また粕屋町もなかなか町道の整備っていうところまで行き着いてな

いところもたくさんあります。そういったのも具体的な計画の中に織り込んでいただいて、いつになるか分からないということよりも具体的にいつまでには何とかしたいねという思いでやっていただきたいというのが私の提案でございますので、ぜひともその辺を理解していただきまして、早急に本当の意味で若い子どもたち、子育てから高齢者、老人の方の住みやすいまちづくりに邁進していただきたいと思っておりますので。

少し時間残っておりますけども、これで私の一般質問を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。

(8番 小池弘基君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

13番山脇秀隆議員。

(13番 山脇秀隆君 登壇)

◎13番（山脇秀隆君）

13番山脇秀隆でございます。

それでは、通告書に従いまして質問をしてみたいと思います。

まず、健康寿命を延ばす取り組みについて質問をいたします。

厚生関係の制度的なものが多くて、国の施策であったり県の施策であったりという形で、なかなか町でとり行うというのが実施されてないというのが現状であろうかと思っておりますけれども、やはりその中には町ができることということがあると思っておりますので、そういうことを考えながら質問していきたいと思っておりますので、確認の意味で制度的なものも聞いていきますけども、よろしく願いいたします。

それではまず、健康寿命とはということで、心身ともに自立し健康的に生活できる期間を言います。2000年にWHO、世界保健機関が健康寿命を提唱して以来、寿命を延ばすだけでなくいかに健康に生活できる期間を延ばすかに関心が高まっております。健康寿命が健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間と定義されているため、平均寿命と健康寿命との差は日常生活に制限のある健康ではない期間を意味します。2013年において、この差は男性で9.02年、女性で12.40年でありました。今後平均寿命が延びるにつれてこの差が拡大すれば、健康上の問題ではなく医療費や介護費の増加による家計へのさらなる影響も懸念されてまいります。健康に配慮する一方で、こうした機会に対する備えも重要になります。今、2025年問題がささやかれております。2025年には団塊の世代が75歳以上の後期高齢者になる年であります。日本は急速な高齢化が進み、2025年以降は2,200万人、4人に1人が75歳以上という超高齢社会が到来いたします。日本は世界に先駆けて超高齢社会に向かっているのであります。これまで国を支えてきた団

塊の世代が給付を受ける側に回るため、医療、介護、福祉サービスへの需要が高まり、社会保障財政のバランスが崩れるとも指摘されております。2025年を目安に社会の考え方やシステムの変化を求めてられております。

日本人の高齢期の自立度の形を東京大学高齢社会総合研究機構が調査した結果があります。男性の約1割が90歳ぐらいまではほぼ完全に自立ができています。それ以外では70歳前後に急激に落ち込むパターンと徐々に自立度が下がっていくパターンに分かれることが分かってきたそうであります。急激に自立度が下がる集団は生活習慣病の病気を原因とするものと考えられ、もう一つの徐々に自立度が下がるグループは加齢に伴う虚弱によるものと言われております。前者については生活習慣病の予防が重要であり、後者については虚弱をおくることが重要であると結論づけております。要するに、このような対策予防を政策的に推進することにより、できる限り自立している期間、いわゆる健康寿命を延ばすことが超高齢社会の社会システムの本道だと示しております。

また、そんな状況下にあっても、生きていてよかったと思えるような生活をどのようにしたら過ごせるのかがもう一つの大きな課題となっております。高齢化は高齢者が増えるというよりも、量的問題ではなく家庭機能の低下という質的变化も伴うということでもあります。特に世帯構成の変化、単身高齢者世帯の増加は重要であります。2015年時点では世帯主が65歳以上の世帯のうち32%が単身で、2025年には35%に増加するとしております。75歳以上の世帯については2015年で37%、2025年では38%が単身世帯になると推計されております。こうした単身高齢者、高齢者夫婦の増加は高齢者のひきこもりや孤独死の増加につながります。

粕屋町の人口推計によれば、9年後の2025年度には高齢化率17.8%で8,967人としており、町の人口の約5人に1人が65歳以上の高齢者であり、その半分以上に当たる4,932人が75歳以上の後期高齢者となります。こうした現状を踏まえ、幾つかの粕屋町の健康寿命を延ばす取組の現状を聞いていきたいと思っております。

生活習慣病とは、皆さんご存じのように食生活や運動習慣、休養、喫煙、飲酒などの生活習慣によって引き起こされる病気の総称であります。生活習慣病に関連する病気として、がん、心臓病、脳卒中、糖尿病、高血圧、高脂血症、肥満などの病気が挙げられます。以前、これらの病気は加齢とともに発症すると考えられていたため成人病と呼ばれておりました。しかし近年、糖尿病、高血圧などの病気は食生活や喫煙、飲酒、運動習慣などの生活習慣がかかわっていることが明らかになってまいりました。

そこで、粕屋町の生活習慣病予防対策を聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

先にちょっと頭出しをさせていただきたいと思います。

私も2年か3年前ぐらいに議会の報告会において、歩く成人病といった形で言われておりました形で、私も紹介したことがあります。議員おっしゃるとおりやはり食生活、それから飲酒の問題、あとは運動の問題というものが多岐にわたって関連するわけでございます。粕屋町も先日、団塊世代を対象に特定非営利活動法人、介護予防で日本を元気にする会という会が役場においてセミナーを開催いたしておりました。参加された方が町長室においでになりまして、非常に勉強になる講演でしたということをおっしゃっていただきました。内容についてはまだ報告はございませんが、そういった中で、講演会も団塊の世代を対象に、うちの大会議室やったと思いますけれども、そこで開催されております。

議員ご質問の習慣病対策の予防対策についてということは、所管のほうから説明をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

健康につきましては、まずは自分の健康は自分で守るのが本当だろうと思います。そして予防に心がけていくと、いい運動、よい食事をとるとというのが基本であろうというふうには考えております。

粕屋町の取組でございますが、介護福祉課におきましては団塊の世代が全て75歳以上となる2025年をめどに、住みなれた地域で自分らしく、そして自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、医療、介護、予防、住まい、生活支援が包括的に確保される体制の構築を他町に先駆けて取り組んでおります。その中で生活習慣病の予防という点では通所型サービスBに位置づけておりますゆうゆうサロンでの転ばん体操を初め、一般介護予防事業としては元気プラス講座、しゃんしゃん教室、らくらくプール教室などの運動系、それからお口から元気教室や頭も元気ばい研修会、脳若トレーニング教室等々を開催しまして、高齢者が自立して生活できるように機能維持、それから外出の機会を設けるといった支援に努めておるところでございます。各地域におけるいうゆうゆうサロンを初め各種の講座、教室には多くの高齢者の皆さんに楽しんでご利用いただいております。生活習慣病の予防と健康寿命の延伸にもつながっているものと考えております。

それから、健康づくり課の取組といたしましては、議員も申し上げられたと思いますが健康かすや21ですね、これに基づいて生活習慣病予防の取組を進めておりま



す。具体的には、生活習慣病は予防が可能な疾患でありまして、当町の胃、肺、大腸、子宮がん等々がんの検診等も国の指針に基づいて実施をいたしております。その中で前立腺がんにつきましては検診につきましては、当町独自での実施であります。がん検診の精密者に対しましては複数回の受診勧奨を行い、早期発見、治療に繋げております。

また、国民健康保険の被保険者に対しましては特定健診におきましては、国の基本項目に独自項目を追加しまして、健康結果については保健師や管理栄養士の保健指導を実施し、生活習慣の改善についての助言、疾病予防に努めております。

町独自の健診事業としては、30代基本健診、被扶養者、後期高齢者の基本健診の集団健診受け入れ等を行いまして、またがん検診との同時受診実施によりまして受診者を増やす取組をしております。さらに、健診以外では生活習慣病予防教室、健康相談、町や小学校等でのイベント、さらには各公民館等での出前講座を実施しながら健診結果と食生活の関係、それから喫煙の害など生活習慣病予防の啓発も行っているところでございます。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

国、県からの制度的なものとか町単独でやってる、いろんなさまざまな支援があるっていうふうに今感じましたが、非常に支援するに当たり専門的な知識というか、そういうのが必要な場合もあろうかと思えます。粕屋町内に福岡県粕屋保健福祉事務所がありますけれども、高度な専門的技術指導というのが必要だったときとの保健所との連携というのはどういうふうな形になっています。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

保健福祉事務所と保健師の立場で定期的に会議等を開いて協議しながらやっておるような状況でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

技術的な指導とかはそういう場で相談をしながら協議をしてみると。大体定期的に行われてっていう判断でよろしいですね。

今全国の健康保険福祉事務所の課題として上げられてるのが、地域自治体との連

携というのが一応問題視されてて、全国的では余りその連携がとれてないっていうのが大方の見方なんですけども、粕屋町においてはしっかり定期的に連携とれてるということでありましたので、今後ともこの生活習慣病予防対策をしっかりとやっていただきたいなというふうに思います。

次に、在宅医療の普及について質問いたします。

地域包括ケアという概念があります。30分程度の範囲内で駆けつけられる日常生活圏単位に予防、住まい、生活支援、介護、医療、途切れのないかつ包括的に確保される、できる限り高齢者が最期まで住みなれた地域で住み続けられるようにするという概念であります。その基本は、できる限り自立し続けられるような予防が大切であり、生活習慣病予防が必要である。あわせて介護予防が求められます。先に述べましたように、加齢に伴う虚弱な期間におけるケアの在り方については、高齢者はそれまでなれ親しんできた住まいで日常生活を繰り返すことがベストなケアであると言われております。後期高齢者になると、入院した後在宅に帰れず、施設や療養病床に行かざるを得ないという事態が増え続けております。在宅医療があれば、在宅で急変があれば病院に行くしかありませんが、平素より在宅に医療が及んでいればかなり入院も防げます。こうした理由から在宅医療の普及が求められております。在宅医療についての見解を、もしあれば聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えをいたします。

住みなれた地域における医療介護の関係機関ですね、これが連携しまして包括的かつ継続的な在宅医療介護を提供することが重要であると思っております。粕屋町におきましても医師等々と粕屋医師会と連携を図りながら今体制の構築を進めているところでございます。具体的には他職種連携地域リーダー会議、それから粕屋地域在宅医療推進協議会、在宅医療介護連携に関する会議等々で、これは医師会それから歯科医師会、薬剤師会、看護師の代表とか事業所の代表の方とか、県や先ほど議員も言われましたように県の保健福祉事務所、それと粕屋地域の自治体もそうですが、と連携を図りながらいろんな取り組みを行って協議もしておるところでございます。

今回、粕屋町内にあります松尾医院さんのほうが粕屋医師会の会長ということでありますので、在宅医療、かかりつけ医療、ネットワークとか物すごく前向きに考えていただいておりますので、会長を中心に町としてもますます連携を深めていきたいというふうに考えております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

粕屋医師会のお話が出ました。当然在宅医療に関しましては粕屋医師会の協力がなければできないというふうに思っております。粕屋医師会のホームページにこのように書いてあるんですね、粕屋医師会は平成9年に会員数200名を数え、それから18年をかけて昨年末に300名を超えましたと。全国的に少子・高齢化、人口減少が問題とされる中、着実に会員数を増やし発展をしております。そして、この10年間ほどの期間においては今安川部長が言われたようないろんな施策であるとか、またさまざまな対外的事業に加え会員福祉の充実も図ってまいりましたというふうにあるんですね。また、2025年問題を踏まえて地域医療構想に関してのさまざまな討議が行われ、粕屋地区の将来像に見合った医療体制を考えていかなければなりませんとあります。1市7町の医療体制の充実を積極的に取り組む姿勢というのが見えてくるわけであります。

在宅医療を行うのは地域のかかりつけ医が行うのが基本であります、24時間365日一人で対応するのはかなり難しいと思われまます。一人で対応できない場合のサポートや、常に高齢者と接触する看護職や介護職などの他職種と意思を連携される必要があるとして事業を展開しております。今さっき安川部長が言われたように連携、協議をしてるといってお話でありました。

こういった中で、保健所も在宅医療支援センターっていうのが保健所の中にも設けられておりまして、そういった相談に乗る窓口が開設されております。医師会もそういった動きで在宅医療に関する普及するためのいろんな取り組みを取り組んでおられるわけなんです、粕屋町としてできることというのはどういうものが考えられるかを、安川部長、分かります。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

粕屋町といたしましては、先ほども言いましたけど生活習慣病の予防とか、そこら辺の観点からずっとしていくのも当然でございますが、まずは医師会なりそういうふうな関係機関との連携を密にしていくことが大切ではなからうかと思ひます。

それから、町独自の施策といたしましてはリハビリテーションの専門職であります理学療法士をゆうゆうサロン等々に定期的に派遣しながら、基本動作の回復や機能の維持、落下防止等々の目的に運動療法や物理療法を行いながら利用者が自立した生活づくりに支援もいたしております。在宅医療を今から、ここ数年でいろいろ

話は出てきておりますが、さらなる医師会等との連携が必要になっていく中、これを密に進めていくのが重要じゃなかろうかなというふうに思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

確かに連携は大事と思うんですね。そうした中でこの連携のコーディネーター役というのはどこがやってるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

介護保険制度の中では自治体が主体的に実施していくということになっております。先ほど部長も議員さんも言われているように、これは医師会あたりの協力が必要不可欠でございます。そういったところから、まずは医師会と顔をつくりながら、先ほど言いました松尾先生あたりが粕屋医師会の会長でもありますので、そこら辺と緊密に連携をとってやっていきたいと思っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

例えば介護課の八尋課長が主体となって、事務局となって、そういった顔合わせであるとかそういった協議の場をつくっていますということによろしいですね。

◎議長（進藤啓一君）

八尋介護福祉課長。

◎介護福祉課長（八尋哲男君）

制度上は自治体が主体となっておりますが、現在のところは保健師、福祉事務所が集めたりとか医師会が集めたりといった会議が先ほど冒頭部長が言われた会議あたりに相当します。粕屋町独自としましては、他職種研修会ということで平成23年ぐらいから粕屋ネットワークあたりをしまして医療関係者とか事業関係者、そこら辺は町のほうで独自で集めてやってるようなところはございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

それと、首長との集まりっていうんですか、連携協議っていう場が設けられていると思いますが、その辺の中身っていうんですか、協議の中身って、医師会との首長との関係の協議の中身っていうのは何か最近ありましたでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

歯科医師会のほうは若干あっておりますが、こちらのほうの在宅医療についてはまだあっておりません。こういった中ではございますが、所管の課長あたりがまず打ち合わせしながら、そして病院の先生と話しながら、そういった中の議論の中で最終的には首長のほうに上げてくるというようなやり方をとっておりますので、まだ首長のほうには上がってきておりません。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

今医師会でもかかりつけ医事業というのを取り組んでおりますので、当然ながらこれからの高齢社会の中においては預けるのではなくて在宅の中で医療を見て回っていくというスタイルになっていかなければ社会保障の削減などできてこない。これから団塊世代においてそういう部分で多くなるので、そういった人たちをやっぱり多くしていかなければいけないという取り組みがもう医師会の中でもやってるし、国や県でもそういった方向に向かっていけるような制度をつくってきているというのが現状にありますので、できる限り町が主体となって、今言われたようにコーディネート役をやって繋げていく役割をしていけば、非常に顔が見えるようになってきてということがあるので、いろんな場合で信用が起きてくると、これは千葉県柏プロジェクトという事例の中にもそういったことができて、今まで在宅医療に興味がなかったお医者さんが興味を示してそれを実施するようになったという経緯もあります。ですから、お医者さんが嫌って言えばできないんですよ、この問題っていうのは。だから、やっぱり医師会とかと接触を多くしてこういう方向に持っていけるようなコーディネート役というのは町がしていかなきゃいけない。介護課が主体となってやっていかなければいけないのかなという思いでちょっと話をさせていただきました。

次に、生きがい就労について質問をいたします。

年金制度改革でマクロ経済スライド方式による少子化と高齢化に連動して、1人当たりの年金水準が連動する仕組みを導入しております。将来年金額が平均賃金の50%を下らない制度設計ではありますが、厚生労働省の財政検証の結果、高い経済成長と労働力の上昇、年金の積立運用がうまくいった場合でも基礎年金の水準は対賃金費で30%低下することが予想されております。最悪の場合は43%低下するとしております。これだけの給付水準が下がれば貧困高齢者が急増し、多くは生活保護に

頼らざるしかありません。そこで、政府は今国会におきまして年金制度改革を行いました。年金受給資格を25年から10年に短縮し、支給年金額を物価スライドから賃金スライドへの転換を図り、将来にわたって制度が続くように法律の改正が行われました。また、例えば多くの人が60代後半まで働ける社会を確立すれば、マクロ経済スライドによる年金水準の引き下げは食いとめることができると言われております。超高齢社会において65歳で引退するのは早過ぎる、まだまだ働けるという考えが重要であると言われております。働く場については農業、子育て支援、高齢者の生活支援、福祉施設のバックヤード業務等の分野でワークシェアリングの形で働くなど、その方法はいろいろ考えられます。超高齢社会においては若い人でなくても地域の仕事を高齢者が担って地域に貢献し、しかも一定の手当をもらい張りを持って働ける、そういった場が求められます。新しい職場の開発が必要であると同時に、シルバー人材センターとも連携し広めていくことが大事であります。

地域包括ケアにおける介護予防の重要な方法でもあります。縦割りではなく横との連携、介護福祉課と地域振興課によるコラボでこうした取組が考えられないかと思いますが、そうした取組があれば聞きます。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

高齢者の生きがい対策によります地域で就労ということでございますが、粕屋町におきましては先ほど言われましたようにシルバー人材センターですね、もうこれが今のところ唯一かなというふうに思っております。会員数につきましても220名前後をずっと維持されておまして、多くの高齢者の方が生きがいを持ってそこで働いて就労していただいております。その中でも自分の生きがい、働くだけではなくてサークル活動を通じてさらに生活の質を高められたり仲間を増やしてもらったりというふうな形でしてありますので、町としてはこのシルバー人材センターを核に就労機会の拡大に当たっていきたいというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

地域振興課のほうでありますか。

◎議長（進藤啓一君）

本多地域振興課長。

◎地域振興課長（本多一夫君）

地域振興課所管としましてお答えします。

粕屋町、久山町、篠栗町、新宮町の商工会が実施主体として平成27年度から30年度にかけて創業者、創業希望者に対して相談窓口、創業セミナー等を実施しております。これは平成26年1月20日に施行されました産業競争力強化法に基づいて実施しているものでございます。このセミナーにつきましては、平成27年度、8日開催し、全体で延べ130人、粕屋町からは26名が参加し、うち60歳以上の方は3名の方が参加されております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

地域は商工会のほうでもそういった形で高齢者の方の起業家に対する支援をしているというお話でありましたし、また安川部長のほうからは高齢者の働く場としてはシルバー人材センターが重要であるというお話でありました。

この粕屋町シルバー人材センターの就労者数の推移、ここ数年の推移っていうのを教えてもらっていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

それでは、報告をさせていただきます。

25年度ぐらいからでよろしいでしょうか、24年。じゃあ、24年度につきましては、これ年度末ですね、24年度は実人数で238名、25年度末が235名、26年度が225名、27年度が215名、そして今年1月に出ております「シルバーかすや」ですね、センターが出しました。これには28年1月1日現在226名というふうに記載をされております。

15年末が227名ということですので、ここの220名前後でずっと推移されていられるのかなというふうに思っております。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

余り変動はないというふうに受けとめております。これからの高齢社会においてはやっぱり働く場っていうのがいろんな場所で求められてくると思いますので、そういった仕事の開発というのはこれから大事になってくると思います。その重要な

位置づけがシルバー人材センターであろうかというふうに思いますので、この辺の拡充はしっかりしていかなければいけない時代に来てるんだなと思います。当然に高齢者自身が働きたいと思わなければさまざまな施策も無駄に終わってしまいます。

しかし、働く理由は先ほど安川部長言われたようにさまざまであります。生活のため、趣味のためのお金を稼ぐため、健康や生きがいをづくりのため、友人づくりのため等々であります。こうした要望に応えるハローワーク的役割が役場には必要ではないでしょうか。粕屋町に高齢者ジョブカフェの窓口があればおもしろいと思いますが、町長、いかがでしょう。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

ジョブカフェといいますと、大体カフェ自体がありませんので、ちょっとそれは今から内部で検討させていただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

カフェじゃなくて、集まる、要するにハローワーク的、要するに高齢者の方が働きたいんだけどという窓口、今若者のジョブカフェっていうのはあるんですね。だから、高齢者が来て何かしたいと、働きたいと言える場所、窓口があれば、そこでシルバー人材センターありますよとか、例えば商工会で今起業するんやったらこういうのがありますよとか、そういった案内ができるのであればおもしろいかなと、粕屋町に。これからの高齢社会社に向かっていく中で、こういうものもやっぱり一つ町の特色としておもしろいかなとちょっと思ったんですけど、ボトムアップでどうでしょうか、町長。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

そういった窓口ということでございます。これはやはり今からは高齢化時代でございますので、そういったことにつきましては住民ニーズに合わせながらそういったことも考えなければならぬと思っております。そういった中でやはり今後、組織内部のことを今から検討していかなければならぬと思っておりますので、そういったことも加味しながら検討させていただきたいと思っております。



以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

担当課にはしっかり今のアイデアを実施できるように働いていただきたいと思います。よろしくお願いします。

次に、生活困窮者の支援制度につきまして質問いたします。今回は高齢者の健康寿命を延ばすことに関連して質問をいたします。そういう観点から取組を聞きたいと思いますので、よろしくお願いします。

生活を巡る課題は高齢者だけではありません。貧困、孤立、ひとり親、長期無業、失業といった従来からの生活困窮問題がありますが、近年ではひきこもり、自殺、多重債務、薬物依存、家庭内暴力など複合的な生活困窮問題も増加しております。貧困の連鎖は経済的側面から子どもの進学や学力に影響を与えますが、健康面にも影響をしているようです。貧困世帯の子どもの歯の健康状態、肥満、食事内容の悪化は将来健康に大きく影響し、生活習慣病や虚弱体質になることが予想されます。多様化する貧困問題に対して生活困窮者自立支援制度が今年の3月に成立、実施されました。余り高齢者と関係ないと思われるかもしれませんが、その取組について説明を願います。

◎議長（進藤啓一君）

安川住民福祉部長。

◎住民福祉部長（安川喜代昭君）

お答えをいたします。

生活困窮者が抱えます課題、これには経済的な課題のみならず社会的孤立や家族の課題、それから単身世帯の増加などが複合的に絡み合いまして複雑化している状況となっております。このようなことから生活困窮者自立支援制度が施行されておりますが、この制度の実施主体は福祉事務所を設置する自治体であり、福祉事務所を設置していない町村部は都道府県が実施主体となっておりますのでございます。福岡県では県内に4か所自立支援相談事務所を設置しております。そのうち筑紫郡の那珂川町と糟屋郡内の7町を担当する事務所が幸いにも粕屋町の若宮に設置されております。粕屋町介護福祉課に生活保護や生活困窮にかかわる相談があれば、福祉事務所やこの自立相談支援事業所に繋ぎまして相談者の支援にも当たっているところでございます。

この粕屋地区の若宮にあります地区の自立支援事務所に確認しましたところ、相談者の年齢、性別、内容等々につきましてはこちらと分かりかねますが、平成27年

中における粕屋町在住者の相談件数は129件あったそうでございます。また、本年度は10月末までで111件ということで、粕屋町にあるということからでしょうか、他町の相談件数よりもかなり多いということだそうでございます。

先ほど言いましたけど、こういうふうに町内に県の施設があるということは本当にありがたいことでありまして、窓口に来られましたら相談者の身になって適時適切な相談、繋ぎをしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

相談件数がこんなに多いというのはちょっと意外だった気がしております。県の事業とはいえ粕屋町内の方がこんなに利用されてるっていうか、こんだけ貧困が進んでるのかなってちょっと危惧をしております。いずれにしても、多世代における幅広い支援がいろんな形で高齢化に向かって必要であるというふうな結論だろうというふうに思います。

急激な高齢化の中で持続可能な社会制度をどのように維持し対応していくのか、地方自治体の取り組みが求められると同時に、国民はこれまでのように社会制度や公的サービスに依存できなくなることも認識する必要もあります。自立する力によって対応する部分や地域の助け合いに期待できる部分を拡大する必要が、これからの高齢社会に求められる地域社会のあり方だと思います。国の制度に頼るのではなく、自治体独自にこの問題に取り組んでいかなければならない時代になってきていると思います。地方創生の考え方はこういったことだろうというふうに思いますので、町執行部におきましてもその意識でこれから進んでいっていただきたいと思っております。

それでは、続きまして次の質問に入ります。

平成29年度の枠組み予算編成について質問をいたします。

町長は就任以来1年が過ぎようとしており、平成29年度予算より枠配分を行うということで予算編成作業に入りました。予算編成の流れは、一応私の流れで言いますので、後で間違っていれば訂正をお願いしたいと思いますが、予算編成の流れは行財政運営方針の公表、予算編成の枠組み及び留意事項の公表、各課からの予算要求がそれで提出され、各部局で査定が行われ、各部局から行政財政運営方針及び予算編成の枠組み及び留意事項に沿って各部局が翌年度の事業実施に必要な経費を積算し、各部局の予算編成方針及び予算意見書等を提出いたします。これを受けて町長、副町長が各部局から提出された予算要求内容を精査し、全体の最適を図りつ

つ、取組の優先順位づけや資源の効果的効率的配分を行います。で、町長査定を終了した予算案について各部局に通知をいたします。その後、特に重要な案件や内示された予算案に対する再要求に関して、町長、副町長、関係部長等で議論、協議を踏まえて予算案を最終決定いたします。最終調整した予算案を議会に提出します。これが大方の予算編成の流れだと思いますが、粕屋町で何か違う部分ってありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

一応、経営政策課のほうで各部の中で分けられる分と分けられない分というものを精査いたしまして、そして最終的には各部長の中で、各部の中で金額を分けて、後で皆さんで協議していただいて納得していただいて各部に持ち帰っていただく。その中で各課の中で決めていっていただくというような形で聞いておりますが、詳細につきましては所管のほうからしっかりと説明いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

今泉経営政策課長。

◎経営政策課長（今泉真次君）

今議員がおっしゃったやり方は、今までの予算の編成のやり方ございまして、今回から枠配分方式ということで、歳入の範囲内で歳出を組むという予算編成の原則にのっとりまして、基金の取り崩しを行わずに予算編成を行うということが原則でございます。その対象といたしまして、一般会計及び特別会計を対象といたしません。配分経費の選定といたしましては、義務的経費、政策的経費、経常的経費に分類いたしまして、それを特定財源と一般財源に分けます。で、義務的経費といいますが、それは人件費、扶助費、一部事務組合等の負担金などの必要として優先的に予算を確保いたしまして従来どおりの積上方式で行います。次に、政策的経費といたしまして、施政方針に掲げるような重点施策の事業や臨時的な事業などの経費であります。各部局が要求するものに対しまして部局長協議におきまして必要度合いを、優先順位を決めながら予算を確保してまいります。次に、経常的経費でございますが、義務的経費と政策的経費以外の経常的に係る経費で、枠配分予算の対象となります。廃止、縮小など臨時的な事業に係る決算額を除き、前々年度の決算額の予算を確保しますが、それ以上の予算が必要な場合は原則として他の予算を削減し、増加分を捻出することになります。以上のような方法で枠配分方式を行っております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

私が言ったのが旧の流れということで、捉え方がちょっと私も混乱は実際に、この流れで行くのかというふうな思いがあったものですからね。大方相当変わってるっていうちょっとイメージを今抱いております。

いずれにしても予算編成の基準となる政策推進課題や経営資源の配分の方針というのは示されたと思いますので、これは政策課題、町長のこれからやりたいようなことも含まれてくると思いますので、公約等も含まれてくると思いますので、この辺の政策方針について聞いていいですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今回から枠配分ということで、これは先ほどのほかの議員の方にもお答えいたしましたけども、これはまず、所管のほうでしっかりと予算の範囲の中で精査していただきたいということで、その全部の合わせが各部長でしっかりとこの金額を合わせる。それは先ほど皆さんびっくりされたと思いますけども、やはり収入の範囲内で予算を組むといった形で、今までは基金から取り崩してやっておりました。そういった中で若干制度的にはぬるいような予算となっておりますので、そういった中でも繰越金が高くなるということに繋がりますので、そういった中では、今回初めてでございますが、もっと精度を上げるためには、収入の中の9割から85%ぐらいで大体組むのが普通であると聞いております。しかしながら、今回初めての取り組みでございますので、収入の範囲内でぜひ組んでいただきたいということの形で、この経営政策課のほうできっちりと分けていただいて、あとは足りない分についてはそれは先ほどスクラップ・アンド・ビルドですか、そういった中でしっかりと古いものは切って新しいものにつぎ込むというような、そういった形で企画していただきたいということでございます。

私の政策でございますけども、一応各課長のほうには差し上げておりますけども、それが今の自分たちの仕事のほうが優先するのあれ、やはり優先順位というのがありますので、それは必ずしも私の意見を全部入れる必要はないと私は考えております。それは優先順位がそういった中で許せるものであればぜひ入れていただきたいと思っておりますので、その辺については各職員がやる気が出るような事業を組んでいただきたいという思いから、今回はその枠配分ということでしっかりと自分たちの意見を言って、誰から聞かれようとしっかりと答えられるというような予

算組みをしていただきたいという指示を与えておりましたので、私はそれは今から、まだ分かりません。ですから期待をいたしております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

予算の今のその流れの中で、新しい流れになったとしても積上方式というか、今言われたような方針で予算組みを組んでくると思うんですね。その中でちょっと気になるのが各部長、3部長いるわけですよね。3部長が各課から上がったのを取りまとめて報告をするんですけど、その精査をするときに、今お話の中では経営政策課が調整を行うような。じゃないんですかね。枠配分だけ、事務的な部分でしかないっていう話でいいんですよね。分かりました。ちょっとその確認をしたかったのが一点ですね。

それと、公約については今町長がお話ししてましたように一応入れてるけれども職員の方が必要でないと思えば、まだできないと思えば出さなくてもいいよと。要は職員がやるべきことをしっかりまず最初にやってくれというようなお話でよかったですね。ありがとうございます。

じゃあ、積算基準についてちょっと質問をしたいと思います。

先ほど義務的経費であるとか經常的経費であるとかいろんな形で枠配分をしますよというお話でありました。町長も収入の範囲内で、その範囲内でやってくれということでありましたけど、この基準というのはいつの分でその収入を見てるんでしょうか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

これの基準につきましては、平成27年度の決算に基づいて設けております。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

町長の話では、それを100%と見るのか、それとも削減としてどの程度削減率を設けた、その辺はありますか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今までは基金を取り崩して、余裕のある中で予算を組んでいたということでござ

いますので、これを予算範囲内で組むということは非常に今回は職員の方も大変だろうとっております。慣れてくればそういった形でいつもやる方法でございますけども、今までのやり方と全く違ってきておりますので、非常に苦勞されておると思いますが、初めからきゅうきゅうにやって本当に必要なものまで削るよりも、やはりある程度の余裕を与えながら収入の範囲内で組んでいただきたい。もし足りない分については後で議論していくといった形で思っておりますので、どんどんこれからは、また次年度は繰越金というか、入札残とか額の決定あたりでそういった繰越金が出てくるかと思えます。そういった中でどれぐらいの繰越金が出るのかということも考えながら、やはりそういった精度を高めていくという、そういった中で今からの予算編成になるのではないかと思っておりますので、ご期待していただきたいと思えます。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

私も町長、厳しい、財政厳しい、厳しいという中で27年度決算の収入を基準にしてつくっていいよと。非常にゆったりとした、逆に言うんですね。いや、削減をすると思ってましたから。削減をして厳しくするんだなというイメージがありましたんで、枠配分という形の中でコスト削減を図って厳しく精査してやるっていう話というふうに思ってたんで、27年度決算を主に考えて100%でそれをやってくれと、その範囲内でやってくれてというのは私は意外なちょっと考えだったんで、そういうふうに言ってるわけでありませう。

当然、通年予算として編成されるわけでありませうから、枠配分方式というのはもう収入決まっておりますんで、一旦決めたら補正がなかなか厳しいんじゃないかなと。急迫不正な災害であるとか、そういうことがあれば当然補正は組まれるんですけど、通常ではもう一般補正は行わないということになると思うんですけど、それはそうなんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

補正予算の定義といたしましては、緊急な対応、それから額が決定したときの修正あたりが該当されると思えます。そういった中で、その以外の事業を補正で組むというようなことは緊急性以外はやらないと思っております。ですから、以前も当初予算で組めなかった、だから9月議会で予算を上げてきたという、でも私も議員の中でこれ初めから当初予算組まれんから9月の補正で組みよっちゃないですかと

というような質問をいたしておりましたので、そういったことは緊急性がない限りは組まないように。そういった中で若干厳しいかも分かりませんが、その補正を組まれないような状況の中でしっかりと当初予算で組むという、そういった意識の中でやっていただきたいと思っておりますので、極力といいますかね、絶対とはいえないですけども、補正予算は考えておりません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

私たち議員も課長さんところに行って、ちょっとこういうことをやってほしい、いやそれはお金がかかる、大したお金じゃないですよ、やってほしいといった場合に当然ながらそういうふうに組んで予算ないわけですから、どこかを削ってまで持ってこにゃいけないと、もうきちきちに精査してやってると思うんで出てこないと思うんですよ。ということは、そういう補正が組めないというのが一つ出てくると思うんですね。スピード感がなくなってしまう。せっかくいいことなんだけど、やりたいけどできない、スピード感がなくなってしまうっていうふうなこともちょっと出てくるんじゃないかなというのと、あと職員が、例えばこれをやりたいけど今年度当初予算間に合わなかったと。そうすると、補正でやりたいんだけど補正が組めないとなると1年待たなきゃいけないというような状況も出てこようと思うんですよ。こういったときの対応ってどうしたらいいんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

これはもう一長一短だと思います。やはりきちっとした予算組みをやろうと思えば当初予算から、議会もそうだと思います、当初予算でしっかり組んでいただきたいというのが原点であると思いますから、やはり途中で出てきた部分については途中で検討しなくてはならないかも知れません。非常に緊急なものであることであれば考えていかなければならない。しかしながら、もうほぼそういったものは当初予算で組み込もうという、その意識の中でやっておかないと最終的には収集のつかないようになりますから、それは議会のほうもご理解願いたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

非常に厳しい、職員にとっては本当に厳しい。私ら議員にとっても厳しい。途中では言えないという発想になってくるんでね。それはまあ町長決められたことなんでどうこうということじゃないんですけど、以前だったら課長の裁量権ていうのがあったと思うんです、幾らか金額的なもので。こういうのは残ってるんですか。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

今回から枠配分ということでございますので、課長の裁量権といえますか、その部の中で配分された予算の中で、課の中の予算であれば課長が調整できる分があればあれですけども、もう総枠が決まっていますから、増やすという予算というのはとってこれないわけですから、そういう形では課長の裁量ってなかなか幅は大きくないと思います。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

全くないという話なのか、今の町長のお話だと枠配分で積み上げ方式ですよ。必ず要るものについては出していいよと。だけど、私たちが言うその補正っていうのは基本的には出てこない、予算とってない分なんですよ。それを調整して出す裁量権があるのか。それはどっか削らないかんわけでしょう。その辺の余裕はないはずなんですよ、今のお話だと。だけん、その辺がちょっと心配なんで、その辺があるかどうかだけでもちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

安河内総務部長。

◎総務部長（安河内強士君）

厳密に言えば、裁量権が及ぶような予算はないというお返事しかできないかと思っています。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

分かりました。

枠予算という初めて経験する部分なんで、私たちもよく分からないんですけど、やっぱり町として半年に1回ぐらいは再請求、再要求できるものがあるんじゃないかな。例えば今さっき言いましたように1年後にしかもできないような部分についても、ああ、半年待てば何とかこれも再要求できるんじゃないかっていう



ような事業があれば、急迫不正じゃない事業があればですよ、いいねっていう事業があれば当然半年に1回ぐらいは、要求あったらもう一回出しなさいと、それについてはまた精査しようという部分があってもいいのかなと。そういう緩和策ってないんですか。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

議会のほうがそういったことを許していただければ、やはりそういった緊急とか本当に必要なものというのは議論させていただければそういった予算組みは可能かと思えます。しかしながら、原則的にはやはりしっかりと当初予算で組むというのが基本でございますので、あくまでもその方向で進めさせていただきたいと思えます。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

山脇議員。

◎13番（山脇秀隆君）

じゃ、原則っていうことでいいですね。急迫不正じゃなくてもそれがいいものがあれば当然審議はするという部分があれば、職員の方もこれはぜひやりたいとかというのがちょっと遅れてしまったという、考えてたけど予算編成に間に合わなかったと、あるわけですよ、やっぱり。そういうのは半年待てばできるということであれば、十分にやる気が起こる、ボトムアップじゃないかなと思えます。よろしく願いいたします。

あと、時間もちょっとないんで、次の留意事項につきましては、もうこれは基本的には具体的な方針なんで、これをどうこうっていう話じゃないんですね。町長は多分ゼロベースっていうスタンスをこの留意事項の中に入れてると思うんで、全てゼロベースで考えていく。今さっき負担金は削除、今までどおりっていう考え方ありましたけど、基本的には負担金についても必要でないか必要であるか、また他の市町村との関連を見て必要であるかないか、何かをやっぱり考えていかなければいけないみたいな、そういう方針をしっかりとここでうたってほしいなというのがあったんですね。ゼロベースという考え方ですね。一応それがありません。

それと、枠予算というに限られた予算の中での使い道を考え、今までと同じやり方では成り立たないという結論でありました。厳しい財政状況下の中では必要な手段と思えますが、新規事業や年度途中の増額補正などがしにくくなることが予想されます。職員がやりたいって思う事業においても当初予算を外れると1年待たなけ

ればならないジレンマに陥りますので、先ほどお願いしましたようにここはしっかり、再要求ができるということでもありますので、再要求をしていただきたいというふうに思っております。

基本的にはない袖は振れないという町長の考え、最後に、町長の向かう町政運営の方向性をちょっと聞かせていただきたいと思います。先ほどから聞くと極力財源を確保し、無駄なものは廃止し、徹底したコスト削減をし、基金を積み立てていくことでよいのか。基金を取り崩さないというふうに言われましたので、当然逆に言うと余れば基金に積み立てるという方向になりますので、そういう考え方でいいのかどうかを最後に聞いて終わりたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

やっぱり他町と比べますと若干基金が少ないのかなという感じをいたしております。そういった中でやはり無駄を省きながら、そしてしっかりと基金はいざという時のために積み立てておくというのが基本でございます。そして、これからの予算につきましては所管の担当の職員がやりがいを持つような、自分で考えて発想して事業を組むという、そういったことが一番大事ではなかろうか。そして、やる気を出してしっかりと住民に対応するというものが基本であると思っておりますので、そういった方向性でぜひ進んでいただきたいと思っております。

以上です。

◎13番（山脇秀隆君）

以上で一般質問を終わります。

（13番 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

これにて3日間にわたりました一般質問を終了いたします。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれにて散会いたします。

（散会 午後2時25分）

平成28年第4回（12月）

粕屋町議会定例会

（閉会日）

平成28年12月16日（金）

## 平成28年第4回粕屋町議会定例会会議録（第5号）

平成28年12月16日（金）

午前9時30分開議

於 役場議会議場

### 1. 議事日程

- 第1. 議案等の上程
- 第2. 議案等に対する質疑
- 第3. 委員長報告
- 第4. 委員長報告に対する質疑
- 第5. 討論
- 第6. 採決

### 2. 出席議員（16名）

1番 安藤和寿	9番 田川正治
2番 中野敏郎	10番 長義晴
3番 木村優子	11番 久我純治
4番 川口晃	12番 本田芳枝
5番 安河内勇臣	13番 山脇秀隆
6番 太田健策	14番 八尋源治
7番 福永善之	15番 伊藤正
8番 小池弘基	16番 進藤啓一

### 3. 欠席議員（0名）

### 4. 出席した事務局職員（2名）

議会事務局長 古賀博文                      ミキシング                      高榎元

### 5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職・氏名（23名）

町長 因辰美	副町長 吉武信一
教育長 西村久朝	総務部長 安河内強士
住民福祉部長 安川喜代昭	都市政策部長 因光臣
教育委員会事務局次長 大石進	総務課長 山本浩

経営政策課長	今 泉 真 次	協働のまちづくり課長	杉 野 公 彦
税 務 課 長	関 博 夫	収 納 課 長	石 川 和 久
社会教育課長	新 宅 信 久	健康づくり課長	中小原 浩 臣
給食センター準備室長	石 山 裕	総合窓口課長	藤 川 真 美
給食センター所長	神 近 秀 敏	地域振興課長	本 多 一 夫
介護福祉課長	八 尋 哲 男	子ども未来課長	堺 哲 弘
道路環境整備課長	安 松 茂 久	都市計画課長	山 野 勝 寛
上下水道課長	松 本 義 隆		

(開議 午前9時30分)

◎議長（進藤啓一君）

おはようございます。

ただ今の出席議員数は16名全員であります。定足数に達しておりますので、ただいまから本日の会議を開きます。

◎議長（進藤啓一君）

本日、議案等決議でございますけれども、1件提出されました。

これを日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、決議第1号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案等決議の上程を行います。

お手元に配付いたしておりますように、本日提出されました議案等決議でございますが、1件であります。

提案理由の説明を求めます。

伊藤副議長。

(副議長 伊藤 正君 登壇)

◎15番（伊藤 正君）

決議第1号特別支援学校を粕屋町に誘致することを要望する決議について。

粕屋町議会会議規則第14条の規定により、別紙のとおり決議案を提出します。平成28年12月16日提出。粕屋町議会議員進藤啓一様。提出者、粕屋町議会議員伊藤正、同山脇秀隆、同小池弘基、同本田芳枝、同川口晃、同長義晴、同八尋源治、同太田健策、同安河内勇臣、同中野敏郎、同久我純治、同福永善之、同田川正治、同木村優子、同安藤和寿。提案理由、粕屋町から県立古賀特別支援学校に通う児童・生徒は44名で、全体の12.3%に及びます。町内各学校の特別支援学級の児童・生徒は、小学校で190名、中学校で36名にもなります。小・中学校で年々増加するばかりです。こうした現状から、粕屋町における今後の特別支援教育を考えれば、交通の利便性や位置などから粕屋町が最適と考えられるため。以上。

(副議長 伊藤 正君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

決議に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本日上程されました決議第1号につきましては、議会運営委員会に諮ったのち、議員全員協議会で確認を行い、本会議場での採決を行うこととしています。よって、常任委員会に付託することなく本会議場で採決をいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、本日上程されました決議につきましては常任委員会に付託することなく本会議場で採決することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第70号粕屋町税条例等の一部を改正する条例について、及び議案第71号粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてを一括議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇総務常任委員会委員長。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎総務常任委員長（山脇秀隆君）

それでは、報告いたします。

平成28年12月第4回定例議会におきまして出された議案であります議案第70号粕屋町税条例等の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をさせていただきます。

地方税法の一部改正と所得税法等の一部改正に伴い、粕屋町税条例を整理する必要があるため、改正事項につきまして議会の議決を求められたものであります。内容につきましては、粕屋町税条例の本則第19条、第43条、第48条、第50条の修正申告等の税額延滞金の控除期間が改正の対象で、平成26年12月12日の最高裁判決により、減額更正法に同一論点で増額させたという事情のもとでは延滞金は発生しないと判断されたため、この判例を受けて改正されるものであります。また、減額更正から増額更正までの期間については、別の論点で行う場合の職権による場合は延滞金を課さないとするが、申告納税者による場合は延滞金が1年間を限度に発生するとしております。

次に、附則第20条の2の新設であります。平成28年度税制改正で5月25日に成立した日台民間租税取り決めの国内実施法、外国居住者等所得相互免除法に係る政令が公布されました。これにより、改正法の対象国として台湾が正式に指定されました。これにより、外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律が、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律に改正されました。これに伴い、特例適用利子、配当、譲渡、一時雑所得を分離課税とするものであります。また、附則第20条の3は、附則第20条の2を新設したために条ずれを行うものであります。

次に、附則第5条の改正であります。先の本則第19条の改正に伴い、町たばこ税に関する経過措置第5条の規定の整備を行うもので、主に文言の整備であります。

以上につきまして、平成29年1月1日施行であります。

次に、附則第16条の改正であります。消費税増税の延期に伴い、軽自動車税の種別割のグリーン化特例を1年延長するものであります。施行日につきましては平成29年4月1日となっております。

以上、慎重審議しましたが、本則第19条関連での同一論点や別の論点が何に当たるのか、附則第20条の2関連での国際運輸業が何を指すのかなど、文言の説明が不明確で理解するのに多くの時間を要しました。説明者にあつては、国の法律的なことに关しましては十分に意味を理解し、適切な論点整理をして審議に供することが求められます。

当委員会では慎重に審議した結果、全員の賛成をもって可決すべきことに決しましたので、ご報告いたします。

続きまして、議案第71号粕屋町職員の休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例についてであります。付託を受けました総務常任委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

家族の介護が必要な時期に、男女ともに離職することなく働き続けることができるように、仕事と家庭が両立できる社会の実現を目指し、雇用環境を整備するため、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律が改正され、同法第61条公務員に関する特例の中の地方公務員の介護支援に係る規定に準じまして所要の改正を行うため、議会の議決を求められたものであります。

改正の概要は、第8条関係で、介護者家族1名につき介護休暇取得期間をこれまでの連続6か月から、今回3回を限度に分割して通算で6か月まで取得可能とするものであります。

次に、第9条関係で、介護時間の新設であります。介護休暇とは別に、介護のための時間を取得し始めたときから3年連続した期間内で、1日につき2時間を限度



に勤務をしないことができるというものであります。いずれも休業した期間や時間は無給となります。施行日は平成29年1月1日であります。取得するための申請の時期やその間の無給に対する手当など、条件整備に関して質問があり、介護休暇をとりやすい体制を整備することが求められます。

当委員会で慎重に審議した結果、全員の賛成で可決すべきことに決しましたのでご報告して、以上2件、終わりいたします。

(総務常任委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑は一括議案番号順にお願いいたします。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第70号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第70号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第70号は原案のとおり可決することにいたしました。

これより議案第71号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第71号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第71号は原案のとおり可決することにいたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第72号粕屋町学校給食調理場設置条例の全部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇学校給食調理場建設特別委員会委員長。

(学校給食調理場建設特別委員長 山脇秀隆君 登壇)

◎学校給食調理場建設特別委員長（山脇秀隆君）

続きまして、議案第72号粕屋町学校給食調理場設置条例の全部を改正する条例についてであります。付託を受けました学校給食調理場建設特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告いたします。

審議の経過につきましては、全議員での審議でございましたので、概略のみ報告いたします。

平成29年4月より新給食センターの開業に向けて条例の整備を行うものであります。給食センターの業務のうち献立作成、食材調達、食材研修、調理指示、給食時間、給食指導が町の業務となり、業務委託先である株式会社粕屋町学校給食サービスと町がともに行う業務が中間検査、検食、配膳となるため、所長その他の職員の役割等を明文化し、開業に向けて整備をするものであります。施行日は平成29年4月1日であります。

当委員会で慎重に審議しました結果、賛成多数で可決すべきことに決しましたのでご報告いたします。

(学校給食調理場建設特別委員長 山脇秀隆君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより議案第72号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第72号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第72号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第73号粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

長建設常任委員会委員長。

(建設常任委員長 長 義晴君 登壇)

◎建設常任委員長（長 義晴君）

議案第73号。議案第73号は粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例の制定についてであります。建設常任委員会に付託を受けました議案第73号につきましてご報告いたします。

本議案につきましては、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定により、粕屋町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定めるものであります。

農業委員会の業務の重点は「農地等の利用の最適化の推進」であることが明確化され、また農業委員の選出方法が公選制から町長が議会の同意を得て任命する任命制に改正されました。さらに、耕作放棄地の発生防止や担い手への農地集積を進めるための農地利用最適化推進委員の新設が定められました。

農業委員会業務の重点化につきましては、農地等の利用の最適化の推進が任意業務から必須業務に位置づけられ、農地の利用の最適化につきましては、1、担い手への農地利用の集積集約化、2、耕作放棄地の発生防止解消の推進、3、新規就農、企業等の農業参入の支援が図られます。

また、農業委員の選出方法の変更については、地域の農業をリードする担い手が透明なプロセスを経て確実に就任するようにするため、公職選挙法に基づくものから町長の任命制に変更になります。町長は、地域の農業者や農業団体に候補者の推薦を求めるとともに、公募を実施します。推薦、公募、情報は整理、公表し、町長は推薦、公募の結果を尊重し、議会の同意を得て任命することになり、その内容は、1つ、町議会の同意を要件とする町長の任命性1本となります。1つ、過半数を原則として認定農業者といたします。1つ、中立な立場で公正な判断をすることができる者を登用します。1つ、女性、青年も積極的に登用します。

農地利用最適化推進委員の新設について、農業委員会は農業委員会が定める区域ごとに農業者等から推薦を求めるとともに公募いたします。また、推薦の情報は整理公表し、農業委員会は推薦、公募の結果を尊重し、農地等の利用の最適化の推進に熱意と見識を有する者へ委嘱します。推進委員は、自らの担当区域において担い手への農地利用の集積集約化、耕作放棄地の発生防止解消の推進、また地域における現場活動を行います。

推進委員の具体的業務については、人・農地プランなど地域の農業者等の話し合いの推進、農地の出し手、受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積集約化の推進、耕作放棄地の発生防止と解消の推進、農地の利用の最適化の推進に関する意見の提出については農業委員会は農地利用の最適化に関する施策についてPDCA（計画、実行、評価、改善）サイクルを回して改善していくため、必要がある場合には関係行政機関に対し施策の改善意見を提出することになります。

農業委員会の活動の公表については、農業委員会は農地等の最適化の推進の状況など農業委員会の活動を公表しなければならないと義務づけられています。

なお、農業委員会選挙人名簿登載申請手続は、農業委員会等の法律改正に伴い、農業委員会選挙人名簿登載同手続は廃止となり、本農業委員会は現委員の任期満了後の平成29年7月25日から改正の農業委員会等に関する法律が適用になります。

当委員会で慎重に審議いたしました結果、賛成多数で原案どおり可決することに決しましたことをご報告いたしまして終わります。

（建設常任委員長 長 義晴君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。  
質疑はありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第73号の討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。  
川口議員。

◎4番（川口 晃君）

2点ほど上げて反対討論にかえます。

昨年、国会で農協改革関連法の一環として農業委員会等に関する法律の改正がされました。この条例案はこの法律改正に伴っての条例改正案です。したがって、法律の改正点の問題点を2点ほど上げて反対討論とします。

第1点は、旧法の農業委員会法は、第1条目的で農業生産力の発展及び農業経営の合理化を図り、農民の地位の向上に寄与するため云々、それからその組織及び運営を定めることを目的とするというふうになっています。この農民の地位の向上に寄与することが、この新法では削除されました。皆さんもご存じのように、日本の農業は家族農業を中心とした農業です。農業政策も、農家の家計を豊かにするための政策でした。農水省は、今回の改正理由を、農業委員会がその主たる使命である農地利用の最適化、今委員長が説明された担い手への集積集約化、それから耕作放棄地の発生防止解消、新規参入の促進、それが最適化ですが、をよりよく果たせる、そのようにするためと強調しています。これは、今まで続いてきた農業委員会の重大な政策転換です。そうして、農業委員会の必須業務としてあった農地の移動、転用、許認可業務、これは第6条第1項にあります。それに加えて農地等の利用の最適化の推進事務、これは第6条第2項に新設されました。そのための指針を定めることも業務とされました。農業委員は、これまで農地移動、転用の許可等の合議体としての決定行為と地域における現場活動を一体で取り組んできました。新法では、現場活動は農地利用最適化推進委員に移されます。これに対しては、農業委員さんの中では、これまでの農業委員は現場で頑張ってきたのか、あるいは農業委員と推進委員の役割分担がうまくいくのかなどの批判や不安が広がっています。

第2点は、農業委員の選出方法が公選制から市町村長による任命制、それから議会による同意に変更されました。公選制は、農家の代表機関としての農業委員会の性格を保障する、基本的な戦後の制度です。農村の現場では、公選制は不都合という声は全くありません。任命制になれば恣意的な人選、農業振興とは無縁な人などが人選される懸念も否定できません。そのように農業委員会系統組織も公選制の維持を強く主張してきました。また、議会や農協や土地改良区の代表から選任される委員も所によってはあったそうですが、粕屋町は議会から選出してましたけども、今回の改正はそれもなくなりました。さらに、認定農業者が過半という要件があり

ますが、地域農業の多様な現実が無視されています。地方自治の趣旨に反します。粕屋町の現実も、認定農業者が6名だそうですから、例外規定を利用した委員の人选になってしまいます。最初から不安定な条例の実施になってしまいます。

まだありますけども、2点を指摘して反対討論にかえますが、条例案はこれら新法の負の部分の具体化がやむなく取り入れられています。もちろん担当の職員さんは農業委員さんの意見をよく聴かれての実施も今からしていられるでしょうけども、説明も丁寧でありましたが、その点は十分私は承知しています。しかし、先ほどから指摘していますような問題点がありますので、そのことを指摘して反対討論といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第73号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第73号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第74号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任会委員長。

（厚生常任委員長 久我純治君 登壇）

◎厚生常任委員長（久我純治君）

議案第74号粕屋町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

今回の改正は、所得税法等の一部改正によるもので、住民税の課税の特例として特例適用率等の額及び特例適用配当等の額が分離課税となりますが、粕屋町国民健康保険税の所得割額の算定及び軽減判定に用いる総所得については従来どおり特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を総所得金額に含めるため、所要の整備を行うものです。

当委員会で慎重審議しました結果、全員賛成で原案どおり可決すべきことに決しましたことを報告します。

(厚生常任委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第74号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第74号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第74号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第75号平成28年度粕屋町一般会計補正予算についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我予算特別委員会委員長。

(予算特別委員長 久我純治君 登壇)

◎予算特別委員長(久我純治君)

平成28年度第4回粕屋町議会定例会におきまして議案の付託を受けました予算特別委員会において、議案の審議の経過と結果について報告いたします。

その中で、一部修正案が出ておりますが、最後に報告いたします。

まず、総務部経営政策課所管についてです。歳入、17款1項7目財政調整基金繰入金、補正前額が2億131万2,000円、補正額942万9,000円です。それから、17款1項10目公共施設整備基金繰入金1億8,500万円で補正額1億8,500万円、合計は0円で、基金繰入額の減で学校施設環境改善交付金のためです。20款1項5目、補正前4億9,960万円で補正額、マイナスの3,390万円で、合計で4億6,570万円です。公立学校施設整備費負担金及び学校施設環境改善交付金の増による起債の減です。歳出は、13款1項1目公共施設整備費基金で、補正前9,252万2,000円で、補正額9,222万円です。合計で、粕屋町小学校のプール移転補償金で工事が延びたからです。

次に、総務部総務課所管です。歳入はなく、歳出のみです。2款1項1目職員給与、補正前2億2,267万6,000円、補正額3万円です。人事異動で仲原保育所と給食センターの人員の入れ替えです。2款4項3目、補正前1,289万3,000円、補正額マイナス94万4,000円で、補正後で合計で1,194万9,000円です。参議院選挙執行後の残額です。

総務部協働のまちづくり課所管です。歳入、14款2項4目総務費県補助金、補正前額150万円、補正額2万5,000円、県より新しい補助金です。事業で5万円の半額で高齢者運転免許証自主返納に対する補助金です。歳出は、9款1項2目、補正前4,574万3,000円で、補正額プラス212万9,000円です。消防団等運営費、また出勤回数が増えたこととか、表彰旗挨拶出席のための金額です。

続きまして、教育委員会学校教育課所管です。歳入は、13款1項3目、補正前1億6,858万9,000円、補正額2,810万7,000円、これは公共学校施設整備国庫補助負担金で仲原小学校の増築工事です。13款2項3目教育費国庫補助金、補正前128万4,000円、補正額、プラス2,224万円です。これは仲原小学校プールの工事費です。14款2項2目教育費県補助金、補正前3,959万6,000円、補正額、プラス468万4,000円です。これは仲原小学校の増築工事の分です。19款5項2目雑入、補正前9,752万1,000円、補正額、マイナス9,752万円です。合計1万円で、粕屋西小学校プールの工事が延びた分です。歳出は、10款1項3目学童保育所運営事業費、補正前7,914万1,000円、補正額27万4,000円です。10款2項1目小学校施設整備事業費、補正前8億5,915万2,000円、補正額、マイナス3,768万6,000円、13款、これは



委託費、工事請負費の入札が決まったからです。

教育委員会社会教育課所管です。歳入は、11款1項3目、補正前416万2,000円、補正額、マイナス35万7,000円です。受託者負担金で保険料金確定のための減額です。歳出は、10款6項1目分館活動支援事業、補正前3,592万5,000円、補正額、マイナス35万7,000円です。これは12節役務費保険料確定のための減額です。10款6項1目文化活動費、補正費614万円、補正額20万円、これは全国大会出場補助金です。10款6項10目生涯学習センター管理運営事業、総額1億463万6,000円、補正額、マイナス20万円。これは備品購入のための減額です。

住民福祉部総合窓口課所管です。歳入は、14款2項1目民生費補助金、補正前1億3,725万8,000円、補正額143万5,000円で、これはひとり親家庭医療費の補助金です。歳出は、3款1項3目後期高齢者医療事務費、補正前4億5万8,000円、補正額、プラス477万円です。後期高齢者医療費交付金負担金です。3項2項3目ひとり親家庭医療助成事業、補正前3,351万2,000円、補正額、プラス287万円です。これは委託費7万円と医療費280万円分です。

住民福祉部介護福祉課所管です。歳入は、13款2項1目民生国庫補助金、補正前6,355万8,000円、補正額、プラス1億1,124万6,000円。臨時福祉給付金事業補助金1,076万4,000円、臨時福祉給付事務補助金360万6,000円です。歳出は、3款1項10目臨時福祉給付金、補正前4,484万9,000円、補正額、プラス1億1,124万6,000円。臨時福祉給付金経済的対策分給付事業です。

住民福祉部子ども未来課所管です。歳出のみで、3款2項2目職員給与、補正前1億5,592万円、補正後34万円プラスです。人事異動のための経費です。

都市政策部道路環境整備課所管です。歳出のみ、8款2項2目道路環境新設事業、補正前1億4,082万6,000円、補正額、マイナス1,000万円です。これは工事の減額のためです。

議会事務局は、歳出、1款1項1目議会運営費、補正前1億1,392万1,000円、補正額1万2,000円。これは11節需用費、こども議会リハーサルの弁当代です。

最後になりますが、教育委員会学校給食共同調理場建設準備室です。歳入は、13款2項3目公立学校施設整備費補助金、補助前は0円、補正額、2億1,745万5,000円で、学校施設環境改善交付金です。歳出の主なものは、10款1項2目職員給与教育総務費、補正前1億2,984万1,000円、補正額3万円です。人事異動に伴う総務費への人事費繰り入れによる減額です。10款5項1目職員給与、補正前1億4,713万6,000円、補正額34万円です。人事異動による給料、手当、共済等の減額です。10款5項2目学校給食センター建設事業、新学校給食事業調理場工事中断に伴う遅延損害金暫定分、22節補償費、補填及び補償金5,868万9,000円に対して、これ

は福永議員他1名より修正案が提案されました。

慎重に審議の結果、修正案につきましては可否同数で委員長裁決により可決しました。修正案を除く原案は全員賛成で可決いたしましたことを報告いたします。

(予算特別委員長 久我純治君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

ただ今予算特別委員会委員長から報告がありましたように、本案には修正案が提出されています。

この議案につきましては議員全員によります審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより議案第75号の討論に入りますが、粕屋町議会会議規則第88条の規定により、修正案を先に採決いたします。

それでは、議案第75号……。

(許可のない発言あり)

◎議長（進藤啓一君）

まだ発言しておりますけども、それでは議案第75号修正案の討論に入ります。

(許可のない発言あり)

◎議長（進藤啓一君）

議事は私が進めてますから、それに従ってください。前とは何ですか。

◎12番（本田芳枝君）

予算特別委員会が終わった後、弁護士さんの説明会がありました。その内容の中で、そのことに対してはどうかするものではありませんが、特別委員会の中で委員長ほか数名の方が、もっと説明が欲しいという内容で発言をされました。その結果、行政側はそのようなことをしたんだろうと思いますが、その内容はとても重いものでした。そのことで今回のその修正案を同じような理由で出すのか、違った理由で出すのか。しかも、私が修正案を出されたときの質疑に、提案者が、今回初めて遅延損害金の内容をするのでということと言われたので、初めてではないというふうに申し上げましたが、そのことに対する提案者の答えはありませんでした。だから、そこをもうちょっと明確にしていただかないと賛成討論、反対討論はできません。その辺はどう考えられますか。

◎議長（進藤啓一君）

それは何も考えません。私は、今までの流れをもってこの議事を進めておりますので、それはあなたの意見として受けとめておきます。

修正案の委員長からの報告は可決でありますので、まず修正案に反対の議員の発言を許します。

安藤議員。

◎ 1 番（安藤和寿君）

議案第75号平成28年度粕屋町一般会計補正予算に対する修正案について、反対の立場から討論させていただきます。

新学校給食センター共同調理場工事中断に伴う遅延損害金暫定分5,868万9,000円の補正予算は、株式会社粕屋町学校給食サービスに対し、平成27年12月3日から25日までの粕屋町学校給食共同調理場設備運営事業契約に基づく工事中断の増加費用の仮払金を平成29年1月末日までに支払うものです。現在、双方の代理人、弁護士と暫定合意で、今後も交渉を行っていくようですが、もし期日までに支払いできない状態になるとどうなるのでしょうか。民間でいう不渡りと同じ、会社の信用は著しく低下となり、銀行との取引が停止する企業倒産と同じことだと察します。

町長は、建設地の安全面の問題から、確実な安全確保を行うことに対し、適正な対策を行い、将来の給食センター運営に支障があってはならないことから一時中断されました。来年の新学期から給食センターで供給される給食は、官、民と一体になった運営において15年契約で実施されるものです。一番の目的は、新給食センターから子どもたちに安全・安心な給食を供給していくことであり、目的を確実に行うためには双方よい関係であること、目的に向かって同じベクトルでなければならないことだと思います。

また、町長は、当初特定財源が0円であった学校施設環境交付金を獲得するため何度となく上京され、関係先に対し交渉されました結果、交付金2億1,745万5,000円の交付金を確保されました。

現時点において、補正予算の遅延損害金暫定分はもはややむを得ないと賛成する議員も多いと思います。今回発生したことを肝に銘じ、二度と起こさない、起こしてはならないことを深く反省を促し、今後の事務執行が活かされることを期待しながら、議案第75号平成28年度一般会計補正予算に対する修正案の反対討論といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

長議員。

◎ 10 番（長 義晴君）

議案第75号平成28年度粕屋町一般会計補正予算に対する修正案について、賛成討論を行います。

学校給食センター建設に伴う遅延損害金が一般会計補正予算に計上されました。この議案の内容は、町長選挙の結果、前町長から因辰美町長に引き継がれ、建設に

については以前粕屋町の一般廃棄物処分場として使用されていた場所でもあり、県の指導も受けながら現在地で建設を進められてまいりましたが、基礎工事をする過程で想定外に大量の廃棄物や有害物質等が検出されたことなど、一般廃棄物処分場跡地での、安全・安心のまちづくりの観点から児童・生徒の命にかかわる給食センターをこのような土地に建設してよいのかという判断から、平成27年12月3日に業者同席の上で工事の一時中断、中止を申し入れされ、町長は町民に対して住民説明会を開催され、意見を求められました。が、賛否は半々で、安全対策を講じて現在地での工事再開を決断されました。平成28年9月供用開始が平成29年4月となり、結果的には工事中断による遅延損害金を事前の説明もされず補正予算に突然計上されましたが、まず工事中断された時点で、工事契約書やPFI事業ガイドラインにもあるように、工事中断する場合はSPCと協議するなどリスク分担の試算を十分協議検討されてからの工事中断を決断すべきで、その町長の発言は、支払う意思がないことや裁判も辞さないとたびたび答弁されてきましたが、結果的には弁護士を介して遅延損害金の交渉をされ、何らかの負担はやむを得ないとの判断から遅延損害金の負担提案をされることは理解できないし、12月議会前に特別委員会で経過報告をしてでも議会と行政の信頼関係を図るべきだったと考えます。

また、一般廃棄物処分場跡地での安全・安心のまちづくりの観点から町民説明会をされましたが、このたびの遅延損害金発生について町民に対してどのような説明を考えてあるか私も質問しましたが、町長は特別考えていないと答弁されたことに対しましては、私は理解に苦しみます。工事中断の決断をされて、無駄な経費をつくり、遅延損害金の予算計上も行い、町長が町民に対して説明責任も考えていないという発言は、町民に対する背信行為であります。工事契約書に基づく違約金のリスク発生などの検討も具体的にされていないし、弁護士との相談、助言も当初から考えずに工事中断された責任は、執行部にあると言わざるを得ません。

今回の議案第75号一般会計補正予算、遅延損害金5,868万9,000円の減額修正案に賛成討論といたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

中野議員。

◎2番（中野敏郎君）

たびたび議会と執行部というのは車の両輪というふうな話を聞きますが、私も昨日1日、考案日の中でずっとそのことを考えておりました。何が私の頭の中に浮かんだかと申しましたら、先日の一般質問の中でも出ておりましたが、残念なことに

水鳥橋というものがモニュメント化になっているというか、だんだんそういうふうな形になっておりますが、あの水鳥橋がまさに私は町政の形じゃないかなと思っております。あの橋の真ん中に二つ、2本橋脚あります。一つ、そして一つ、もう一つ両側に橋台というのがあるわけですね。一つは議会であり、一つは執行部なんですよ。そして両側にある橋台というのは何か、それぞれの議員、それぞれの執行部が引っ張ってもらってる町民、その人たちが引っ張ってもらってるし支えてるし、そういう形が私たちのこの議会だと思っております。

この1年、町長はどういうふうな動きをされたかと。そして、その1年前の形ってどうだったんか。あのつり橋というのは、つり橋ですよ、しっかりバランスで成り立っておりますが、一方の橋脚がちょっとずつちょっとずつ変な方向に動いていたわけですよ。そして、町長はそれを、今度新しい因町長は修正して修正していいバランスにやってきてたんですよ。あの真ん中が開いたらバランスとれないです。誰にそれがかかってくるかといったら、その加重というのは両脇の町民の方にかかってくるんですよ。狭くてもいけない、狭かったらまたこれも町民に負担かかる。そういうバランスの中で私たちこの議会というのをやってきている。

そしてこの1年、私たち、私が目指す議会の一つに情報の開示というふうなことをずっと思っておりますが、どれだけの開示をしてくれましたか。今まで過去のことまでも開示してくれて、ずっと論議ができてきた。それというのも町長を初め、それから室長、いろんな形でその情報というのを流してきてくれた。それによって私たち、見えるような形になってきたじゃないですか。町長が今度の工事をストップしようというときに、もちろん私たちにも開示されて話しされた。私もあのときに言った意見というのを覚えております。ああ、そのときの出来高がまだ6,000万円だったら、スタートからやめればいいじゃないか、そしてもっと別な場所に。私はあそこは川の、あるいは川と川の、あるいは川と川と川がぶつかるような場所だからという論点で言いましたけど、そういうふうなことを含めて私もある意味ではそれに賛同したんですよ。結構議員の方、ほとんどの方がそれに賛同したんですよ。そういう流れで来てて、今私たちは先ほどの橋のこっち側の議員のほうの外に行こうとしてる。バランス壊れるじゃないですか。こんな不安持ってからやったら、またこれが住民の引っ張る手が必要になってきてしまうんですよ。

私は、今回裁判になった、裁判になるじゃないですけど、顧問弁護士さんの話、そういうふうな中身が分からないから、ぜひそこまで聞いて、これは賛成、反対の討論をしなきゃいけないと思ってたら、石山室長、もう即次の日にそういうふうな手だてをした。すばらしいじゃないですか。そこまでも私たちに情報を与えて、生の原稿ですよ、それを私たちに与えて、その暫定契約書ですか、そういう暫定とい

う形までも持って私たちに見せてくれる今の執行部に対して、十分私たちはともにやっていくというふうなことを思っております。

まだまだ暫定なんです。そのあたりで私たちはまだやっていくことがあると思います。ぜひそういうふうな形で、議員の皆さん、これに対してやっぱりここは反対していくというふうなことをしていかなければならないと私は思っております。

これで私の反対討論を終わります。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

給食センター延滞遅延金減額修正案の賛成の討論を行います。

12月議会に提出されています給食センター延滞遅延金を含む補正予算には、仲原小学校の校舎増築工事や放課後児童クラブ室の建設、また学校などの学校施設環境改善交付金、またひとり親家庭への医療補助金、臨時福祉給付金の補助金など補正予算として成立させなければならないものも組み込まれております。しかし一方では、新学校給食共同調理場工事に伴う遅延損害金1億8,000万円のうち5,868万9,000円の補償補填及び保証金が組み込まれておるわけです。

この遅延工事の賠償金は、昨年町長選挙後の12月、産業廃棄物費をめぐる、建設している新給食センターの工事を執行責任者である町長の判断で中止したことによるものであります。その後、町長は町議会での一般質問や機会あるごとに、この事業にかかわっている職員の交付金申請の誤りや職務怠慢による損害であるということで、職員の処分まで公言されております。また、議員には説明したということで了解してもらったと発言されておりますが、それは町長が工事中止が先にありきの思いで議員に説明したものであり、最終的には工事の中止は町長の政治判断で決まったことであります。私たち議員は、議会での工事中止は議決しておりません。町長はこれから1億円以上にもなる町民の税金を遅延損害金に支払うために、私たち議員には12月議会前に損害金の交渉内容の報告が不十分であるにもかかわらず、損害金の議案を提出して、損害金の支払い先にありきで十分な審議時間も保障せず、補正予算として議会で可決しようとしておりますが、議会と行政との信頼関係を損ないかねません。また、1億円以上の遅延損害金の支払いに町民の貴重な税金を使うにもかかわらず、町民に対する説明責任を全く果たさず、12月議会に一般財政の補正とあわせて遅延損害金の支払いを含む補正予算は、町民の方々の理解を得られるものではありません。町長は、6月議会の私の質問に、請求書が来たら住民に違約金の内容を全部話します、このように答弁されました。これが方便でなければ、

説明会をしてでも報告を先にすべきであります。

さらに問題なのは、議会に諮らずに12月議会前の11月25日、町長と新給食センターの社長との間で遅延損害金の支払い計画の最終決定にもなる暫定合意書に署名と捺印まで取り交わされております。私は、先日の給食調理場建設特別委員会のときに、この合意文書の提出を求めました。そしたら、担当からこの合意文書が提出され、議員に明らかになりました。しかし、その内容は、1月末までに1億円以上にもなる賠償金の第1回分の暫定分5,868万9,000円を支払う、このようになっております。その後どれだけの賠償人になるかも不明確であるにもかかわらず、6月末までの支払いの契約までを決定し確約している内容といえます。

先日14日の予算特別委員会には町の顧問弁護士さんが出席されました。この弁護士さんは、12月に予算が通らないと町に莫大な損害が出ますよ、さも遅延損害金が出たのは議会の責任のように何度も強い口調で言われました。とんでもありません。町長こそ私の質問に裁判をしてでも闘うと、このように答弁されていたことこそ方便になり、全く責任は果たせてないというふうに思います。町長の答弁はインターネットでも配信され、議会だよりも掲載され、誰でも知っております。町民の方々も、町長が町民への説明責任を果たさず、工事中止による損害金1億円以上にもなる町民の貴重な税金を使う補正予算には絶対に認められるものではないと思います。

以上をもって町が提出している12月補正予算から遅延損害金暫定分5,868万9,000円の補償補填及び賠償金を減額修正する議案に賛成し、討論といたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

問題の本質がすごく曖昧になっているということを感じざるを得ません。先ほど私は、動議ではないんですけども発言を申し上げましたが、ここにいらっしゃる議員以外の皆さんは何ゆえに修正議案を、減額修正案を出されたかご存じですか。理由を聞かれています。聞かれてないでしょう。かやの外です。

◎議長（進藤啓一君）

議員は、そのときに提案者から説明がっております。

◎12番（本田芳枝君）

ちょっと待ってください。ないです、ここに。今、田川議員は町民に説明責任があると言われましたよね。町長だけではないです。議会も説明責任があります。何ゆえに議会でそのような提案がどういった理由でなされたのか、それをまず明らか

にしないといけないというのが一つ。

それから2つ目、私が先ほど申し上げましたように、今福永議員は提案者だから何もおっしゃらないのかもしれませんが、ご自分が提案された理由を賛成討論としてはまだ出されていませんね。今から出されるのか、私はそれを減額修正案を出されたときからどういった理由で出されるのか楽しみにしていました。そしたら、思わぬ答えが返ってきたんですね。遅延損害金の内容は初めて聞くと。間違いじゃありませんよね。私は、特別委員会の中でそれは違うと言いましたけど、議会では誰もそれに反論する人はいなかったです。そして、事務局が調べてくださって、初めて6月の補正のときに遅延損害金2億2,000万円の数字が出てるんですよ。それを修正したのはほかならぬ福永議員なんです、小池議員と2人で。それを賛成したんです、みんな。だから、その後に議会は審議をしないといけないんです、責任において。しかも、そのときの予算特別委員長は長議員です。先ほど何度も何の説明もなしにとおっしゃいましたが、特別委員会、予算特別委員会の委員長ならば、自分が担当した修正案が出たら、そのことに責任を持つべきでしょう。もう全然知らなかった、何にもなかった、何とかかんとかとおっしゃるのは筋違い。でも、ここはすみません、そういうことを言う場ではないので。

それから、私は議長にも言いたいです。今日のことを調べるために、私は、長議員が一般質問されて、町長はどのように答えられたか。昨日ずっとそれをインターネットで見ました。ぜひ皆さんに見てもらいたい。実にこれはありがたいもので、ちょうど一番いいところで議長は何度も町長を止めておられます。本当に聞きにくいくらい。町長の発言がポイントのところ聞きにくいようにされてるのかと思わざるを得ないような形で制止をされています。制止をされたあげく、議長として因町長に、そういった内容は住民説明会を開いて説明したらどうですかと言ってあるんですよ。

◎議長（進藤啓一君）

私に対する反対討論でしょうか。

◎12番（本田芳枝君）

いえいえ、これは皆さんにぜひ聞いてもらいたいから。今、行政の皆さんは発言することができないんですね、ここで。賛成討論、反対討論して決めるわけですよ。だから、議会はなおさら丁寧に、何ゆえに賛成しているのか、何ゆえに反対してるのかを職員の皆さん、それから町民の皆さんに明確にする必要があるのに、今私が申し上げたいのは、この修正案の提案説明がなされてないということです。それを認めるわけにはいかない。私はどうしても、初めてという、私が聞き違いしたのかなと思って一旦引き下がりましたが、後でその事務局の説明があって、それ



は久我議員もご存じで。でも、なおさら皆さんは説明を求めたいということだったんですよ。ところが、私、議会の働きで何だろうと思うんですよ。予算特別委員長の責任において修正議案が通って、その後それからその修正案をした人も、この、今回出てますよね、議案として予算案が。それはもうその12月2日から議会が始まりましたかね、その前の月曜日にもう公になってます。そこで責任のあるその議員であれば、これはどういった内容なのか、ぜひその審議が始まる前に給食調理場建設特別委員会を開いてこの内容について話してほしいということ言うべきではないですか。その上で一般質問があればいいですよ。一般質問のときにも田川議員はいろいろ聞かれておりましたけど、私はそのときに、まだ職員が説明してないのにどうしてそういった内容を聞くのか分からなかったんですがね。私は過去に、総務常任委員会担当なので、それを聞いたらいけないって随分責められましたよ。そういうときに議長は一切止められない。町長が本当にその核心になるところを説明してあるのに、それを邪魔してあるというふうにはしか見えないんですよ。ぜひ見てください。

その後、反問権を使って長議員に言われましたけど、長議員は答えてない。しかも、一般質問をする前の内容を今おっしゃっている。私は、議会はもうちょっと時間を大切に、まあ私が一番消費しているように見えるかもしれませんが、もう少し物事の流れをきちんとしてほしいと思います。

それで、私は今から反対討論に行きます。

この修正案は不要だと言いました。行政が十分に6月の補正予算のときにこの遅延損害金は早過ぎると、内容はよく分からないということで修正しました。その後、行政は弁護士さんに頼んで、その弁護士さんの説明では7月4日からこのことに対して受けたと。そして、8、9、10、11、もう本当にぎりぎりですよ、必死で弁護士さんとそれから準備室長と一緒に、どれをどう減額したらいいのかされています。そして今回出てきました。それで、私が皆さんによく見てもらいたいのは、確かに遅延損害金、これは、等がいると思うんですけど、暫定分は5,868万9,000円出てますが、その上を見てください。委託料と公有財産購入費、これも不要なんです。不要な分と今回必要な分と相殺した額が出ているんです。今いかにももうこれで決まったように言われますが、PFIがいわゆる契約をして9月から営業開始だったですよ。で、9月から4月分の営業をしなかったためのいろんな不必要な金額は今からどんどん出てきます。とりあえずこの金額が出てるんですけど。だから私は、将来的にはその遅延損害金5,800万出すけれども、ひょっとしたらもっとも減る可能性は、そのことだけでもあると思います。いいですか。学校給食センター建設事業は5億3,359万8,000円今年予算を組んでるんです

よ。その中で不用額はもっともっと出ますよ。なぜ不用額が出るのか。それは、こちら側が止めたからです。止めた理由を一方では町長の責任、で町長は私だけの責任じゃないでしょっていう、そのところのポイントを近づこうとすると、それがだんだんほかに行ってしまう。そういう議論の仕方を今しています。

で、これはあくまでも暫定で、1月10日にこの引き渡しを、この合意書を結ぶことによって引き渡ししてもらって、その後具体的ないろんなことが詰められるんですよ。それで、先ほど裁判云々とか言われましたけど、私は今までずっと調べてきたら、うちの町に大きな非があるんです。前町長時代の町長の対応、それから前室長、給食準備室の対応。それを見たら、裁判負けます。はっきり言って。これは私の考えです。いろんないちの不備を表に出さないといけないんです。それは議会の不備でもあります。私はくやしいところはいっぱいあるんですけど、それを出さないために、とりあえず1月10日に引き渡しをしてもらえるように暫定の合意書を組もう、しかもそれは差し引きです。向こうが不用になった分とこちらが出す分と相殺すると、その額は余り大したことはありません。そういったことの予算案を、せっかくそういった形を出してあるのに、なぜさらに修正案を出すのか。1月10日に引き渡しはもうできませんよ。そうしたらまたさらにその引き渡しが遅れることによって。でPFIは向こうの金融関係、向こうのお金で物事を処理するんですよ、だからスピード感があって。こちらがもたもた遅れてると、向こうに対してもお金の面で迷惑をかけるんですよ。だから、とりあえずできることはちゃんと手前でしておいて、そして後、弁護士さんがおっしゃったように一つ一つチェックをして、減らすものは減らす。うちの町に非があるものはきちんとそれは丁寧に謝る。それが行政とこのPFIという業者とのパートナーシップではないかと私は思うので、今回の減額修正案には反対をいたします。

もしこれを、修正案を出したい方は、出したい方の意味がよく分からないです。本当にずっと反対なのか、修正を出してその後でまた予算特別委員会を開いてその結果納得なのか、その辺が分からないんですけど、私はここまでよく行政が取り組んでくださったというのは本当に行政は評価します。ただ、うちの議会は不備がいっぱいあります。それは私も含めて力不足だろうと思いますので、この修正案には反対いたします。ぜひ福永議員の意見を聞きたい。長議員はおっしゃいました、賛同者として。それをぜひお願いしたい。これは余分なことですよ、きっと。

以上です。

#### ◎議長（進藤啓一君）

申しておきます。私は議会のルールにのっとなって進めているということ、誤解されてもいけませんので申しておきます。

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

太田議員。

◎6番（太田健策君）

私は、この給食センターに最初から建設に反対しております。その中でも今度のごみの問題が出てきたときに、またごみの問題が最初出たごみの量、それから捨てる場所、それから金額、重さのトン数とかというのが業者から出された分が曖昧でたらめです。今現在でもはっきりしておりません。ということで、ずっと反対しておりますが、14日の日に弁護士さん来られまして5,400万円の決まった内容の数字をいただきました。これにつきましても、弁護士さんっちゅうのは法律を守ったり裁いたりするのが弁護士さんの仕事であって、この建設費の金額がどうのこうのということが出来るような人じゃありませんね。だから、このごみの問題、遅延損害金が発生した理由、契約書の中に入ってるかという確認は、したら入るとるといような報告されました。最初は町長は1億8,500万円ほどの請求が来ておりますと、それが今1億1,000万円になっておりますというて報告されました。が、最初は4か月分請求されると。それは2か月分しか払いきらんと。弁護士さんも2か月分と言われましたが、4か月が何で2か月になったのか、また何で4か月分が請求された内容も全然分かりません。法律的な分かる人が4か月分がどうして請求されたのか、それが2か月分にどうしてなったのかと、その辺もわざわざ弁護士さんが来られよって説明も何もない。私は、最初から金額的なことをずっと言いますから、ここに出された金額も信用できませんよ、これ。業者が。今までごみの問題で出してきた金額が、どがしこ変わってきたですか。その業者が出したこの遅延損害金の先方請求額という、どこにどげえして信用したらいか分らないでしょう。当方提案額、理由って書いて、早期解決のためとか、何ですか、これは。早期解決やないでしょう。金額を明確にせないかんわけでしょう。ただ早期解決するため、暫定のこの金額を払うとか。それを、弁護士は顧問弁護士でしょう。顧問弁護士がついとって、暫定の合意書なんていうのは、議会が通らないと暫定契約はできんわけでしょう。もう契約しとるやないですか。弁護士というものは、こういうところは、今日が済んで今日が通れば印鑑押してされるわけでしょう。何で弁護士が入るとってこういう資料ができるのか。弁護士たる資格はないですよ、こんなこと。

ということで、とにかく出されました金額もはっきり言いまして信用できませんし、これがまた最後の清算のときになってどういう方向に出てくるかもはっきり分かりませんよ、これ。1億1,000万円、向こうがもうもらうたいて言うたら、どうやって対処しますか。そういうあやふやな提案の金額の予算計上されましたことに対して、私は修正案に賛成します。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

小池議員。

◎8番（小池弘基君）

私は、修正案、減額修正ですね、反対の立場で討論を行います。

皆さんそれぞれの議員の方の考え方があることは私も理解します。しかし、今回の学校給食建設に伴ういろいろな問題点というのは、今日お見えの傍聴者の方も当初のいきさつ等全く分からないことも多々あると思います。本来この学校給食建設にかかわることは、前安川議長、総務常任委員会委員長でいろいろ採決する条件として、債務負担行為であるとかっていう中で、執行部は議会に対してきちっと説明責任をしてくださいという附帯決議をつけております。で昨年1月、また同じような臨時会、これも議長ご存じのように、やはり子どもの食の問題、アレルギーの問題、どうしても学校給食センターは粕屋町にとって必要だということで、可否同数の段階で議長が賛成をされて今回の工事に至ったという経緯があるんですね。そのときも当時の山脇総務常任委員会委員長は執行部に対して、くれぐれもきちっとした中間報告をしながら説明をしていきなさいよという附帯決議をつけてるんですよ。それに対して、先ほど太田議員も言われましたけども、工事着工をした、地鎮祭をした、そういった中でごみが出てきたとか鉛が出てきたとか、そういったふうな情報を全く開示せずに地鎮祭をして工事着工して、議員が、また議会が全く知らないうちに何千万円という廃棄処分を行ってやっておるわけですよ。それを昨年10月の町長選挙で今の新しい辰美町長に替わって、28年度当初予算の案の中に8,000万円ほどのごみの処分費が出てきたというところからスタートしてるわけでございまして、太田議員、昨年ごみの問題いろいろ言われましたけども、辰巳町長が就任する前にはもうごみはみんな処分終わってしまっているということの事実。だから、どっか勘違いがあったのかなと私も思います。

また、今回のこのような問題は、現在豊洲にしてもそうですけども、東京都の新しい小池都知事が前の都知事のいろんな不備を一生懸命、オリンピック・パラリンピックの開催地の問題、場所の問題も含めていろんなことを今やっぱり修正をしていって、もとのあるべき姿に戻そうということをやっているのと全く同じような行為だと思います。交付金申請も1億8,500万円、ただ一人の担当者の判断で申請をしなかった。それも、そういったチェックがなされてない執行部にも問題があると思います。といっても、それは前体制の話です。現在の町長がそれをした、やめたわけではないんです。やはり粕屋町にとって交付金1億8,500万円、非常に大きな金額です。それを何とかしてとりたいという思いで何度も上京をされ、国会議員の

宮内先生、いろんなご尽力をいただいたりしながら、またたまたま大型補正といったものが採決、閣議決定されたということも受けて、今回2億1,000万円ほどの交付金をもらえるようになったと。こういったことは、やはり私は今の町長が頑張っていたらと判断いたします。

それともう一つは、提案者の福永議員もそうですけども、本来監査をずっとしてある方のごさいますて、無駄なお金を出すことに関しては今までおかしい、減らせ、ただし必要なものは必要で認めるけども、必要でないものは出す必要ないっていった持論の持ち主だと私は思ってたんですけども、今回の減額修正は、まだ12月の半ばだから、支払うのは1月の末だから1か月半あるから、今回とりあえず減額修正をして、それでまた再議の申請があったときでも間に合うでしょうと彼は言われたんですけども、またそこで臨時議会なり、何かまた全協なり、いろんな委員会を開くということは、また余分なお金がかかるんじゃないですか。私はそう思うんです。日頃言っている主義と実際やっていること、どうも私はリンクしない。これは議員の非難ではないんですよ。だから、そういったふうな、ひとつ我々議会、議員というのはやはり町のためであったり、何のためにするかという大義と、そのために必要なものに対しては、やはり何とかして通していこう。私は、執行部の議案というのは、やはり慎重に計画されたものだと思っておりますので、できるなら通していきたい。ただし、説明にしろ、まだ時期が早いよねっていった議案は延ばすといったようなことで、6月の補正予算の修正案なんかでも、まだまだ資料も足りんし交渉もしていきたいということでは時期尚早といったことで延ばしてきたという経緯を私は考えております。

そういった中でやっと、ただしSPCのほうからは損害遅延金を早く払えと、払わなければ工事をしないというような切羽詰まった状況においては、やはり双方で代理人を立ててまずは落としどころを決めようといったのが今回の補正予算にも上がっておりますけども、暫定合意にかかわる金額だと認識しております。これもまずそれを払うことによって1月に、それまで工事を全部済ませますよ、引き渡しもしますよ、4月1日からの運用にも問題ないようにしますよという保証がついてるんです。それをもし払わないとかというふうなことになる時の問題点は、今度は遅延損害ではなくて違約金だとかペナルティーという話になって、まあまずあり得ないとは思いますが、やめると、工事をもって言われたときには、今度は契約の中では何%ですか、8%とか、そういったふうな違約金といった、もう全部取り決めが終わっております。そういったところに発展するということが自体が大変なことですし、一番の迷惑をこうむる人は子どもたちなんです。楽しみにしてて、アレルギー食もなくなって、お弁当を持っていったお母さん方は、ああ、やっとこれ

で手が離れるなど、そういったいい事業だと私は思ってるんです。それを、説明が足りなかった、だから執行部は、ああ、そうだっていうことで弁護士、顧問弁護士を呼んで暫定合意に至る経緯であるとか、あくまでも今回の金額は暫定であってどんどんどんどん減っていくこともあるんですよという説明をさらにされて、我々議員、また議会に対して賛同というか、理解を求める最大の努力をされてるわけです。それを、安易とは言いませんけども、1月末支払いまでに1月半あるから今回とりあえず外そうよっていう発想は、私は理解ができないんです。やはりいいものはいい、必要なものは必要、きちとした形で、我々は議会として、また議員として採決を行って、正しい判断をするべきだと思っております。そのためにも今回の補正予算減額修正案には全く理解ができませんし、反対をしたいと思っておりますので、私の反対討論として終わります。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

山脇議員、どうぞ。

◎13番（山脇秀隆君）

私は、修正案に反対をしたいと思っております。

私はですね……。

◎議長（進藤啓一君）

いや、これ今賛成の発言を行っておりますが。ですから、次にまた反対ありますから。

今、反対とおっしゃったんですかね。どうぞ。すみません、勘違いしました。

◎13番（山脇秀隆君）

いいんですよ。

修正案に反対をしたいと思っております。

私は、今回は皆さんのお話を聞いてると、どうも感情的になってしまって、本来の議員の姿、見識っていうのが、私は信じたいと思ってるんです。今回この1月10日に納期があるわけですね。1月10日に建設を終えて大方の外構を外した流れの中の建設に関して、建設が終わって納期があるわけです、1月10日に。そういった中で支払いが1月末っていうのは、私は限度だと思ってるんですね。そういう中でこれをもし払わないっていうことを皆さん考えてあるのかなと。私はちゃんと皆さ

んやっぱり分かっていると思うんですね。最終的に私はそこで賛成すればいいんだっ  
ていうことであれば、町の支払いは五十日っていうふうに聞いておりますんで、こ  
のお正月を挟んでの中で支払い期日に間に合わせようと思ったら、今議会が私は最  
終だと思ってるんですね。だから、今議会でやっぱり払うものはちゃんと予算を組  
んであげないと私はいかんのじゃないかな。今までのようにどうにかなるっていう  
私は問題じゃないと思うんですね。私は、個人の思いとかはいろいろあって、それ  
は否定はしません。それはいろいろあって当然です。しかしながら、今回は納期が  
あって支払い期日があるっていうことが問題なんです。だから、ここはきっちり皆  
さんの見識で、これはやっぱりちゃんとやっておかなきゃいけないっていう、議会  
としてそこはしっかり取り組んでおかなきゃいけないということを訴えておきたい  
と思いますので。私は、最終的には皆さんの見識を信じておりますので、よろしく  
お願いしたいと思います。

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

賛成の討論ですか。今討論求めていますから、討論ですか。

◎11番（久我純治君）

委員長採択で賛成した部分で、ちょっと。

◎議長（進藤啓一君）

ですから、今修正案に賛成の方の発言を求めています、それに基づいての発言で  
しょうか、今からされるのは。

◎11番（久我純治君）

要するに、何で私が手を上げたかを言いたいんですよね。もうだめですか。

◎議長（進藤啓一君）

それは討論ではございませんから、ご遠慮ください。今求めていますのは修正案に  
賛成の方の発言を求めています。

次に、修正案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、修正案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第75号の修正案を採決いたします。

本案に対する予算特別委員会委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の

報告が可決でありますので、修正する案……。

(許可のない発言あり)

◎議長（進藤啓一君）

あなたね、ちょっと待っててください。議会のルールに従ってしませんと、進みません。

(許可のない発言あり)

◎議長（進藤啓一君）

本案は、委員長の報告が可決でありますので、修正する案、すなわち2名の議員より提出された修正案に賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成少数であります。よって、議案第75号の修正案は賛成少数により否決されました。

次に、町から上程されました議案、つまり議案第75号原案の討論に入ります。

この議案につきましても、委員長報告のとおり議員全員によります審議を行っていきます。よって、質疑を省略し、これより議案第75号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

(許可のない発言あり)

◎議長（進藤啓一君）

そうですか。

これより町から上程されました議案、つまり議案第75号原案を採決いたします。

(許可のない発言あり)

(発言の内容を議会事務局長から議長に説明)

◎議長（進藤啓一君）

ああ、なるほど。そのときに、問うたときに言ってください。終わった後からはなかなかぶり返しが。

(許可のない発言あり)

◎議長（進藤啓一君）



じゃあ、また戻りましょう、そこはご意見ですから。

議案第75号、原案ですね、これに反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎7番（福永善之君）

先ほど12番議員さんのほうから修正案の件で私のほうに名指しで発言をということで求められましたので、修正案が否決されましたので、この一般会計補正予算に絡めて私の考え、反対理由を述べさせていただきます。

まず、このような大事な議案、違約金ですね、このような大事な議案をほかの予算と絡めて提出すること自体、これは問題があります。これは私が予算特別委員会の中で提案理由として述べた理由の一つです。

因町長は平成26年3月議会、本予算ですね。

◎議長（進藤啓一君）

今はですね、原案、予算書の関係でございますから、それに基づいて発言願います。

◎7番（福永善之君）

はい、分かりました。

冒頭述べましたように、まずこのような大きな議案、まだ議会の中で議論が煮詰まってない、議論が拮抗している事案に関しまして、他の予算と絡めて出すようなやり方がよろしくない。これは単体で出すべきだと私は何度も申してきました。この今回の議案に関しましては、学校給食に関する約2億円の国の補助も提出されております。一方では違約金5,800万円ほども出されております。違約金の件で人質にするような、そのような議案のやり方というのは、議員として反対はしたくないんやけど違約金があるから賛成に回るっていう感じで正常な判断ができないと私は考えております。今回私は、違約金以外の補正予算、これは反対したくありません。ただ、違約金がついているおかげで反対せざるを得ないという状況をつくり出している執行部、今後このような大事な議案に関しましてはやはり切り離して対応していくということを肝に銘じられて、私の反対討論とさせていただきます。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

本田議員。

◎12番（本田芳枝君）

ありがとうございます。やはり議会はこの賛成討論、反対討論、それから何をどういった形で考えて提案するのか、これらは全て議長の采配で動いてるんです、私たち。だから、申しわけないけど、早かったら早い。で、ここは説明が要るんじゃ

ないか、だって私たちだけでしているんじゃないんですね。住民の皆さんと共有しないと、この税金の大もとは町民の皆さんが働いて出されている。だから、先ほどからその1億円の町民の何とかって話がありますでしょう。だから……。

◎議長（進藤啓一君）

私におっしゃってるなら、後からゆっくりお話ししましょうかね。問題について……。

◎12番（本田芳枝君）

この時間は本当にお金がかかっている時間なんですね。だから、審議を大切にしたいということで、私は久我議員も予算特別委員長として言いたいことは非常に悩まれたと思うので、あるんじゃないかと、もし私が議長であれば発言を求めました。そういった内容で今申し上げています。それがどうであろうと、それで私はここは賛成をしております。賛成をしたい、なぜ賛成をしたいか。実は、私は6月の補正予算を反対しているんです。遅延損害金のその内容を外した形で補正予算を賛成、反対になったんですけど、私はどうしても廃棄物処理の費用を認めることができなかつた。だから、申しわけないけど反対をしました。その当時は太田議員と同じ立場でした。ところが、この半年、参考人招致がございまして、前室長の発言、それからほかにもいろいろ調べてみて、私うちの町に大いに不備があったと今考えています。だから、そういった流れの中でいろんなことを今考えているんですが、私は2つ、今回給食センターにまつわることで予算化されてなかつた廃棄物処理、これはまだ問題が片づいていません。これで今問題が複雑になっています。今後その話はPFIの方たちとすることだろうと。ある方は裁判にかけても、そう言ったじゃないかと言われるけれども、うちの町のいろんな仕事の仕方、それは前室長だけの問題ではないんですね、多分。平成16年ぐらいからの問題があります。だから、そこを明らかにしながら、とりあえず私は6月の補正予算で反対したことが今無事に私の中ではちゃんと行政が頑張ってくれてるなど、情報開示もしてくれているし、減額、減額、減額に重ねてあの数字だったんだなってというのが今やっと理解できました。

それから、今回交付金のことですが、これも前室長が忘れたと言われました。私は実はクリスチャンなので、私自身も非常によく忘れるんですね。だから、大事なことなんだけどいっぱい仕事があつて忘れることがあるかもしれないというふうに思っていましたので、非常に自分はこれをどう考えていいか分からない。ただ、その職員体制で協力体制があつて、その中で誰かがチェックする必要があると、そういうのを議会はチェックしてくださいって今求めています、それが今回、今の執行部の皆さんの努力によってこちらが申請した以上の、昨年申請するべきであった以

上のものを申請して、それが無事通った。やっとなんか数字として予算案に、ここに出せたというその流れで、私はその間の働きを、行政の皆さんの働きを高く評価したいと思います。そういう意味で、この補正予算は本当に心から賛成いたします。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案に反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案に賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより町から上程されました議案、つまり議案第75号原案を採決いたします。

原案に対する委員長の報告は可決であります。原案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数で……。賛……。

余り私語を言わないでください、迷いますから。

賛成多数であります。よって、議案第75号は原案のとおり可決されました。

◎議長（進藤啓一君）

町長。

◎町長（因 辰美君）

議案の提出をいたしたいと思います。

（町長から議長に対し追加議案が提出される）

◎議長（進藤啓一君）

ただ今追加議案が提出されました。追加議案を配付いたしますので、しばらくお待ちください。

（追加議案を配布）

ただ今配付いたしました追加議案を日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

川口議員。

◎4番（川口 晃君）

議会の運営として、どういうふうな筋書きになってるんでしょうか。ちょっと理解できない。

◎議長（進藤啓一君）

後ほど提案理由の説明があると思いますけども、この追加提案を出されることについては認められております。ですから、その内容は説明されると思います。

ですから、これを議題として追加することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

（許可のない発言あり）

◎議長（進藤啓一君）

もうすぐ終わりますから、ちょっと待ってください。流れがありますから。

ご異議なしと認めます。よって、議案第77号を日程に追加し、直ちに議題とすることに決定いたしました。

議案等の上程を行います。

お手元に新たに配付いたしておりますように、ただ今提案されました議案は1件であります。

提案理由の説明を求めます。

因町長。

（町長 因 辰美君 登壇）

◎町長（因 辰美君）

それでは、議案第77号を追加提案させていただきます。

遅延損害金等の額の暫定合意についてでございます。

P F I 方式による粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業に関しましては、昨年12月3日から25日まで粕屋町が工事を一時中断したことを理由として、事業契約第50条の規定に基づき、S P C側である株式会社粕屋町学校給食サービスより粕屋町に対し本年4月28日をもって正式に工事遅延にかかわる増加費用等を請求されました。町としてもS P C側及び関係各社と協議を重ねるとともに、金額の妥当性や精査等については町の顧問弁護士とS P C側の弁護士との間で交渉を進められ、その結果、双方での歩み寄りにより和解を選択し、施設については平成29年1月10日に一部引き渡しを受け、平成29年4月から安全・安心な学校給食を提供できることを最優先するとともに、長期にわたる運営に関して町とS P C側との良好な関係を保つためにも最善を尽くしてまいりたいと思っております。

今般、粕屋町はS P C側と11月25日付をもって暫定合意書を取り交わしました。現在の増加費用等の請求は税抜き1億498万3,700円で、全体金額は確定していませんが、今回そのうち仮払金、税抜き5,442万2,182円を平成29年1月末までに支払う

ことについて、地方自治法第96条第1項の規定に基づき議会の議決を求めるもの  
あります。何とぞご審議賜りますようお願い申し上げます。

以上です。

(町長 因 辰美君 降壇)

◎議長（進藤啓一君）

議案に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

先ほど私も減額修正についての討論のときに話をいたしました。この暫定合意書については給食調理場建設特別委員会で私が質問してこの提出を求めたら出てきたということなんですよね。それで、この中で1億8,000万円初めあったのが1億1,000万円になったんですね、請求額が。それで、その8,000万円の違いがあるけど何の内容ですかということをお聞きしたいんですが、旧給食センターの解体費用でありますということをお聞きしたいんです。それで、そのことについてその場で石山室長に確認すればよかったんですが、特別話はできてないんですけど、この内容については弁護士さんが言われてるのと同じ8,000万円の中身の内容ですか。ちょっとそれをお聞きします。

◎議長（進藤啓一君）

因町長。

◎町長（因 辰美君）

今この議案提案したのは、その意味とは若干違うのではないかと思いますから、お聞きになれることは後でお答えいたしますから、先にこの議案のほうで審議していただきたいと思います。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

よろしいですか。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

ちょっと今説明は、石山室長に聞いてるんです。石山室長がこの内容については一緒に同席されとってその話は聞かれとるので、みんなの前でそれは公表してもらったらいと思うんです、質問。

◎議長（進藤啓一君）

石山室長。

◎給食センター準備室長（石山 裕君）

8,000万円ほどの減額が生じております中には、解体費用のことは全く関係ございません。

以上です。

◎議長（進藤啓一君）

田川議員。

◎9番（田川正治君）

弁護士さんが言われてる、精査せないかん内容としてですよ。後で議事録で確認したいと思います。

以上。

◎議長（進藤啓一君）

ほかに質疑ありませんか。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

では、ここで暫時休憩としたいと思います。

（休憩 午前11時25分）

◎事務局長（古賀博文君）

それでは、11時35分から議会運営委員会を委員会室Aで開催いたします。

◎議長（進藤啓一君）

申し訳ありませんが、議運以外の方はしばらくお待ちください。

（再開 午前11時55分）

◎議長（進藤啓一君）

では、再開いたします。

休憩前に提出されました議案第77号につきましては、ただ今お手元にお配りしました付託表のとおり付託したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、ただいま上程されました議案等につきましては付託表のとおり所管の委員会に付託することに決定いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

議案第76号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

久我厚生常任委員会委員長。

(厚生常任委員長 久我純治君 登壇)

◎厚生常任委員長(久我純治君)

議案第76号北筑昇華苑組合の共同処理する事務の変更及び北筑昇華苑組合規約の一部変更に関する協議について、付託を受けました厚生常任委員会の審議の経過と結果について報告いたします。

平成29年4月1日から新宮町相島地区を北筑昇華苑組合の共同処理する事務の処理区域とすることに伴い、北筑昇華苑組合の共同処理する事務を変更し、北筑昇華苑組合規約を変更するため、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものです。

相島にも1基の施設があるそうですが、今まで本体施設15基とまた別のブース等の施設が1基あったそうですが、改修工事で16基になり、1日平均の12件であるそうで、ある程度余裕ができたということです。また、病院等の具合で相島でなく北筑昇華苑を使う人たちが増えたのも原因の一因だそうです。

当委員会で慎重審議いたしました結果、全員賛成で原案のとおり可決すべきことに決しましたことを報告いたします。

(厚生常任委員長 久我純治君 降壇)

◎議長(進藤啓一君)

ただ今の委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑はありませんか。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、質疑を終結いたします。

これより議案第76号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長(進藤啓一君)

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第76号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、議案第76号は原案のとおり可決いたしました。  
ここでお昼休憩のために暫時休憩いたしたいと思います。

（休憩 午前11時58分）

（休憩後の学校給食調理場建設特別委員会終了後）

（再開 午後1時40分）

◎議長（進藤啓一君）

それでは、再開いたします。

議案第77号遅延損害金等の額の暫定合意についてを議題といたします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

山脇学校給食調理場建設特別委員会委員長。

（学校給食調理場建設特別委員長 山脇秀隆君 登壇）

◎学校給食調理場建設特別委員長（山脇秀隆君）

それでは、議案第77号遅延損害金等の暫定合意について、付託を受けました学校給食調理場建設特別委員会の審議の経過と結果につきましてご報告をいたします。

なお、審議の経過につきましては、全議員での審議でございましたので、結果のみをご報告いたします。

平成28年12月第4回定例議会補正予算におきまして、給食センター建て替え建設における工事中断による遅延損害金等の暫定額が、相手方、株式会社相屋町学校給食サービスと合意できたため、地方自治法第96条第1項第13号の規定により議会の議決を求められたものであります。これにより平成29年1月10日の外構工事を除く新給食センターの引き渡しを可能にし、遅延損害金、税抜き5,442万2,182円を同1月31日までに支払うものであります。

当委員会でも慎重に審議しました結果、可否同数のため、委員長裁決で可決すべきことに決しましたので、ご報告して終わります。

（学校給食調理場建設特別委員長 山脇秀隆君 降壇）

◎議長（進藤啓一君）

この議案につきましては、委員長報告のとおり議員全員により審議を行っています。よって、質疑を省略し、これより議案第77号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

田川議員。

◎9番（田川正治君）

今委員長からの説明ありましたが、さっきの補正予算の関係で年末、12月議会で議決をして1月末日には払うということについての金額が決まったわけですが、こ



の暫定合意書の2にはその仮払金について述べております。3の精算について、非常に問題をはらんどるというのがあります。それは、このように述べてあります。甲及び乙は、当該協議により増加費用の全体額を平成29年6月末の第1工の工事完成及び現給食センターの解体工事完了までに確定するものとし、係る確定後速やかに甲及び乙は同確定金額から前項の仮払金の金額を・・・し精算するというのですが、今までもこのPFIの問題で、契約にかかわる問題も含めて支払いとか経費などいろいろ変更され増額もされるという状況なども生まれております。そういう点では、このような内容が非常に曖昧なこの合意書については、今後1億1,000万円の中で納まるのかということなど非常に懸念を感じます。このような不透明な未確定な内容のある暫定合意書については反対をいたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより議案第77号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、議案第77号は原案のとおり可決いたしました。

◎議長（進藤啓一君）

これより決議案第1号特別支援学校を粕屋町に誘致することを要望する決議を議題といたします。

決議案第1号は全議員による提出ですので、質疑、討論を省略し、早速採決をいたします。

原案賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

全員賛成であります。よって、決議案第1号は原案のとおり可決いたしました。

ここで規定により議員を代表し、議長をして特別支援学校を粕屋町に誘致することを要望する決議文を読み上げます。

お手元の追加議案の3ページです。

特別支援学校を粕屋町に誘致することを要望する決議案。福岡県は、知的障害のある児童や生徒が通う特別支援学校を今後10年間で3校新設することを表明しました。知的障害のある子どもを受け入れる特別支援学校の児童、生徒数は2006年度の1,405人から2015年度には、約1.5倍の2,101人に増加しています。児童・生徒数は今後10年で3割増加すると推計していますが福岡地区では6割以上の増加を見込んでいます。県は、今後の方向性として新設の必要な地域を3つ挙げました。1つには、古賀特別支援学校（糟屋地区、宗像地区、遠賀郡）の通学区域。2つには、糸島市または、近隣地域を区域とする地域、3つには、太宰府特別支援学校（筑紫地区）の通学区域です。糸島市域については、保護者の要望もあり決定しているようですが残る2校については、福岡市東部近郊を想定しているようです。

粕屋町の県立古賀特別支援学校に通う児童、生徒は44名で、全体の12.3%に及びます。町内各学校の特別支援学級の児童、生徒数は年々増加するばかりで平成28年10月1日付の4小学校で190名、2中学校で36名（うち知的障害者と肢体不自由151名、情緒障害75名）にもなります。

こうした現状から、粕屋町における今後の特別支援教育を考えれば、粕屋町内に施設設置が必要不可欠と考えます。これまでの県の特別支援学校の地域区分から考えると、交通の利便性や位置などから粕屋町が最適と思われれます。よって、粕屋町地内に県立特別支援学校を有することを要望するものです。

以上、決議する。平成28年（2016年）12月16日 粕屋町議会。

以上であります。

◎議長（進藤啓一君）

意見書案第3号地方議会議員の厚生年金制度への加入を求める意見書（案）及び意見書案第4号RDF発電事業の終結に当たっての意見書（案）を議題といたします。

意見書案第3号及び第4号については、開会日に提出者の趣旨説明及び質疑を終了しております。

よって、これより意見書案第3号の討論に入ります。

まず、原案反対の方の発言を許します。

中野議員。

◎ 2 番（中野敏郎君）

地方議会の厚生年金制度への加入を求める意見書に対して、私は反対します。

これを私は地元に戻ってというか、自分の周りの若者に説明するような能力を持ち得ません。私は、議員は職業化すべきではないというふうな基本を持っております。議員の報酬、その中でやっていくべきだと思っております。そういう観点から、この厚生年金加入を求める意見書に対しては反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

福永議員。

◎ 7 番（福永善之君）

一度、地方議会議員年金制度は廃止になっております。時計の針を戻すようなことはいかかなものかと私は思います。この中で問題点は、議員と各議員が所属している地方自治体が費用折半という、その折半のところが果たして住民の方に理解されるのかというところが疑問に残るところでございます。

以上の観点から、私はこの地方議会議員年金制度の復活に関しては反対いたします。

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案反対の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

（声なし）

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。

これより意見書案第 3 号を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

（賛成者投票）

◎議長（進藤啓一君）

賛成多数であります。よって、意見書案第3号は原案のとおり可決されました。  
これより意見書案第4号の討論に入ります。  
まず、原案反対の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

次に、原案賛成の方の発言を許します。

(声なし)

◎議長（進藤啓一君）

ないようですので、これにて討論を終結いたします。  
これより意見書案第4号を採決いたします。  
本案を原案のとおり可決することに賛成の議員は賛成ボタンを押してください。

(賛成者投票)

◎議長（進藤啓一君）

賛成少数であります。よって、意見書案第4号は否決されました。  
お諮りいたします。

可決された意見書につきましては関係機関に送付したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、可決された意見書案につきましては関係機関に送付することに決定しました。

町長から発言の申し出がっておりますので、これを認めます。

因町長。

◎町長（因 辰美君）

平成28年第4回粕屋町議会定例会の閉会に当たりまして、自席からではございますが一言ご挨拶を申し上げます。

去る12月2日に開会されました今定例会にて提案をいたしました7件の議案につきまして、慎重なるご審議を賜り、誠にありがとうございました。一部の議案におきましては、混乱を招くことになりましたことは私の不徳のいたすところと反省をいたしております。私は、不器用な人間でございます。しかし、責任感はあると思っています。これからも正直で誠実に住民目線で行政運営を行うことが、町民に対して私の責務であると思っております。今後は初心を忘れることなく、正直に行政運営に精進してまいる所存であります。会期中にいただきましたご意見等を十分に踏まえまして、職員一丸となってこれからの行政改革に取り組んでまいりたいと思

います。

いよいよ年末を迎え、数えるばかりの日数となりました。議員の皆さまにおかれましては、寒さに向かう折から十分にご自愛いただき、来る年が輝かしい年となりますようお祈り申し上げまして、12月の定例会の閉会の挨拶とさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

◎議長（進藤啓一君）

これをもって本定例会に付議されました案件の審議は全部終了いたしました。よって、平成28年第4回粕屋町議会定例会を閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

◎議長（進藤啓一君）

ご異議なしと認めます。よって、平成28年第4回粕屋町議会定例会を閉会いたします。

（閉会 午後1時55分）

会議録調製者 古 賀 博 文

上記会議の経過については、その内容の相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 進 藤 啓 一

署名議員 久 我 純 治

署名議員 山 脇 秀 隆